

成年後見制度

利用促進フォーラム

～相談機関や地域連携ネットワーク構築等の
体制整備に向けて～

平成29年度 厚生労働省老人保健健康増進等事業

「地域における成年後見制度の利用に関する相談機関やネットワーク構築等の体制整備に関する調査研究事業」

開催日 2018年 3月 7日(水) 10:30~16:50

会場 全国社会福祉協議会 灘尾ホール
〒100-8980 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号

平成29年度 厚生労働省老人保健健康増進等事業
「地域における成年後見制度の利用に関する相談機関やネットワーク構築等の
体制整備に関する調査研究事業」

成年後見制度利用促進フォーラム
～相談機関や地域連携ネットワーク構築等の体制整備に向けて～

■開催趣旨

成年後見制度利用促進基本計画を受け、各地で成年後見制度の利用促進のための取り組みがはじまっています。

成年後見制度利用促進体制整備委員会（事務局：公益社団法人 日本社会福祉士会）は、平成29年度厚生労働省老人保健健康増進等事業として、成年後見制度利用促進に向けた体制整備について調査を行うとともに、これから取り組みを開始する自治体担当者や関係者を対象に、「手引き」を開発しています。

このたび、支援の各段階で求められる支援機能について、自治体や関係機関の取り組みを共有するとともに、これから全国各地で成年後見制度の利用が必要な人を支える支援のあり方や体制整備を考え、地域連携ネットワークを構築していくためのフォーラムを開催いたします。

企画：成年後見制度利用促進体制整備委員会
(事務局：公益社団法人 日本社会福祉士会)

■ プ　ロ　グ　ラ　ム

9:30	受付開始	
10:30	挨拶・趣旨説明	新井誠氏(中央大学教授・本委員会委員長)
10:35	挨拶	谷内 繁氏(厚生労働省大臣官房審議官)
10:40	第1部 成年後見制度利用促進の ための体制整備に向けて ～手引きに期待するもの～	<p>○報告者</p> <p>長谷川 和世氏(認知症の人と家族の会)</p> <p>土肥 尚子氏(日本弁護士連合会)</p> <p>矢頭 範之氏(成年後見センター・リーガルサポート)</p> <p>星野 美子氏(日本社会福祉士会)</p> <p>高橋 良太氏(全国社会福祉協議会)</p> <p>○コメントーター</p> <p>田中 規倫氏(厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室)</p> <p>吉野 秀保氏(法務省民事局)</p> <p>○指定発言者</p> <p>五十嵐 穎人氏 (千葉大学社会精神保健教育研究センター)</p> <p>○座長</p> <p>新井 誠氏(中央大学教授・本委員会委員長)</p>
12:10	昼食休憩	

13:10	第2部 成年後見制度利用促進に 向けた機関の立ち上げと 体制整備	○報告者 矢澤 秀樹氏(上伊那成年後見センター) 安藤 亨氏(豊田市福祉部福祉総合相談課) 牧野 奈津美氏(静岡県健康福祉部福祉長寿局) 海野 芳隆氏(静岡県社会福祉協議会) ○オブザーバー 服部 康治氏(静岡家庭裁判所) ○コメンテーター 須田 俊孝氏(内閣府成年後見制度利用促進担当室) 西岡 慶記氏(最高裁判所事務総局家庭局) ○コーディネーター 山口 光治氏(淑徳大学教授・ ワーキンググループ委員会委員長)
14:50	休憩	
15:05	第3部 地域連携ネットワークと 支援機能	○報告者 山本 繁樹氏(地域あんしんセンターたちかわ) 住田 敦子氏(尾張東部成年後見センター) 白土 典子氏(いわき市役所保健福祉部保健福祉課) ○コメンテーター 林 幸徳氏(厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室) 片桐 公彦氏(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課地域生活支援推進室) ○コーディネーター 池田 惠利子氏(日本社会福祉士会 参事)
16:45	事務連絡	鹿嶋 隆志氏(日本社会福祉士会 理事)
16:50	閉会挨拶	西島 善久氏(日本社会福祉士会 会長)

■ ご参加にあたって

本日は、成年後見制度利用促進フォーラムにご参加いただき、ありがとうございます。

次の事項をご了承の上、ご参加下さい。

1. 事前にお送りしている参加証を、当日名札としてご利用ください。
2. 会場内の飲食は可能です。ごみはご自身でお持ち帰りください。
(ホールロビーに自動販売機があります。また、建物内にコンビニエンスストアがあります。)
3. 携帯電話はマナーモードに切り替えていただき、通話はお控えください。
4. 本日は会場内が満席となる予定です。できるだけ奥のあいている座席よりご利用ください。荷物は座席に置かず、会場窓側の荷物置き場もしくは受付のクローケをご利用ください。なお、貴重品はお手元にて管理ください。
5. 本日のフォーラムについて、動画撮影を行います。本日のフォーラムの動画と資料について、公益社団法人日本社会福祉士会ホームページにて掲載を予定しています。
なお、講義（講演）の録音・録画は固くお断りいたします。
6. 本日フォーラムの様子は主催者およびマスコミ各社等が写真撮影を行い、新聞各紙および、日本社会福祉士会広報誌等への掲載を行う場合がありますので、ご了承をお願いします。
7. 本ホールは、フォーラム終了後、明日の事業準備の予定が入っております。
恐れ入りますが、フォーラム終了後、速やかな会場からの退場にご協力いただきますよう、お願い申し上げます。
8. 社会福祉士の方は、本フォーラムをすべて受講した場合、日本社会福祉士会生涯研修制度の単位（生涯研修制度独自の研修・実績 4.75 時間）となります。

挨拶・趣旨説明

新井 誠 氏（中央大学教授・本委員会委員長）

挨 捜

谷 内 繁 氏 (厚生労働省大臣官房審議官)

第 1 部

成年後見制度利用促進のための体制整備に向けて ～手引きに期待するもの～

○報告者

長谷川 和世氏(認知症の人と家族の会)
土肥 尚子氏(日本弁護士連合会)
矢頭 範之氏(成年後見センター・リーガルサポート)
星野 美子氏(日本社会福祉士会)
高橋 良太氏(全国社会福祉協議会)

○コメンテーター

田中 規倫氏(厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室)
吉野 秀保氏(法務省民事局)

○指定発言者

五十嵐 穎人氏(医師・千葉大学社会精神保健教育研究センター)

○座長

新井 誠氏(中央大学教授・本委員会委員長)

特集／成年後見制度利用促進基本計画からみるこれからの成年後見

7 成年後見制度利用促進基本計画の理念と具体化の方途 ～素描的検討～

中央大学教授 新井 誠

プロローグ～長い助走を経て～

2017年3月24日、政府は成年後見制度の利用の促進に関する法律(以下、「利用促進法」という)12条1項に基づき、成年後見制度利用促進基本計画(以下、「基本計画」という)を閣議決定した。

基本計画の閣議決定に至る途は、決して平坦なものではなかった。出発点は、2010年10月に横浜で開催された第1回成年後見法世界会議の閉幕に際して世界に向けて発せられた「横浜宣言¹⁾」であったのではなかろうか。この「横浜宣言」の精神に立脚して利用促進法案の原案がまとめられ、成年後見の利用促進に共感する国会議員、政党、各府省庁、専門団体等の多大なる尽力の結果として、利用促進法は2016年4月8日に成立し、5月13日から施行された。これを受けて、成年後見制度利用促進会議(以下、「促進会議」という)および成年後見制度利用促進委員会(以下、「促進委員会」という)が発足し、促進会議から促進委員会に意見が求められ、促進委員会が意見をとりまとめ、パブリックコメントが実施され、促進会議において基本計画を作成のうえ、閣議決定したものである。

「横浜宣言」という出発点から起算して約6年半の長い助走を経て、基本計画が閣議決定されたも

のであり、一朝一夕にして成就したものでないことを本稿の冒頭においてあらためて確認しておきたい²⁾。

本稿は、基本計画の内容を解説するものではなく、それが拠って立つ考え方を分析し、それを実現するための手段を筆者なりに模索するものであり、副題を「素描的検討」としたゆえんである。

なお、筆者は促進委員会の構成員として意見のとりまとめに関与したが、本稿の内容は筆者の個人的な見解にすぎないことをお断りしておきたい。

1 基本計画の内容

利用促進委員会事務局は、基本計画のポイントとして次頁〈図1〉に示す3点を掲げている。

これらのうち「(1) 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善」について、基本計画は「今後の施策の目標」として以下のように述べている。

(a) 利用者に寄り添った運用

- 成年後見制度においては、後見人による財産管理の側面のみを重視するのではなく、認知症高齢者や障害者の意思をできるだけ丁寧にくみ取ってその生活を守り権利を擁護していく意思決定支援・身

1) 「横浜宣言」については、新井誠「『横浜宣言』と成年後見制度の改革」ジュリスト1415号2～7頁(2011年)参照。「横浜宣言」は2016年9月に改訂されているが、それについては新井誠・仮訳「[資料] 横浜宣言(2016年改訂版)」本誌65号7～11頁(2016年)。

2) 立法までの経緯については、大貫正男「成年後見制度利用促進法成立の経緯と位置づけ」本誌63号13～16頁(2016年)参照。

〈図1〉 成年後見制度利用促進委員会意見（平成29年1月）のポイント

(1) 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善
・財産管理のみならず、意思決定支援・身上保護も重視 ・適切な後見人等の選任、後見開始後の柔軟な後見人等の交代等 ・診断書の在り方の検討
(2) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり
・権利擁護支援が必要な人の発見と早期からの相談 ・後見人等を含めた「チーム」(注1)による本人の見守り ・「協議会」等(注2)によるチームの支援 ・地域連携ネットワークの整備・運営の中核となる機関の必要性 ・広報機能(権利擁護の必要な人の発見、周知・啓発等) ・相談機能(相談対応、後見ニーズの精査、見守り体制の調整等) ・利用促進(マッチング)機能 ・後見人支援機能(チームによる支援、本人の意思を尊重した柔軟な対応等) ・不正防止効果
(3) 不正防止の徹底と利用しやすさとの調和
・後見制度支援信託に並立・代替する新たな方策の検討 (預貯金の払戻しについての後見監督人等の関与を可能とする仕組み)

注1:福祉等の関係者と後見人等がチームとなって本人を見守る体制

注2:福祉・法律の専門職団体が協力して個別のチームを支援する仕組み

上保護の側面も重視し、利用者がメリットを実感できる制度・運用とすることを基本とする。	判断する医師が、本人の生活状況や必要な支援の状況等を含め、十分な判断資料に基づき判断することができるよう、本人の状況等を医師に的確に伝えることができるようにするための方策について検討するとともに、その判断について記載する診断書等の在り方についても検討する。
○ 特に、障害者の場合は、長期にわたる意思決定支援、身上保護、見守りが重要であり、施設や病院からの地域移行、就労や社会参加等の活動への配慮、障害の医学モデルから社会モデルへの転換、合理的な配慮の必要性といったことを重視し、障害者にとっての社会的障壁を除去していく環境や支援の在り方を継続的に考えていく必要がある。後見人は、障害者の人生の伴走者として、利用者の障害特性を理解し、継続的に支援を行っていくよう努めるべきである。	(b) 保佐・補助及び任意後見の利用促進
○ こうしたことを踏まえ、家庭裁判所が後見等を開始する場合には、本人の生活状況等を踏まえ、本人の利益保護のために最も適切な後見人を選任することができるようするための方策を検討する。	○ 成年後見制度の利用者の能力に応じたきめ細かな対応を可能とする観点から、成年後見制度のうち利用が少ない保佐及び補助の類型の利用促進を図るとともに、利用者の自発的意思を尊重する観点から、任意後見制度が適切かつ安心して利用されるための取組を進める。
○ また、成年後見制度の利用及び類型の決定手続において、本人の精神の状態を	○ 認知症の症状が進行する高齢者等について、その時々の判断能力の状況に応じ、補助・保佐・後見の各類型間の移行を適切に行う。このため、その時々の心身の状況等に応じた見守り等、適切な権利擁護支援を強化する。

- また、任意後見や保佐・補助類型についての周知活動を強化するとともに、早期の段階からの利用を促進するため、利用者の個別のニーズを踏まえた周知活動・相談対応等も強化する³⁾。

次に、「(2) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」について基本計画は、「今後の施策の目標」として以下のように述べている。

- (a) 権利擁護支援の地域連携ネットワーク及び中核機関の整備
 - 全国どの地域に住んでいても、成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるような地域体制の構築を目指す。
 - 各地域における相談窓口を整備するとともに、成年後見制度の利用が必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組みを整備する。
 - また、本人の自己決定権を尊重し、身上保護を重視した成年後見制度の運用を行うため、本人の状況に応じて、本人に身近な親族、福祉・医療・地域の関係者と後見人がチームとなって日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し必要な対応を行う体制を構築するとともに、福祉・法律の専門職が専門的助言・相談対応等の支援に参画する仕組みを整備する。こうしたチーム対応は、連携して本人を支援する既存の枠組みも活用しながら行う。
 - このため、各地域において、専門職団体や関係機関が連携体制を強化するための協議会等を設立し、各専門職団体や各関係機関が自発的に協力する体制づくりを進める。

- さらに、専門職による専門的助言等の支援の確保や、協議会等の事務局など、地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関（以下「中核機関」という。）の設置に向けて取り組む。
- こうした取組は、市町村等が設置している「成年後見支援センター」や「権利擁護センター」などの既存の取組も活用しつつ、地域の実情に応じて進めいく⁴⁾。

これについて基本計画は「中核機関の設置・運営形態」として、さらに以下のように述べている。

ア) 設置の区域

- 中核機関の設置の区域は、住民に身近な地域である市町村の単位を基本とする考えられる。
- ただし、地域の実情に応じ、都道府県の支援も受け、複数の市町村にまたがる区域で設置するなどの柔軟な実施体制が検討されるべきである。

イ) 設置の主体

- 設置の主体については、中核機関が行う権利擁護に関する支援の業務が、市町村の福祉部局が有する個人情報を基に行われることや、行政や地域の幅広い関係者を巻き込んでの連携を調整する必要性などから、市町村が設置することが望ましい。
- その際には、下記ウ)に記述するように、例えば、地域連携ネットワークの中核の役割を担うことが適当と考えられる機関に委託すること（複数の市町村にまたがる区域で中核機関が設置される場合には、当該複数市町村による共同委託）

3) 基本計画3～4頁。

4) 基本計画4～5頁。

や、既に「成年後見支援センター」等を設置している地域においてはそうした枠組みを活用すること等を含め、地域の実情に応じた形で柔軟に設置できるよう検討されるべきである。

ウ) 運営の主体

- 地域の実情に応じた適切な運営が可能となるよう、市町村による直営又は市町村からの委託などにより行う。
- 市町村が委託する場合等の中核機関の運営主体については、業務の中立性・公正性の確保に留意しつつ、専門的業務に継続的に対応する能力を有する法人(例:社会福祉協議会、NPO法人、公益法人等)を市町村が適切に選定するものとする。
- また、市町村の判断により、地域における取組実績等を踏まえ、一つの機関ではなく、複数の機関に役割を分担して委託等を行うことも考えられる⁵⁾。

最後の「(3) 不正防止の徹底と利用しやすさとの調和」について、基本計画は「今後の施策の目標」として以下のように述べている。

- (a) 不正事案の発生を未然に抑止する仕組みの充実
- 不正事案の発生やそれに伴う損害の発生ができる限り少なくするために、不正事案の発生を未然に抑止する仕組みの整備が重要である。このため、成年後見制度の利用者の利便性にも配慮しつつ、後見制度支援信託に並立・代替する預貯金の管理・運用方策の検討の促進等について検討を行う。
 - 各後見人の後見業務が適正に行われて

いるかの日常的な確認、監督の仕組みの充実については、専門職団体による自主的、積極的な取組に期待するとともに、法務省等は、最高裁判所と連携し、必要な検討を行う⁶⁾。

2 基本計画の理念

1において概観した基本計画のポイントを、筆者なりにパラフレイズすると、公的支援体制の整備、意思決定支援の促進、身上保護の重視、不正防止の徹底の四つにまとめることができるのでなかろうか。

(1) 公的支援体制の整備

成年後見制度における公的支援体制の整備は、現代世界における成年後見制度の不可欠の要請である。その好例をドイツにみることができる。

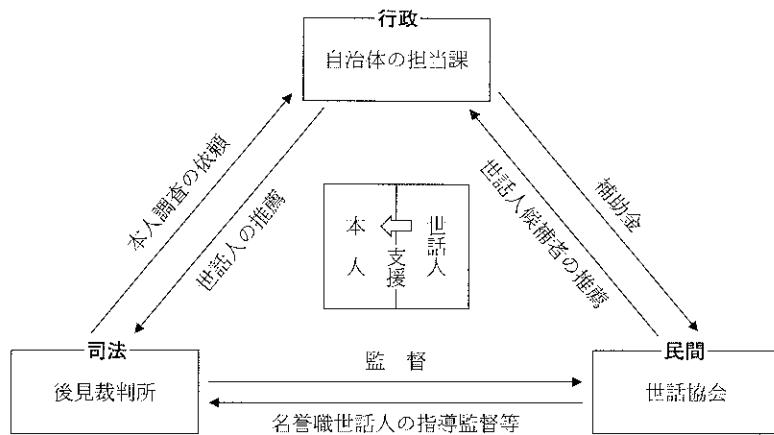
わが国の成年後見制度に相当するドイツ成年者世話法の大きなポイントの一つは、世話制度が福祉行政および民間の世話協会によって支えられ、裁判所は両者の支援を得て機能するようになっている点である。すなわち、成年者世話法を支えるネットワークが存在しているのである。自治体の世話担当課とは、福祉行政を担う自治体の担当課(世話官庁、世話署)のことであり、担当職員は本人の調査やふさわしい世話人の推薦等を行う。世話協会は、NPO法人や宗教法人によって運営され、社会福祉士や法律家が常勤しており、ボランティアである名誉職世話人の教育や監督も行う。後見裁判所は自治体の担当課および世話協会との連携を得てその職務を遂行している。

このようないわば三位一体の関係(図2参照)は、法律によって明確に位置づけられている。行政、民間、司法が一体となって世話制度を推進しているのであって、わが国の成年後見制度を真に機能させるためにはドイツ型支援組織から学ぶも

5) 基本計画16~17頁。

6) 基本計画5頁。

〈図2〉 世話法における司法・行政・民間の連携



のは多い⁷⁾。

すなわち、わが国においても成年後見制度を支える組織のネットワークの設立が急務であり、裁判所と協働して成年後見制度を支える行政と民間の連携の制度化が求められているのである。

基本計画はまさにこのような要請に応えようとするものであり、極めて高く評価することができるのではなかろうか。公的支援体制の整備（基本計画における地域連携ネットワークの構築）こそが基本計画の中核的な指導理念であると位置づけることができる。実は、その淵源は「横浜宣言」にあり、最先端の世界的潮流に呼応した「横浜宣言」においてこの理念はすでに提唱されており、公的支援体制の整備こそが「横浜宣言」の核心であるとされていた。それが基本計画に明確に取り入れられたことは、成年後見制度の健全な発展に資するものである。

付言すれば、公的支援体制の整備に関しては、厚生労働省老人保健事業推進費等補助金事業として日本成年後見法学会が実施した4年間にわたる調査研究にその萌芽を見出すことができるようと思われる（日本成年後見法学会・市町村における

権利擁護機能のあり方に関する研究会「平成16年度報告書」「平成17年度報告書」「平成18年度報告書」、同・市町村における成年後見制度の利用と支援基盤整備のための調査研究会「平成21年度報告書」参照。平成16年度報告書を除き、同学会ホームページ <<http://jaga.gr.jp/kenkyu/>> に掲載）。

(2) 意思決定支援の促進

意思決定支援の淵源はもちろん障害者の権利に関する条約（以下、「条約」という）にある。

条約は、「障害」という概念を広くとらえ、「障害」を単なる医学的事実ではなく、身体状態に由来する社会的状況と理解する。このことを「障害の医学モデル」ではなく、「障害の社会モデル」の採用という。このようなモデルの転換は、既存の人権条約がどれほど機能したのか、という問題と密接に関連する。能力低下や社会的不利は個人に起因して生ずるという従来の「障害」のとらえ方では、その原因除去の方法が「障害」の克服となり、「障害者」は医療や保護、リハビリテーションの対象にのみならざるを得ないからであり、逆に社会モデルからは、その原因除去の方法は社会側の障壁の除去へつながる、と指摘されている⁸⁾。

7) 新井誠「成年後見制度施行10年を振り返って～制度の現状と展望」法律のひろば63巻8号6～7頁（2010年）、同「成年後見制度の現状と課題」法律のひろば70巻2号8頁（2017年）参照。

8) 崔栄繁「障害のある人の権利に関する条約と障害者自立支援法——条約上の自律生活条項からの検討」茨木尚子ほか編著『障害者総合福祉サービス法の展望』201頁（ミネルヴァ書房、2009年）。

基本計画は、「医学モデル」から「社会モデル」への転換を明示しており⁹⁾、条約の理念に立脚することを表明しているのである。

条約はそのようなモデルの転換に基づいたうえで、12条に成年後見に関する特別規定を設けている。

第一に、条約は障害を理由とする差別を禁止し（5条）、障害者は他者と同等の権利を有し（12条1項）、その権利の行使に際しては自己決定権を有する。したがって、障害は成年後見人等選任の根拠にはならないし、本人の法的能力を制限する理由ともならない。成年後見人等選任や法的能力制限が正当化されるのは、無能力がどこに起因するのかとは関係なく、本人が自立的な意思決定をすることができない場合のみである。

第二に、条約は、「権利をもつ権利」を承認している。権利行使する際の自己決定といつても、本人が実際にも自力で意思決定するのでなければ画餅に帰してしまうからである。本人が自己決定能力を欠くのであれば、国家が、自己決定するための権利行使の支援をすべきである（12条3項）。したがって、条約12条が意味する自己決定権は矛盾する側面を併有している。一方では、自立的自己決定に際しては、国家や他者からの干渉に対して闘う権利を認め、他方では、自立的自己決定権を行使できないときには、意思決定や権利行使について支援を得る権利を認めている。

第三に、条約12条4項は支援方法に関する指針を具体的に提示し、本人の権利・意思・選好の尊重、利益相反の回避、不当威圧の排除、本人状況の配慮、可及的短期間の適用、独立・公平な当局の定期的見直しをあげている。

条約12条の上記の要件に照らしてみると、わが国の成年後見制度は成年被後見人等の自立的自己決定権を侵害している差別的なものではないかとの疑念が生じてくる。伝統的な成年後見の考え方

は、代理意思決定(substituted decision-making)といわれ、本人の自立と自己決定を侵害しているのではないか、と批判されている。条約12条3項は、支援付き意思決定(supported decision-making)という概念を指定しており、このような意思決定のみが許容されているとの見解が有力であり¹⁰⁾、基本計画はこの見解に親和的である。

（3）身上保護の重視

まず注目すべきは、基本計画が「身上監護」ではなく、「身上保護」という用語を採用したことである。

未成年後見においては、民法は、身上監護権の具体的な内容として、居所指定権（821条）、懲戒権（822条）、職業許可権（823条）を定めており、親権者はこれらに限らず、子を監護および教育する包括的な権利義務を有する。しかし、成年後見においては、成年後見人等がとりわけ懲戒権を有することはなく、パートナリズムの色彩の強い未成年後見の身上監護権とサポートを旨とすべき成年後見の職務内容は峻別されることが望ましい。「身上保護」という用語はそのような見地から導入されたのではなかろうか。成年後見制度の本質を鋭く衝いた考え方を踏まえたものとして評価したい。利用促進法自体が「身の保護」（3条1項）という用語を採用したことが画期的であったのではないか。

新しい用語法の背景には、民法858条という規定の存在がある。民法858条の内容については、「単に善管注意義務の解釈を具体化したものにとどまらず、理念的に成年被後見人の身上への配慮及びその意思の尊重が事務処理の指導原理であることを明示することによって、身の保護に関する成年後見人の職務・機能の実効性を高めていくことに資する」¹¹⁾と立法担当官は述べている。ここでは「身の保護」という用語が登場していることが重要である。そして、成年後見人が

9) 基本計画3頁。

10) 新井誠「補助類型—元化への途」本誌50号63～64頁（2014年）。

11) 小林昭彦＝原司『平成11年民法一部改正法等の解説』259頁（法曹会、2002年）。

【7】成年後見制度利用促進基本計画の理念と具体化の方途～素描的検討～

負っている善管注意義務を具体化し、成年後見人の職務に具体的な指針、すなわち、成年後見制度は、財産管理の制度ではあるものの、身上保護を目的とし、利用者の意思を尊重すべきことが民法858条によって明定されたのである。基本計画はさらに旗幟を鮮明にして、「成年後見制度においては、後見人による財産管理の側面のみを重視するのではなく、認知症高齢者や障害者の意思をできるだけ丁寧にくみ取ってその生活を守り権利を擁護していく意思決定支援・身上保護の側面も重視」すべき旨を強調している¹²⁾。成年後見制度における財産管理偏重からのパラダイム転換と位置づけるべきであろう。

(4) 不正防止の徹底

条約は12条5項において「障害のある人がその財産を恣意的に奪われないことを確保する」と規定している。不正防止の徹底は、条約のこの理念に基づくものである。

基本計画においては、日常的に相談等を受けられる体制の整備、家庭裁判所との連携、専門職団体、金融機関等との連携、地域連携ネットワークの整備による不正防止効果を視野に入れた、実効的な方策が検討されている¹³⁾。

わが国における成年後見制度における不正事案は、大きな社会問題となっている。そのことを真

剣に受けとめて、地域連携ネットワークを活用した不正防止策が機能することを期待したい。

3 基本計画具現化の方途

(1) 公的支援体制の整備

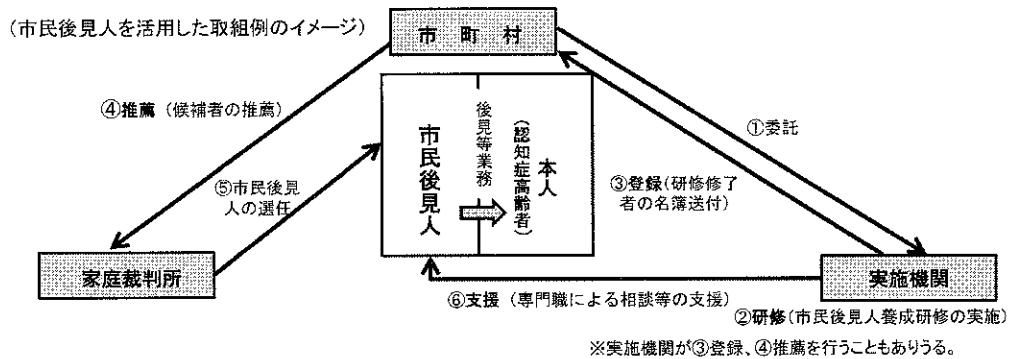
公的支援体制、すなわち基本計画上の地域連携ネットワークの整備は、実は新規の提言というわけではない。2012年4月1日から施行された老人福祉法32条の2、2013年4月1日から施行された知的障害者福祉法28条の2および障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)の関連規定の施行により、市町村の取組体制が法律によって定められている。

老人福祉法の改正について厚生労働省老健局高齢者支援課認知症・虐待防止対策推進室の事務連絡(2012年3月27日)は、「市民後見人が適正・円滑に後見等の業務を実施できるように専門職などによる支援体制を整備する必要があることから、市町村は、社会福祉協議会、NPO法人など適切に業務運営が確保できると認められる団体に委託し、後見実施機関(成年後見センター)(以下「成年後見センター」という。)の設置を検討することも必要です」と述べており、イメージとしては〈図3〉が示されている。

ここでは主として市民後見人の活用が念頭にあ

〈図3〉 認知症高齢者に関する市民後見人活用の取組例

(出典：厚生労働省ホームページ「市民後見人の育成及び活用」)



12) 基本計画3頁。

13) 基本計画15~16頁。

るが、基本計画では市民後見人に限定せず、一般的な取組例としたうえで、実施機関を中核機関と呼称している。すなわち、基本計画は、老人福祉法32条の2、知的障害者福祉法28条の2が規定する体制整備の考え方を成年後見制度一般に拡充したうえで、その着実な履行を要請しているものと解することができるのではないか。

体制整備の実施主体は市町村であり、市町村は、社会福祉協議会、公益法人、NPO法人等の適正な業務運営ができると認められる団体に中核機関を設置させ、中核機関が地域連携ネットワークの中核を担い、そのネットワークの中で専門職団体や関係機関が連携する場となる協議会が機能していくこととなる。

中核機関が地域における成年後見の実践を推進するためには、成年後見と介護・医療・福祉との連動が必須であり、たとえば市町村長申立てに介護認定審査・障害支援区分を活用したり、あるいは行政の保有する個人情報を活用する趣旨から個人情報保護条例の範囲内で情報提供を受けることができる適格性を有する団体に限定して中核機関の運営を担わせる等の方策が考えられる。中核機関は見守りから成年後見人等としての活動までを担うワンストップセンターとして、親族後見人や市民後見人に対するバックアップを行うために、行政との連携と家庭裁判所との調整が不可欠である。また、家庭裁判所の監督機能を強化・補充するために準司法機関の機能を地域連携ネットワークの中に組み込むことを検討すべきではなかろうか。

もっとも、1741の市町村が同一の形態を有する中核機関を設置する必要はない。中核機関の設置形態は多様であってしかるべきである。東京の既存の設置例としては、区の地域社会福祉協議会内部のセンターが運営するタイプ（「品川成年後見センター」型）、行政（調布市等の5市）が共同で運営するタイプ（「多摩南部成年後見センター」型）、

区と区社会福祉協議会が一般社団法人を運営するタイプ（「杉並区成年後見センター」型）等があり、参考となる。地域の実情に即して、かつ基本計画の理念に合致した中核機関の設置を鶴首して待ちたい。

（2）意思決定支援の促進

意思決定支援については二つの論点が重要である。

第一に、意思決定支援といつても障害の態様によってそのあり方は異なるので、障害者の特性に応じた意思決定支援のガイドラインが必要である。基本計画は、厚生労働省の平成26年度の障害者総合福祉推進事業において、「意思決定支援ガイドライン（案）」¹⁴⁾が示されており、今後ともこうした検討をさらに進めると述べられている。そのような検討に際しては海外の知見を参考にすることを望みたい。

第二に、前述のように基本計画は条約の支援付き意思決定に親和的であり、そのこと自体は歓迎すべきことではあるが、支援を尽くしても意思決定できない場合における代理意思決定は排斥されるべきではない。意思決定支援には、意思決定をする本人以外の周囲の支援者や環境との関係も考慮して支援するという含意があるので、共同意思決定（shared decision making）という考え方には、チームでの対応を基礎とする地域連携ネットワークの中で果たす役割は大きいのではなかろうか。

（3）身上保護の重視

前述のように基本計画は、身上保護を重視した成年後見制度の運用を行うためには、本人に身近な親族、福祉・医療・地域の関係者と成年後見人等がチームとなって対応することを推奨している。

チームが本人を見守り、本人の状況を継続的に把握し、福祉・医療・法律の専門家が適宜、本人を支援することとなるが、そのことを前提としたうえで、成年後見人等がチームのまとめ役であり、本人の意思表示を代理する役割を担っていること

14) 基本計画7頁。

を看過してはならない。チームの対応と成年後見人等の法的役割のバランスを顧慮しつつ、チームの対応が真価を發揮するのではなかろうか。成年後見人等は裁判所によって選任され、公的職務を担う者である。成年後見人等はチームの司令塔であり、コーディネーターである。だからこそ成年後見人等はチームをうまく機能させ、その総合力を発揮させなければならない。成年後見制度の要諦は成年後見人等による法的支援・保護であることを看過してはならず、ここでも家庭裁判所の役割は極めて重要である。

(4) 不正防止の徹底

不正防止を徹底する際には、不正防止のみに着目するのではなく、成年後見制度の本来的な理念にも十分に留意した方途を模索すべきである。

その意味においては、任意後見制度のさらなる普及を念頭におくべきであろう。そのうえで、即効型、移行型を廃止して、将来型に一本化すべきである。将来型を用いる場合にも、任意後見監督人の選任が適時になされるように中核機関に登録制度を設けて、任意後見受任者と中核機関が本人を見守り、適時に任意後見制度の発動を促す必要があるのでなかろうか。

また任意後見制度と信託制度を統合させて、前者は身上保護、後者は財産管理という分業体制（いわゆる受託機能のアンバンドリング）が機能する「任意後見結合型裁量信託」¹⁵⁾の導入も急務ではなかろうか。信託制度により財産を凍結して、不正防止を図り、任意後見制度により身上保護を実現しようとするのである。これを基本計画の「後見制度支援信託に代替・並立する制度」¹⁶⁾の一つとして位置づけたい。

さらには既存の後見制度支援信託については成年後見制度の理念に立脚した運用が求められる。

4 基本計画の挑戦

基本計画の着実な履行は決して容易ではない。基本計画の中核である地域連携ネットワークの構築も多大の労力と莫大な時間を要することが予想される。しかし、認知症など成年後見制度の支援が必要となる人々の大幅な増加が見込まれている現状においては喫緊の課題である。

利用促進会議はわが国の行政の中枢に位置づけられている。基本計画はその利用促進会議が履行を宣言したものであり、いわばナショナル・プロジェクトである。関係府省庁、市町村、家庭裁判所等が協力して、成年後見制度が利用しやすくなる環境が整備されることが期待される。そして、このような行政、司法部門の積極的な関与に加えて、民間部門、とりわけ各専門職団体等の主体的な関与が不可欠であり、2(1)において既述のように、行政、司法、民間の三者が一体となって叡智を結集して成年後見制度を推進していくべきである。

社会の格差拡大に伴い、高齢者や障害者など社会の本流に溶け込むことができない人々が増えているように思われる。これらの人々をいかに社会に包摂していくのか。このことがまさにわが国社会に突きつけられているのである。基本計画の実行は、「包みこむ社会」をめざすことによってこれに応えようとする一つの挑戦にほかならない。

（あらい・まこと）

15) 新井誠『信託法（第4版）』527～529頁（有斐閣、2014年）。

16) 基本計画5頁。

地域における成年後見制度の利用に関する相談機関や ネットワーク構築等の体制整備に関する調査研究事業

<概要>

成年後見制度利用促進体制整備委員会

(事務局 公益社団法人 日本社会福祉士会)

厚生労働省 平成29年度老人保健健康増進等事業 【テーマ番号89】
地域における成年後見制度の利用に関する相談機関や
ネットワーク構築等の体制整備に関する調査研究事業 <概要>

【事業目的】

- ・成年後見制度利用促進策の強化のため、支援の各場面やネットワークの構築について、支援機能の担い方・手法を整理する。
- ・権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築や中核機関の設置等に携わる者、その他地域連携ネットワークに参画する者等が、地域における権利擁護支援のための体制づくりを進めるにあたっての指針や手引きの作成を行う。

【事業内容】

1 成年後見制度利用促進策の強化が必要な場面に関する実態調査

① 市区町村担当者による成年後見制度の利用実態調査
② 地域連携ネットワーク構築による成年後見制度の利用実態調査
③ 地域連携ネットワーク構築による成年後見制度の利用実態調査

2 手引きの開発

権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築および中核機関の設置等に関して、成年後見制度利用促進策の強化が必要な場面別に、標準的な支援機能を示すとともに、地域連携ネットワークの構築を行う際、支援機能を具体的に展開するための指針となる手引きを開発する。

3 フォーラムの開催

市区町村担当者等を対象に、成年後見制度利用促進と本研究にて開発した手引きを広報・周知し、各地での中核機関の立ち上げ・支援機能の展開を推進する。
(2018年3月7日東京にて開催)

4 報告書のとりまとめ

1~3の結果を報告書にとりまとめ、ウェブサイト上に掲載する。

【事業実施体制】

本委員会の設置(4回)

ワーキンググループの設置(8回)

成年後見制度利用促進策の強化が必要な場面に関する実態調査(3種類)

1 成年後見制度利用促進策の強化が必要な場面に関する実態調査

先進的に活動している成年後見センター等の担当者(11機関)

- ・釧路市権利擁護成年後見センター(北海道釧路市)
- ・山形市成年後見センター(山形県山形市)
- ・いわき市権利擁護・成年後見センター(福島県いわき市)
- ・地域あんしんセンターたちかわ(東京都立川市)
- ・上伊那成年後見センター(長野県伊那市他)
- ・北信圏域権利擁護センター(長野県中野市他)
- ・尾張東部成年後見センター(愛知県瀬戸市他)
- ・知多地域成年後見センター(愛知県大府市他)
- ・東濃成年後見センター(岐阜県多治見市他)
- ・伊賀市社協福祉後見サポートセンター(三重県伊賀市他)
- ・坂出市成年後見センター(香川県坂出市)

※東濃成年後見センターは、3の調査対象と重複。

2 平成29年度「成年後見制度利用促進のための相談機関や地域ネットワークの構築などの体制整備」事業実施都道府県への調査

現在、各自治体で成年後見制度の利用促進体制の整備を進めている都道府県、市町村(3都道府県、3市)

- ・埼玉県、志木市
- ・静岡県、藤枝市
- ・沖縄県、沖縄市

3 中核機関の立ち上げに関するフォーカスグループインタビュー調査

先進的に活動している成年後見センター等の担当者(4機関)

- ・佐渡成年後見センター(新潟県佐渡市)
- ・品川成年後見センター(東京都品川区)
- ・東濃成年後見センター(岐阜県多治見市他)
- ・大阪市成年後見支援センター(大阪府大阪市)

2018年2月末の内容です。今後変更される場合があります。

3

成年後見制度利用促進体制整備委員会 委員・オブザーバー構成

本委員会 委員

新井 誠 (委員長)	中央大学 法学部 教授 一般社団法人 成年後見法学会 理事長
五十嵐 稔人	医師(千葉大学社会精神保健教育研究センター) 公益社団法人 日本社会福祉士会 参事
池田 恵利子	(成年後見制度利用促進特命担当)
植村 豊	北海道 保健福祉部 福祉局 障がい者保健福祉課 課長
小原 秀和	一般社団法人 日本介護支援専門員協会 副会長
鹿嶋 隆志	公益社団法人 日本社会福祉士会 理事
高橋 良太	社会福祉法人 全国社会福祉協議会 地域福祉部 部長
土肥 尚子	日本弁護士連合会 高齢者・障害者権利支援センター 委員
長谷川 和世	公益社団法人 認知症の人と家族の会 理事
星野 美子	公益社団法人 日本社会福祉士会 理事
矢澤 秀樹	社会福祉法人 伊那市社会福祉協議会 上伊那成年後見センター 所長
矢頭 範之	公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート 理事長
山崎 智美	公益社団法人 日本社会福祉士会 副会長 権利擁護センターばあとなあ運営協議会 委員長
山本 繁樹	社会福祉法人 立川市社会福祉協議会 地域あんしんセンターたちかわ

ワーキンググループ委員会 委員

山口 光治 (委員長)	淑徳大学 副学長 総合福祉学部社会福祉学科 教授
安藤 亨	豊田市福祉部福祉総合相談課 地域福祉担当主査
井上 雅哉	社会福祉法人 鮎ヶ沢町社会福祉協議会 事務局次長
庭嶋 隆志	公益社団法人 日本社会福祉士会 理事
齋藤 敏靖	公益社団法人 日本精神保健福祉士協会 クローバー運営委員会 副委員長
田邊 寿	社会福祉法人 伊賀市社会福祉協議会 地域福祉部 部長
土肥 尚子	日本弁護士連合会 高齢者・障害者権利支援 センター 委員
西川 浩之	公益社団法人 成年後見センター・ リーガルサポート 専務理事
星野 美子	公益社団法人 日本社会福祉士会 理事
矢澤 秀樹	社会福祉法人 伊那市社会福祉協議会 上伊那成年後見センター 所長

オブザーバー

厚生労働省 老健局 総務課 認知症施策推進室
厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 地域生活支援推進室
厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課
内閣府 成年後見制度利用促進担当室
法務省 民事局
最高裁判所 事務総局 家庭局

2018年2月末の内容です。今後変更される場合があります。

4

地域における成年後見制度利用に向けた 体制整備のための手引き 目次(案)

はじめに ~「手引き」作成の背景とねらい

I いま、地域連携ネットワークを住民の身近に構築していく必要性

- 1 地域共生社会の推進、個人の権利擁護として~何のための制度か~
- 2 利用者にメリットのある制度とするために~誰のための制度か~
- 3 地域において権利擁護・成年後見利用の将来を見通し、体制整備を
- 4 おわりに

II 中核機関の役割

1 権利擁護支援の地域連携ネットワークにおける中核機関等の役割

- (1) 地域連携ネットワークにおける中核機関の役割
~「チーム」、「中核機関（3つの検討・専門的判断）」
「協議会」～
- (2) 「3つの検討・専門的判断」における中核機関の役割
- (3) 中核機関の設置により期待される効果

2 中核機関の果たす具体的役割

- (1) 広報・啓発【場面1】
- (2) 相談受付・必要な支援策の検討
- (3) 成年後見制度利用促進（候補者の推薦）
- (4) 後見人等への支援（モニタリング・バックアップ）

III 中核機関等の整備に向けた取組

- 1 市区町村における中核機関の設置・運営
 - (1) 中核機関の設置・運営
 - (2) 中核機関設置に向けた協議会立ち上げプロセスの例示
- 2 支援基盤の整備
 - (1) 広報・啓発
 - (2) 相談・アセスメント
 - (3) 利用促進・マッチング
 - (4) 後見人等への支援
 - (5) 地域力強化に向けた人材育成
- 3 促進に向けて
 - (1) 専門団体等との連携
 - (2) 計画の策定
 - (3) 財源確保
 - (4) 審議会の設置、条例等の制定
- 4 都道府県の役割
 - (1) 都道府県の市町村支援
 - (2) 都道府県の整備ビジョン

おわりに 参考資料

- ・関係法令（成年後見制度利用促進法、他）、
成年後見制度利用促進基本計画、通知類 等

2018年2月末の内容です。今後変更される場合があります。

5

地域における成年後見制度利用に向けた 体制整備のための手引き 用語

平成28年4月成立。成年後見制度の利用の促進について基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、並びに基本方針その他の基本となる事項を定めること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として制定された法律です。

平成29年3月24日に、成年後見制度利用促進法に基づいて閣議決定された計画。基本計画にもとづいて、関係省庁が連携して総合的かつ計画的に成年後見制度利用促進策に取り組むこととされています。

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方が、財産管理、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約締結、遺産分割協議などをを行う場合に保護し、支援をする制度です。

成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度の2つがあります。

（法務省：成年後見制度～成年後見登記制度～

<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji17.html#a15>）をもとに作成。）

法定後見制度は、本人の判断能力の程度などに応じて「後見」「保佐」「補助」の3つに分かれています。

法定後見制度は、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人。以下、本手引きでは「成年後見人等」と言う。）が、本人の利益を考えながら、家庭裁判所から付与された代理権（本人を代理して契約などの法律行為をする）、同意権（本人が自分で法律行為をするときに同意する）、取消権（本人が同意を得ないでした不利益な法律行為を後から取り消す）を行ふことによって、本人を保護・支援するものです。

（法務省：成年後見制度～成年後見登記制度～

<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji17.html#a15>）をもとに作成。）

任意後見制度は、本人が十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人（任意後見人）に、自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務について代理権を与える契約（任意後見契約）を公証人の作成する公正証書で結んでおくというものです。本人の判断能力が低下した後、任意後見人が、任意後見契約で決めた事務について、家庭裁判所が選任する「任意後見監督人」の監督のもと本人を代理して契約などをすることによって、本人の意思を尊重した適切な保護・支援をすることが可能となります。

（法務省：成年後見制度～成年後見登記制度～

<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji17.html#a15>）をもとに作成。）

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が不十分な人たちの権利を守るために、以下の目的でなされる支援です。

①「人権」としての権利：必要に応じて、適切になされる権利の回復（救済）。

例：老人福祉法32条、知的障害者福祉法28条、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健福祉法）51条の11の2に基づく市町村長による申立て

②「契約（当事者間の合意）」に基づく権利：必要に応じて、適切になされる権利の行使。

例：福祉サービスや施設入所などの契約

2018年2月末の内容です。今後変更される場合があります。

5

地域における成年後見制度利用に向けた 体制整備のための手引き 用語

全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域における相談窓口を整備するとともに、権利擁護支援の必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組み。

「権利擁護支援の必要な人の発見・支援」、「早期の段階からの相談・対応体制の整備」、「意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築」という三つの役割を念頭に、既存の保健・医療・福祉の連携(医療・福祉につながる仕組み)に司法も含めた連携の仕組みを構築するものとされ、「チーム」「協議会」「中核機関」を構成要素とします。

各地域において、ア)広報機能、イ)相談機能、ウ)成年後見制度利用促進機能、エ)後見人支援機能の4つの機能について、段階的・計画的に整備するとともに、オ)不正防止効果に配慮することが求められています。
【→基本計画p.4~p.5、p.7~p.9、p.9~p. 参照】

権利擁護支援が必要な人について、本人の状況に応じ、
・後見等開始前においては本人に身近な親族や福祉・医療・地域の関係者が、
・後見等開始後はこれに後見人が加わって、
協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行う仕組み。

後見等開始前においては、地域の中で、権利擁護支援が必要な人を発見し必要な支援へ結び付ける(本人と社会との関係性を修復・回復させる)機能を果たし、後見等開始後においては、本人の自己決定権を尊重し、身上保護を重視した成年後見制度の運用を行うため、法的な権限を持つ後見人と地域の関係者等が協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況をできる限り継続的に把握し対応する役割を果たします。

基本計画では、必要に応じ、福祉・法律の専門職が専門的助言・相談対応等の支援に参画するとされ、できる限り既存の支援の枠組みを活用して編成することとされています。

2018年2月末の内容です。今後変更される場合があります。

7

地域における成年後見制度利用に向けた 体制整備のための手引き 用語

後見等開始の前後を問わず、「チーム」に対し法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、各地域において、専門職団体や関係機関が連携体制を強化し、各専門職団体や各関係機関が自発的に協力する体制づくりを進める協議体。基本計画では、期待される成果として、以下の事項が例示されています。

- ①以下のような地域課題の検討・調整・解決
 - ・チーム(特に親族後見人等)への適切なバックアップ体制を整備すること
 - ・困難ケースに対処するため、ケース会議等を適切に開催する体制を整備すること
 - ・多職種間での更なる連携強化を進めること
- ②成年後見制度を含む地域の権利擁護に関することについて、家庭裁判所との情報交換・調整

専門職による専門的助言等の支援の確保や、協議会の事務局など、地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関。基本計画では、地域の実情に応じて、市町村等が設置している「成年後見支援センター」や「権利擁護センター」など既存の取組も活用しつつ、市町村が設置し、その運営に責任を持つことが想定されています(市町村直営又は委託)。

「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」が、ア)広報機能、イ)相談機能、ウ)成年後見制度利用促進機能、エ)後見人支援機能という4つの機能を段階的・計画的に強化していく上で、また、同ネットワークがオ)不正防止効果を発揮していく上で、中核的な役割を果たす機関であり、様々なケースに対応できる法律・福祉等の専門知識や、地域の専門職や幅広い関係者との信頼関係を維持発展させ円滑に協力を得るノウハウ等を段階的に蓄積しつつ、地域における連携・対応強化を継続的に推進していく役割を担うことが求められています。

基本計画では、中核機関自ら担うべき業務の範囲については、地域連携ネットワークの関係団体と分担するなど、各地域の実情に応じて調整されるものとされており、本手引きにおいては、中核機関の役割を以下の3点に集約して整理しています。

- ア: 地域の権利擁護支援・成年後見利用促進機能の強化に向けて、全体構想の設計とその実現に向けた進捗管理・コーディネート等を行う「司令塔機能」
- イ: 地域における「協議会」を運営する「事務局機能」
- ウ: 地域において「3つの検討・専門的判断」を担保する「進行管理機能」

2018年2月末の内容です。今後変更される場合があります。

8

地域における成年後見制度利用に向けた 体制整備のための手引き 用語

成年後見等実施機関は、成年後見制度利用促進法第二条において、「自ら成年後見人等となり、または成年後見人等もしくはその候補者の育成及び支援等に関する活動を行う団体をいう」と定義されています。

「成年後見等実施機関」という概念は、中核機関の機能を含む一方、成年後見人等としての機能を含む複合的な概念であることから、本手引きでは、概念の整理を行う観点より「中核機関」、「成年後見人等」という文言を使用します。

家庭裁判所によって選ばれた成年後見人、保佐人、補助人もしくは、本人が任意後見契約を締結した任意後見人を指します。

本人の利益を考えながら、本人を代理して契約などの法律行為をしたり、本人が自分で法律行為をするときに同意を与えたり、本人が同意を得ないでした不利益な法律行為を後から取り消したりすることによって、本人を保護・支援します。

成年後見人等に選任される主体としては、親族後見人、専門職後見人、市民後見人、法人後見実施団体等があります。

(法務省:成年後見制度～成年後見登記制度～
(<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji17.html#a15>をもとに作成。)

2018年2月末の内容です。今後変更される場合があります。

9

地域における成年後見制度利用に向けた 体制整備のための手引き(概要)

第Ⅰ章 いま、地域連携ネットワークを 住民の身边に構築していく必要性

- 1 地域共生社会の推進、個人の権利擁護として
～何のための制度か～
- 2 利用者にメリットのある制度とするために
～誰のための制度か～
- 3 地域において権利擁護・成年後見利用の
将来を見通し、体制整備を

2018年2月末の内容です。今後変更される場合があります。

10

地域における成年後見制度利用に向けた 体制整備のための手引き(概要)

II 中核機関の役割

1 権利擁護支援の地域連携ネットワークにおける 中核機関等の役割

- (1) 地域連携ネットワークにおける中核機関の役割
～「チーム」、「中核機関（3つの検討・専門的判断）」、「協議会」～
- (2) 「3つの検討・専門的判断」における中核機関の役割
- (3) 中核機関の設置により期待される効果

2 中核機関の果たす具体的役割

- (1) 広報・啓発【場面1】
- (2) 相談受付・必要な支援策の検討
- (3) 成年後見制度利用促進（候補者の推薦）
- (4) 後見人等への支援（モニタリング・バックアップ）

2018年2月末の内容です。今後変更される場合があります。

11

地域における成年後見制度利用に向けた 体制整備のための手引き(概要)

II 中核機関の役割

ア：地域の権利擁護支援・成年後見利用促進機能の強化に向けて、全体構想の設計とその実現に向けた進捗管理・コーディネート等を行う「司令塔機能」

イ：地域における「協議会」を運営する「事務局機能」

ウ：地域において「3つの検討・専門的判断」を担保する
「進行管理機能」

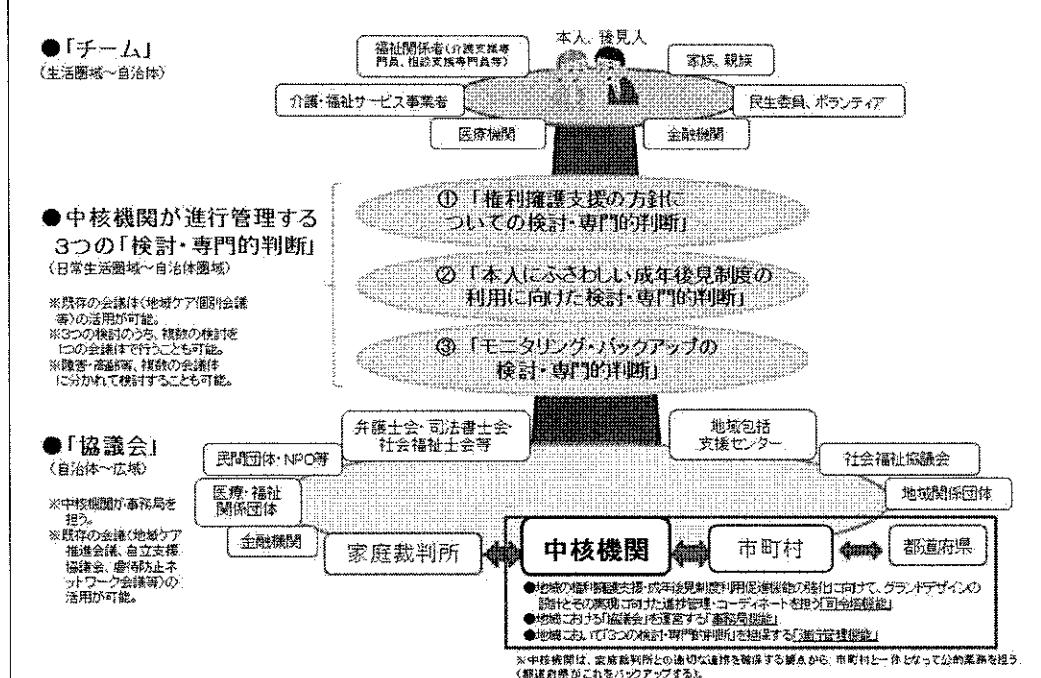
2018年2月末の内容です。今後変更される場合があります。

12

地域における成年後見制度利用に向けた 体制整備のための手引き(概要)

II 中核機関の役割

図II-1 「チーム」、中核機関が進行管理する3つの「検討・専門的判断」、「協議会」の連関(イメージ)



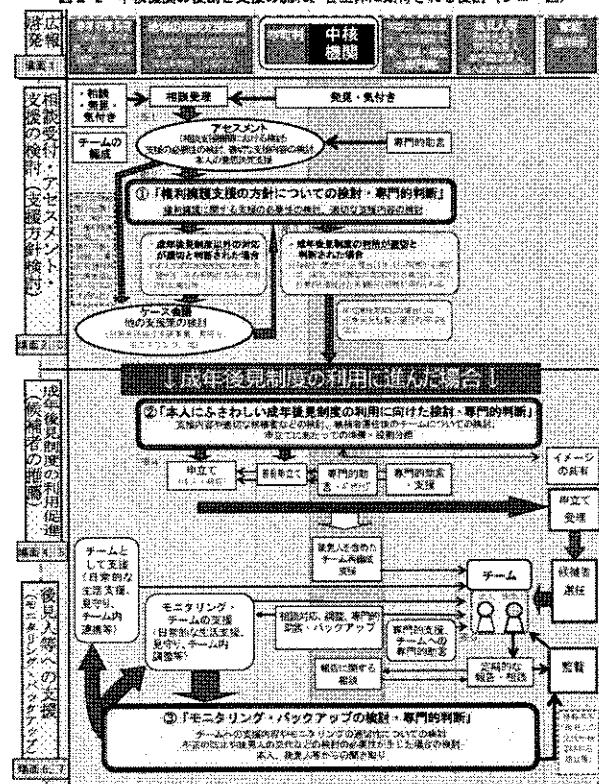
2018年2月までの内容です。今後変更される場合があります。

•13

地域における成年後見制度利用に向けた 体制整備のための手引き(概要)

II 中核機関の役割 (フロー図)

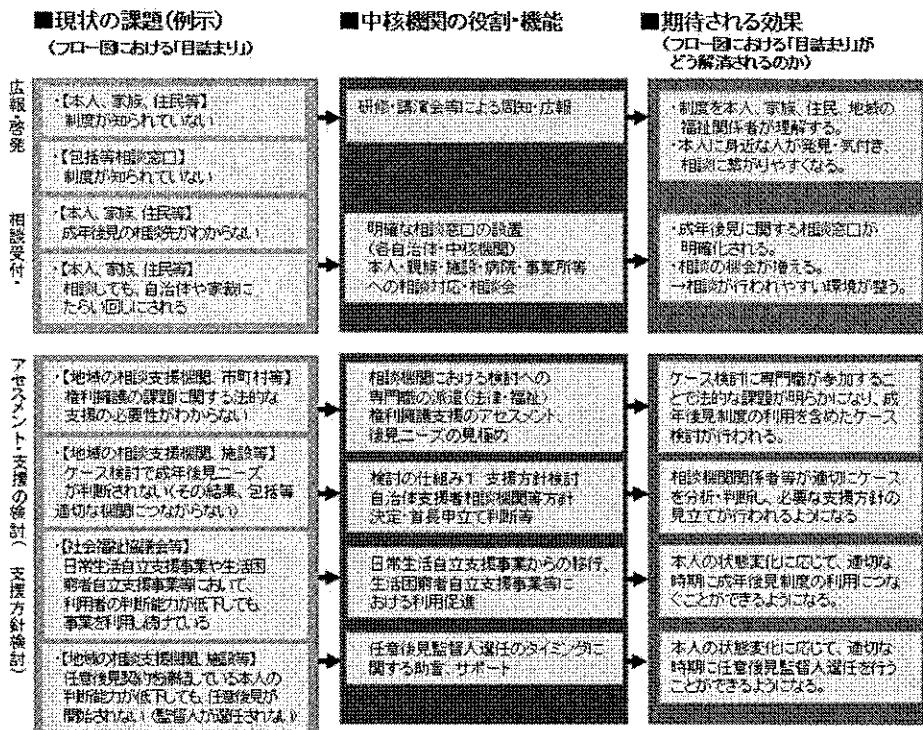
図II-2 中核機関の役割と支援の流れ、各主体に期待される役割（フロー図）



2018年2月末の内容です。
今後変更される場合があります。

地域における成年後見制度利用に向けた 体制整備のための手引き(概要)

II 中核機関の役割



2018年2月末の内容です。今後変更される場合があります。

15

地域における成年後見制度利用に向けた 体制整備のための手引き(概要)

II 中核機関の役割



2018年2月末の内容です。今後変更される場合があります。

16

地域における成年後見制度利用に向けた 体制整備のための手引き(概要)

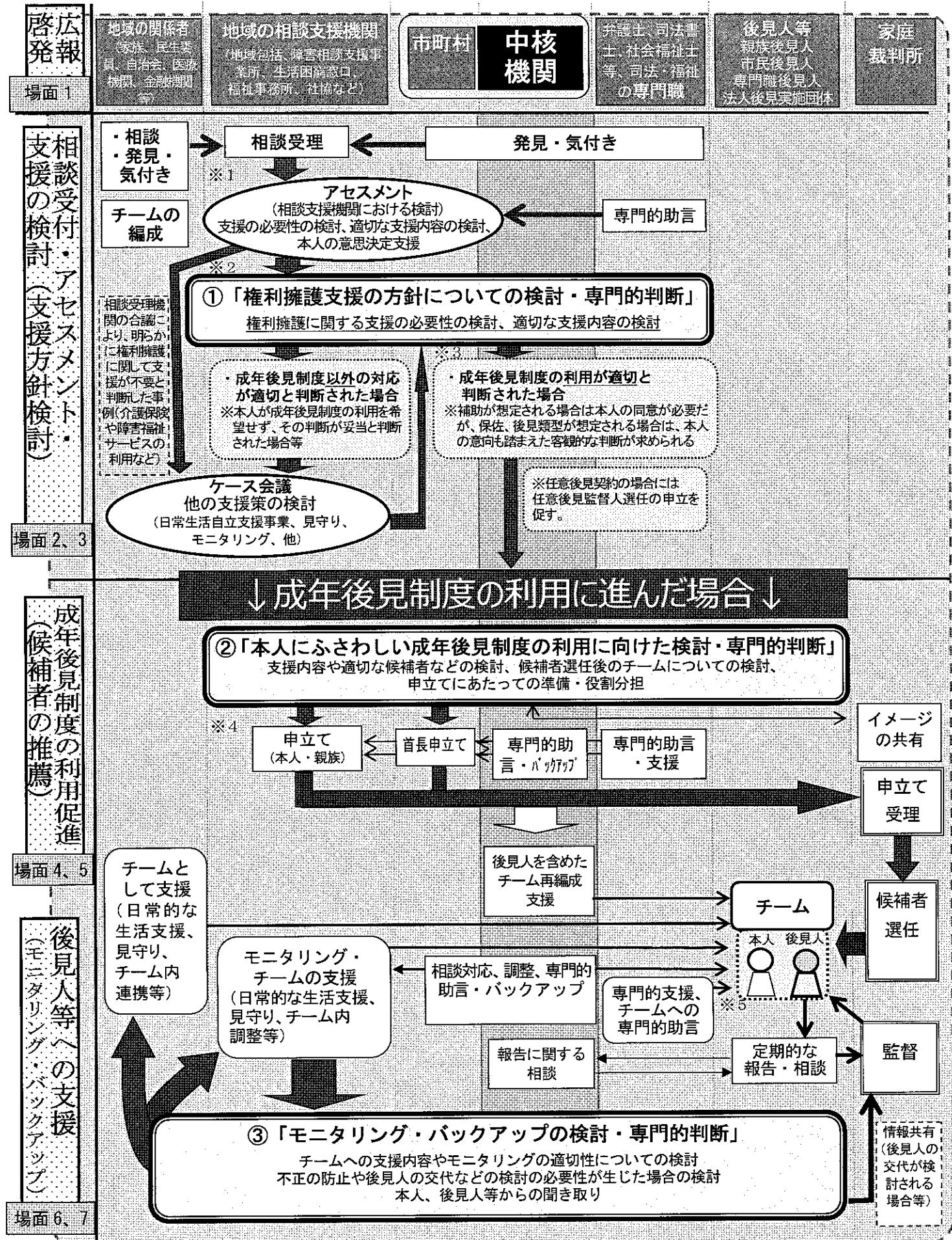
III 中核機関等の整備に向けた取組

- 1 市区町村における中核機関の設置・運営
- 2 支援基盤の整備
- 3 促進に向けて
- 4 都道府県の役割

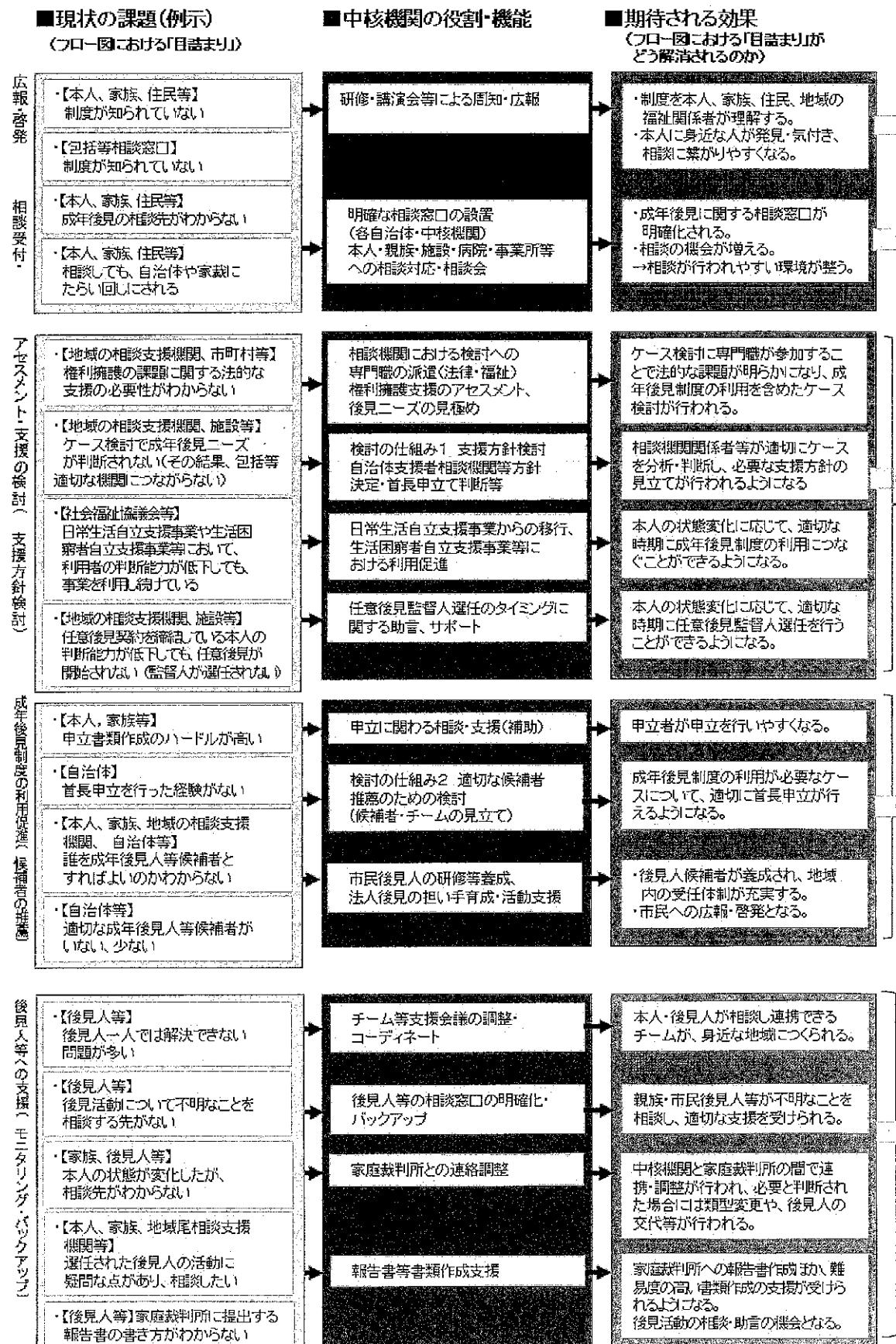
2018年2月末の内容です。今後変更される場合があります。

17

図Ⅱ-2 中核機関の役割と支援の流れ、各主体に期待される役割（フロー図）



中核機関の「3つの検討・専門的判断」を担保する「進行管理機能」取組み例



*中核機関の役割・機能は、一齊に整備するのではなく、地域内で最も優先順位の高い課題に対応する役割・機能から整備はじめ、徐々に役割・機能を拡大していく手法が有効と思われます。

■中核機関や地域連携ネットワークでの取組み例

* 中核機関が調整・進行管理します。

実務は、中核機関と地域の相談支援機関等で役割を分担することもあります。

- ・高齢、障害特性に応じた、権利擁護や成年後見制度に関する周知・広報の徹底
- ・早期発見と相談へのつなぎの役割を担う人々への周知啓発（家族・市民・民生委員・福祉関係者・自治会・事業所等対象層別の研修・広報等）
- ・自治体職員、管理職等への周知・理解の促進（福祉以外、異動を前提とした共有・理解）
- ・地域住民に対する相談窓口を周知徹底（相談窓口全戸配布など）

○窓口の開設時間、相談方法（訪問、電話、メール等）等、相談しやすい環境整備

- ・地域の公共施設、ショッピングセンター等小地域・人が集まりやすいところでの定期・不定期な出張相談会の開催・個別訪問

○すべての相談窓口で、権利擁護の相談か否かに問わらず、地域からの相談をいったん受け止めることができる（たらいまわしにしない）

○相談窓口の誰もが、成年後見制度、日常生活自立支援事業、見守り等幅広い権利擁護支援の説明が可能となるよう研鑽をつむ

○地域に寄せられた相談について、制度横断的に、権利擁護の支援の必要性や方針について検討する機会を設ける

○権利擁護支援の必要性、方針検討に際して、常時・或いは必要に応じて、専門職の派遣（法律・福祉）が行われる

○権利擁護支援の必要性の有無、支援の内容等を判断するための指標等を作成し共有する

- ・首長申立の必要性についての判断根拠（検討項目）を持っている
- ・首長申立のための予算措置が実績や見込みに応じて確保されている

○権利擁護支援の必要性の判断に際して、本人の意思決定を支援する仕組みを活かしている

○低所得の方の利用促進のための成年後見制度利用支援事業がニーズに応じて機能している (高齢：地域支援事業 障害：地域生活支援事業)

○当面権利擁護の支援が必要なしと判断された方への継続的なモニタリングが実施されている

- ・社協日常生活自立支援事業から法定後見（補助・保佐・後見）の早期の移行のタイミングを見逃さないしくみ
- ・相談を受けた任意後見制度利用者について、任意後見監督人選任の適切なタイミングを見逃さないしくみ

○特に、本人、親族等申立の場合の申立支援のしくみを有する（地域の相談機関または中核機関）

○適切な候補人推薦のための検討の機会を設ける

- ・首長申立の場合についても、検討の場が共有されている

○本人と後見人等を支援する、身近な関係者による「支援チーム」について検討の機会を設ける

○これら検討の場に本人の意思が反映されるよう、本人または意思決定支援者が同席する等の仕組みがある

○検討された候補者の情報等について家庭裁判所と情報共有が行われる（家庭裁判所のより適切な後見人選任に寄与）

○親族後見人育成・支援のための機会が設けられている

○市民後見人を養成して、市民の「権利擁護サポーター」の裾野を広げる（知識・理解⇒行動連携可能な人材の育成）

○本人・後見人等を支援する身近な「支援チーム」等を結成し、必要に応じて「チーム会議」等が行われるよう支援・調整する

○親族後見人や市民後見人等が、常時相談ができ、適切な支援が受けられるような機会（相談窓口、研修会、集い等）を設ける（後見人等支援による不正防止効果）

○本人の能力や状態の変化、付与されている権限の妥当性や必要性の検討等、本人にふさわしい支援が行われているかを検討する仕組みがある

○親族・市民後見人等の報告書類等の作成の相談に乗り、具体的な支援を行う機会を設ける

※（※本図は2018年2月26日時点の案です。今後変更される場合があります。）

Memo



「各地での取組に向けたメッセージ」

～当事者の立場より～

公益社団法人 認知症の人と家族の会

理事 長谷川和世

初めに家族の会に寄せられる当事者や家族の現状などを若干説明し、どのような視点で本調査研究事業に参加したかをお話します。

1.家族の会の説明

私の所属する家族の会は、1980年1月に「呆け老人を抱える家族の会」として結成され、2006年に「認知症の人と家族の会」と名称変更をしました。今では会員数約12,000人、全国47都道府県に支部があります。

家族の会の理念は「認知症になったとしても、介護する側になったとしても、人としての尊厳が守られ、日々の暮らしが安穏に続けられなければならない。認知症の人と家族の会は、ともに励ましあい助け合って、人として実りある人生を送るとともに、認知症になっても安心して暮らせる社会の実現を希求する」とあり、この理念に基づいて活動しています。

2.現状

電話相談は700名の相談員が年間20,000件の相談を受け、家族や本人が共に語り合う場であるつどいは年間4,200回開催し、53,000人が参加、会報は本部支部合わせて1回に50,000部を発行しています。

家族の会東京都支部の電話相談は、1982年からの統計を取ってきましたが、世帯構成が全く変わりました。以前の三・四世代は激変し、電話相談、つどいなどでは、一人暮らし、老々介護、ダブル介護、遠距離介護、男性介護、独身の子の介護、若年認知症の場合等、様々な相談が寄せられて、内容は様変わりしました。

在宅介護の限界、経済的な悩み、介護者間の意見の相違による悩み、中にはつい声を荒げて自己嫌悪に陥るという相談もあります。

つどいでは、「夜間10数回トイレに起こされて疲労困憊」しているとか、「紙おむつを洗濯してしまうので、つい叱りつけ、すぐにしまったと思うがそれが何度も続く。でも、妻は家事を全部やる私に、感謝の気持ちを持っている。」という問題も出されました。参加者からは「奥さまが汚れたものを洗おうとする気持ちは大切。それを摘み取らないで方法を考えましょう」と提案されました。

虐待という形をとってしまったとしても、そこに至るまでの経緯には、家族の歴史や家族自身の生きづらさがあつたりして、家族の形は様々です。

しかし、大部分の家族は、認知症になった本人とともに迷い、不安がいっぱいでありながらもなんとかいい介護を続けていきたいと願っています。本人の生活の質の向上には家族の支えが重要であり、家族への支援も欠かせないと思います。

そういうなかで、成年後見制度の問題も寄せられていますが、利用してよかったです。声はあまり聞かれないのが現状です。

3.成年後見制度への思い

本来、成年後見制度を利用することにより、生活の質が向上し、より良い毎日を送ることが重要ですが、今までの成年後見制度は、ともすれば財産管理ありきで、身上監護がおろそかになっていたように思います。また、本人の意思確認が十分になされていない、制度が十分に知られていない、気軽に相談できる窓口がない、ともすれば不正使用に焦点が当たるなどの問題があったと思います。

介護の中で、ふらふらになりながら、なれない報告書類を作ることの困難さ、今まで法律に関係なく普通に暮らしていた家族が、成年後見制度を利用することについて様々な問題がおき、メリットとして考えられないという声もありました。

監督人が付いたことにより出費がかさむことへの疑問の声、全く関係のなかった人が家庭内のことにつかわるのは苦痛という声もあります。

一方では、虐待等で家族と切り離したほうがいい事例や、一人暮らしの方の緊急入院の後などは、待ったなしで、生活を支えるためにはどうしたらいいかと悩む専門職もあります。

成年後見制度はその人の生活を支え、人生を支える、その責任を負う、そのために財産管理があるという、重たいものです。それだけに慎重に運営してほしいと思います。この手引きを作成するにあたり、私は以上のような思いから、研究に参加してきました。

た。

4. どのような相談窓口、支援体制を望むか

現在の成年後見制度は利用者にとって利用しやすいものであったとは思えません。平成28年5月に成年後見制度の法律が施行され、具体化に向けて見直しや整備が進んでいます。

私は何よりも利用者目線であってほしいと思います。

各自治体では、それぞれの成り立ち、地域性の違い、社会資源状況、様々な条件があります。

今まで家庭裁判所が主な窓口としてありましたが、そういう地域の特性を生かした成年後見制度の運用は十分ではなかったと思います。

今後は一人一人の実情にあった相談窓口になってほしいと思います。

具体的には次のような相談窓口、支援体制を望みます。

- a. 成年後見制度の利用は焦らず丁寧に関係者が納得できるものに。
- b. 家族間に信頼関係がある場合は、個別の事情を十分配慮してほしい。
先に述べたように、本人の生活の質の向上には家族の支えが重要である。
- c. すでに選任される家族後見人については、家庭裁判所と協力して、心ならずも不正行為と言わることのないよう、後見業務を適切に行えるよう手助けをすることも仕組みとして考えてほしい。
- d. これから一人暮らしや身寄りのない方への成年後見制度が必要性はますます高まり、そういった方への理解や、社会全体として子どものころから制度として仕組みを伝える等の取組みもしていただきたい。

5. 「手引き」の活用に向けて

今回この調査研究事業を進めていく中で、市町村では様々な問題があり、なかなか前へすすめないという現状も報告されました。一方では進んだ事例も報告されました。

考えてみれば、現在でも一人の周りには、親族、医療機関、包括支援センター、ケ

アマネジャー等の介護関係者、民生委員等がいて、本人の生活を支えてきましたが、それが成年後見制度と十分な連携が取れておらず、家庭裁判所に直接様々な相談が持ち込まれてしまうという状況だったと思います。

地域の連携ネットワークで、多職種がかかわり、身近な情報を寄せ合い、本人の暮らしを支えるために、成年後見制度を利用するのが適切であるか否かを検討していくということは、従来の制度から一步踏み出したものだと思います。

市町村の体制等は様々であるとは思いますが、この手引きにはいろいろなケースについての対応が記載されていますので、ぜひご活用いただき、必要な場合は、いつでもどこでも成年後見制度が利用でき、多くの方たちの支えで、本人らしい生活が送れるように願っています。

支援の必要な人に、必要な支援を届けるために

2018年3月7日

弁護士 土肥尚子

1 中核機関設立の重要性

成年後見制度は、判断能力に困難を抱える人（認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など）に対する支援者（成年後見人、保佐人、補助人、任意後見人）を選任し、その意思決定を支援していくための制度。

現在の利用状況は、利用者が少ないとから、必要な人が利用していない、利用できていないことが課題。

その課題の解決のためには、困難を抱える人の近く＝地域にその課題に気づき、取り上げ、解決に向けて機能する機関＝中核機関が必要。

これまで抱えていた課題について、その解決のための仕組みを作っていくこうとするもの。

2 専門職団体と中核機関

専門職団体は、これまで第三者後見人の主な給源として、後見人としての活動などの蓄積がある。

各地域で、いろいろなつながり、活動の蓄積がある。

地域の実情を話し合うことから始めるのが現実的であり、重要。

地域にどのような課題があり、社会資源の状況、専門職団体の活動状況などを、よく話し合って進め、地域の実情にあった中核機関としていくことが必要。

3 弁護士会の活動

三専門職団体連名で、全国の都道府県・市区町村に文書を出している（資料参照）。

それぞれの専門性を生かして、各地域で制度の利用促進、地域の課題解決に力を合わせたい。

弁護士会としては、不祥事防止のために研修の強化、後見人ガイドライン作成等をすすめ、質の高い後見人等を推薦できるよう体制を整備している。

全国各地に中核機関が設立されれば、ネットワークの一団体として責任を果たし、成年後見制度の利用が必要な人が、利用につながるよう今後も努力したい。

以上

2017年（平成29年）6月9日

都道府県（成年後見制度）担当課 御中

日本弁護士連合会

会長 中本和洋

日本司法書士会連合会

会長 三河尻和夫

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート

理事長 多田宏治

公益社団法人日本社会福祉士会

会長 鎌倉克英

（公印省略）

成年後見制度利用促進基本計画策定に向けた協議について

（要請）

日頃より高齢者や障がい者の権利擁護のために御尽力いただきありがとうございます。

さて、この度、国において、成年後見制度利用促進法に基づく基本計画が策定され（本年3月24日），本年度より都道府県や市町村における具体化が要請されていることは御承知のところかと存じます。

我々三専門職団体は、2000年以降、成年後見制度の普及促進や実務運用、相談・助言、専門職後見人の養成等に、家庭裁判所と連携を図りつつ携わってまいりました。特に、市民後見人の育成や市町村長申立支援については、各地方自治体と協働した取組を各地で進めてまいりました。

この度、国的基本計画において、各市町村における基本計画の策定や審議会の設置が求められるとともに、都道府県には、広域的見地から各市町村の支援や家庭裁判所や専門職団体との連携・調整が求められているところです。同計画には、併せて、準備段階より三専門職団体が参画することが要請されております。これを受け、三専門職団体としては、合同して積極的にこれに参画していくことを確認し、各都道府県の会において、都道府県や市町村との協議等に積極的に対応する旨を要請いたしました。

三専門職団体といったしましては、これまでの後見実務の蓄積と市町村等との協働

の実績を生かし、また、家庭裁判所と都道府県や各市町村との架け橋の役割も担いつつ、誰もが利用しやすい制度の仕組み作りに尽力させていただく所存ですので、是非とも準備段階の当初より、各地の三専門職団体に御連絡をいただき、成年後見制度利用促進に向けた都道府県全体の現状と課題、各市町村の中核機関の設立や機能整備など今後の計画策定について広域的な支援に求められる事項などについて協議の場を設けていただきますよう要請いたします。

本件に対応する三専門職団体の各地の問い合わせ先は、別紙のとおりとなっておりますので、お気軽にお問い合わせください。

日本弁護士連合会 弁護士会一覧

日本弁護士連合会(担当:人権部人権第二課)
東京都千代田区霞が関1-1-3
TEL 03(3580)9841(代表) / FAX 03(3580)2896

	名称	所在地	TEL	FAX
北海道	札幌弁護士会	〒060-0001 札幌市中央区北一条西10丁目 札幌弁護士会館7F	011-281-2428	011-281-4823
	函館弁護士会	〒040-0031 函館市上新川町1-3	0138-41-0232	0138-41-3611
	旭川弁護士会	〒070-0901 旭川市花咲町4	0166-51-9527	0166-46-8708
	釧路弁護士会	〒085-0824 釧路市柏木町4番3号	0154-41-0214	0154-41-0225
東北	仙台弁護士会	〒980-0811 仙台市青葉区一番町2-9-18	022-223-1001	022-261-5945
	福島県弁護士会	〒960-8115 福島市山下町4-24	022-223-1001	022-261-5945
	山形県弁護士会	〒990-0042 山形市七日町2-7-10 NANA BEANS 8階	023-622-2234	023-635-3685
	岩手弁護士会	〒020-0022 盛岡市大通1-2-1 岩手県産業会館本館(サンビル)2階	019-651-5095	019-623-5035
	秋田弁護士会	〒010-0951 秋田市山王6-2-7	018-862-3770	018-823-6804
	青森県弁護士会	〒030-0861 青森市長島1丁目3番1号 日赤ビル5階	017-777-7285	017-722-3181
関東	東京弁護士会	〒100-0013 千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館6階	03-3581-2201	03-3581-0865
	第一東京弁護士会	〒100-0013 千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館11階	03-3595-8585	03-3595-8577
	第二東京弁護士会	〒100-0013 千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館9階	03-3581-2255	03-3581-3338
	埼玉川県弁護士会	〒231-0021 横浜市中区日本大通9	045-211-7707	045-212-2888
	埼玉弁護士会	〒330-0063 さいたま市浦和区高砂4-7-20	048-863-5255	048-866-6544
	千葉県弁護士会	〒260-0013 千葉市中央区中央4-13-9	043-227-8431	043-225-4860
	茨城県弁護士会	〒310-0062 水戸市大町2-2-75	029-221-3501	029-227-7747
	栃木県弁護士会	〒320-0845 宇都宮市明保野町1番6号	028-689-9000	028-689-9018
	群馬弁護士会	〒371-0026 前橋市大手町3-6-6	027-233-4804	027-234-7425
	静岡県弁護士会	〒420-0853 静岡市葵区追手町10-80 静岡地方裁判所構内	054-252-0008	054-252-7522
	山梨県弁護士会	〒400-0032 甲府市中央1-8-7	055-235-7202	055-235-7204
	長野県弁護士会	〒380-0872 長野市妻科432	026-232-2104	026-232-3653
	新潟県弁護士会	〒951-8126 新潟市中央区学校町通一番町1 新潟地方裁判所構内	025-222-5533	025-223-2269
	愛知県弁護士会	〒460-0001 名古屋市名区三の丸1-4-2	052-203-1651	052-204-1690
	三重弁護士会	〒514-0032 津市中央3-23	059-228-2232	059-227-4675
中部・北陸	岐阜県弁護士会	〒500-8811 岐阜市端詰町22	058-265-0020	058-265-4100
	福井弁護士会	〒910-0004 福井市宝永4-3-1 三井生命ビル7階	0776-23-5255	0776-23-9330
	金沢弁護士会	〒920-0937 金沢市丸の内7番36号	076-221-0242	076-222-0242
	富山県弁護士会	〒930-0076 富山市長柄町3-4-1	076-421-4811	076-421-4896
	大阪弁護士会	〒530-0047 大阪市北区西天満1-12-5	06-6364-0251	06-6364-0252
	京都弁護士会	〒604-0971 京都市中京区富小路通丸太町下ル	075-231-2378	075-223-1894
近畿	兵庫県弁護士会	〒650-0016 神戸市中央区橘通1-4-3	078-341-7061	078-351-6651
	奈良県弁護士会	〒630-8237 奈良市中筋町22番地の1	0742-22-2035	0742-23-8319
	滋賀弁護士会	〒520-0051 大津市梅林1-3-3	077-522-2013	077-522-2908
	和歌山弁護士会	〒640-8144 和歌山市四番丁5番地	073-422-4580	073-436-5322
	広島弁護士会	〒730-0012 広島市中区上八丁堀2番73号	082-228-0230	082-228-0418
中国	山口県弁護士会	〒753-0045 山口市黄金町2-15	083-922-0087	083-928-2220
	岡山弁護士会	〒700-0807 岡山市北区南方1丁目8番29号	086-223-4401	086-223-6566
	鳥取県弁護士会	〒680-0011 鳥取市東町2丁目221番地	0857-22-3912	0857-22-3920
	島根県弁護士会	〒690-0886 松江市母衣町55番地4 松江商工会議所ビル7階	0852-21-3225	0852-21-3398
	香川県弁護士会	〒760-0033 高松市丸の内2-22	087-822-3693	087-823-3878
四国	徳島弁護士会	〒770-0855 徳島市新蔵町1-31	088-652-5768	088-652-3730
	高知弁護士会	〒780-0928 高知市越前町1-5-7	088-872-0324	088-872-0838
	愛媛弁護士会	〒790-0003 愛媛県松山市三番町4-8-8	089-941-6279	089-941-4110
	福岡県弁護士会	〒810-0043 福岡市中央区城内1-1 裁判所合同庁舎構内	092-741-6416	092-715-3207
九州・沖縄	佐賀県弁護士会	〒840-0833 佐賀市中の小路7-19	0952-24-3411	0952-25-7608
	長崎県弁護士会	〒850-0875 長崎市栄町1-25 長崎MSビル4階	095-824-3903	095-824-3967
	大分県弁護士会	〒870-0047 大分市中島西1-3-14	097-536-1458	097-538-0462
	熊本県弁護士会	〒860-0078 熊本市中央区京町1-13-11	096-325-0913	096-325-0914
	鹿児島県弁護士会	〒892-0815 鹿児島市易居町2-3	099-226-3765	099-223-7315
	宮崎県弁護士会	〒880-0803 宮崎市旭1-8-45	0985-22-2466	0985-22-2449
	沖縄弁護士会	〒900-0014 沖縄県那覇市松尾2-2-26-6	098-865-3737	098-865-3636

支部	所在地			TEL	FAX
北海道	札幌支部 060-0042	札幌市中央区大通西 13丁目4番地	中菱ビル6階 札幌司法書士会館	011-280-7078	011-280-7078
	函館支部 040-0033	北海道函館市千歳町21-13	桐朋会館内	0138-27-0726	0138-27-0721
	旭川支部 070-0901	旭川市花咲町4丁目	旭川司法書士会館	0166-51-9058	0166-51-5470
	釧路支部 085-0833	北海道釧路市宮本1-2-4		0154-41-8332	0154-42-8643
東北	宮城支部 980-0821	仙台市青葉区春日町8番1号	宮城県司法書士会館内	022-263-6786	022-263-6756
	福島支部 960-8022	福島市新浜町6番28号	福島県司法書士会館内	024-533-7234	024-531-1271
	山形支部 990-0021	山形市小白川町一丁目16番26号		023-623-3322	023-624-8078
	岩手支部 020-0015	盛岡市本町通二丁目12番18号	岩手県司法書士会館内	019-653-6101	019-653-6101
	秋田支部 010-0951	秋田市山王 六丁目3番4号	秋田県司法書士会館内	018-824-0055	018-824-0196
	青森支部 030-0861	青森市長島三丁目5番16号	青森県司法書士会館	017-775-1205	017-774-7156
関東	東京支部 160-0003	新宿区本塙町9番地3	司法書士会館4F	03-3353-8191	03-3353-8234
	神奈川県支部 231-0024	横浜市中区吉浜町1番地	神奈川県司法書士会館内	045-640-4345	045-640-4346
	埼玉支部 330-0063	さいたま市浦和区高砂3丁目16番58号	埼玉司法書士会館内 206号室	048-845-8551	048-845-8550
	千葉県支部 261-0001	千葉市美浜区幸町2丁目2番1号	千葉司法書士会館内	043-301-7831	043-301-7832
	茨城支部 310-0063	水戸市五軒町一丁目3番16号	茨城司法書士会館内	029-302-3166	029-302-3177
	栃木支部 320-0848	宇都宮市幸町1番4号		028-632-9420	028-614-1155
	群馬支部 371-0023	前橋市本町一丁目5番4号		027-224-7771	027-221-8207
	静岡支部 422-8062	静岡市駿河区篠川1丁目1番1号		054-289-3700	054-289-3702
	山梨支部 400-0024	甲府市北口1丁目6番7号	山梨県司法書士会館内	055-253-6900	055-251-1677
	長野県支部 380-0872	長野市妻科 399番地		026-232-7492	026-232-6699
中部	新潟県支部 950-0911	新潟市中央区笹口1丁目11番地15		025-244-5141	025-244-5122
	愛知支部 156-0018	名古屋市熱田区新尾頭一丁目12番3号	愛知県司法書士会館	052-683-6696	052-683-6288
	三重支部 514-0036	津市丸之内養正町17番17号		059-213-4666	059-224-5058
	岐阜県支部 500-8114	岐阜市金蓮町5丁目10番地の1	岐阜県司法書士会館内	058-259-7118	058-245-2327
	福井県支部 918-8112	福井市下馬2丁目314番地	司調合同会館	0776-36-0016	0776-43-0608
	石川県支部 921-8013	金沢市新神田4丁目10番18号	石川県司法書士会館内	076-291-7070	076-291-4285
近畿	富山県支部 930-0008	富山市神通本町一丁目3番16号	エスボワール神通3階	076-431-9332	076-431-0010
	大阪支部 540-0019	大阪市中央区和泉町1丁目1番6号	大阪司法書士会館内	06-4790-5643	06-6941-7767
	京都支部 604-0973	京都市中京区柳馬場通夷川上る5丁目232番地の1	京都司法書士会館	075-241-2666	075-222-0466
	兵庫支部 650-0017	神戸市中央区楠町2丁目2番3号		078-341-8686	078-341-7035
	奈良県支部 630-8325	奈良市西木辻町320-5	奈良県司法書士会館内	0742-22-6707	0742-22-6678
	滋賀支部 520-0056	大津市末広町7番5号		077-525-1093	077-522-1396
中国	和歌山支部 640-8145	和歌山市岡山町24番地		073-422-0568	073-422-4269
	広島県支部 730-0012	広島市中区上八丁堀6番69号		082-511-0230	082-223-4382
	山口県支部 753-0048	山口市駅通り二丁目9番15号		083-924-5220	083-921-0475
	岡山県支部 700-0023	岡山市北区駅前町2丁目2番12号	岡山県司法書士会館	086-226-0470	086-225-9004
	鳥取県支部 680-0022	鳥取市西町1丁目314-1		0857-24-7013	0857-24-6081
	しまね支部 690-0884	松江市南田町26番地		0852-24-2005	0852-31-0200
四国	香川県支部 760-0022	高松市西内町10番17号	香川県司法書士会館	087-821-5701	087-821-5879
	徳島県支部 770-0808	徳島市南前川町4丁目41番地	徳島県司法書士会館内	088-622-1865	088-622-1896
	高知県支部 780-0928	高知市越前町1丁目6番32号		088-825-3141	088-824-6919
	えひめ支部 790-0062	松山市南江戸一丁目4番14号	愛媛県司法書士会館	089-941-8065	089-945-1914
九州	福岡支部 810-0073	福岡市中央区舞鶴二丁目7番13号	大椿ビル1階	092-738-1666	092-738-1660
	佐賀支部 840-0843	佐賀市川原町2番36号		0952-29-0626	0952-29-5887
	長崎支部 850-0032	長崎市興善町4番1号	興善ビル8F	095-823-4777	095-823-4662
	大分支部 870-0045	大分市城崎町2丁目3番10号		097-532-7579	097-532-3360
	熊本支部 862-0971	熊本市中央区人丸4丁目4番34号		096-364-2889	096-363-1359
	鹿児島支部 890-0064	鹿児島市鴨池新町1番3号司調センター	鹿児島県司法書士会館内	099-251-5822	099-250-0463
	宮崎県支部 880-0803	宮崎市旭1丁目8番39-1号	宮崎県司法書士会館内	0985-28-8538	0985-28-8537
	沖縄支部 900-0006	那覇市おもろまち4丁目16番33号		098-867-3526	098-861-7758

都道府県社会福祉士会連絡先

2017年4月1日

都道府県社会福祉士会	郵便番号	所 在 地	T E L
(公社)北海道社会福祉士会	060-0002	北海道札幌市中央区北二条西7丁目かでる2. 7-4階	011-213-1313
(公社)青森県社会福祉士会	030-0822	青森県青森市中央3-20-30県民福祉プラザ5階	017-723-2560
(一社)岩手県社会福祉士会	020-0801	岩手県盛岡市浅岸3-23-50浅岸和敬荘内	019-651-6111
(一社)宮城県社会福祉士会	981-0935	宮城県仙台市青葉区三条町10-19PROP三条館内	022-233-0296
(一社)秋田県社会福祉士会	010-0922	秋田県秋田市旭北栄町1-5秋田県社会福祉会館内	018-896-7881
(一社)山形県社会福祉士会	990-0021	山形県山形市小白川町2-3-31山形県総合社会福祉センター内	023-615-6565
(一社)福島県社会福祉士会	963-8045	福島県郡山市新屋敷1丁目166番SビルB号室	024-924-7201
(一社)茨城県社会福祉士会	310-0851	茨城県水戸市千波町1918茨城県総合福祉会館5F	029-244-9030
(一社)栃木県社会福祉士会	320-8508	栃木県宇都宮市若草1-10-6とちぎ福祉プラザ内とちぎソーシャルケアサービス共同事務所	028-600-1725
(一社)群馬県社会福祉士会	371-0843	群馬県前橋市新前橋町13-12群馬県社会福祉総合センター7階	027-212-8388
(公社)埼玉県社会福祉士会	338-0003	埼玉県さいたま市中央区本町東1-2-5ベルメゾン小島103	048-857-1717
(一社)千葉県社会福祉士会	260-0026	千葉県千葉市中央区千葉港7-1塚本千葉ビル第5ビル3階	043-238-2866
(公社)東京社会福祉士会	170-0005	東京都豊島区南大塚3-43-11福祉財団ビル5階	03-5944-8466
(公社)神奈川県社会福祉士会	221-0844	神奈川県横浜市神奈川区沢渡4-2神奈川県社会福祉会館3階	045-317-2045
(公社)新潟県社会福祉士会	950-0994	新潟県新潟市中央区上所2丁目2-2新潟ユニゾンプラザ3階	025-281-5502
(一社)山梨県社会福祉士会	400-0073	山梨県甲府市湯村三丁目11-30	055-269-6280
(公社)長野県社会福祉士会	380-0836	長野県長野市南県町685-2長野県食糧会館6F	026-266-0294
(一社)富山県社会福祉士会	939-0341	富山県射水市三ヶ579富山福祉短期大学内	0766-55-5572
(一社)石川県社会福祉士会	920-8557	石川県金沢市本多町3丁目1-10石川県社会福祉会館2階	076-207-7770
(一社)福井県社会福祉士会	918-8011	福井県福井市月見3-2-37 NTT西日本福井南交換所ビル1階	0776-63-6277
(一社)岐阜県社会福祉士会	500-8385	岐阜県岐阜市下奈良2丁目2-1岐阜県福祉農業会館5階	058-277-7216
(一社)静岡県社会福祉士会	420-0856	静岡県静岡市葵区駿府町1-70静岡県総合社会福祉会館4階	054-252-9877
(一社)愛知県社会福祉士会	460-0001	愛知県名古屋市中区三の丸1丁目7番2号 桜華会館 南館1階	052-202-3005
(一社)三重県社会福祉士会	514-0003	三重県津市桜橋2-131三重県社会福祉会館4階	059-228-6008
(公社)滋賀県社会福祉士会	525-0072	滋賀県草津市笠山7-8-138滋賀県立長寿社会福祉センター内	077-561-3811
(一社)京都社会福祉士会	602-8143	京都府京都市上京区猪熊通丸太町下る仲之町519京都社会福祉会館2F	075-803-1574
(公社)大阪社会福祉士会	542-0012	大阪府大阪市中央区谷町7-4-15大阪府社会福祉会館内(1階)	06-4304-2772
(一社)兵庫県社会福祉士会	651-0062	兵庫県神戸市中央区坂口通2-1-1兵庫県福祉センター5階	078-265-1330
(一社)奈良県社会福祉士会	630-8213	奈良県奈良市登大路町36番地大和ビル3階	0742-81-8213
(一社)和歌山県社会福祉士会	640-8319	和歌山県和歌山市手平2-1-2県民交流プラザ和歌山ビッグ愛6階	073-499-4529
(一社)鳥取県社会福祉士会	689-0201	鳥取県鳥取市伏野1729-5鳥取県社会福祉協議会福祉人材部	0857-59-6336
(一社)島根県社会福祉士会	690-0011	島根県松江市東津田町1741-3いきいきプラザ島根1階	0852-28-8181
(一社)岡山県社会福祉士会	700-0807	岡山県岡山市北区南方2丁目13-1岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館7階	086-201-5253
(公社)広島県社会福祉士会	732-0816	広島県広島市南区比治山本町12-2広島県社会福祉会館内	082-254-3019
(一社)山口県社会福祉士会	753-0072	山口県山口市大手町9-6社会福祉会館内	083-928-6644
(一社)徳島県社会福祉士会	770-0943	徳島県徳島市中昭和町1丁目2番地徳島県立総合福祉センター3階	088-678-8041
(一社)香川県社会福祉士会	762-0084	香川県丸亀市飯山町上法軍寺2611	0877-98-0854
(一社)愛媛県社会福祉士会	790-0905	愛媛県松山市樟味2丁目2-3ラ・マドレーヌビル2F	089-948-8031
(一社)高知県社会福祉士会	780-0870	高知県高知市本町4丁目1番37号丸の内ビル3F	088-855-5921
(公社)福岡県社会福祉士会	812-0011	福岡県福岡市博多区博多駅前3-9-12アイビーコートⅢビル5階	092-483-2944
(公社)佐賀県社会福祉士会	849-0935	佐賀県佐賀市八戸溝1丁目15-3佐賀県社会福祉士会館	0952-36-5833
(一社)長崎県社会福祉士会	852-8104	長崎県長崎市茂里町3-24長崎県総合福祉センター県棟5階	095-848-6012
(一社)熊本県社会福祉士会	862-0910	熊本県熊本市東区健軍本町1-22東部ハイツ105	096-285-7761
(公社)大分県社会福祉士会	870-0907	大分県大分市大津町2-1-41大分県総合社会福祉会館内	097-576-7071
(一社)宮崎県社会福祉士会	880-0007	宮崎県宮崎市原町2-22宮崎県福祉総合センター人材研修館内	0985-86-6111
(公社)鹿児島県社会福祉士会	890-8517	鹿児島県鹿児島市鴨池新町1-7鹿児島県社会福祉センター内	099-213-4055
(一社)沖縄県社会福祉士会	903-0804	沖縄県那覇市首里石嶺町4-135-1くしばるビル207号室	098-943-4249

全国団体：公益社団法人 日本社会福祉士会 〒160-0004 東京都新宿区四谷1-13 カタオカビル2階

TEL:03-3355-6541

「権利擁護センター」「ばあとなあ」は、公益社団法人日本社会福祉士会ならびに、各都道府県社会福祉士会が運営しています。

・社会福祉士は、福祉領域の相談援助専門職です。

・各都道府県社会福祉士会の「ばあとなあ」では、所定の成年後見人養成研修を修了した社会福祉士を成年後見人等の候補者として登録しています。

・全国の都道府県社会福祉士会の「ばあとなあ」でもご相談をお受けしています。最寄りの社会福祉士会事務局へご連絡ください。

成年後見制度利用促進フォーラムレジュメ

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート
理事長 矢頭範之

第1 リーガルサポートで現在対応していること、地域連携ネットワークで対応可能なこと、そして特に期待すること

1. 広報・啓発【場面1】

	現在実施していること	地域連携ネットワークでできること
①制度広報のためのパンフレット作成	各種パンフレット作成・配布、HPでの公開	関係機関作成のパンフレット・HP製作への助言
②制度の紹介と制度利用によるメリットの周知	制度紹介等のシンポジウム・研修会の企画開催、研修会への講師派遣	地域連携ネットワーク構成員への周知活動、研修会等への講師派遣
③相談窓口の開設とその周知	司法書士会・リーガルサポート支部での相談窓口開設	1次相談・2次相談の役割分担が可能
④地域連携ネットワーク構成員メンバーによる広報		行政・医療・福祉関係機関による対象者に対する地道な広報への支援

* 行政・医療・福祉関係機関等の地域連携ネットワーク構成メンバーにより、日ごろ接する対象者に対し、正しい制度理解、適正な制度利用のための地道な広報活動が期待される。

2. 相談・発見【場面2】

	現在実施していること	地域連携ネットワークでできること
①相談機関への相談員派遣	自治体・社会福祉協議会が設置する相談機関への相談員派遣	同左
②相談会の企画開催	司法書士会・リーガルサポート支部が定期的に開催	関係機関への相談員としての参加を要請
③アウトリーチ(出張)相談	震災対策等として個別に対応	関係機関からの要請に基づき対応
④間接的関係機関による発見		近隣住民医療機関・金融機関からの情報提供に端を発した発見に期待

* 広報と同様に、行政・医療・福祉関係機関等の地域連携ネットワーク構成メンバーのほか、近隣住民等の地域の関係者による対象者の発見、相談窓口への案内が期待される。

3. 情報集約・ニーズの見極め【場面3】

	現在実施していること	地域連携ネットワークでできること
①制度利用への検討	個別相談	チーム、中核機関からの要請に基づき検討会への参加
②事例検討会の開催	地域によっては有志による検討会が開催	中核機関関与に基づく関係機関・専門職種が参加した組織的な開催
③任意後見制度需要への対応	制度利用希望者への個別対応	希望者のみならず、アセスメントに基づく制度利用が可能な対象者への対応が可能、またすでに任意後見契約締結しているが本人の判断能力が低下していても開始されない事案への対応
④医療・福祉・司法各分野に関する検討	可能な範囲での検討	地域連携ネットワーク構成メンバーによるあらゆる分野に関する専門的知見に基づく検討が可能
⑤個別情報のデータベース化		将来における支援に必要な情報を中核機関において管理して適切かつ有効な情報利用につなげる

* 場面3でのアセスメント情報は、以後の場面における本人の権利擁護支援の重要な情報であるため、中核機関等による適切かつ円滑な情報管理と必要に応じて情報共有につなげることが重要である。

成年後見制度利用促進フォーラムレジュメ

4. 地域における申立支援体制整備【場面4】

	現在実施していること	地域連携ネットワークでできること
①市町村長申立支援	市町村からの要請に基づき戸籍調査から申立書作成支援	左記事項のほか虐待等緊急事案への保全処分申立支援等の助言
②市民後見人養成	自治体向け市民後見人養成セミナーの開催 市民後見人育成事業の受託研修講師派遣	左記事項のほか法人後見対応への助言
③専門職候補者名簿の作成	会員の後見人候補者養成・推薦、苦情対応	左記事項のほか地域ごとにマッチング、各種委員等への会員候補者推薦
④報酬助成整備	公益信託報酬助成基金を設立、成年後見制度利用支援事業への提言	各種報酬助成制度整備に向けた助言

* 特にこの場面での「目詰まり」が多いように思われる。行政のリーダーシップを期待するとともに専門職団体として可能な支援をしていきたい。

5. 後見等申立て【場面5】

	現在実施していること	地域連携ネットワークでできること
①後見人受任調整(マッチング)	家庭裁判所・関係機関からの会員推薦要請、法人後見・法人監督受託要請対応	左記事項のほか中核機関機能としてのマッチング機関への関与(助言等)
②親族申立支援	会員推薦、自治体等職員向け研修講師派遣	左記事項のほか緊急事案等に関する保全処分申立への対応と家庭裁判所との連携

* モニタリングに基づくチーム支援が期待される。

6. 後見等開始後の継続的な支援【場面6】

	現在実施していること	地域連携ネットワークでできること
①親族後見人等支援	親族後見人向け養成セミナー開催	左記事項のほかモニタリングに基づく個別事案へのチームを通じた支援(初回報告及びその準備、日常の後見事務、報告書作成、死後事務等)
②市民後見人支援	市民後見人育成機関を通じて支援	モニタリングに基づくチームを通じた支援、地域連携ネットワークの構成員として他の構成員とともに支援
③会員が受任する後見への対応	LSシステムへの業務報告、相談対応、苦情対応	左記事項のほか被後見人の利益にかなう後見人交代等の対応
④親族後見人連絡会等の開催		親族後見人の不安等を解消するため集う会の開催

* 継続的なモニタリング、定期的なアセスメントをPDCAサイクルに載せて支援を継続していくことが望まれる。

7. 後見人等の不正防止【場面7】

	現在実施していること	地域連携ネットワークでできること
①会員が受任する後見への対応	LSシステムの業務報告、通帳等の原本確認による発見、家庭裁判所・司法書士会と連携した対応	同左
②会員以外が受任する後見への対応	後見制度支援信託への協力	左記事項のほか地域連携ネットワークによる孤立しない体制整備への参加、身近な相談支援、発覚時における家庭裁判所と連携した速やかな対応支援

* 継続的なモニタリング、定期的なアセスメントを通じて支援による不正防止効果を期待するが、仮に不正を発見した場合の家庭裁判所との速やかな連携が望まれる。

成年後見制度利用促進フォーラムレジュメ

第2 地域連携ネットワーク組成・運用における課題

1. 人の問題

「人」から「組織」へ 繼続可能な体制整備が重要

2. 地域共生社会の実現

「縦割り」からの脱皮

第3 専門職団体としての要望

1. 専門職連携・支部の活用のお願い

弁護士会、社会福祉士会と協力連携していく方針である。また、地域の実情に応じて他の専門職種とも協力していきたい。支部、法人全体での組織的な対応を行いたいので、個人ではなく支部を通じた要請・情報交換・連携をお願いしたい。

第4 最後に

今まで、「司法書士という専門職が後見人に選任されていた」という状態から、「成年後見人としての専門性の高い知識・見識を備えた社会から信頼される後見の専門職」を目指していきたい。

成年後見制度利用促進のための体制整備に向けて ～手引きに期待するもの～ 社会福祉士の立場から

公益社団法人 日本社会福祉士会
理事 星野 美子

1. 社会福祉士会のこれまでの成年後見制度活用へ向けた取組み

- ・全都道府県に権利擁護センター機能を果たすばあとなあを設置
- ・個人や法人（都府県社会福祉士会）として、後見人等を受任し、身上監護面でソーシャルワークの機能を発揮するための候補者の養成と受任者への継続研修の実施
- ・支援関係者や地域住民を対象とした研修（「支援者のための成年後見活用講座」）を各都道府県で開催（広報・周知・啓発）
- ・他団体（弁護士会、リーガルサポート等）との協働・連携によるさまざまな取り組み（「利用支援事業」活性化へ向けての活動、実践者向けの事例検討会等）

2. 手引きに寄せる期待

- ・地域格差の是正
- ・結果を導くプロセスの重視
- ・支援者主体から本人主体へ
- ・制度に関わる関係者のみならず、本人や家族が共有できる手引き

3. 社会福祉士、社会福祉士会が取り組むこと

- 社会福祉士は、さまざまな場面で成年後見制度に関わりをもつ
- ・支援が必要と考えられる方の発見と、本人側でのニーズの把握
 - ・日常生活における法的支援の必要性を福祉の専門職としてアセスメントする
 - ・本人の意思決定支援にどのように関わるのか（申立前、選任後の定期的確認）
 - ・地域のなかでの後見人（親族、市民）を支える役割（助言、提言、直接的間接的支援の実施）
 - ・社会福祉士（専門職）に求められる事案（虐待等、親族への支援を拡げるための関わりが期待されるもの）へ対応するための専門性、質の向上
 - ・社会福祉士会は、地域で取り組む社会福祉士の活動を支え、バックアップする

成年後見制度利用促進に向けて～社協の立場から

全国社会福祉協議会

地域福祉部長 高橋 良太

1. 地域における権利擁護体制構築に向けた社協の積極的取組の推進

2. 社協における成年後見制度の取組状況

3. 社協がめざす地域における総合的な権利擁護体制

4. 成年後見制度利用促進に向けた社協の取組

第 2 部

成年後見制度利用促進に向けた 機関の立ち上げと体制整備

○報告者

矢澤 秀樹氏(上伊那成年後見センター)
安藤 亨氏(豊田市福祉部福祉総合相談課)
牧野 奈津美氏(静岡県健康福祉部福祉長寿局)
海野 芳隆氏(静岡県社会福祉協議会)

○オブザーバー

服部 康治氏(静岡家庭裁判所)

○コメンテーター

須田 俊孝氏(内閣府成年後見制度利用促進担当室)
西岡 慶記氏(最高裁判所事務総局家庭局)

○コーディネーター

山口 光治氏(淑徳大学教授・ワーキンググループ委員会委員長)

上伊那成年後見センター 立ち上げに向けた 広域的な取組みについて

Opinion

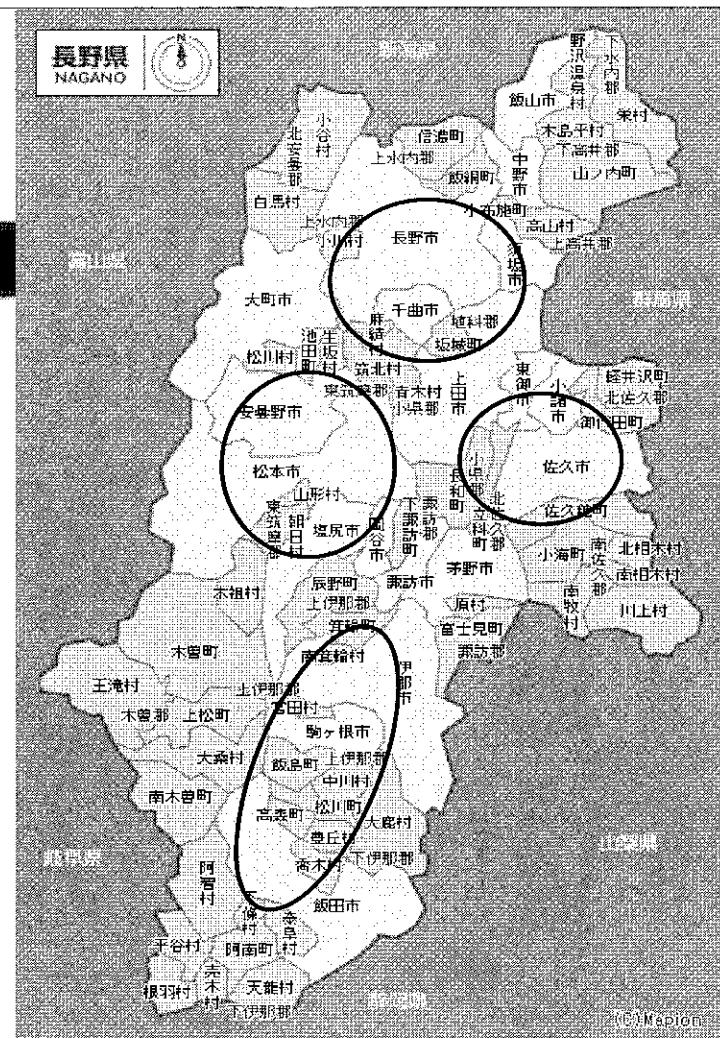
伊那市社会福祉協議会
上伊那成年後見センター
所長 矢澤 秀樹

本日お話する内容

Opinion

- ・上伊那成年後見センターの位置と地勢
- ・広域設立までの経過
- ・センターの運営状況

上伊那成年後見センターの位置と地勢



長野県の概要

- ・長野県は山間地が多く、生活圏は4つの平野を中心

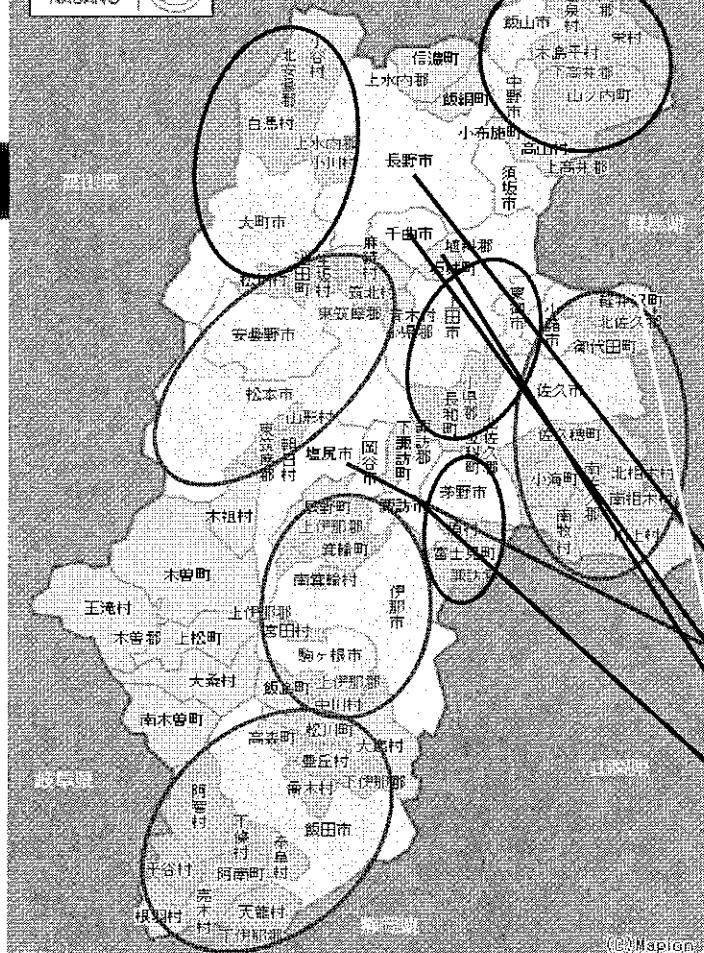
- ・平成の大合併でも、合併が進まず、現在77市町村

- ・77市町村のうち、約55%が人口10,000人以下の町村

- ・人口1,000人以下の村が5村

県内のセンター設置状況

長野県
NAGANO



【広域及び複数市町村設置】

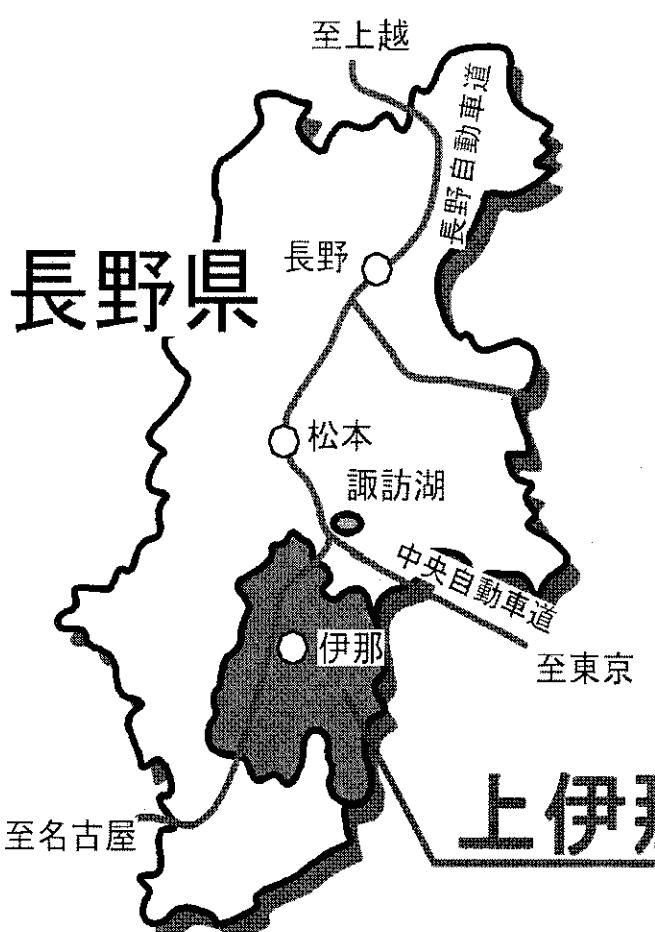
- ・松本市成年後見支援センター
- ・上伊那成年後見センター
- ・上小国成年後見支援センター
- ・さく成年後見支援センター
- ・いいだ成年後見支援センター
- ・北信圏域権利擁護センター
- ・北アルプス成年後見支援センター
- ・茅野市・富士見町・原村センター

【単独市町村設置】

- ・長野市成年後見支援センター
- ・塩尻市成年後見支援センター
- ・千曲市成年後見支援センター
- ・坂城町成年後見支援センター
- ・諏訪市成年後見支援センター

【単独社協設置】

- ・権利擁護センターかるいざわ



上伊那郡の概要

・長野県南信地方の伊那市を中心とした地域のことを指す名称で、長野県を10地域に分けるときに用いられる

・伊那市、駒ヶ根市、上伊那郡辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村の8市町村で、人口は約18万人



中央アルプス



南アルプス



郡内の市町村人口

市町村	人口(人)	平成29年10月現在
伊那市	67,437	
駒ヶ根市	32,500	
辰野町	19,325	
箕輪町	25,132	
飯島町	9,393	
南箕輪村	15,328	
中川村	4,718	
宮田村	8,745	
合計		182,578人

設立までの経過

伊那市社協における 権利擁護相談事業

- ・平成9年から伊那市社協が運営する「ふれあい相談センター」において、リーガルサポート長野伊那支部に委託して実施（月1回）
- ・権利擁護相談定例会の開催（上記相談の時間後、3ヶ月に1回、各関係者が集まり、事例検討や情報交換等を行う）

検討のきっかけ… 情報交換会から

精神障害等で
後見人が妄想
の対象になっ
てしまう

20代の人
への後見人
はどうした
ら…

専門職後見
人の担い手
は…

障害者施設か
らGHへの移
行が増えてい
る

上伊那郡内社協における 法人後見検討会議

・平成18年度から、法人後見に関する検討会議を、各社協日常生活自立支援事業等の担当者により開始

- 1、法人後見検討会議開催（10回）
- 2、市民、職員向けセミナー開催（2回、参加者合計250名）
- 3、先進地視察

成年後見相談支援体制 構築モデル事業

Opina

- ・平成21年度、長野県より上伊那圏域を対象として伊那市社協が受託
 - 1、成年後見等相談、アドバイザー派遣
 - 2、上伊那圏域成年後見相談支援体制構築検討会議の開催
- ・平成23年度には、独立法人型を目指してセンターを設置する

上伊那圏域成年後見体制 検討会

Opina

- ・平成22年度に上伊那8市町村の福祉担当課長9名を中心として検討会を立ち上げ、伊那市社協が事務局となる
- ・センター構築検討会議開催（5回）
- ・先進地視察（3ヶ所）

主な検討内容 1

【利用見込み数について】

- ・近い将来（2～3年間）に必要となる数
 - 1、日常生活自立支援事業全数調査
 - 2、社協独自金銭管理事業全数調査
 - 3、認知症、知的、精神障害者数 等
× 第三者後見人の就任割合

**18人～78人の
利用を見込む**

主な検討内容 2

【センターの設置形態について】

- ・N P O 法人やボランティア団体などの不在、専門職の確保
 - ・法人後見業務への取組みが必須
 - ・相談する住民意識
-
- ・一般社団法人設立～社協地域福祉係増員までの4パターンを検討

主な検討内容 3

Opinion

【委託費の算定について】

- ・県域内の広域連合で行っている各種事業の割合を踏襲（平均割 1.6%、人口割 8.4%）
- ・**平均割、人口割**の他に利用割が案として挙がったが、実施されていない

主な検討内容 4

Opinion

【センター設置場所・運営について】

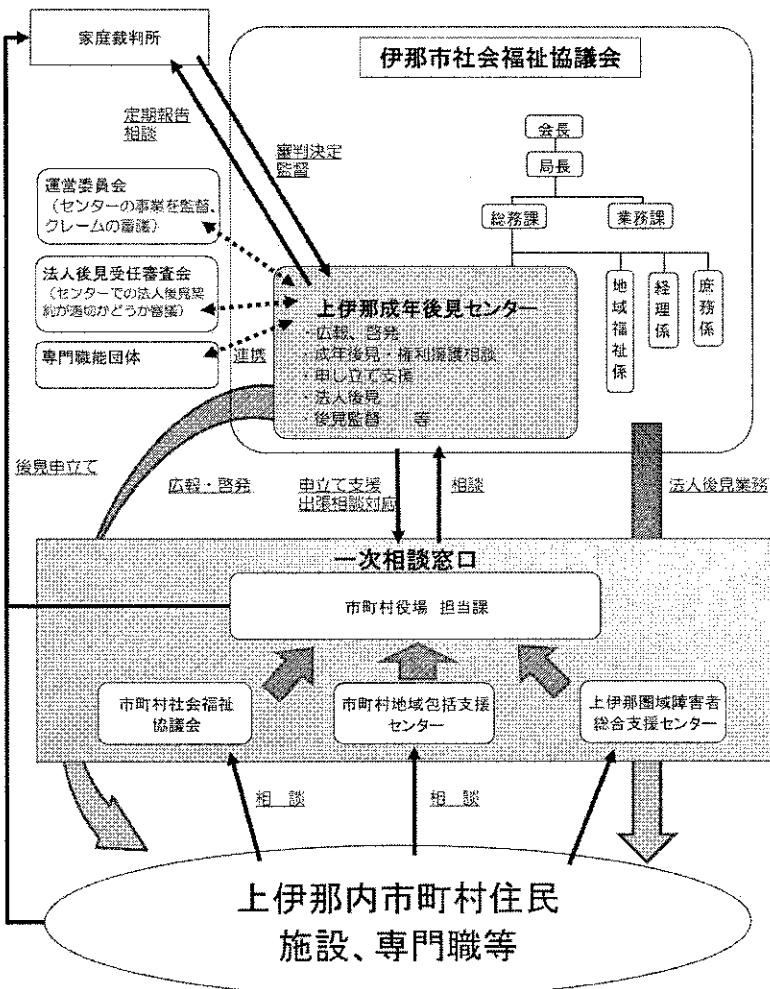
- ・住民が相談しやすい形態
- ・サテライト窓口の設置などの検討
- ・平成 23 年度より**8 市町村で共同設置**し、圏域の中心にあり、事務局を務めた伊那市社会福祉協議会に委託する

上伊那成年後見センターの運営状況

運営体制

- ・伊那市社会福祉協議会にセンターを設置し、1ヶ所で圏域全体をカバー
- ・センターは2次窓口として機能
1次窓口は各市町村行政や包括支援センター

組織体制



・職員体制

所長1名(兼務)

事業担当者3名

(すべて社会福祉士)

法人後見生活支援員5名
(週1日)

・運営委員会

8市町村の担当課長と、
伊那市社会福祉協議会
事務局長で組織

・法人後見受任審査会

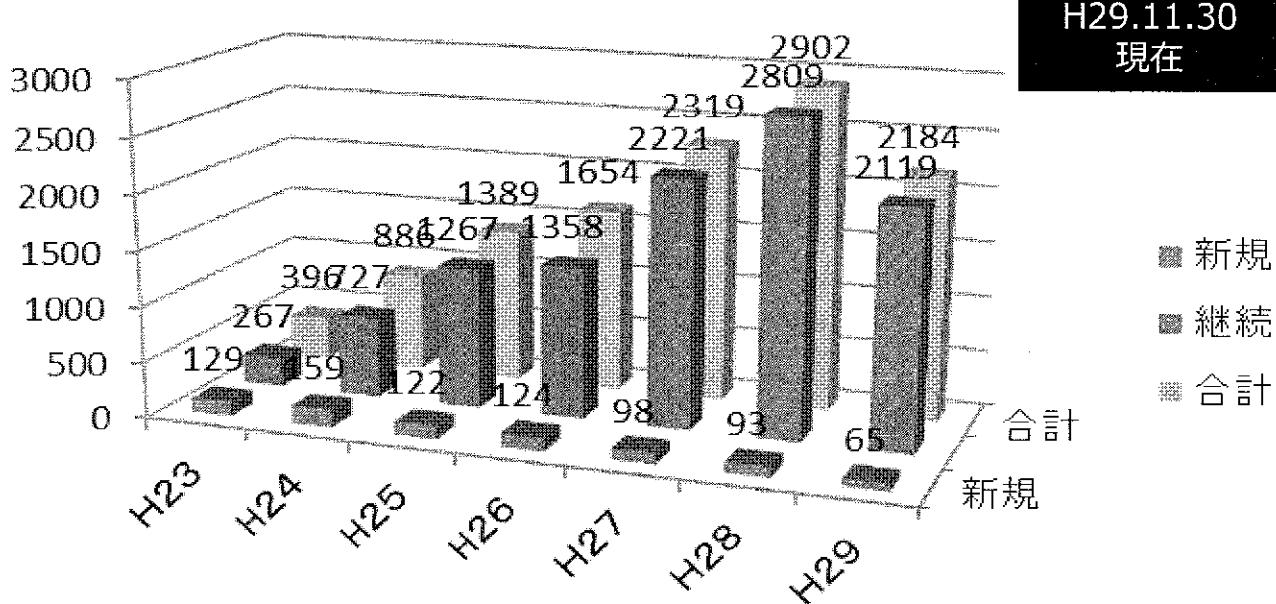
専門機能団体(4団体)
の代表者と総務課長で組織

事業内容

- (1) 成年後見制度、権利擁護の研修・啓発
- (2) 成年後見・権利擁護相談
- (3) 成年後見申立ての支援
- (4) 第三者後見人の紹介、斡旋
- (5) 法人後見の受任
- (6) 市民後見人の育成
- (7) 後見監督人の受任

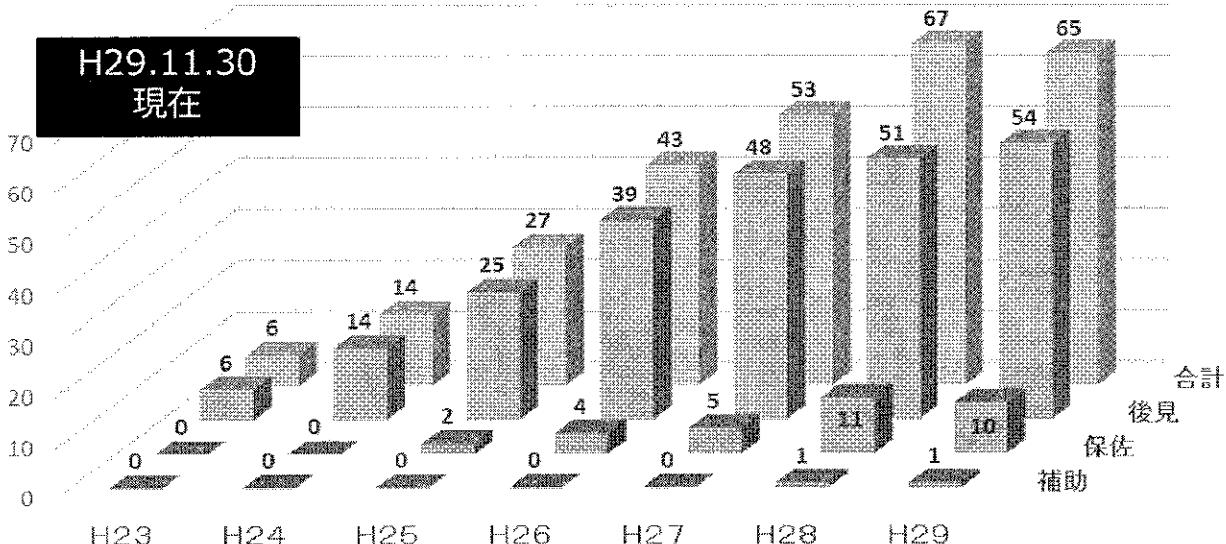
運営実績（利用のべ件数）

H29.11.30
現在



法人後見受任件数

H29.11.30
現在



法人後見受任ケース内訳

Codeline

類型別

後見類型	保佐類型	補助類型	計
54	10	1	65

うち首長申し立て36件

障害別

認知症	知的障害	精神障害	計
26 (40%)	19 (29%)	20 (31%)	65

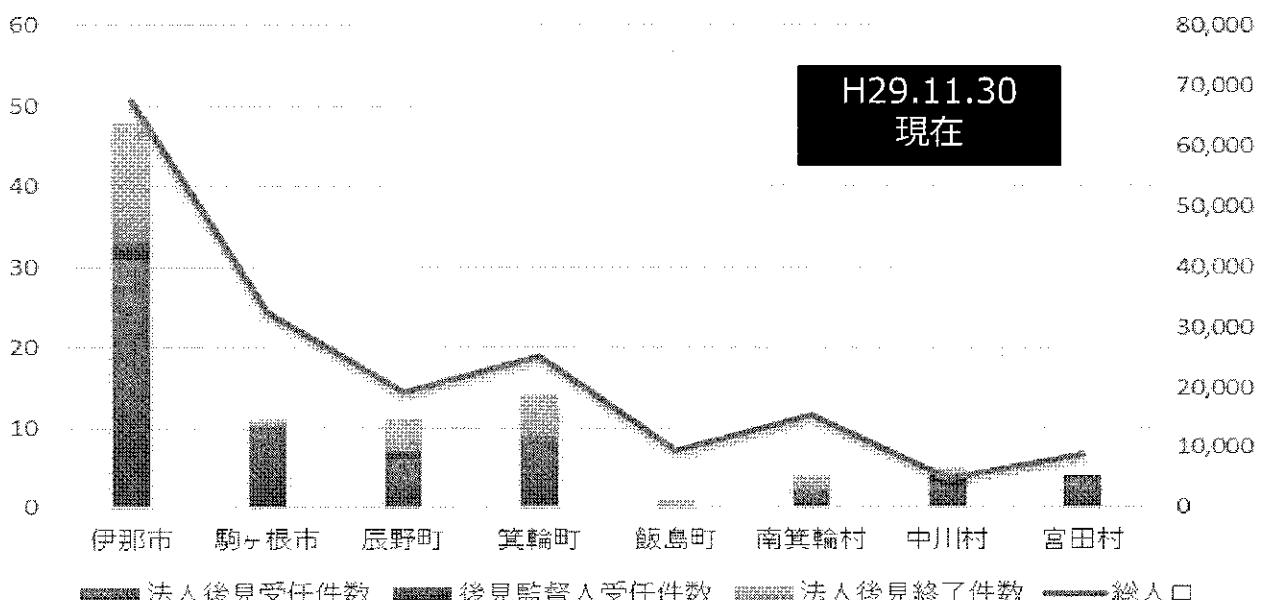
H29.11.30
現在

市町村別 法人後見受任件数

Codeline

H29.11.30
現在

市町村別件数



成年後見センター設置後の メリット等について

センター設置のメリット

- ・自治体職員の**負担軽減、専門職配置**
- ・税金・水道等の**滞納解消・分納相談**
- ・迅速な**虐待への対応**

センター設置のメリット

- ・日常生活自立支援事業との連携
- ・福祉サービス契約・申請等の代理行為
- ・市町村長申立ての増加
- ・困難ケースへのチーム対応の推進

広域設置のメリット

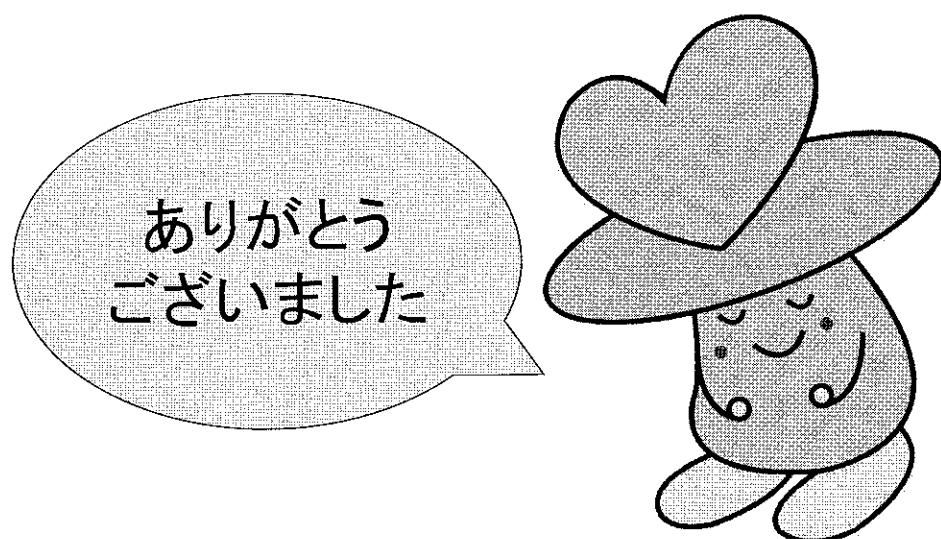
- ・スケールメリットが活かせる
- ・安価な委託金での福祉専門職活用
- ・法曹専門家の効果的な活用
- ・行政外だからこそ客観的な判断

広域設置のデメリット

Ogawa

- ・センターからの訪問距離

Ogawa



伊那市社会福祉協議会マスコットキャラ あいなちゃん

豊田市成年後見支援センターの設置と 体制整備に向けた取組の実践報告

～取組報告と事例を踏まえた自治体の動きや捉え方の一考～

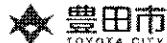
平成30年3月7日

豊田市 福祉総合相談課
豊田市成年後見支援センター
(豊田市社会福祉協議会)



City of Toyota 一人が輝き 環境にやさしく 躍進するまち とよたー

本日の報告事項について



1 豊田市成年後見支援センター開設までの取組

- ① 開設までの一連の流れ
- ② 庁内での検討体制や役割分担
- ③ ニーズの把握と必要性の整理
- ④ るべき姿のイメージ化（方向性の決定）
- ⑤ 設立検討をネットワーク構築のプロセスに

2 今後の利用促進に向けた体制整備

～地域共生社会の実現と成年後見制度利用促進～

- ① 部内に設置されたタスクフォース
- ② 新設された「福祉総合相談課」
- ③ 豊田市成年後見・法福連携推進協議会
- ④ 豊田市での成年後見の“はみ出し方”
- ⑤ とある月1回の“集まり”

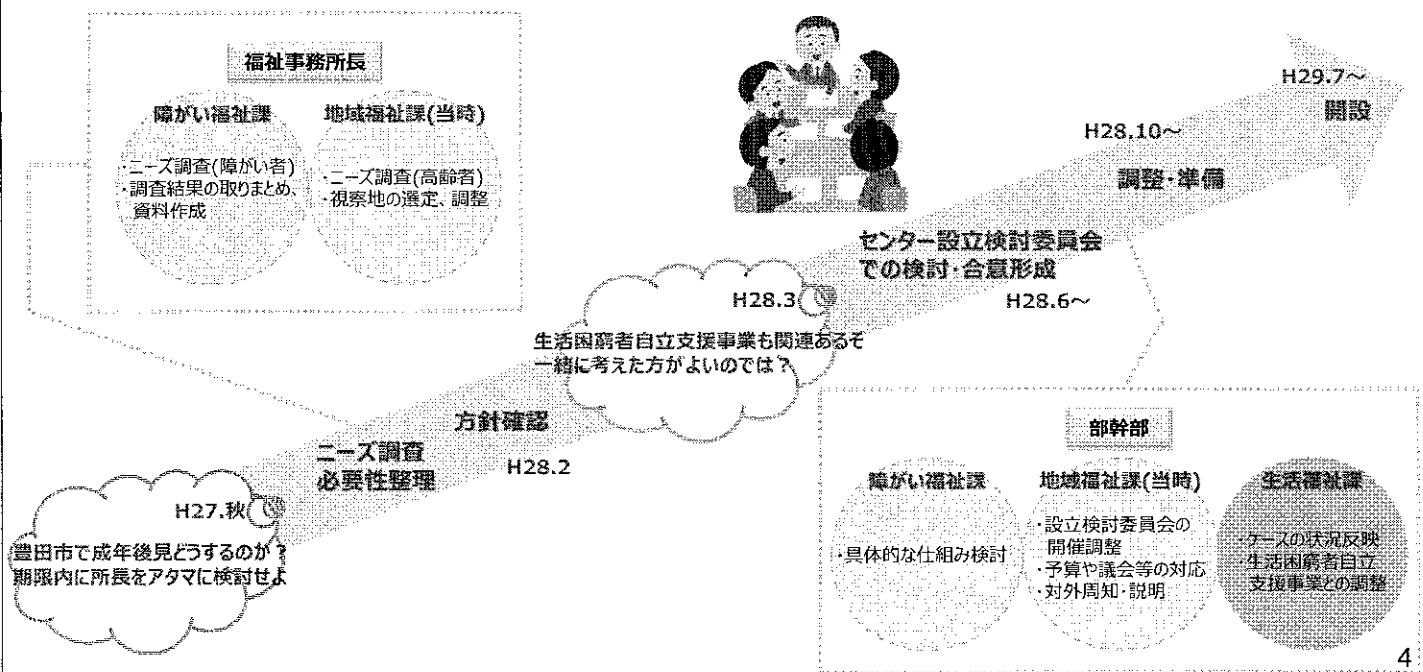
1 - ① センター開設までの取組（開設までの一連の流れ）

～H26年度	【社協】日常生活自立支援事業だけの対応では不十分と実感	このような肌感覚を現場が持っているかどうかが大きい。市が知ることも重要。
H27.2	先進地視察によるイメージづくり （尾張東部成年後見センター・春日井市への視察）	市役所に足繁く通っていた司法書士に尋ねたことがきっかけ。 先進地や専門職の数値は高い（感じる）ので、歩み寄りがあると助かる。
H27.3	地域福祉・高齢者・障がい者の3計画策定	担当者としては、少しでも行政計画に記述があると動きやすい。
H27.8	市内の弁護士・社会福祉士との意見交換	1 - ③参照
H27.9	福祉事務所長をリーダーに、地域福祉課（当時）と障がい福祉課で検討開始	1 - ②参照
H27.秋～冬	各種調査・検討の実施	1 - ③参照
H28.1	市内の弁護士・司法書士・社会福祉士・MSW・PSW等と意見交換	1 - ③参照
H28.2	副市長に方向性の説明 ⇒ 庁内合意形成	1 - ④参照
H28.3	市議会一般質問（センター設置検討の答弁）	市の施策として進めるならば、市民の代表である市議会とのやり取りは不可避。 担当者としては整理のタイミングとして捉えた。
H28.4	部内タスクフォースで、「新たな福祉相談・支援施策・体制」の検討開始	2 - ①参照
H28.6	「センター設立検討委員会」設置・具体的な検討開始（計5回開催）	1 - ⑤参照
"	以降、検討状況を関係機関と随時意見交換・情報提供 （家庭裁判所・弁護士会・自立支援協議会・民生委員・医療機関など）	検討状況をタイミングタイミングで報告していくことで、市の考え方や姿勢、センターの存在が浸透していくと感じる。
H28.9	市議会一般質問（センターの機能などの答弁）	-
H28.10	H2.9当初予算要求（センター開設費用の計上）	前述のニーズ等に加え、近接自治体や同規模自治体との比較を整理し、総務部門や財政部門と折衝した。
H28.12	第5回設立検討委員会で検討結果取りまとめ	-
H29.1～	市議会・関係機関（福祉・医療等）への設置説明	やりすぎなくらい様々な会議体で情報提供を実施した。
H29.3	第8次豊田市総合計画の策定・実践計画事業の一つに	福祉部局だけでなく、市全体での位置付けを明確にした。
H29.4	機構改革により、「福祉部」設置 合わせて、新設課である「福祉総合相談課」が所管に	2 - ②参照
H29.6	豊田市成年後見・法福連携推進協議会設置	2 - ③参照
H29.7	豊田市成年後見支援センター開設	開設前には広報誌特集や市民向けイベントで周知。

3

1 - ② センター開設までの取組（庁内での検討体制や役割分担）

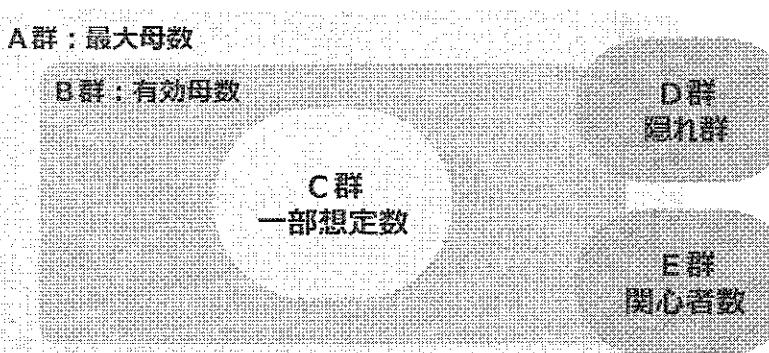
- 平成26～27年ごろから、愛知県内でいわゆる「成年後見センター」が各自治体で設置される動きが加速しつつあったこともあり、当時の部幹部より、豊田市としてセンターを設置するかどうか、設置するならどうやってやるのかも含めて「成年後見どうするのか」を検討するように指示あり。
<平成27年秋検討開始→H28年2月までに結論を出すように期限設定あり>
- 当初の検討体制としては、福祉事務所長（兼福祉専門副参事）をリーダーに、「地域福祉課（当時・高齢者福祉を所管）」と「障がい福祉課」の2所属が連携して実施。ニーズ調査などを経て、一旦の方向性を示した。
- その後、生活保護のケースワークや生活困窮者自立支援事業との兼ね合いから、「生活福祉課」も加わり、平成28年度には部内プロジェクトのようなスタイルで具体的な検討（設立検討委員会の作業部会的な役割）に着手。



- その自治体の首長申立数、報酬助成件数だけを見ても真のニーズはつかめない。（かつて豊田市でも「ニーズがない」と言っていた）
(相談の仕組みが整っていないのに、その申立件数がすべてといえるか？報酬助成の条件からすべてといえるか？)
- また、ニーズ把握だけでなく、必要性の整理まで実施することで施策につながる。（数的な状況だけでなく、「環境」としての状況がどうか）
- 豊田市では、「①定量的な状況」「②定性的な状況」「③公として備える理由」の3点から整理を実施。

「①定量的な状況」として整理したもの

- 【A群(最大母数)】 介護保険認定者数、療育手帳所持者数、精神保健福祉手帳所持者数
- 【B群(有効母数)】 認知症高齢者(自立度Ⅱ以上)数、療育手帳A判定所持者数、精神保健福祉手帳所持者数
- 【C群(一部想定数)】 日常生活自立支援事業利用者数、障がい者相談支援事業所の後見利用想定ケース数
- 【D群(隠れ群)】 生活困窮者自立支援事業のアセスメント結果のうち、「債務・家計管理・家族問題・本人能力」の件数
- 【E群(関心者数)】 無料法律相談の「成年後見」相談数、基幹包括支援センター主催の制度説明会参加者数



- その自治体の首長申立数、報酬助成件数だけを見ても真のニーズはつかめない。（かつて豊田市でも「ニーズがない」と言っていた）
(相談の仕組みが整っていないのに、その申立件数がすべてといえるか？報酬助成の条件からすべてといえるか？)
- また、ニーズ把握だけでなく、必要性の整理まで実施することで施策につながる。（数的な状況だけでなく、「環境」としての状況がどうか）
- 豊田市では、「①定量的な状況」「②定性的な状況」「③公として備える理由」の3点から整理を実施。

「②定性的な状況」として整理したもの

- ①基幹包括支援センター主催の「成年後見制度説明会」のアンケート結果
- ②名古屋家庭裁判所岡崎支部の主任書記官との意見交換の結果
- ③専門職等との意見交換の結果（弁護士・司法書士・社会福祉士・MSW・PSW・社福法人施設職員・社会福祉協議会）
- ④先進地の状況（大阪市成年後見センター・尾張東部成年後見センターなど）、中核市の状況、近隣自治体の状況

例えば…

- 豊田市特有の実態として、親族が遠方（ex.九州など）なので、申立や手続きの協力が得られない場合がある
- 専門領域以外の判断や支援方針を構築するのが難しい
- 地域包括ケアが進展すると、病院の役割分担により、今までよりも短くなる入院期間の間に退院後の見通しを立てないといけなくなる

インフォーマルな形式の方が
ざくばらんに会話ができる



後見と関連する動きの中で、何が行われ、誰が何に悩んでいるのかわからない…
そこを少しでも理解しないと、必要とされる対応策まで検討できない

1 - ③ センター開設までの取組（ニーズの把握と必要性の整理）



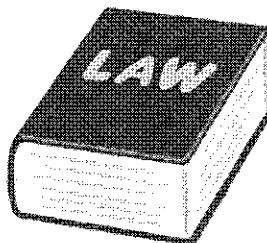
- その自治体の首長申立数、報酬助成件数だけを見ても真のニーズはつかめない。（かつて豊田市でも「ニーズがない」と言っていた）
(相談の仕組みが整っていないのに、その申立て数がすべてといえるか？報酬助成の条件からすべてといえるか？)
- また、ニーズ把握だけでなく、必要性の整理まで実施することで施策につながる。（数的な状況だけでなく、「環境」としての状況がどうか）
- 豊田市では、「①定量的な状況」「②定性的な状況」「③公として備える理由」の3点から整理を実施。

「③公として備える理由」として整理したもの

当時は、成年後見制度利用促進法の施行や基本計画の閣議決定前だったので、拡大解釈しつつ…

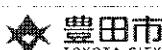
- 老人福祉法 第32条の2（後見等に係る体制の整備等）…センター設置、関係機関とのネットワーク構築、啓発、市長申立
 - 介護保険法 第115条の45（地域支援事業）…啓発、利用支援事業
 - 障がい者総合支援法 第77条（地域生活支援事業）…利用支援事業、法人後見
 - 知的障がい者福祉法 第28条の2（後見等を行う者の推薦等）…関係機関とのネットワーク構築、市長申立
 - 精神保健福祉法 第51条の11の3（後見等を行う者の推薦等）…関係機関とのネットワーク構築、市長申立
 - 厚生労働省老健局高齢支援課事務通知<H24.3.27>…センター設置、関係機関とのネットワーク構築、市民後見、社協委託
- + 今なら、成年後見制度利用促進法 第23条（市町村の講ずる措置）

どこまで行政が実施すべきなのか？
必要なこと=行政が実施すべきことは必ずしも一致しないことも考慮



7

1 - ④ センター開設までの取組（るべき姿のイメージ化）



- 1 - ③を踏まえて、当該自治体としての課題をどう設定するか、またどういった部分を補強するかに対し、どういった対応方策（支援の機能）が必要なのか、当該自治体としての支援体制の“るべき姿”を検討し、明確にする。
- なお、（中核機関として役割を果たしているか別問題であるが、）成年後見センター自体は全国的に先進事例が多数あるので、良いところを学びながら、その自治体にあったスタイルを考えていけばよい。（通称「のれん分け」）

【施策の選択】高齢者・障がい者の権利擁護に関わる部分の一元的な支援体制として、「成年後見支援センター」を設立

⇒成年後見制度を「支援の一つ」と捉えれば、「相談先の明確化」と「多様な主体が関与する仕組づくり」を優先して整備すべき。

⇒市民個々が専門職を利用する促進策（ex.助成制度の大幅な拡大）は、専門職の受任件数が限界値に近づいている状況や今度増大する高齢者・障がい者数に対する財政的実現可能性が極めて低いことから不適。

① 制度利用準備段階における相談先の不十分さ・不明確さ	対策	・相談機能（一次相談、二次相談、後見の必要性の見立て）
② 申立てに係る書類作成における家族の困難さ	対策	・親族申立支援機能 ・市長申立支援
③ 後見人一人では解決できない問題の顕在化	対策	・関係機関連絡調整機能 (関係機関とのネットワークの構築・活用、候補者調整) ・後見人支援
④ 後見人の多様な受け皿不足・相談先と後見人とのつなぎ	対策	・法人後見実施機能 ・市民後見人育成機能
⑤ 福祉サービス（在宅）・施設入所等における契約・利用時の身元保証	対策	・センターの存在 ・啓発機能

【当初】運営主体をどうするかは、ゼロベースで検討を開始 ⇒ 【結果】「社会福祉協議会」に対する「事業委託」による実施

* 日常生活自立支援事業や生活困窮者自立支援事業といった成年後見制度に関連性の強い事業を実施しており、これらを通じ、後見に関する機関との関係性を構築している点

* 法人後見を実施するための体力や、後見業務を受任するにあたって社会的信頼度（外部による運営の透明性）を有している点

* 成年後見制度は高齢者や障がい者のどちらかの支援視点のみでなく、意思決定の支援であるため、高齢者・障がい者とともに法人として事業を実施し、一定程度実態を把握している点

※当時の資料から抜粋しているため、現行の豊田市成年後見支援センターの機能や豊田市の利用促進に向けた現在の課題と異なる部分が生じていることに注意。

8

1 - ⑤ センター開設までの取組（設立検討をネットワーク構築のプロセスに）



- 設立検討は、設立の時期(一旦のゴール)を明確にした上で、それまでのどのタイミングでどういったことを決めるのかを最初からアウトライントを描く。
- また、検討作業を「共働の場」とし、また設立後のネットワークとしても機能させることを想定していく。
- 行政のたたき台（1 - ④）として提示したものに対し、それが本当に必要か、どうしたら機能するのかなどを専門的な知見から肉付けしてもらうイメージで進める（How toの議論）。理論や現場の意見から政策形成する作業（WhyやWhatの議論）と一緒にしてしまうと進まない。

豊田市の設立検討委員会（内規要綱で設置）

- | | |
|-----------------|--|
| ○弁護士・司法書士・社会福祉士 | ⇒ ⇒ ⇒ <設立後の想定> 候補者調整、相談・アセスメント等の助言など |
| ○基幹包括支援センター所長 | ⇒ ⇒ ⇒ <設立後の想定> 相談受付後のつなぎ、選任後の支援体制など |
| ○地域自立支援協議会副会長 | ⇒ ⇒ ⇒ <設立後の想定> 相談受付後のつなぎ、選任後の支援体制など |
| ○市内病院の医療相談員代表 | ⇒ ⇒ ⇒ <設立後の想定> 相談受付後のつなぎ、選任後の支援体制など |
| ○社会福祉協議会 | ⇒ ⇒ ⇒ <設立後の想定> 後見支援センター、法人後見、日常生活自立支援・生活困窮自立支援 |
| ○尾張東部成年後見センター長 | ⇒ ⇒ ⇒ 先進事例として、センターの役割・動きなどを議論の中で教示いただくため
※理論から政策形成する場ではなく、実務に落としこむ場としたため、学識を委員とせず。
※民生委員など関連する団体や機関もあるが、できるだけコンパクトにして別途ヒアリングなどで補完。 |

1	H28.6.3	・豊田市における成年後見制度に関わる現状について共有 ・市において検討した「センター機能（案）」についての協議 ・センターの運営体制（場所、人数等）についての協議	第1回の時点で各回でどんな議論をするか予め設定
2	H28.7.7	・開設当初の機能における運用レベルについての協議 ・法律相談・専門相談、医療同意・身元引受、終活支援についての協議	
3	H28.8.10	・センター設立に向けた人材育成についての協議 ・センター（案）の承認 ・当初機能の業務内容及び運用手法の承認	
4	H28.10.11	・法人後見受任ガイドラインの協議 ・成年後見制度利用支援事業の見直し協議 ・開設スケジュールの検討	
5	H28.12.21	・各種会議体（受任調整会議など）の整理 ・第4回の議題についての再協議 ・センター機能・体制・運用の最終確認と目標設定の協議 ・周知方法の検討	

9

事例を踏まえて一考した「中核機関設置までの市町村の検討・行動プロセス(私案)」



【第3段階】外部との合意形成・政策決定・執行準備



外部も文えた具体協議・詳細検討

- 設立準備会の設置 or 隠存会議の活用による外部も文えた検討の場の設置
- 3専門職団体、医療・福祉関係機関、家庭裁判所等の関与による検討

合意形成・政策決定

- 協議を踏まえ外郭機関との合意形成
- 議会対応を踏まえた住民との合意形成
- 開設計画や次年度重点取組等への位置づけ

政策執行の準備

- 予算要求や財政折衝
- 関係者や関連機関への周知・説明
- 住民への周知・意識醸成
- 委託契約行為・手続

【第2段階】政策構想・方針案の庁内意思確認

中核機関の構想案

- 新規設置 or 既存機関の機能強化
- 直営 or 委託（+理由）
- 委託先の選定（+理由）
- 開設までのスケジュール設定
- 当初機能と完成形

各機関との関係性の案

- 地域包括支援センターなど高齢系
- 障がい者相談センターなど障がい系
- 社会福祉協議会など地域福祉系
- 医療機関
- 3専門職団体

関連施策との関係性の案

- 成年後見制度利用促進事業
- 日常生活自立支援事業
- 生活困窮者自立支援事業
- 高齢者・障がい者虐待防止関連事業
- 我が事・九つの地域づくり推進事業
- 地域支援事業・社会保障充実分
- 地域移行・定着・地域生活拠点

【第1段階】現状把握・課題設定からの中核機関のイメージづくり

先行事例調査・先進地視察

- 設置の効果
- 運営状況（予算・職員数等）
- 実践的な取組事例

ニーズ・社会資源の把握（定性）

- 後見業務や流れの把握
- 関係者・機関の抱える課題
- 当事者や家族等の意識・悩み

ニーズ・社会資源の把握（定量）

- 高齢や障がいの統計的数値
- 関連事業の利用数や推移
- 区域内の申立て件数
- 区域内の専門職数・受任状況

※調査を通じて、当該自治体での“課題”と“対応策”的対比関係として捉えてみる

「◎」の取組はネットワークづくりも意識して、地元の3専門職と連携して実施するとよい

【準備段階】利用促進法・国基本計画の理解

【市町村】 担当部署・担当者の明確化

※都道府県や専門職団体の前向きな働きかけを期待

【都道府県】 域内市町村を集めた勉強会

【3専門職】 法・計画の趣旨や意味合いの解釈

※各場面・タイミングにおいて、随時情報提供や意見交換等を実施し、検討状況や体制等も含めて動向を承知してもらう家庭裁判所との積極的なコミュニケーション。

10

滋賀県農業機械支援センターへおまかせの農機

- ① 開設までの一連の流れ
 - ② 庁内での検討体制や役割分担
 - ③ ニーズの把握と必要性の整理
 - ④ あるべき姿のイメージ化（方向性の決定）
 - ⑤ 設立検討をネットワーク構築のプロセスに

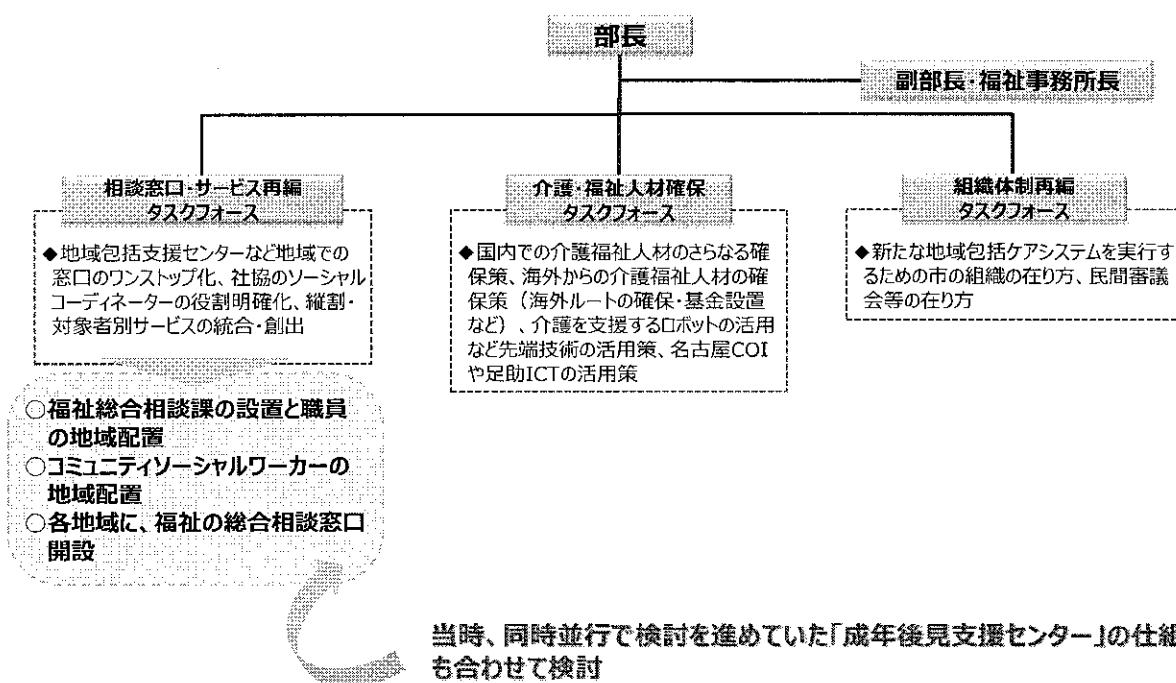
2 今後の利用促進に向けた体制整備

～地域共生社会の実現と成年後見制度利用促進～

- ① 部内に設置されたタスクフォース
 - ② 新設された「福祉総合相談課」
 - ③ 豊田市成年後見・法福連携推進協議会
 - ④ 豊田市での成年後見の“はみ出し方”
 - ⑤ とある月1回の“集まり”

2-① 今後の利用促進に向けた体制整備（部内に設置されたタスクフォース）

- 平成28年度に、部長直轄の小規模検討チームとして、3つのタスクフォースが位置付けられ、①相談窓口・サービスの再編、②介護福祉人材確保、③組織体制再編のテーマで、豊田市の福祉全体の今後のあり方を検討。
 - 「相談窓口・サービス再編タスクフォース」の担当者が、成年後見支援センター検討の担当も兼ねていたことから、検討を進める豊田市の相談支援体制の中に、成年後見支援センターを組み込むように指示を受け、一体的に検討を実施。



2-③ 今後の利用促進に向けた体制整備（豊田市成年後見・法福連携推進協議会）



- 豊田市では、成年後見支援センター設立検討委員会を母体に、国的基本計画に規定される「協議会」を想定した「豊田市成年後見・法福連携推進協議会」を平成29年度に設置。
- 市とセンターが事務局となりながら、センターの運営評価も含めた市全体での成年後見制度の利用促進について、地元の専門職や各専門機関と一緒に協議、合意形成しながら進めていくこととしている。

協議会のメンバー

【委員】 弁護士・司法書士・社会福祉士・基幹包括支援センター所長・地域自立支援協議会副会長・市内病院の医療相談員
【オブザーバー】 家庭裁判所
【事務局】 豊田市福祉総合相談課・豊田市成年後見支援センター

豊田市の協議会で行っていることの具体事例（第2回協議会より）

① 豊田市成年後見支援センターの運営状況の評価・協議

センター：実績の報告や課題 ⇒ M S W：センターが積極的にアウトリーチしてくれる。後見の必要性の判断や支援につながり、助かっている。
行政：後見人が孤立しないように支援方針を共有するため、センターが主導して審査確定後に関係者を集めた「チーム会議」を開催できないか。

② 豊田市における成年後見制度の利用促進策の検討・協議

司法書士：センターを経由しない案件はどう対応するのか。 ⇒ 家裁：福祉的支援に関する問合せは、センターを紹介している。
行政：福祉・医療の現場から早期にセンターにつながるためにどうすべきか。 ⇒ M S W・基幹包括・障がい自立支援協議会から意見聴取。
社会福祉士：認知症サポート・養成講座など、市民の関心ごとと関連させて啓発した方が効果的ではないか。

③ 司法と福祉・医療が連携して、対応すべき課題等の検討・協議

弁護士：豊田市の特性として、①親族が遠方で身寄りがない（身元保証団体との兼ね合い）、②虐待を含む複合課題世帯、③不正・犯罪・消費者被害を危惧。
対応を今のうちから検討しないと。

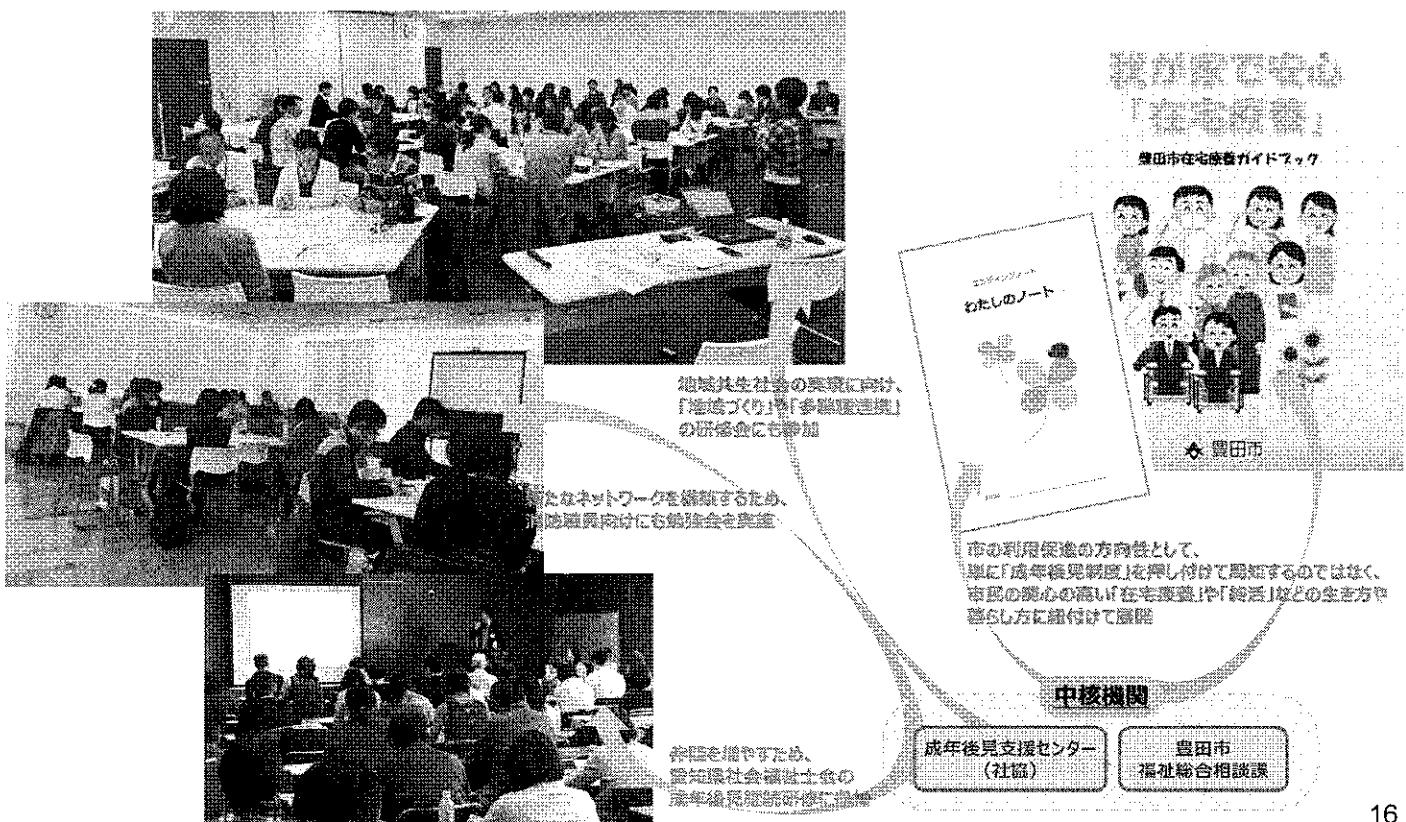
中核機関・専門職・家裁による“核”的ネットワークを起点に、豊田市福祉総合相談課が所管している「我が事・丸ごと地域づくり推進事業」を通じた“気づき・支え合い”的ネットワークと、中核機関・医療・福祉による“支援”的ネットワークと結び付け、「センターがどう機能しているか」「利用促進に関する課題に対し各視点からどういった対応が必要か」に加え、諮問答申を行う審議会ではなく、協議会では実践の色合いも有するため、「各委員のバックにある各ネットワークや会議体にフィードバックしつつ、各々がどう動くのか」についてまで、情報共有・検討・協議する場。また、この関係性を使ってセンターや行政が各ネットワークや会議に出席して講話したりする。そして、そのような状況や議論のプロセスをオブザーバーである家庭裁判所にも知っておいてもらうことも重要と考えている。

15

2-④ 今後の利用促進に向けた体制整備（豊田市での成年後見の“はみ出し方”）



- 豊田市では、「地域共生社会の実現」や「福祉の全体像」の中においても、成年後見制度をしっかりと捉えることとしており、少しづつではあるが関係性の強化や関連する分野との連携を目指している。



16

2-⑤ 今後の利用促進に向けた体制整備（とある月1回の“集まり”）

- 豊田市では、市役所・センター・弁護士・司法書士・社会福祉士（+時々、家裁主任書記官）で毎月1回程度定例会を設けている。
- 当初は法人後見の判断ぐらいを想定していたが、回を重ねるごとに内容を追加していく、平成30年2月時点では①センターが受けた全ての相談案件の進捗状況や対応の方向性の確認、②法人後見の適否を含めた候補者調整が必要な案件の検討、③後見人支援の進捗状況や対応の方向性の確認、④それぞれが持っている情報交換を実施している。

2/15開催の定例会の様子



17

センターの取組実績<開設から7か月間(H29.7~H30.1)>

- センター設置により実績値として把握できたものを捉えると、成年後見制度や権利擁護のニーズは当初想定していた以上のニーズがあると実感。
- センター(受託者としての社協)に高い評価をしているものの、今後も継続的に取り組めるように、豊田市としても月1回の全ケース振り返りなどの場にも参加しつつ、政策的な検討役や仕組みとしての関係機関との調整役などを担っていく。

実績総括

<相談対応>

- 専門性の高い相談については、アドバイザー（弁護士・司法書士）に確認し対応。
- 地域包括等からの金銭搾取、虐待が疑われるケースに対し積極的に相談に応じ、申立てに繋げることで、市民の権利擁護を推進。
- 訪問型支援スタイルを進めていることもあり、年間目標100件に対して、7か月実績で240件（延べ2,140回の相談支援）。

<申立支援>

- 毎月1回、センターと専門職、福祉総合相談課とで、ケース1件1件を振り返り、対応の方向性の確認。
- 申立ての準備として福祉関係機関や専門職との調整が多い中で、横の繋がりを活用した支援を実施し、104件の申立支援実施。
- 診断書作成のタイミングを活用し、医療機関とも関係性を構築し始めている。

<法人後見>

- 年間目標3件受任に対して、18件受任する等（複数受任のものも含む）、目標を大幅に上回る状況。
- センター職員は法人後見開始に伴う事務にまだまだ不慣れな部分もあり、時間を取られている状況。今後も受任増加が想定。

<広報啓発>

- 開設前後において、積極的に福祉施設や病院等に訪問しPR。ケアマネ等からの相談が早い段階から来るようになった。
- ご本人の意思決定支援に関連して、エンディングノートを活用した制度の普及に努めた。

<その他>

- センターを社会福祉協議会が受託している強みとして、日常生活自立支援事業、生活困窮者自立支援事業、コミュニティソーシャルワーカーなどとの連携強化に努めている。

18

成年後見制度利用促進フォーラム

成年後見制度利用促進に向けた 機関の立ち上げと体制整備

県、県社協、家裁の連携と役割分担について



静岡県



社会福祉法人
静岡県社会福祉協議会

× 静岡家庭裁判所

静岡県の概要

人口：374万人

高齢化率：28.2%（全国27.3%平成28年10月）

後期高齢化率：13.9%

ひとり暮らし高齢者世帯は13.1%（10年間で約1.7倍）

ひとり暮らし高齢者のうち、男性の伸びが顕著（10年間で約2.1倍）

<平成29年4月1日時点>



日本一「普通」な県と言われる「静岡県」

○人口構成が「普通」

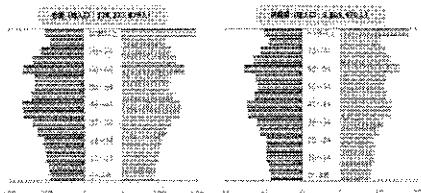
　全国の人口構成と同じような構成で日本の縮図

○気候が「普通」

　気候は暑くも寒くもない、雪もあんまりたくさん降らない

○東西の間で「普通」

　味の嗜好も偏らず普通、気質も保守的で普通



基礎自治体数：35市町（政令市2、一般市21、町12）

静岡県行政の動き

成年後見制度は高齢分野・障害分野と部門をまたぐ制度のため、両分野をつなぐ部署として地域福祉課が所管部署となる。

(平成24年4月 改正老人福祉法が施行)

⇒県は市町における市民後見人の育成・活動支援の体制づくり

(＝成年後見実施機関の設置)を支援

平成24年度	・3市社協をモデル地区として選定し、制度の周知と推進を図る（県社協委託）
平成25年度	・市町職員研修⇒市民後見人の支援体制構築・ネットワークづくり（県社協委託） ・普及啓発⇒シンポジウム・パンフレット作成（県社協委託）
平成26年度	・広域的後見実施機関設置推進研修 ・法人後見実施機関職員研修（県社協委託）
平成27年度	・法人後見実施機関職員研修（県社協委託） ・市町成年後見推進事業費助成
平成28年度	・市町成年後見推進事業費助成 ・法人後見実施機関職員研修（県社協委託） ・成年後見実施機関設置推進研修（県社協委託） ・市民後見人育成・活用推進事業（県社協委託）

△ 静岡県 × ○ 県社会福祉協議会 × 静岡家庭裁判所

3

静岡県社会福祉協議会の動き

- ・平成26年度の組織改編に伴い生活支援部権利擁護課を設置。
- ・主な所管業務は「日常生活自立支援事業」、「生活困窮者自立支援事業」、「成年後見制度推進事業」となった。
- ・市町社会福祉協議会より以前から、「（行政を含めた）権利擁護体制構築の必要性が伝わらない」との意見が出ていた。

500万人を超えるともいわれる「“潜在的”後見ニーズ」という大きな話は聞かれたが、行政に予算化してもらうためには、もっと具体的なニーズを示す必要がある。



成年後見制度利用に関する潜在的ニーズを

“見える化”できないか

△ 静岡県 × ○ 県社会福祉協議会 × 静岡家庭裁判所

4

成年後見制度に関する実態把握調査【平成26年度】

社会福祉施設・事業所等における 成年後見制度に関する実態把握調査【静岡県社協】

目的
県内の社会福祉施設・事業所等における 成年後見制度の活用に対するニーズ把握
調査方法
郵送配布・郵送回収による郵送調査法
対象
県内の福祉施設・事業所等 <3,459か所>
回答数
1,749 (50.6%)

△ 静岡県 × ○ 県民権益人
静岡県社会福祉協議会 × 静岡家庭裁判所

5

成年後見制度に関する実態把握調査【平成26年度】

＜結果の主なポイント＞

- ① 成年後見制度等の権利擁護が必要な「要支援者」は
22,427人以上 (回答率50.6%での積上げ)
→市町別に一覧にし、各市町行政等に情報提供
- ② 要支援者の主要な障害等類型は以下のとおりであった。

認知症 (疑われる者を含む)	11,423人 (50.9%)
知的障害 (疑われる者を含む)	5,599人 (25.0%)
精神障害 (疑われる者を含む)	1,235人 (5.5%)
不明	4,170人 (18.6%)

- ③ 身寄り・親族の協力を見込めない人は**3,629人** 等

△ 静岡県 × ○ 県民権益人
静岡県社会福祉協議会 × 静岡家庭裁判所

6

成年後見制度に関する実態把握調査【平成26年度】

<その他>

- ・ 調査報告書は県社協ホームページにて公表
- ・ NHK、地元紙等で取り上げられ一定の反響を得ることが出来た。
- ・ 県内福祉関係者からは「このような調査があると行政等に権利擁護体制の必要性を訴えやすい」などの意見をいただく。
- ・ 一部の市町議会においては、本調査をもとに各自治体においての取組みについて質問が出された。

△ 静岡県 × 静岡県社会福祉協議会 × 静岡家庭裁判所

7

静岡県内の市民後見人養成研修の取組状況 (平成29年度時点)

■ 単独実施
■ 広域実施

志太地区
平成28年度から
養成実施

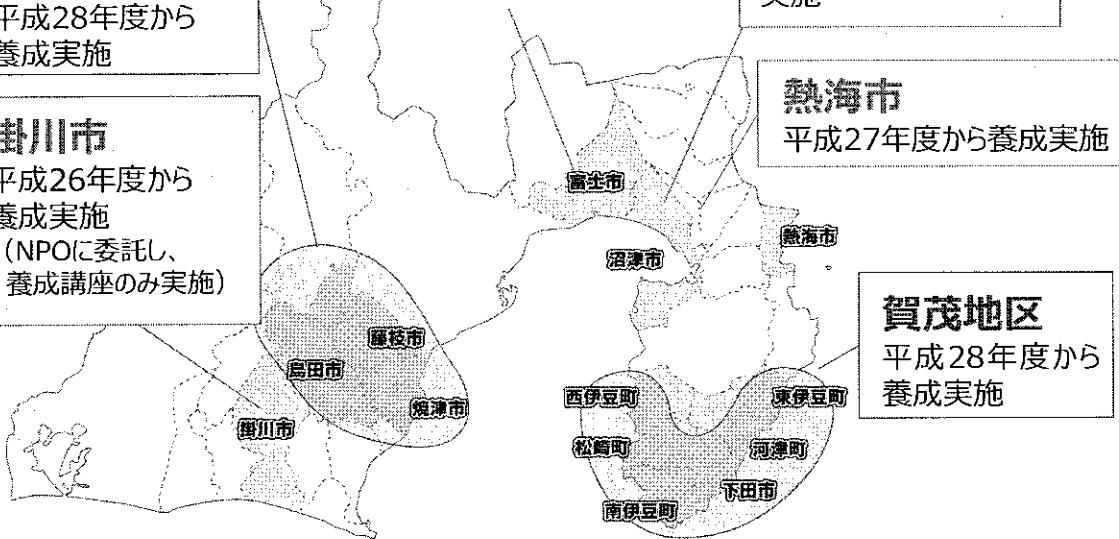
掛川市
平成26年度から
養成実施
(NPOに委託し、
養成講座のみ実施)

富士市
平成25年度から養成実施

沼津市
平成28年度から養成
実施

熱海市
平成27年度から養成実施

賀茂地区
平成28年度から
養成実施



△ 静岡県 × 静岡県社会福祉協議会 × 静岡家庭裁判所

8

静岡県における市町の体制整備への支援

国の施策①
(H24)

老人福祉法改正
後見業務を行える人材育成と活用の体制づくり

国の施策
利用促進へ

市町の取組

市民後見人の育成や活動支援の体制を整備

成年後見実施機関の設置

市町の取組
状況に差
H29.4
成年後見実施機関設置状況

未設置17市町
設置12市町
準備中6市

取組が進まない
原因は?

単独実施が困難と考えている市町が多く、消極的な市町同士では広域連携は進まない
制度利用者や利用に関する相談が少なく、喫緊の課題と捉えられていない

県の取組

市町の取組に必要な助言・援助

期間：H24～28【全市町への支援】

成年後見実施機関の設置を促す研修等を実施

- ・市民後見人の必要性
- ・成年後見実施機関の役割
- ・市民後見人の育成・活動支援の具体的な内容等の説明など

H29～30【未設置市町への支援】

近隣市町との広域連携を促す研修を実施

- (広域設置研修)
家庭裁判所の管轄や、市町の意向を考慮してグループ分けし、そのグループで広域による取組を検討

△ 静岡県 × 県民後見人会
× 静岡県社会福祉協議会 × 静岡家庭裁判所

9

静岡県における市町の体制整備への支援

国の施策②
(H28)

成年後見制度利用促進法の施行
制度を利用する人が制度を利用できる地域体制の構築

市町の取組

地域連携ネットワークの構築と
中核機関（事務局）の設置

進め方

地域連携ネットワークや中核機関の役割は幅広く、段階的に取り組んでいくしかない。

体制づくりのステップ【静岡県】

1. 成年後見実施機関を設置
2. 成年後見実施機関で取組方法を検討
3. 関係者を巻き込み、機能を拡充

地域連携
ネットワークを
構築

成年後見実施機関を中核
機関化

県の取組

市町の取組に必要な助言・援助

H29～【設置及び準備中の市町への支援】

利用促進法への対応を促す研修

(利用促進セミナー)

- ・法、計画における市町や関係者の役割を説明
- ・成年後見実施機関の機能を拡充して、中核機関化を図る方策を検討

H28～【全市町への支援、関係者への働き掛け】

関係者の連携を促す協議会

(利用促進協議会)

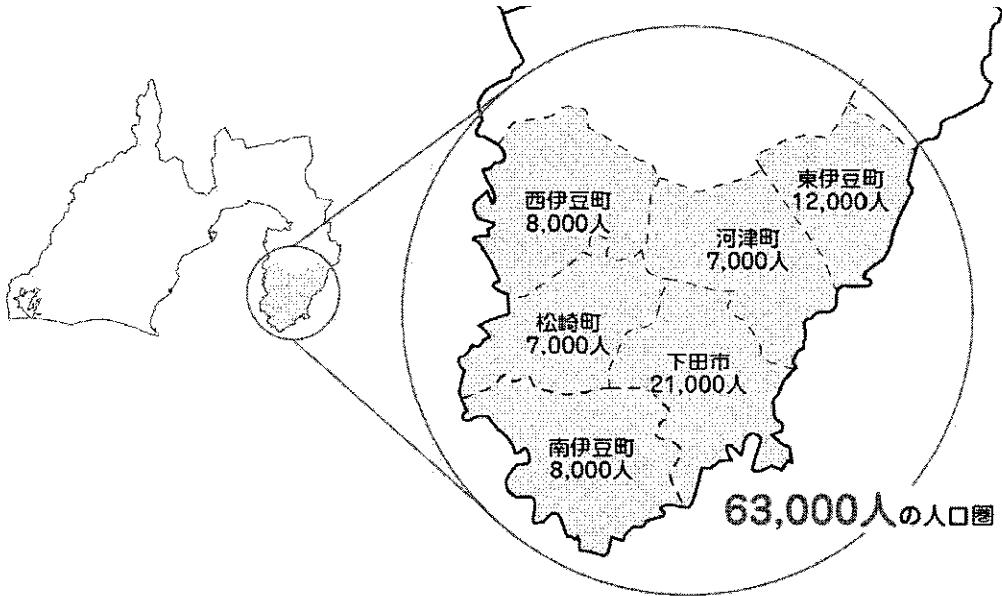
- ・法、計画における市町や関係者の役割を説明
- ・市町、社協のほか家庭裁判所や専門職等も参加する協議会で、地域連携ネットワークの具体像等を共有し、連携を確認

△ 静岡県 × 県民後見人会
× 静岡県社会福祉協議会 × 静岡家庭裁判所

10

広域連携による取組の一例（賀茂地区）

- 下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町（1市5町）で、平成28年11月より養成講座を開始
- 養成人数は1市5町合計で10名～15名



△ 静岡県 × ○ 県民社会福祉協議会 × 静岡家庭裁判所

11

賀茂地区での取組の背景

- 平成27年11月に地元弁護士が中心となり、「成年後見に関する勉強会」が立ち上がる。←県社協として参画
- 専門職の受け皿が少なく、弁護士がやむにやまれず20件以上受任している状態。
- 家庭裁判所から専門職に「無理していただいてるのは承知でもう1件お願いしたい」と受任を打診している状態。
- 地域特性としては、高齢化率は40%、独居高齢者は県平均のほぼ倍。
- 「この地域の社協には無理、NPOを作ろう」という発言もあり、社協への信頼感はとても低かった。
- 社協ベース案vsNPOベース案を検討

△ 静岡県 × ○ 県民社会福祉協議会 × 静岡家庭裁判所

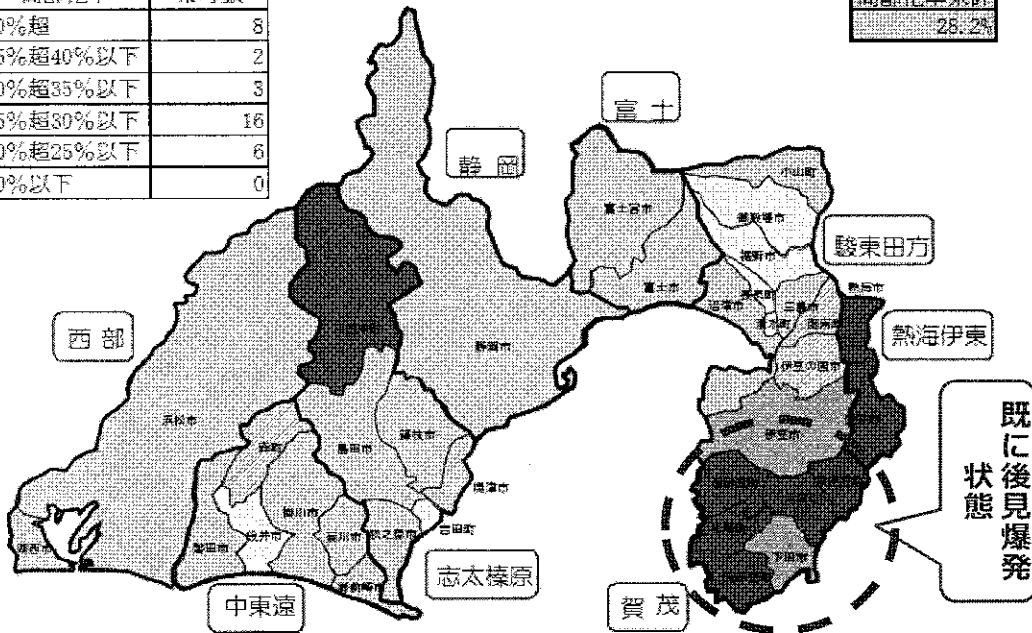
12

賀茂地区での取組の背景

<平成29年4月1日>

	高齢化率	市町数
■	40%超	3
■	35%超40%以下	2
■	30%超35%以下	3
■	25%超30%以下	16
■	20%超25%以下	6
■	20%以下	0

高齢化率原計
25.2%



△ 静岡県 × ○ 公益団体法人 静岡県社会福祉協議会 × 静岡家庭裁判所

13

賀茂地区での取組の背景

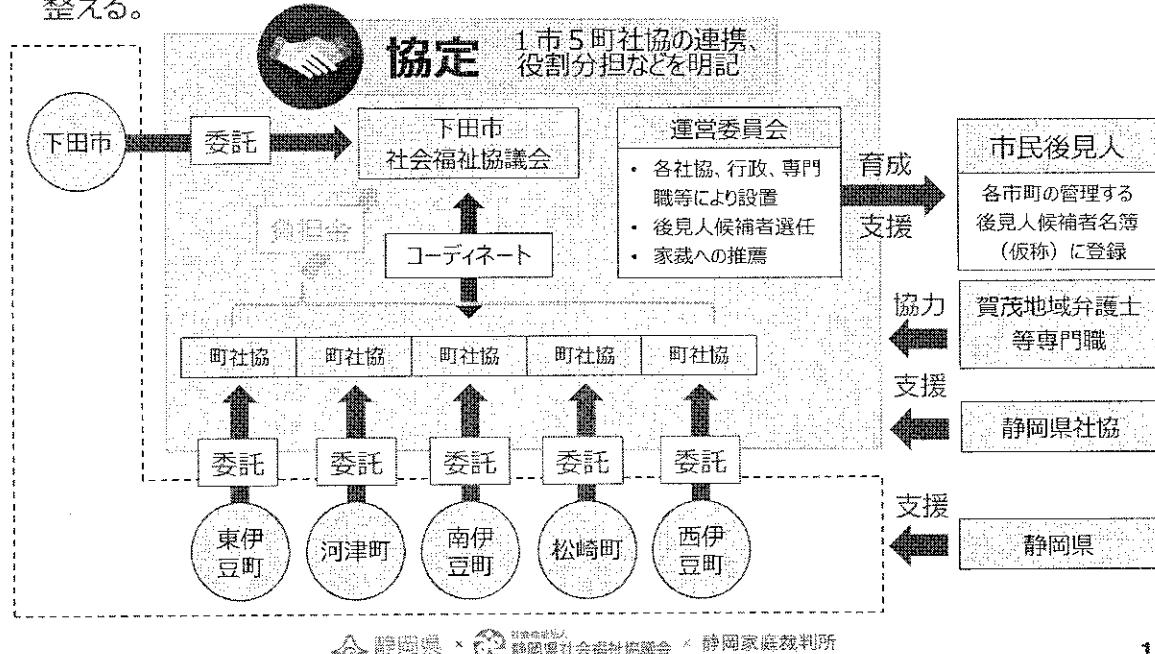
- ・ 賀茂地区の1市5町社協と県社協で検討会を立ち上げ、『地域の福祉課題』に社協として向き合おう」と社協間で合意形成を図った。
- ・ 県行政は、1市5町の会議を立ち上げ、社協間で検討した案を基に行政間での合意形成を図った。
- ・ 同時に、弁護士等地域の関係者にも、社協として地域の課題への取り組む姿勢を示していくこととした。
- ・ 家裁裁判官と2回打合せの場を持ったが、いずれも弁護士が参画し、専門職として社協の取組をバックアップしていくことを伝えていただいた。

△ 静岡県 × ○ 公益団体法人 静岡県社会福祉協議会 × 静岡家庭裁判所

14

賀茂地区における広域連携

- ・養成講座は下田市社協が下田市から受託。受講者を1市5町対象とする。
- ・1市5町社協がそれぞれ法人後見事業を実施し、講座修了者の受入体制を整える。



15

賀茂地区における市民後見人育成等の共同実施に係る 社会福祉協議会の「成年後見事業業務協定書」

＜協定の主なポイント＞

①成年後見制度の適切な利用のために共同で社会福祉協議会の事業を実施

“深刻な第三者後見人不足”という賀茂地区の福祉課題に、1市5町社会福祉協議会が共同で事業実施し、必要な人が適切に成年後見制度を利用できるようにする。

②賀茂地区の自治体及び専門職等と連携して、市民後見人の育成事業等を共同実施

老人福祉法32条2項に規定されている、後見等の業務を適切に行うことができる「人材の育成・活用」として、各自治体から各社会福祉協議会が委託を受け、専門職等の支援を得て、市民後見人の育成事業等に1市5町社会福祉協議会が共同で取り組む。

③共同実施の体制

基幹的な業務 (下田市社協)	市民後見人育成研修及び家庭裁判所からの受任調整や各社会福祉協議会間、関係機関との連携・調整を行う。
各社協の業務 (すべての社協)	住民等からの相談対応及び利用者支援、市民後見人等の活動支援（成年後見実施機関の設置）、広報啓発等を行う。

16

広域連携による取組のポイント

- ・住民にとって身近な各市町で成年後見の相談が出来る体制をつくる。（市町住民の相談を各市町社会福祉協議会が主体的に受け止める。）
- ・市民後見人の活動支援については、各市町社会福祉協議会が『身近な支援機関』として実施する。（市民後見は地域福祉の一環である。）
- ・市民後見人の養成（委員会設置・養成講座・フォローアップ講座）については、複数自治体（社協）で連携共同で取り組む。（知恵とノウハウと労力を出し合う）



（市民後見人育成の広域連携の取組は「中核機関」、「地域連携ネットワーク構築」へのノウハウとなる）

△ 静岡県 × ○ 市町社会福祉協議会 × 静岡家庭裁判所

17

静岡県における平成29年度の取組

成年後見実施機関広域設置研修

市民後見人の育成及び活用の体制づくりや、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築など、市町における成年後見制度の利用促進の体制整備について、近隣市町との連携による取組を支援

前期 (平成29年11月～)	[基調説明]	・ 広域連携による成年後見実施機関の設置について
	[グループ研修]	・ 広域連携による成年後見実施機関の設置についての理解の促進と意見交換
<市町に課題>		前期研修の内容を踏まえ、各市町において今後の方向性を検討
後期 (平成30年2～3月)	[各市町発表]	・ 検討経過や今後の方向性について発表
	[グループ研修]	・ 今後の進め方について意見交換

成年後見実施機関設置・運営相談事業

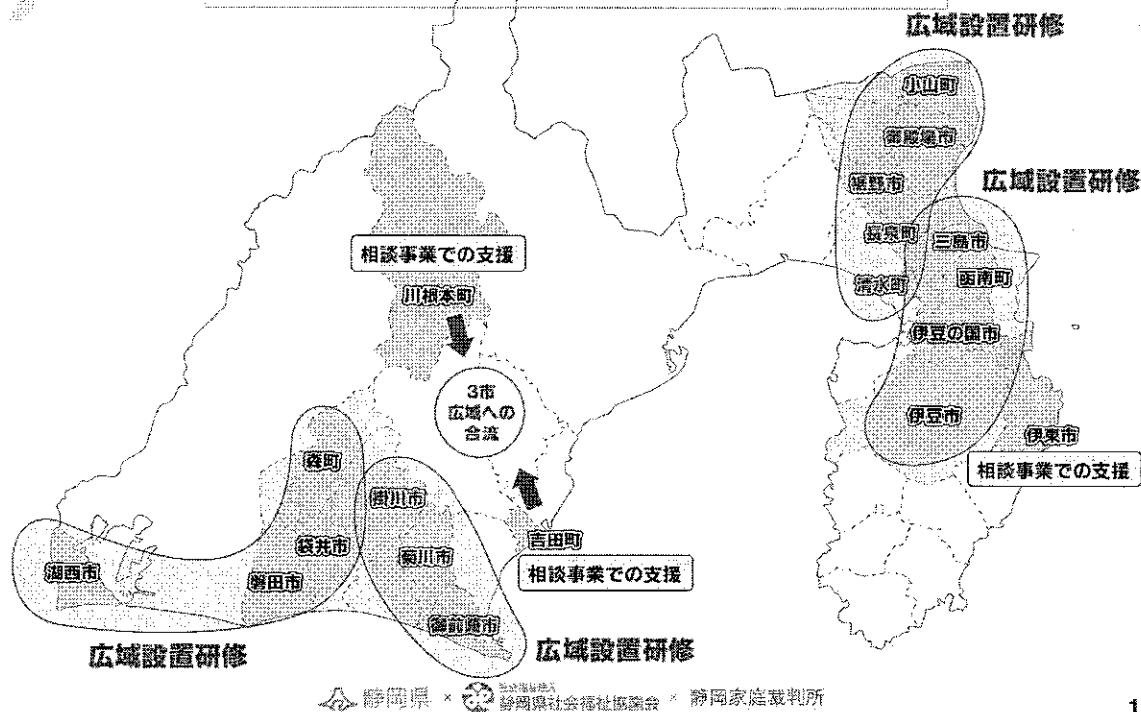
成年後見実施機関の設置、地域連携ネットワークの構築や中核機関の設置を支援するため、市町及び市町社会福祉協議会を対象とする相談窓口を県社会福祉協議会に設置

△ 静岡県 × ○ 市町社会福祉協議会 × 静岡家庭裁判所

18

静岡県における平成29年度の取組

29年度に成年後見実施機関の 広域設置の働き掛けをしている地区

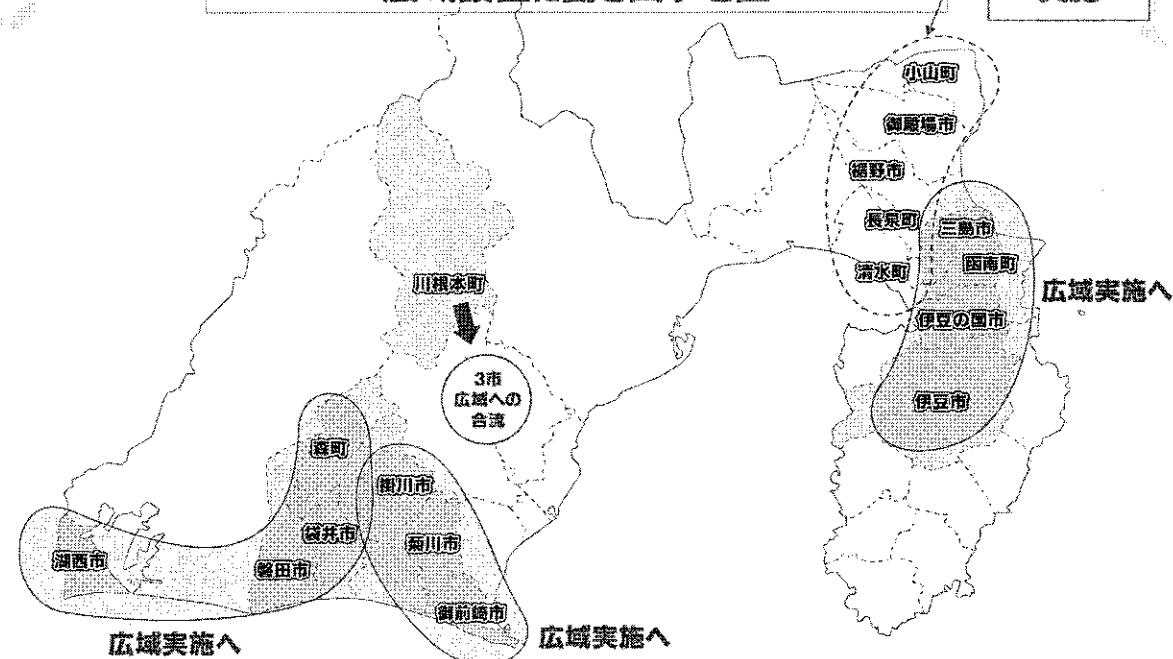


19

静岡県における平成29年度の取組

30年度から成年後見実施機関の 広域設置に動き出す地区

3/13に
後期研修
実施



20

静岡県における平成29年度の取組

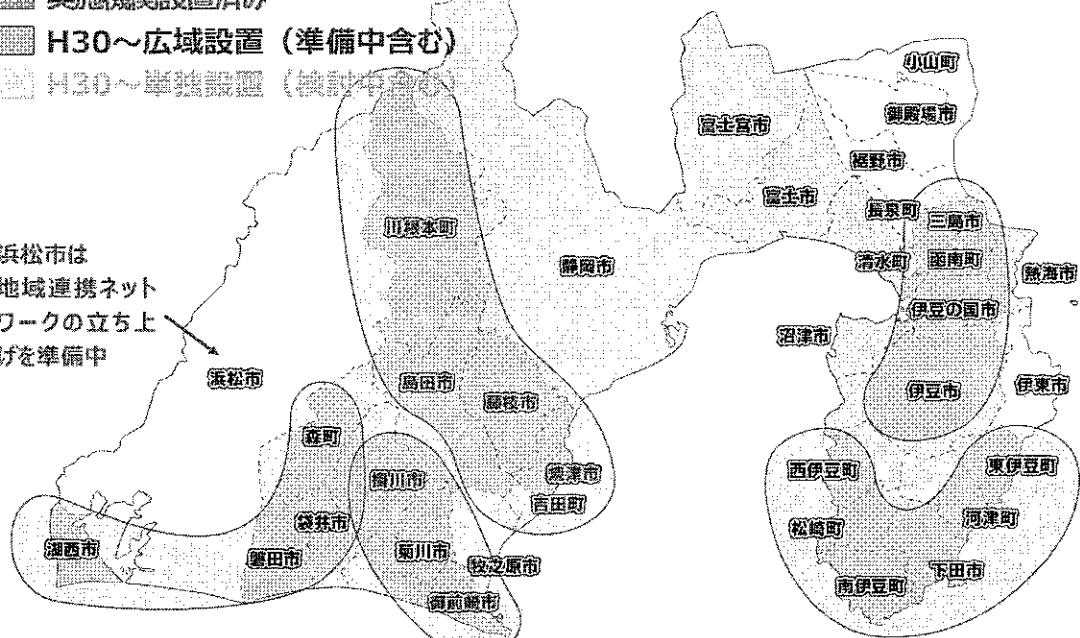
30年度の成年後見実施機関の設置状況（見込み）

■ 実施機関設置済み

■ H30～広域設置（準備中含む）

■ H30～単独設置（候補地）

浜松市は
地域連携ネット
ワークの立ち上
げを準備中



△ 静岡県 × 静岡県社会福祉協議会 × 静岡家庭裁判所

21

静岡県における市町の体制整備への支援

国の施策②
(H28)

成年後見制度利用促進法の施行
制度を利用する人が制度を利用できる地域体制の構築

市町の取組

地域連携ネットワークの構築と
中核機関（事務局）の設置

進め方

地域連携ネットワークや中核機関の役割は幅広く、段階的に取り組んでいくしかない。

体制づくりのステップ【静岡県】

1. 成年後見実施機関を設置
2. 成年後見実施機関で取組方法を検討
3. 関係者を巻き込み、機能を拡充

地域連携
ネットワークを
構築

成年後見実
施機関を中核
機関化

県の取組

市町の取組に必要な助言・援助

H29～【設置準備中市町への支援】

利用促進法への対応を促す研修

（利用促進セミナー）

- ・ 法、計画における市町や関係者の役割を説明
- ・ 成年後見実施機関の機能を拡充して、中核機関化を図る方策を検討

H28～【全市町への支援、関係者への働き掛け】

関係者の連携を促す協議会

（利用促進協議会）

- ・ 法、計画における市町や関係者の役割を説明
- ・ 市町、社協のほか家庭裁判所や専門職等も参加する協議会で、地域連携ネットワークの具体像等を共有し、連携を確認

△ 静岡県 × 静岡県社会福祉協議会 × 静岡家庭裁判所

22

平成29年度 静岡県成年後見制度利用促進セミナー
～市民後見推進体制から地域連携ネットワーク・中核機関構築へ～
<平成29年12月15日開催>

基調講演	「成年後見制度の利用の促進に関する法律」と「成年後見制度利用促進基本計画」について
	講師：内閣府 成年後見制度利用促進担当室 参事官 須田 俊孝 氏
基調報告	「地域連携ネットワークとは何か？ -地域での権利擁護実践につなぐために-」
	報告者：公益社団法人 日本社会福祉士会 参事 池田 恵利子 氏
ミニシンポジウム	「静岡県における成年後見利用促進をどのように描くか ～市民後見推進体制から地域連携ネットワーク・中核機関構築へ～」
コーディネーター	・ (公社)成年後見センター・リーガルサポート 専務理事 西川 浩之 氏
コメンテーター	・ 内閣府 成年後見制度利用促進担当室 参事官 須田 俊孝 氏 ・ 公益社団法人 日本社会福祉士会 参事 池田 恵利子 氏
シンポジスト	・ 静岡県弁護士会 蒲生 武幸 氏 ・ 静岡県司法書士会 澤本 裕貴 氏 ・ 静岡県社会福祉士会 古井 廉治 氏
オブザーバー	・ 静岡家庭裁判所 葛西 法子 氏（首席書記官）他 書記官5名
後援	静岡県市長会、静岡県町村会、静岡県市議会議長会、静岡県町村議会議長会、 静岡県弁護士会、静岡県司法書士会、一般社団法人静岡県社会福祉士会

△ 静岡県 × ○ 公益社団法人
日本社会福祉士会 × 静岡家庭裁判所

23

平成29年度 静岡県成年後見制度利用促進セミナー 第2弾
～市町利用促進計画、条例・審議会、マッチングの展開に向けて～
<平成30年2月9日開催>

基調講演	「成年後見制度利用促進機能の展開」について
	講師：内閣府 成年後見制度利用促進担当室 主任 高橋 愛 氏
実践報告①	「大阪市の利用促進計画の策定及び市民後見事業の展開」について
	報告者：大阪市福祉局生活福祉部地域福祉課 課長 向井 順子 氏
実践報告②	「伊賀地域福祉後見サポートセンターの事業展開」について
	報告者：伊賀市社会福祉協議会 地域福祉部長 田邊 寿 氏
パネルディスカッション	コーディネーター ・ (公社)成年後見センター・リーガルサポート 専務理事 西川 浩之 氏 コメンテーター ・ 内閣府 成年後見制度利用促進担当室 主任 高橋 愛 氏 ・ 大阪市福祉局生活福祉部地域福祉課 課長 向井 順子 氏 ・ 伊賀市社会福祉協議会 地域福祉部長 田邊 寿 氏 ・ 静岡県弁護士会 蒲生 武幸 氏 ・ 静岡県司法書士会 澤本 裕貴 氏 ・ 静岡県社会福祉士会 古井 廉治 氏
	オブザーバー ・ 静岡家庭裁判所 葛西 法子 氏（首席書記官）他 書記官3名

△ 静岡県 × ○ 公益社団法人
日本社会福祉士会 × 静岡家庭裁判所

24

静岡県成年後見制度利用促進協議会【平成29年9月】

〈出席者〉

- ・市町行政 ・市町社会福祉協議会 ・静岡県弁護士会 ・公益財団法人成年後見センター・リーガルサポート静岡支部 ・一般社団法人静岡県社会福祉士会
・静岡県社会福祉協議会 ・静岡県 ・静岡家庭裁判所（オブザーバー）

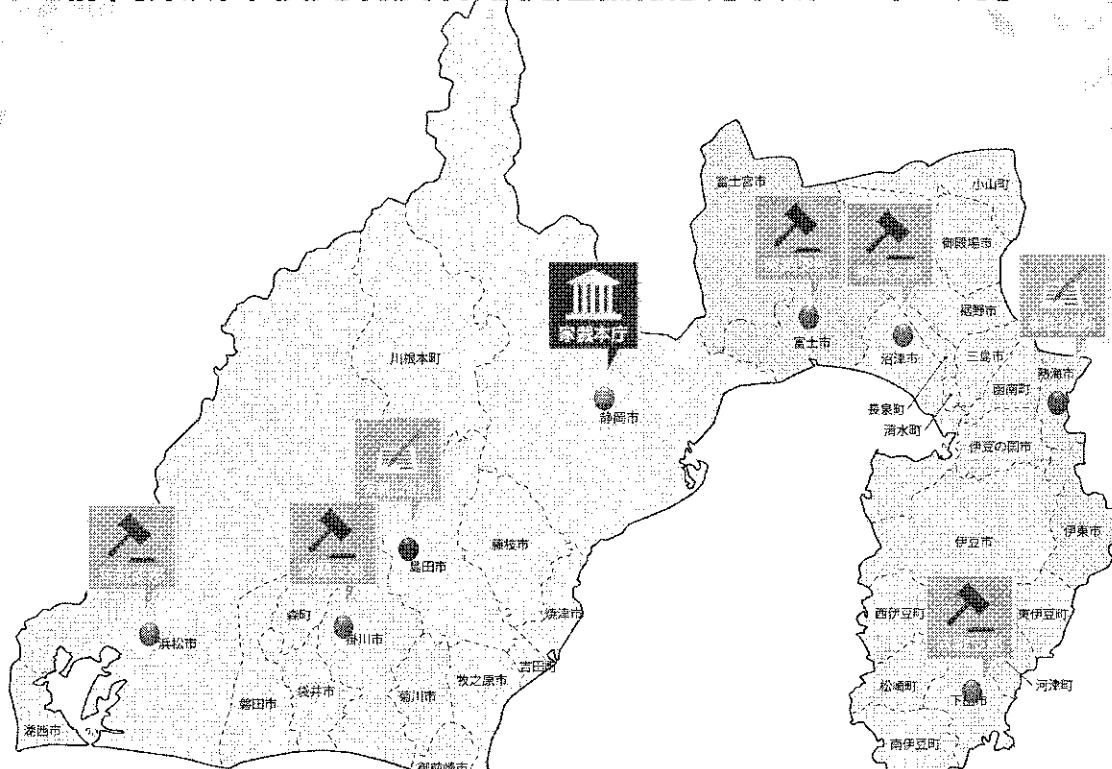
地区	家裁設置	参加市町	市町数
賀茂	下田支部	下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町	1市5町
東部①	熱海出張所 富士支部	熱海市、伊東市 富士市、富士宮市	4市
東部②	沼津支部	三島市、伊豆市、伊豆の国市、函南町、 沼津市、御殿場市、裾野市、清水町、長泉町、小山町	6市4町
中部	本庁 島田出張所	静岡市 島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、御前崎市（旧御前崎町）、吉田町、川根本町	6市2町
西部	掛川支部 浜松支部	掛川市、御前崎市（旧浜岡町）、菊川市、森町 浜松市、磐田市、袋井市、湖西市	7市1町

29年度の 内容	<ul style="list-style-type: none">● 成年後見制度の利用の促進に関する法律及び成年後見制度利用促進基本計画の説明● 各市町における市民後見人の育成・活用の体制づくりや地域連携ネットワーク・中核機関の整備に向けた関係機関との連携
-------------	---

第10页 共10页

25

静岡県成年後見制度利用促進協議会【平成29年9月】



静岡県 × 静岡県社会福祉協議会 × 静岡家庭裁判所

26

平成29年度 静岡県社会福祉協議会事業

「成年後見制度に関する実態把握調査」を3年ぶりに実施

(平成29年7月実施)

調査対象	高齢・障害施設事業所3,800カ所
市町社協 との 共同実施	30市町社会福祉協議会が実施希望（30/35市町） 市町社協：「調査票手渡し」、「依頼文書作成」、「未回答施設等への連絡」、「種別連絡会等で周知・回答依頼」から選択 県社協：調査票作成、回答取りまとめ・集計
後 援	<ul style="list-style-type: none"> • 静岡県弁護士会 • 公益財団法人成年後見リーガル・サポート静岡支部 • 一般社団法人静岡県社会福祉士会
協 力	静岡県

 ×  × 

27

平成29年度 静岡県社会福祉協議会事業

<フリーアンサーに多い記述>

- ・成年後見制度を利用する段階の手続きが難しい。
- ・手続きや書類の準備に関し煩雑さがありハードルが高い。
- ・福祉専門職自身が、成年後見制度の理解が不足している。
- ・分かりやすい制度説明資料がほしい。

<回答者によっての回答状況のブレ>

本当に理解して回答しているのか疑問を感じる回答も散見された。

⇒成年後見制度=法律家の制度（イメージ大）？

成年後見制度≠福祉の制度（イメージ小）？

福祉関係者の成年後見制度の認知・認識度はまだまだ低い???



利用促進のためには、福祉関係者への理解促進が必要

 ×  × 

28

【H28.11.21 成年後見制度利用促進委員会中間報告より】
成年後見制度(補助・保佐・後見、任意後見)利用促進策の強化が必要な場面

- 【上流】 **場面1：利用者・関係者への制度紹介・情報提供**
→ 「まず、知っていただくことが重要」
- ↓
場面2：早期の段階からの権利擁護支援の検討開始
→ 「権利擁護支援」の必要な人の発見
- ↓
場面3：成年後見制度利用に向けた利用者ニーズの見極め
(利用者の意思決定支援と、成年後見等実施機関による検討)
→ 多機関参加によるニーズの精査と支援の方向性の検討
- 【中流】 **場面4：本人・親族申立の支援及び市区町村長申立を適切に行える体制の整備**
→ 顕在化させたニーズに対応できる体制整備を
- ↓
場面5：後見等開始に向けた本格調整及び申立ての実施
→ 確実な後見等の開始
- 【下流】 **場面6：後見等開始後の継続的な支援**
→ 後見開始後の適切なケア(特に、本人・親族・市民後見人)
- 場面7：後見等の不正防止**
→ 各機関が参加しての早期発見・対応

※「成年後見制度利用促進基本計画」p.3

今後、成年後見制度の利用促進を図っていくためには、成年後見制度利用促進委員会のワーキング・グループでも検討を行ったように、①制度の広報・周知、②相談・発見、③情報集約、④地域体制整備、⑤後見等申立て、⑥後見等開始後の継続的な支援、⑦後見等の不正防止、といった各場面ごとに、地域における課題を整理して、体制を整備し、対応を強化していくことが求められる。

内閣府作成資料 29

「優先して整備すべき機能等」（基本計画p.18）

- まずは、①広報機能や②相談機能の充実。
 - 成年後見制度の利用の必要性の高い人を地域で発見し、適切にその利用につなげる機能の整備が優先。
 - 保佐・補助の活用を含め、早期の段階から、本人に身近な地域において相談ができるよう、特に②相談機能の整備の優先を。
- ③成年後見制度利用促進機能と④後見人支援機能：
 - まずは、各種専門職の参加を得るために必要な協議会等を早期に設置。
 - 各地域における関係者の具体的な役割分担と連携体制の整備を。
- 各地域における地域ケア会議、障害者総合支援法に基づく協議会、地域福祉計画に基づく各種機関・協議会等、地域福祉や地域包括ケア等の既存の資源・仕組みを活用。
- 成年後見制度を利用している、支援の必要な高齢者・障害者・後見人の相談対応等も重要。

内閣府作成資料

30

2. 制度の普及啓発等(厚生労働省・高齢者関係)

成年後見制度利用支援事業（高齢者関係）

1. 事業内容

○市町村が次のような取組を行う場合に、国として交付金を交付する。(平成13年度から実施)

(1) 成年後見制度利用促進のための広報・普及活動の実施

- ① 地域包括支援センター、居宅介護支援事業者等を通じた、成年後見制度のわかりやすいパンフレットの作成・配布
- ② 高齢者やその家族に対する説明会・相談会の開催
- ③ 後見事務等を簡便で実施する団体等の紹介等

(2) 成年後見制度の利用に係る経費に対する助成

- ① 対象者：成年後見制度の利用が必要な低所得の高齢者
(例)介護保険サービスを利用しようとする身寄り
- ② 助成対象経費
 - ・成年後見制度の申立てに要する経費(申立手数料、登記料)
 - ・後見人・保佐人等の報酬の一部等

福祉関係者向けに
県域でこういう事業
ができるないか?
⇒H30予算要求へ

2. 予算額：地域支援事業交付金1,569億円の内数(平成29年度予算)

3. 事業実施状況：1,369市町村(全市町村の78.6%)(平成27年4月1日現在)

厚生労働省作成資料 31

静岡県における平成30年度の取組

平成29年度事業の継続実施

- ・成年後見実施機関広域設置研修
- ・成年後見実施機関設置・運営相談事業
- ・静岡県成年後見制度利用促進セミナー
- ・静岡県成年後見制度利用促進協議会

平成30年度新規事業の内容（福祉関係者等への理解促進）

- ・福祉関係者等への理解促進研修

支援対象者の中から、制度の利用が必要な人を発見

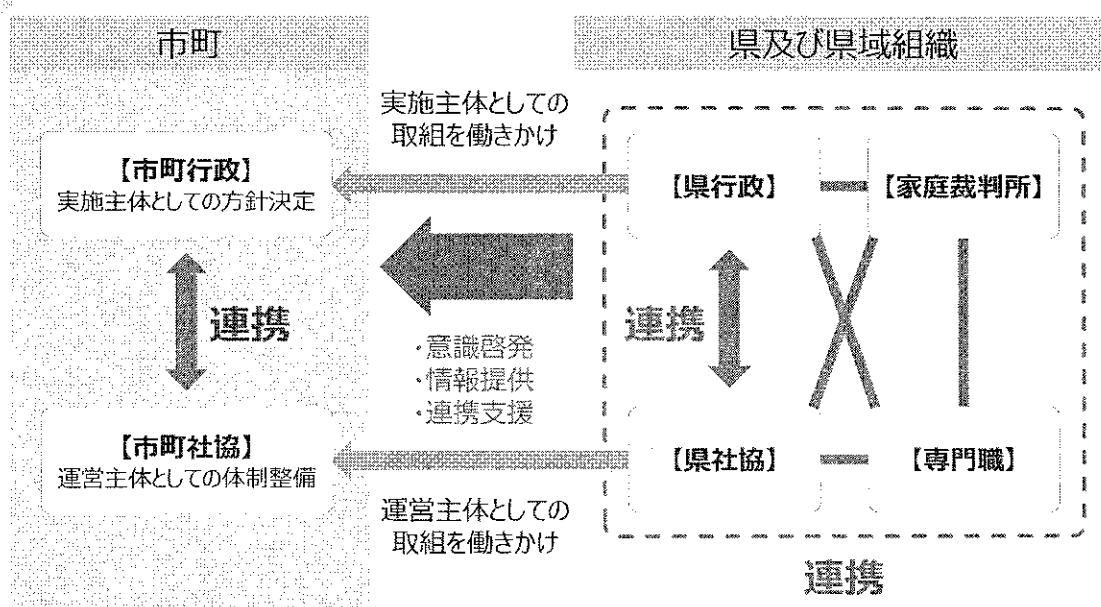
- ・研修テキスト、説明資料の作成

様々な主体が研修や啓発を行えるように、研修テキストや説明資料を広く公開

新規事業に期待する効果

- ・制度利用の必要性の高い人を早期利用につなぐ。
- ・地域連携ネットワークを支える（要支援者の見守り）人材を育成する。
- ・地域における成年後見制度の利用ニーズを顕在化させる。

静岡県の取組における役割分担



△ 静岡県 × ○ 静岡県社会福祉協議会 × 静岡家庭裁判所

第 3 部

地域連携ネットワークと支援機能

○報告者

山本 繁樹氏(地域あんしんセンターたちかわ)

住田 敦子氏(尾張東部成年後見センター)

白土 典子氏(いわき市役所保健福祉部保健福祉課)

○コメンテーター

林 幸徳氏(厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室)

片桐 公彦氏(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

障害福祉課地域生活支援推進室)

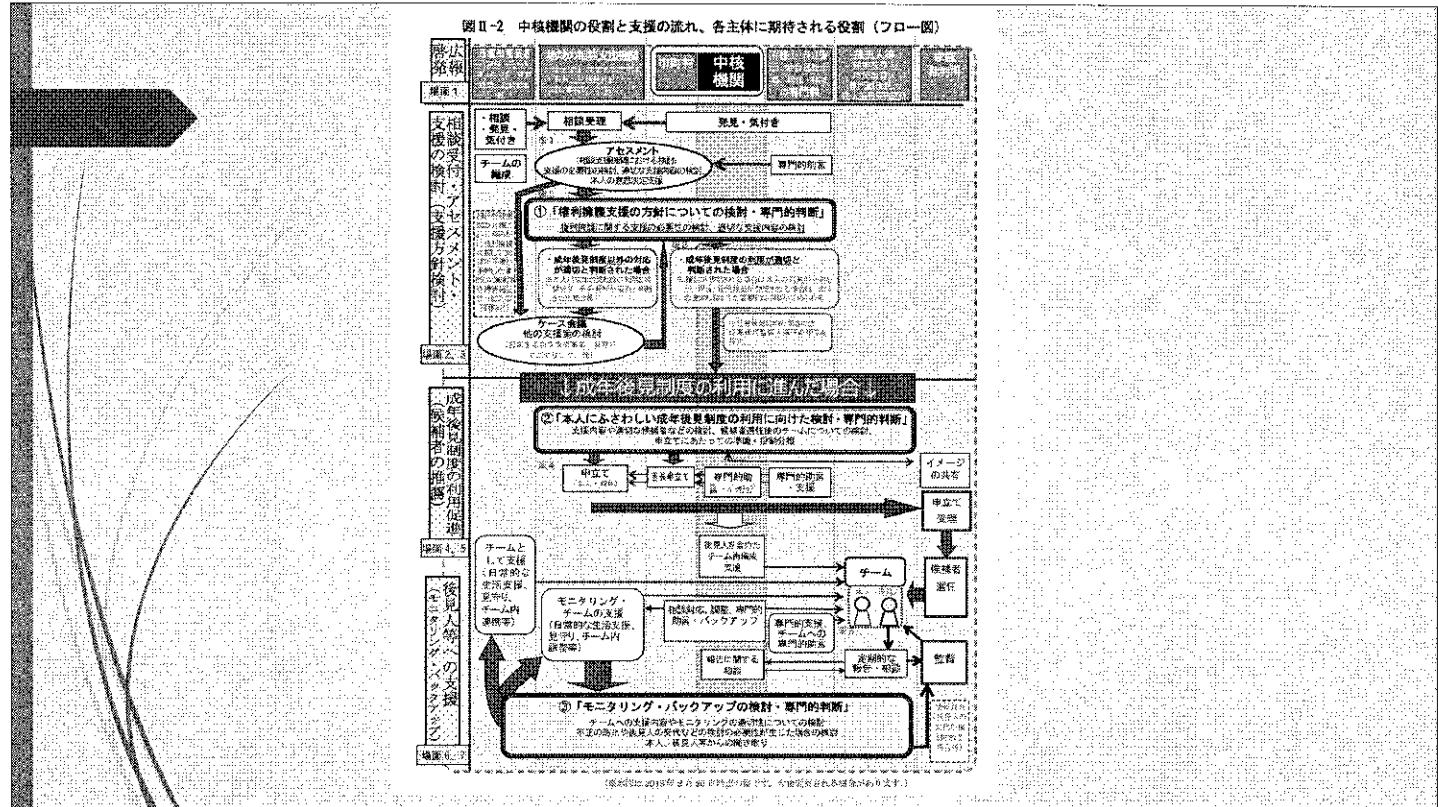
○コーディネーター

池田 恵利子氏(日本社会福祉士会 参事)

地域連携ネットワークと支援機能

権利擁護ニーズのある方々を見逃さないで地域でキャッチ
以下のような、「権利擁護支援」の必要な人に、
的確な支援ができますか？

- 急速に進む高齢化の中で、次のようなケースが増加・深刻化
 - 地域としての対応が求められるが、行政が抱え込むだけで良いのか？
- 積極的な介入（支援）が必要なケース
 - ・ 虐待　　地域において潜在化
 - セルフネグレクト（支援の拒否）
 - 経済的虐待（当事者にその認識がないケースも）
 - ・ 住宅・医療・福祉・金融等の生活関連サービスを適切に利用できない
 - ・ 悪徳商法や詐欺のターゲットとなる高齢者・障がい者
 - ・ 空き家・ゴミ屋敷　など
- 「見守り」対応の必要なケース
 - ・ 認知症高齢者、知的障がい者（行方不明・徘徊など）
 - ・ 孤立死・孤独死の予備軍　など
- お金・財産の管理、生活関連サービスの適切な利用（契約）は、生活の基本
- 「権利擁護」のニーズは、みえにくい（本人は声をあげられない）
- その対応には、専門職（法律・福祉）の解決力と、継続的な見守りが重要



仕組み① 「権利擁護支援の方針についての検討・専門的判断」

権利擁護ニーズのある方を見逃さない ・・・ 発見・発掘機能

- 相談窓口に情報が入ってくる仕組みをしっかりと持つ

相談員やケアマネや介護・福祉サービス提供事業所から・地域から

- 相談窓口に情報が入ったら後見ニーズの見極めを行う

成年後見制度等が必要となる状況を理解しておく

利用者の生活の全体像を把握するニーズアセスメントを実施する

(⇒ 困りごとを明らかにする ⇒ 後見制度利用のニーズの有無を明らかにする)

成年後見制度を必要とする人は、しばしば、複雑な課題を抱えています。

そのため協議の場は、虐待、セルフ・ネグレクト、消費者被害等の事案の課題整理の場でもあり、法律家等専門職の力も借りる「仕組み・仕掛け」が必要です

仕組み②「本人にふさわしい後見利用に向けた検討・専門判断」

本人へ適切な支援が出来るのは…?

専門職・市民後見人・法人後見の役割の違い

受任調整は、本人状況を理解し、適切な支援をおこなうために情報整理し
ふさわしい後見人は誰なのか?を地域で検討

市民後見人に期待できるのは、

- ・細やかな身上監護・本人への意思決定支援
- ・同じ市民として生涯本人と向き合い寄り添う姿勢

地域住民の理解を得て、住民が支えていくことができるよう

市民後見人など、自治体が地域の後見資源を育てることも大事。

地域共生社会にふさわしい、地域で支えられる体制を考えましょう

仕組み③「モニタリング・バックアップの検討・専門的判断」

後見人だけで、本人を支えていくことはできません。

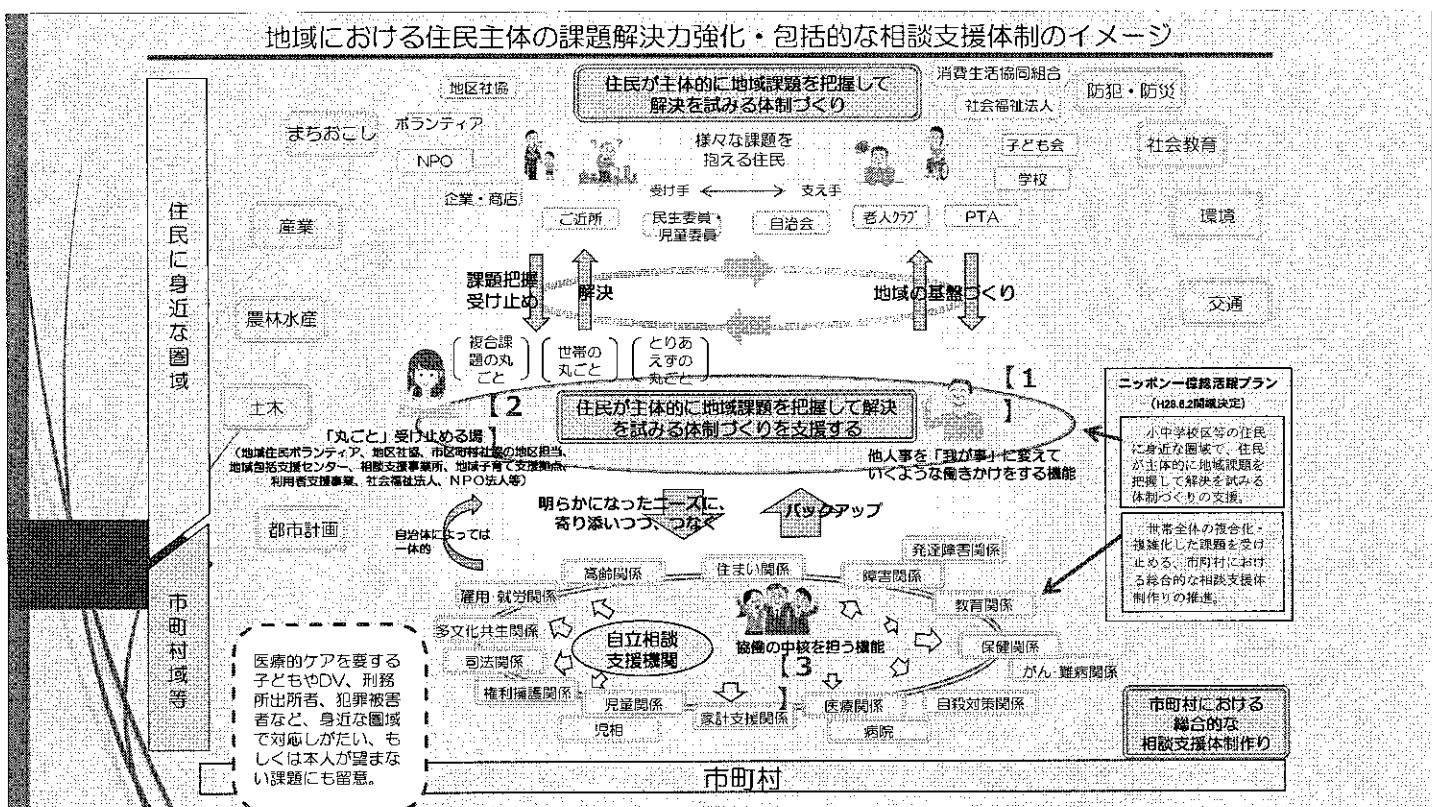
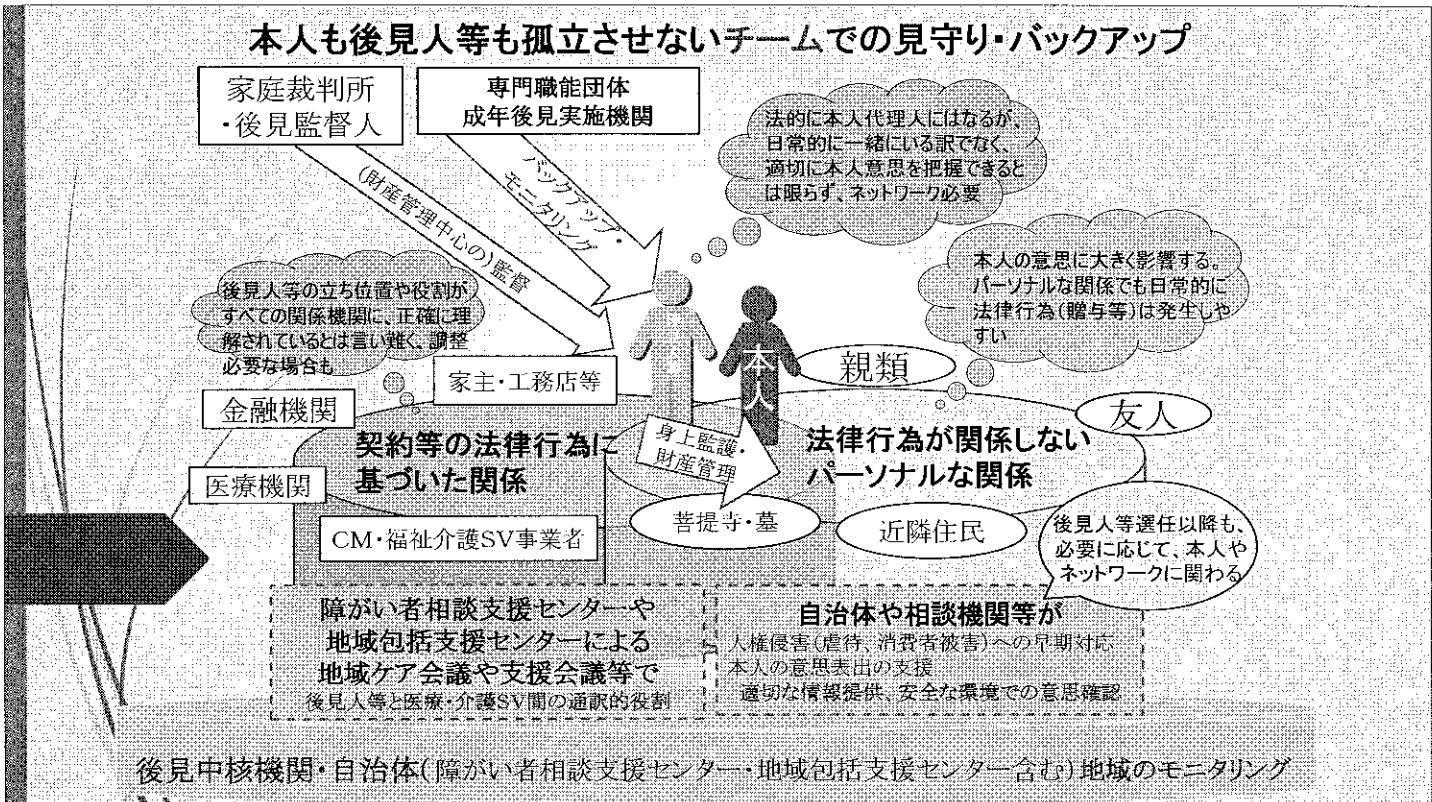
後見人等もまた、本人同様、地域連携ネットワークの中で支
えられなければ職務は全うできません

地域連携ネットワークは、権利擁護の必要な方が、地域
共生社会の中で適切にサービス等を利用し

地域生活が出来るため、後見制度に繋がることが目的。

地域包括ケア等のネットワークの活用が力ギです

中核機関も含めネットワークも、
作ることがゴールではないのです。



地域連携ネットワークと支援機能

立川市社会福祉協議会
地域あんしんセンターたちかわ
山本 繁樹

東京都立川市

●地域概況

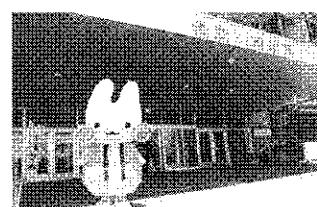
立川市は、東京都のほぼ中央に位置しています。多摩地域最大の乗車人員数の立川駅と多摩モノレールの駅があり、商業施設やオフィス、国の研究・研修機関や裁判所を有する業務核都市です。

一方で、北部には玉川上水、南部には多摩川が流れ、中央には国営公園があり、緑豊かな地域を形成しています。

また、パブリック・アートが設置された文化・アートの街でもあります。

●人口 182,092人

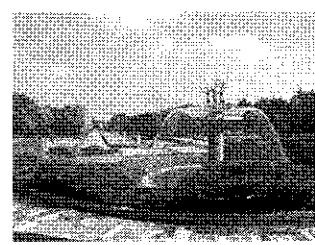
●高齢化率
65歳以上 23.84%
(2017年4月現在)



立川市キャラクター・くるりん

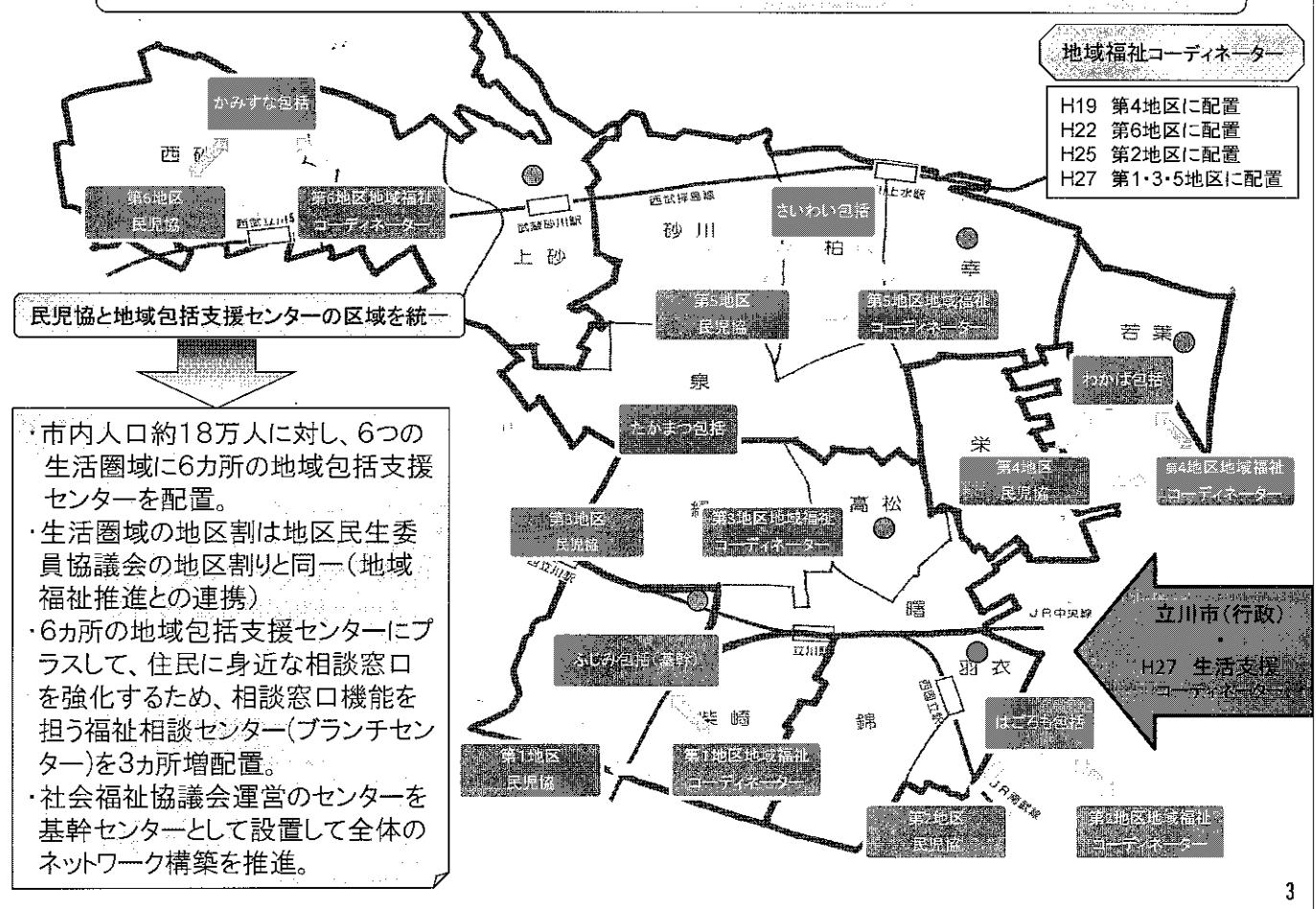


有数の生産量を誇る立川うどん

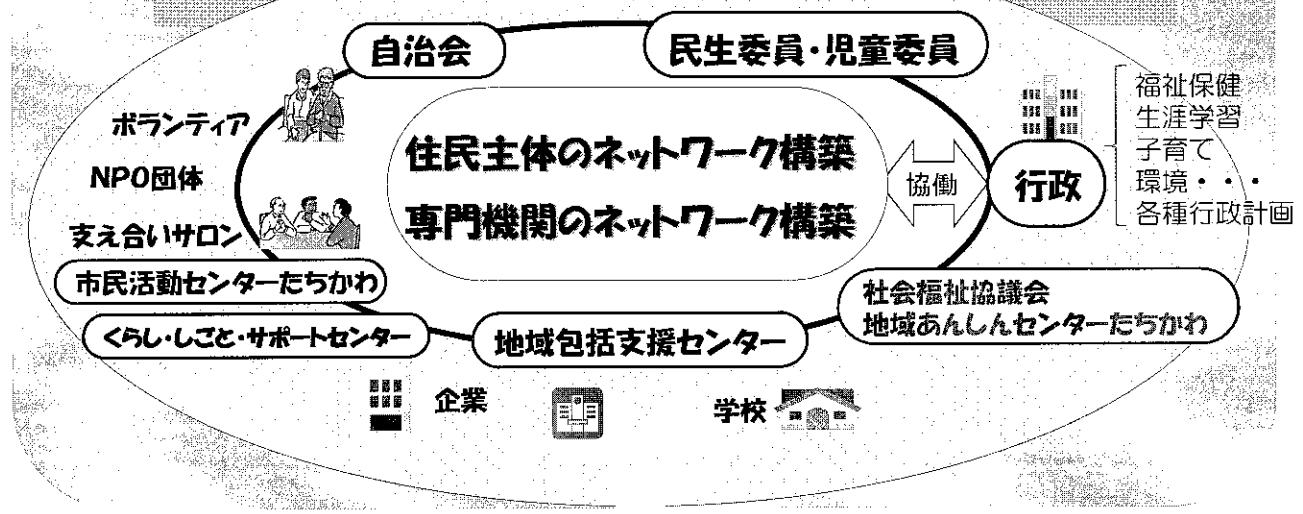


国営昭和記念公園

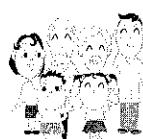
立川市における日常生活圏域6エリアの設定と地域包括支援センターの整備状況



行政・社会福祉協議会・地域包括支援センター の協働によるシステム構築



地域福祉コーディネーター・ 生活支援コーディネーター配置



立川市社協地域福祉活動計画

～誰もがふつうにくらせる

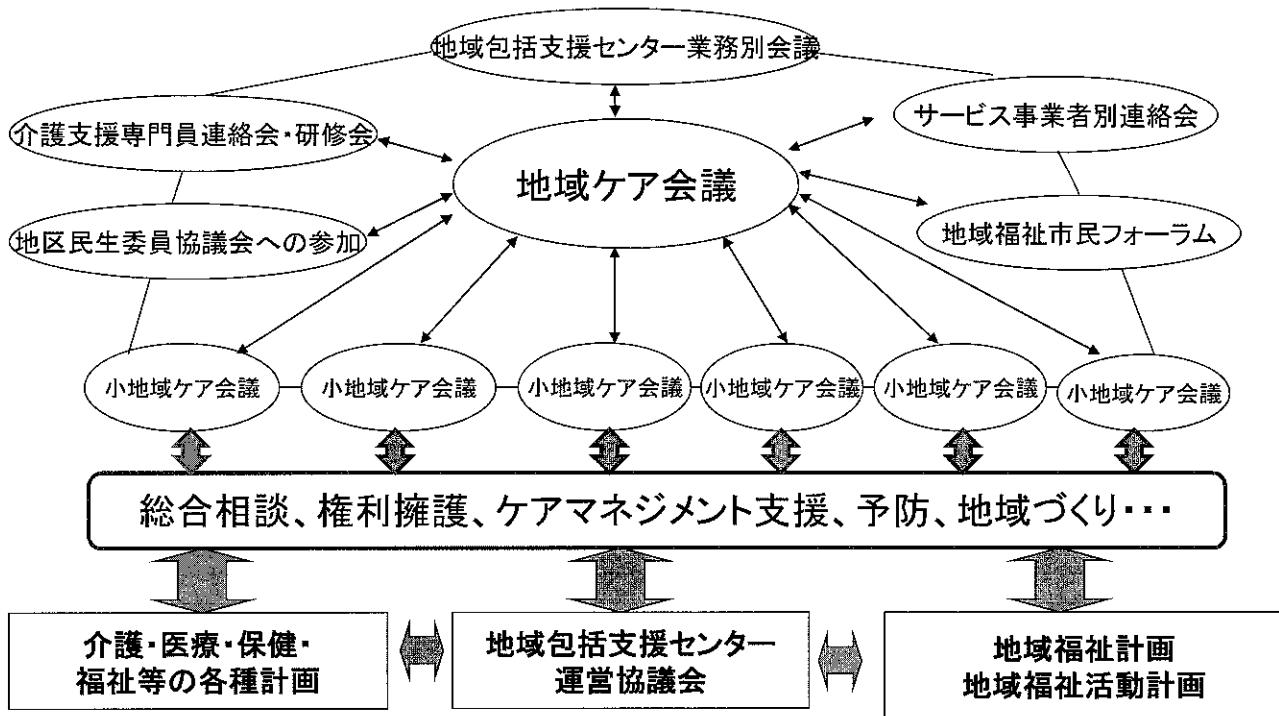
山奈甘なま右立川

協働推進

立川市地域福祉計画

協働！ 参加！ 自らつくる未来づくり

立川市地域包括ケアネットワークの構築



立川市地域ケア会議(市全域レベル) 参加団体

- ・ 地域包括支援センター(6カ所)・福祉相談センター(3カ所)
- ・ 高齢福祉課・介護保険課・健康推進課・生活福祉課・障害福祉課
- ・ 東京都多摩立川保健所(地区担当保健師)
- ・ 社会福祉協議会(権利擁護担当、生活困窮者自立支援担当、地域福祉コーディネーター、生活支援コーディネーター)
- ・ シルバー人材センター
- ・ 消費生活センター(相談員)
- ・ 市内6病院・認知症疾患医療センター
(ソーシャルワーカー・地域連携室看護師等)
- ・ 訪問看護連絡会幹事

※会議冒頭に地域の新規社会資源紹介の時間を設けて、新規開設した介護事業所・医療機関・NPO、ボランティアグループ等を隨時紹介

隔月開催の小地域ケア会議 (生活圏域レベル)

- 地域課題を、地域の関係者とともに考える場として設置。介護支援専門員・サービス事業所、民生委員、地域活動グループ等の情報交換、多様な関係者との地域課題検討の場づくり。
- 社会福祉協議会の地域担当・あんしんセンター、高齢福祉課、健康推進課の地区担当者も参加して関係者とネットワーク構築。
- 多様な関係者が地域づくりに参加。
- 生活支援コーディネーターも各地区に参加し、協議体としての機能を併せ持つ。
- 別途、社会福祉協議会が社会福祉法人の連絡会、及びサロンや助け合いグループの情報交換の場づくり
(※地域ニーズと社会資源をつなぐ)

7

各種連絡会による地域ケア基盤形成

○サービス事業者別の連絡会

- ・介護支援専門員連絡会
- ・訪問介護連絡会
- ・通所サービス連絡会
- ・地域密着サービス連絡会
- ・訪問看護連絡会 等

○地域包括支援センター業務別連絡会

- ・総合相談支援・権利擁護業務連絡会(社会福祉士)
- ・ケアマネジメント支援業務連絡会(主任CM)
- ・介護予防業務連絡会(保健師・看護師)

8

総合相談支援・権利擁護業務連絡会

- 6カ所の地域包括支援センター、市高齢福祉課、あんしんセンターたちかわ、運営協議会委員の弁護士が参加
- 支援困難事例の情報交換・事例検討
- 高齢者虐待防止法・成年後見制度等による対応の検討
- 「立川市高齢者虐待防止マニュアルの策定」
- 地域包括支援センターが地域の一時対応相談窓口
 - 日常生活自立支援事業・成年後見制度の活用
→「社協地域あんしんセンターたちかわ」との連携
 - 困難事例・措置制度活用の場合は市担当者と連携
 - 消費者被害の場合は市消費生活相談センターと連携
- 立川市高齢者虐待防止ネットワーク会議、市役所庁内虐待対応担当者会議にも連絡会メンバーが参加
- 社協あんしんセンターたちかわの第三者後見人連絡会等の取組みとの連携

9

社会福祉協議会

地域あんしんセンターたちかわの事業内容

- ① 福祉サービス利用にかかる相談支援
- ② 日常生活自立支援事業の実施
- ③ 成年後見制度推進機関の役割
- ④ 法人後見の実施
- ⑤ 地域レベルの第三者後見人等連絡会の開催
- ⑥ 市民後見人の養成
- ⑦ 入居支援福祉制度の実施
- ⑧ 高齢者虐待対応への協力（※経済的虐待への対応・市長申立て支援）
- ⑨ 市障害者虐待防止センター機能

地域密着の総合的な権利擁護センター

地域あんしんセンターたちかわについて

職員体制

担当課長1名(兼務)、常勤(係長含む)7名、常勤嘱託5名、事務担当非常勤2名、非常勤支援員(市民支援員)25名

利用者支援体制

日常生活自立支援事業・法人後見ともケース担当は2名で担当する。複数チェック体制

相談実施体制

職員のバックアップ体制として、法人として顧問契約している弁護士に隨時相談を行っている(※成年後見制度実務に精通した弁護士)

運営体制

運営委員会(委員8名・年6回開催)

・事業運営や法人後見受任等に対する助言・意見具申、地域関係者とのネットワーク形成など

11

総合相談の受け付け

① 総合相談(※数字は2016年度の初回相談受付件数)

⇒福祉サービスの利用、日常生活自立支援事業、成年後見制度、虐待対応等に関する総合的な相談支援を実施。

	高齢者	知的障害/精神障害	身体障害	その他	合計	
日常生活自立支援事業	57	6	13	2	3	81
成年後見制度	112	10	18	5	11	156
入居支援福祉制度	4	0	4	0	2	10
高齢者虐待対応	14	0	0	0	0	14
障害者虐待対応	0	8	4	6	1	19
福祉サービスに関する苦情対応	0	2	1	0	1	4
その他	28	1	4	0	14	47
合 計	215	27	44	13	32	331

日常生活自立支援事業 (地域福祉権利擁護事業)

	前年同期実績	新規契約	契約終了	2017年3月末実績
高齢	57 (14)	18 (6)	14 (3)	63 (16)
知的障害	7 (1)	1 (0)	0 (0)	7 (1)
精神障害	20 (12)	5 (3)	3 (2)	22 (13)
身体障害	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
その他	2 (1)	0 (0)	0 (0)	2 (1)
合計	86 (28)	24 (9)	17 (5)	93 (32)

※2017年3月末現在

※()内は生活保護受給者数

法人後見の受任

	後見	保佐	補助	計
高齢者	14 (5)	1 (1)	1 (0)	16 (6)
知的障害	1 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)
精神障害	2 (0)	3 (0)	2 (0)	7 (0)
身体障害	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
その他	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合計	17 (5)	4 (1)	3 (0)	24 (6)

※2017年3月末現在

※()内は生活保護受給者数

成年後見制度推進機関としての取組み

東京都成年後見活用あんしん生活創造事業実施要綱に基づき設置

- ①成年後見制度の利用や申立て等に関する相談支援
- ②成年後見制度専門相談を司法書士会等の専門職団体の協力により実施
- ③講演会の開催、地域の団体などの要請に応じた出前講座や講師派遣等により、成年後見制度の普及促進
- ④親族による申し立ての手続き支援
- ⑤市福祉保健部と協働して市長申立ての案件のサポート、後見人等候補者選任の支援を実施

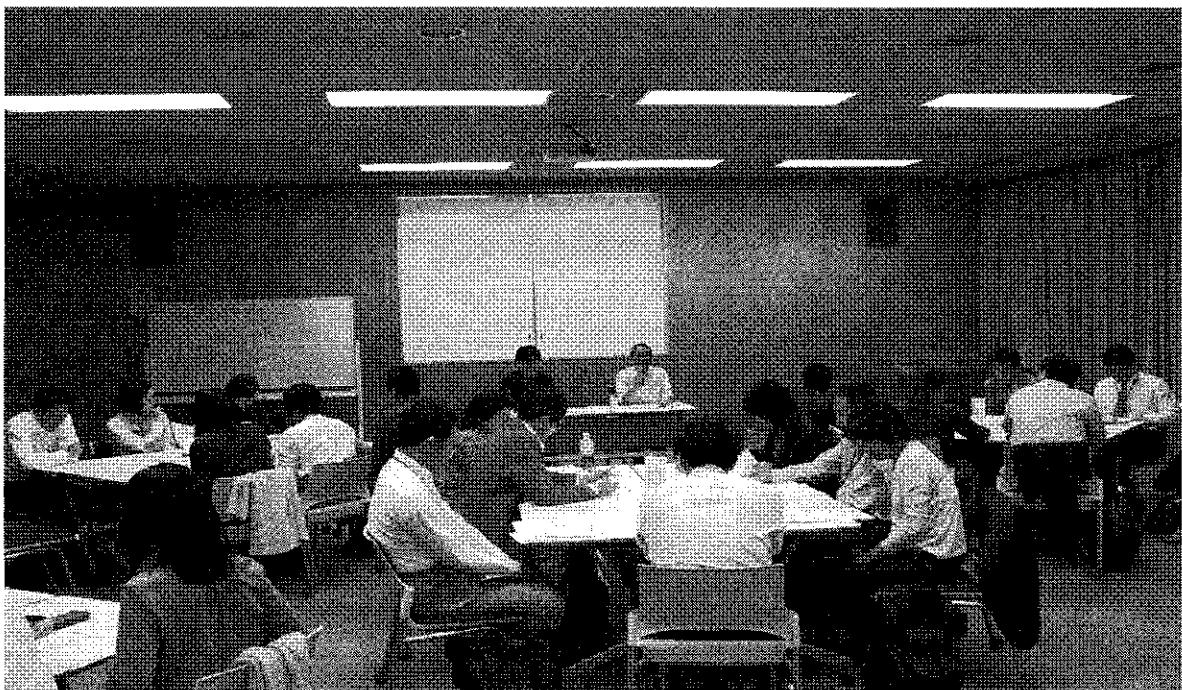
第三者後見人等連絡会の開催

- ・成年後見制度推進機関として、地域レベルの第三者後見人や関係機関のネットワークを構築することを目的として年3回～4回程度開催
- ・運営は弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、行政書士会、社会保険労務士会、地域包括支援センター、行政職員による幹事会による討議を通して企画実施

2016年度の連絡会テーマ例

- ①成年後見制度利用促進法の内容や背景、および実務上の課題
- ②不正防止についての各専門職団体の取り組み(各団体の取り組みの報告)
 - ・事例検討・グループワーク「被後見人の財産保全について事例をもとに考える」
⇒不動産事例と動産事例の事例検討
- ③「意思決定支援を行う上での実践上の課題」
 - ・意思決定支援ガイドライン案の説明、事例検討、KJ法によるグループワーク

立川市第三者後見人等連絡会



地域あんしんセンターたちかわ 支援のポイント①

- ・ 福祉サービス利用支援制度としての日常生活支援自立支援事業を入り口として、初期アセスメントを実施。日常生活自立支援事業でいくか、成年後見制度活用でいくか、関係機関への連絡調整でいくか、職員が専門的に判断していく。
- ・ 比較的軽度の方の支援の入り口ともなり、また費用も比較的廉価である日常生活自立支援事業の重要性を日頃から職員は実感している。⇒とても重要な福祉制度であり国民の財産

日常生活自立支援事業の特性を活かす

1. 福祉サービス利用援助事業として総合相談支援の入り口となり、ニーズキャッチをしやすい間口の広い制度である。⇒社協の多様なネットワークを活かす
2. 軽度認知障害等の早期の段階から相談支援を行い、必要に応じて成年後見制度につなげることのできる制度であり、成年後見制度と相互補完的な制度である。
3. 成年後見制度に比較し手続き事務は簡便であり、利用料金も廉価である。⇒低所得層にも利用しやすい制度
4. 生活支援員等の市民参画に基づく住民互助の側面を持つ制度であり、地域包括ケア推進の一助となる。

地域あんしんセンターたちかわ 支援のポイント②

- ・成年後見制度推進機関として、成年後見制度の利用支援、制度普及を地域レベルで実施
- ・行政の各部署をはじめ、地域包括支援センター、法テラス、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、行政書士会、社会保険労務士会、税理士会等の関係機関・団体との地域レベルのネットワーク構築
- ・法人後見の市民後見支援員、市民後見人の養成等、市民参画の支援体制の構築

中核機関におけるネットワーク構築

- ・ 中核機関は、受けた相談を適切な機関につなぐ役割、つまり「ハブ機能」を果たすことが重要となる。「ハブ機能」とは「入口(ニーズキヤッチ機能)」と「出口(問題解決のために適切な支援につなぐコーディネート機能)」である。
- ・ ケアマネジャーや地域包括支援センターなどの支援機関は、成年後見制度や日常生活自立支援事業につなぐ必要のある人の支援を多く行っている。地域住民や専門機関のネットワークから地域のニーズを中核機関につなげてもらうネットワーク構築が必要となる。

中核機関におけるネットワーク構築

- ・ 中核機関がそのようなハブ機能を担うには、やはり人員体制整備がとても重要であり、複数名のソーシャルワーカー等の専門職配置が必要となる。そのため、国、都道府県、市町村がどのような支援ができるかということがベースにある。
- ・ 人口規模や活動地域の面積範囲も作用するが、基本的なネットワーク構築は基礎自治体レベルで構築していく必要がある。地域レベルの社会資源をしっかりと把握し、ネットワークを構築していく必要があるからである。 。

中核機関におけるネットワーク構築

- ・ ネットワークの構築にあたっては、①個別支援のチーム形成と②地域レベル（生活圏域レベル・基礎自治体レベル・広域行政レベル）のネットワーク構築との構造的・システム的なネットワーク構築をしていく必要がある。
- ・ 個別支援チームはニーズに合わせて、成年後見人等も含めてその都度形成されるものであるが、その個別支援チーム形成の土台となるのが、地域レベルのネットワーク構築となる。

意思決定支援のチーム対応について

意思決定支援のチーム対応については、個別ケースを支える支援チームの形成と、個別支援チームを支える地域レベルの関係者ネットワークの構築の二つの取り組みを同時に組み立てていく必要がある。

①個別レベルの支援チーム形成

⇒個別のケアチームに成年後見人等が参加していく

②地域レベルの関係者ネットワーク構築

⇒推進機関等が構築する地域関係者の横のネットワーク。新しいものをつくるだけではなく、既存の地域ネットワークも活用していく。

中核機関におけるネットワーク構築

- ・ 地域レベルのネットワーク構築は、福祉関係機関、司法関係機関等とのネットワーク構築をどのように形成していくかが重要となる。
- ・ 地域の推進機関と成年後見制度に関わる各専門職団体との協力関係構築も土台となる。
- ・ 家庭裁判所との関わりについては、例えば、自治体(中核機関)ごとに相談先窓口となる家庭裁判所職員の担当が決まっているなどの取り組みが重要となると考えられる。

中核機関におけるネットワーク構築

- ・ 基礎自治体レベルでは、市民後見人、親族後見人、専門職後見人等に対して、どのような支援体制を組めるかということも、推進機関のネットワーク構築の推進のなかで関係者が相互に協力し、構想していく必要がある。
- ・ 少子高齢化の進展により、首長申立てが必要な親族関係が疎遠な方が今後急増すると考えられる。推進機関はその対応だけでも業務過多になると想定できる。今後、親族後見事例の相談支援を区市町村の推進機関が一定程度担っていくという場合は、推進機関の人員体制の強化・体制整備が必須となると考えられる。

地域連携ネットワークと支援機能
「広域自治体における相談支援体制」



特定非営利活動法人尾張東部成年後見センター

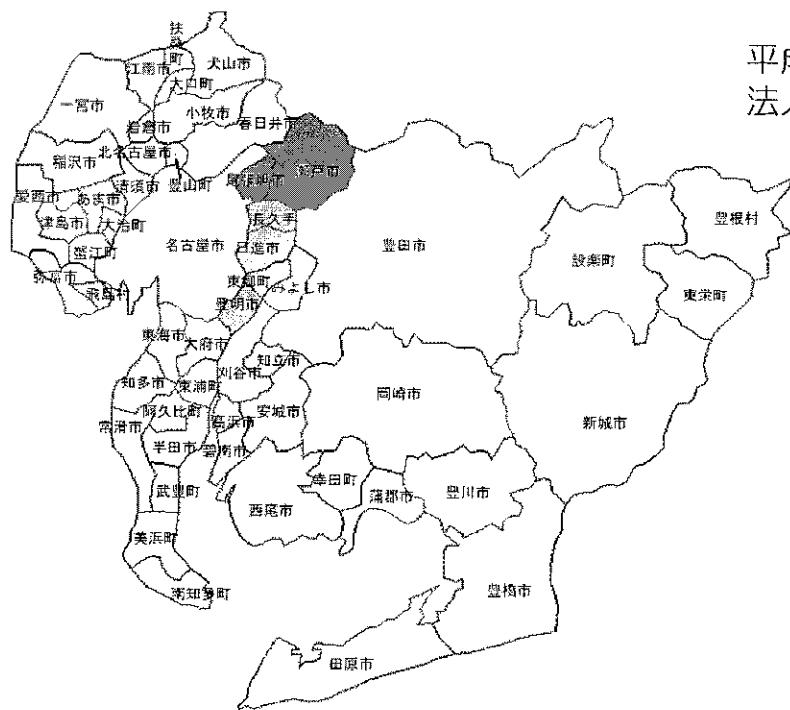
センター長 住田 敦子

報告の骨子



1. 尾張東部成年後見センターの概要
2. 「成年後見の社会化」への対応
－比較からみる尾張東部の特徴
3. 尾張東部モデルの形成と行政役割
－相談支援体制のシステム化
4. 行政の運営参加と広域・NPOの工夫
5. まとめ

1-1 尾張東部成年後見センター概要 設置主体（5市1町）



平成23年10月開設
法人形態：特定非営利活動法人

市町	人口(人)
瀬戸市	130,676
尾張旭市	82,507
豊明市	68,674
日進市	88,256
長久手市	55,680
東郷町	42,878
合計	468,671

平成29年4月1日現在

事業内容：①相談 ②人材育成 ③広報啓発 ④法人後見

1-2 平成29年度 職員体制および予算

① 職員数 9人

センター長（専門相談員兼務）

専門相談員 5人（社会福祉士）

事務員 3人（支援員兼務）

② 運営費（委託料5市1町）

平成24年度 20,000千円

平成25年度 21,000千円

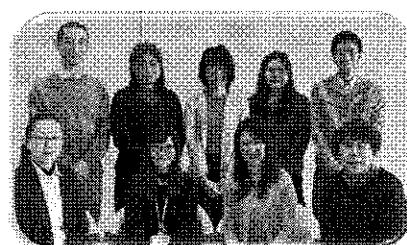
平成26年度 21,600千円

平成27年度 24,200千円

平成28年度 32,200千円

平成29年度 32,200千円

平成30年度 34,400千円



市町	人口	負担金
平成29年度負担金		
瀬戸市	13.0	867万円
尾張旭市	8.2	564万円
豊明市	6.8	478万円
日進市	8.8	593万円
長久手市	5.5	404万円
東郷町	4.2	317万円

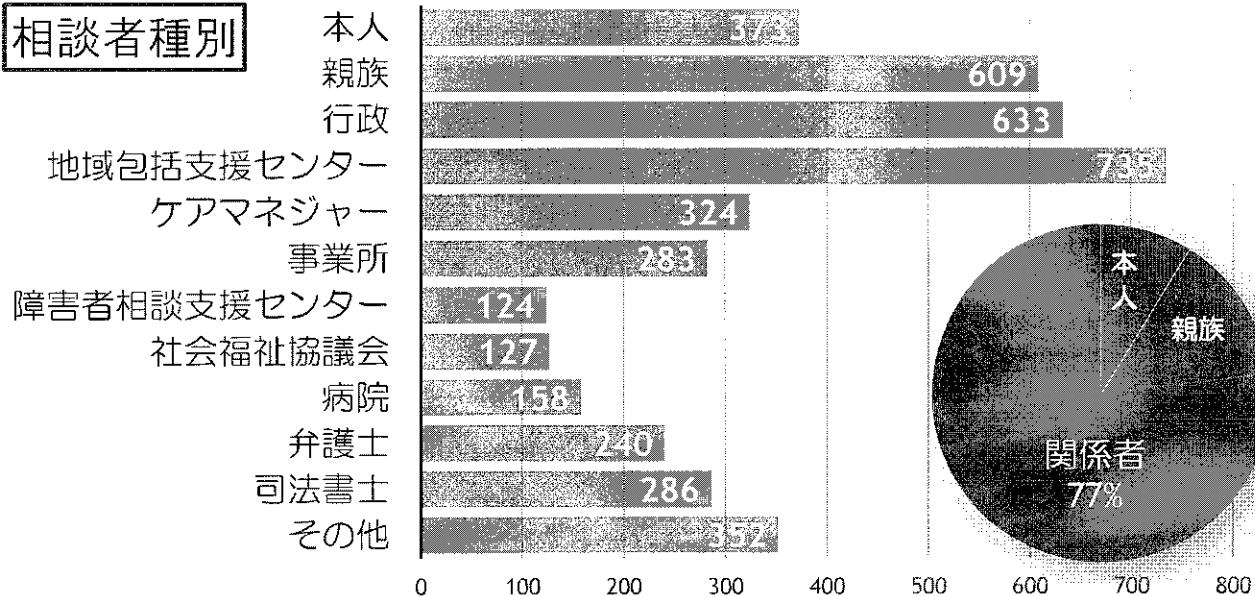
1-3 相談実績（平成29年4月～平成30年1月）



市町村別

瀬戸市	尾張旭市	豊明市	日進市	長久手市	東郷町	その他	合計
1,219	717	313	983	227	178	5	3,642

相談者種別



1-4 市（町）長申立て件数の推移



単位：件

	瀬戸市	尾張旭市	豊明市	日進市	長久手市	東郷町	合計
H22	2	0	0	0	0	1	3
H23	0	1	5	1	0	0	7
H24	7	2	11	5	2	0	27
H25	3	7	1	3	1	2	17
H26	9	4	3	3	3	4	26
H27	5	3	4	3	0	0	15
H28	2	4	3	5	2	2	18

※平成23年10月 尾張東部成年後見センター設置

- ①先行する成年後見センターでは、法人後見候補者の受け皿としてセンターがあり安心して申立てできることにより法人受任者数が急増していた。
- ②尾張東部においても、成年後見制度が必要な人を制度に繋げることができるようにになったが…

2-1 「成年後見の社会化」への対応 —尾張東部モデルづくり



成年後見制度のセーフティネットとして「法人後見」の位置づけ
(自治体からの委託)

当初

成年後見制度の利用が困難な低所得層の人のために法人後見受任をしていく。

H23年

運営方針を転換

H25
以降

成年後見制度の利用が必要な人に、適切に制度利用につなげる

コーディネート機能中心（支援の枠組みの構築）

2-2 「成年後見制度利用支援事業」の導入

「成年後見の社会化」への2つの対応

①市長申立 ②成年後見制度利用支援事業 ③第三者後見の活用

A：法人後見による社会化 B：受任調整による社会化
(コーディネート機能)

法人後見による社会化
(③第三者後見の活用)

+

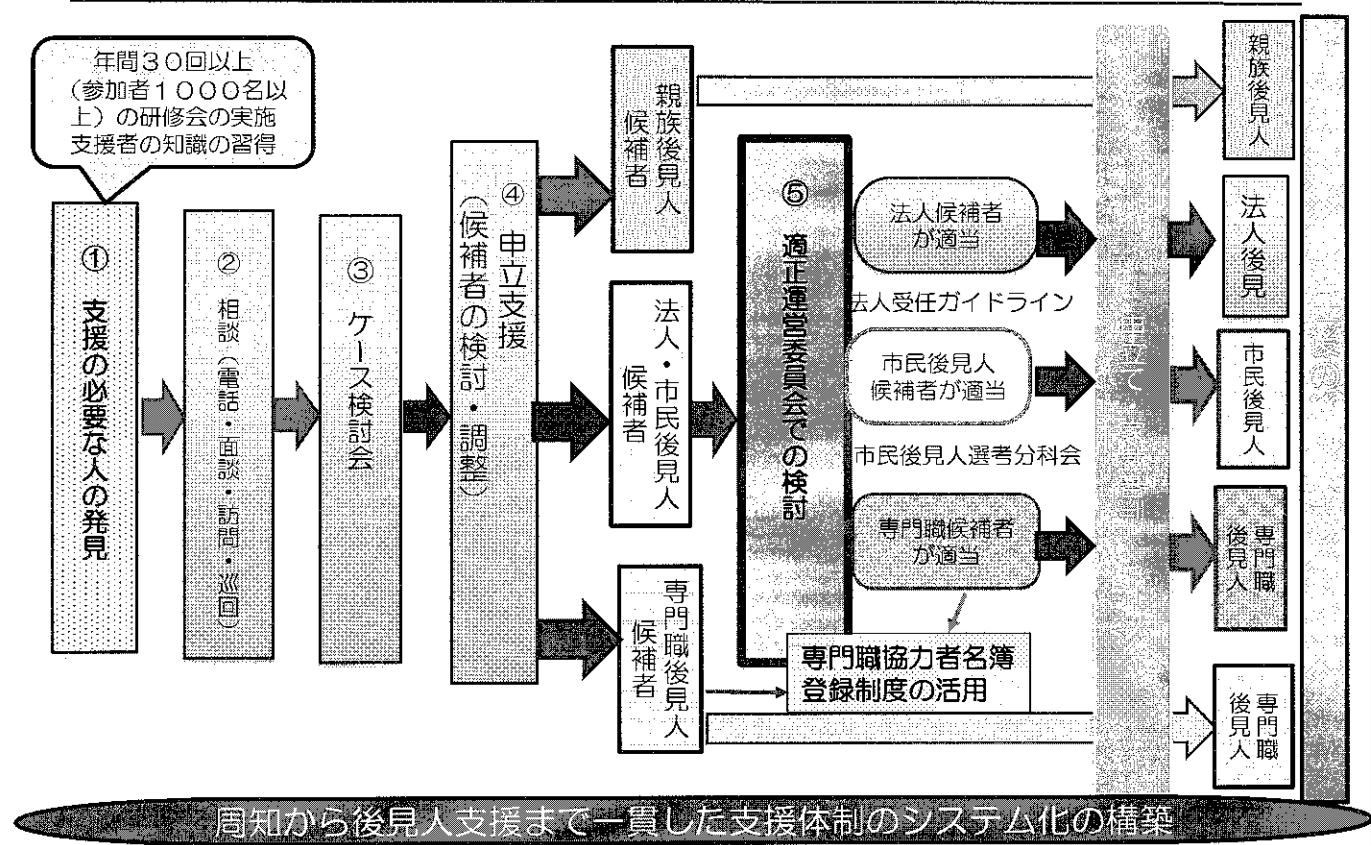
②成年後見制度利用支援事業
受託

法人後見+専門職後見
(③第三者後見の活用)

+

②成年後見制度利用支援事業
整備・拡充

3-1 相談支援体制のシステム化 —尾張東部モデルの形成



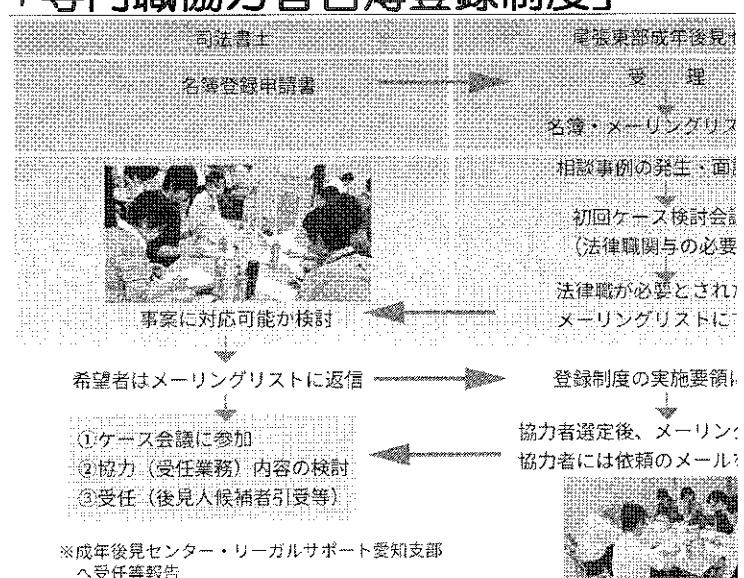
3-2 システムを支える専門職名簿登録制度

専門職後見を活用するための手段：「専門職協力者名簿登録制度」

- 受任調整機能
- 市民後見人専門相談
- 一般専門相談
- 各種法律手続き依頼
(相続、債務整理等)
- 司法、福祉専門研修

平成29年度 弁護士20名
司法書士30名登録

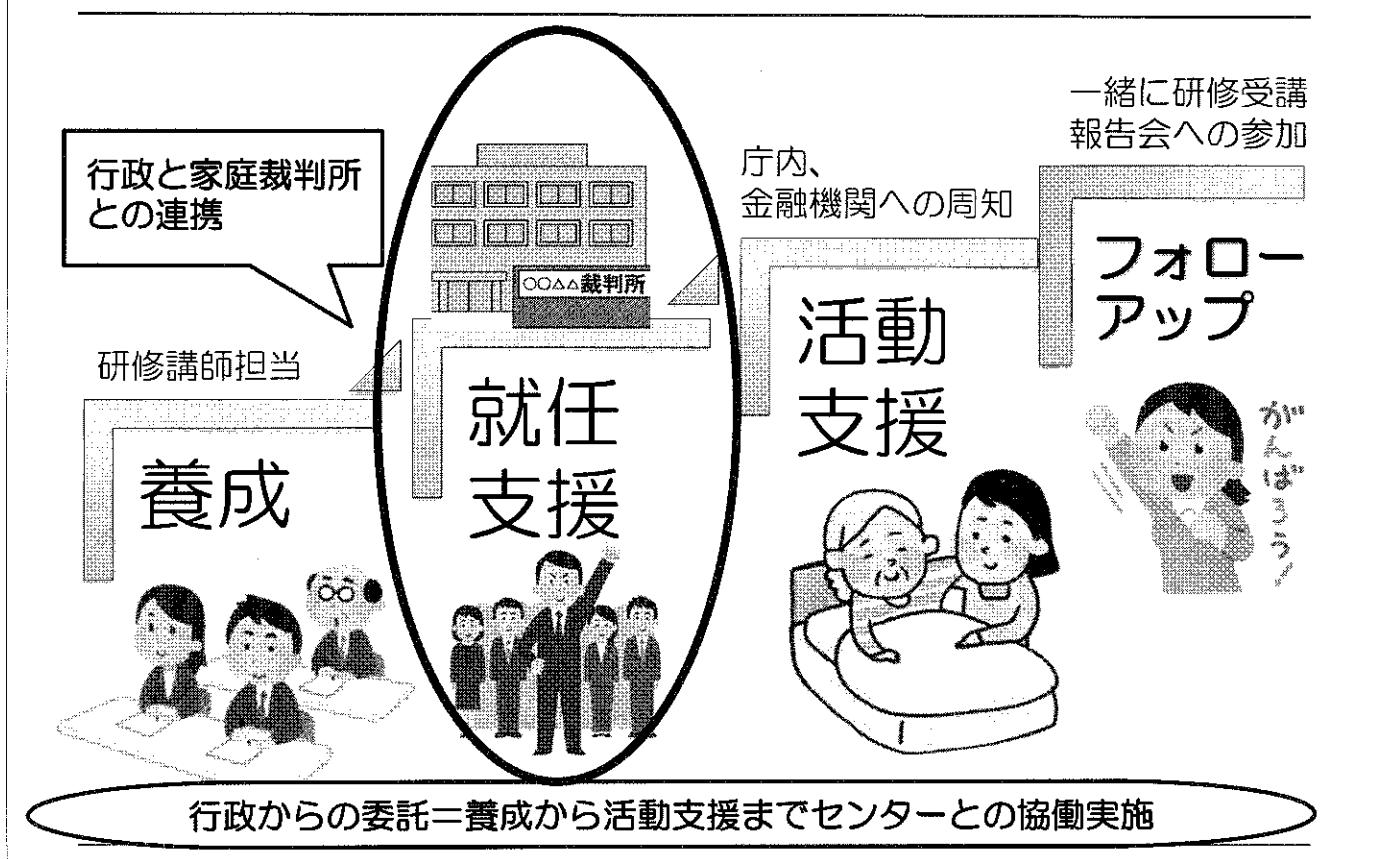
法人後見は、個人受任では困難な
ケースに限定する
(法人後見候補者については、
法人受任ガイドラインに則して
適正運営委員会の審査を受ける)



●勉強会(法律職と福祉職による権利擁護研修会)

平成24年度 顧問弁護士に協力頂き福祉関係者を対象に勉強会を4回開催しました。法的な
アドバイスもあり制度利用についての理解を深めることができました。

3-3 システムを支える市民後見人養成と支援

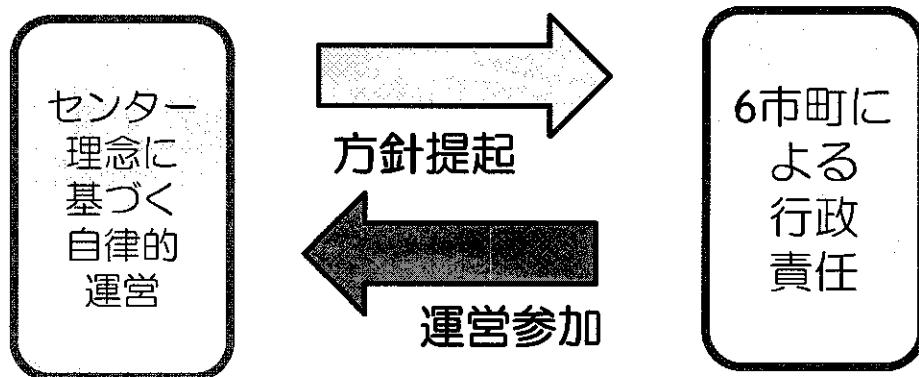


3-4 市民後見人選任実績 (H29年1月～H30年1月)

	性別	類型	状態	申立人	居所	本人	市民後見人	審判月 H29年	方法
1	女	後見	精神	市長	特養	日進	日進	1月	リレー
2	女	後見	認知症	市長	GH	尾張旭	尾張旭	1月	リレー
3	男	後見	認知症	市長	特養	瀬戸	瀬戸	2月	リレー
4	男	後見	認知症	本人	特養	東郷	日進	2月	複数
5	男	後見	知的	親族	障害者施設	豊明	豊明	3月	新規
6	男	後見	精神	市長	有料	日進	東郷	3月	リレー
7	男	保佐	認知症	本人	在宅	瀬戸	長久手	4月	新規
8	女	後見	認知症	市長	特養	瀬戸	瀬戸	7月	新規
9	男	後見	認知症	市長	有料老人H	尾張旭	尾張旭	9月	新規
10	男	後見	認知症	市長	有料老人H	瀬戸市	瀬戸市	H30年1月	新規

※ 第1期市民後見人バンク登録者19名のうち10名が活動
他9名はすぐに活動できないため市民後見人が足りない状況

4-1 尾張東部モデルの形成と行政役割

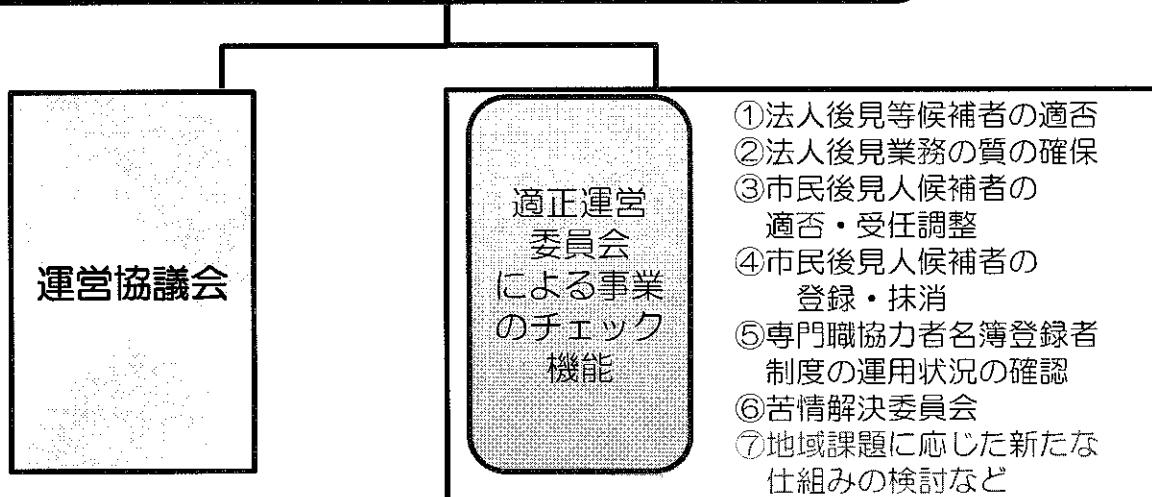


相互作用のなかで生み出された 仕組み + 行政制度の活用

- 法人受任ガイドライン（H24）
 - 専門職協力者名簿登録制度（H25）
 - 苦情解決委員会の設置（H26）
 - 市民後見検討委員会（H27）
 - 申立て諸費用立替制度（H28）
- 成年後見利用支援事業の整備
 - 同要綱の改正（利用要件の拡大）

4-2 行政の運営参加の2つの場

行政のセンター運営への参加の確保
瀬戸市・尾張旭市・豊明市・日進市・長久手市・東郷町



仕組みの承認・予算化

6市町の行政職員による委託事業の内容、予算等を協議する場／年3回

独自の仕組み開発

委員構成＝学識経験者・弁護士・司法書士・社会福祉士・精神保健福祉士・行政など／年6回開催

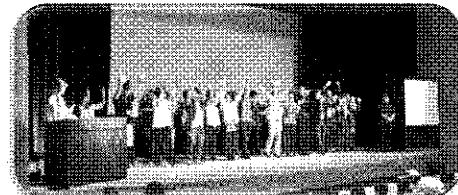
4-3 広域行政の参加の工夫



委託＝法人任せにしない工夫

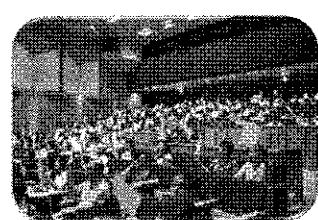
①適正運営委員会・運営協議会＝課長級会議（年9回）

- ・地域課題への対応＝新たな仕組みの開発
- ・ケース検討会への参加
- ・6市町の実績数の比較（相談件数等）による意識の向上



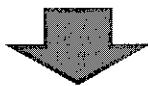
②市民後見推進事業＝課長級会議

- ・説明会、研修会には部長又は課長挨拶
- ・行政による会場確保、会場準備
- ・選考委員会への課長参加（選考委員）
- ・愛知県市民後見推進事業受託時の協力（6市町）



③啓発セミナー 市長又は部長挨拶（年1回）

6市町の行政担当者の参加協力（各市町毎担当者）

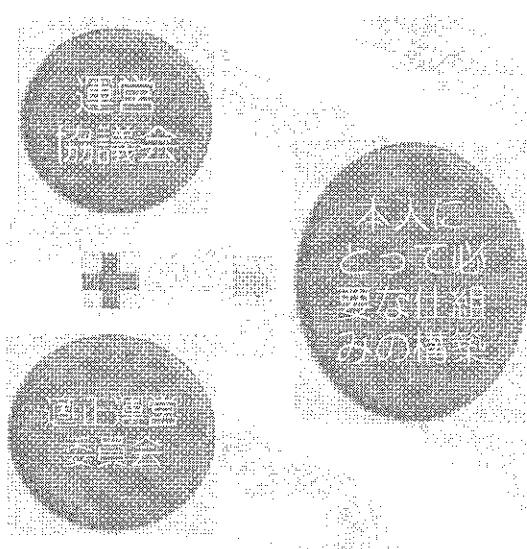
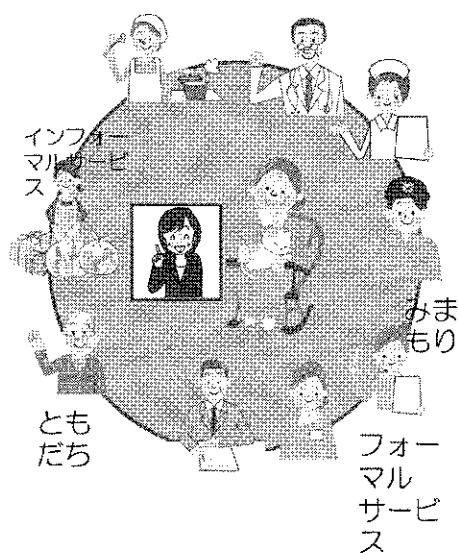
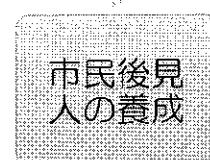
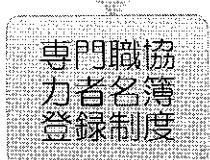


事業の必要性の認識、理解・権利擁護意識の向上

5-1 行政との協働の目的は、本人支援の実現

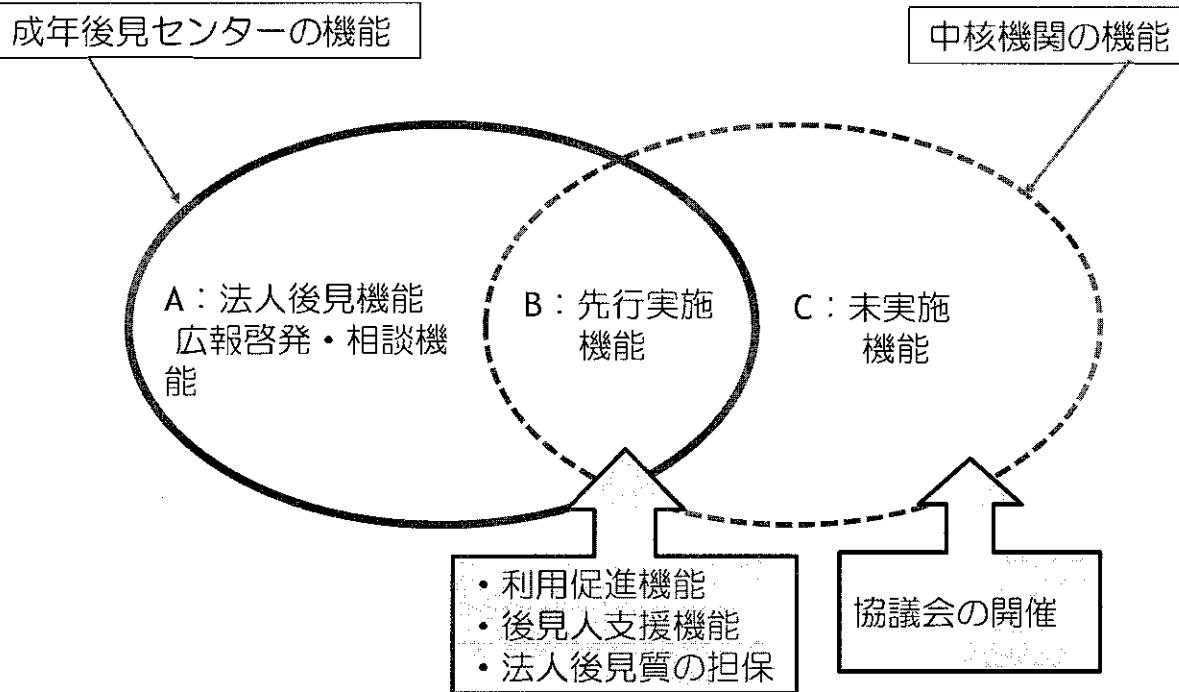


すべての仕組みは、個別支援が基本



行政との協働の仕組みによって地域の権利擁護支援体制を構築する

5-2 行政が期待する中核機関機能の実現



尾張東部成年後見センターは、法人後見は限定的に実施し、コーディネート機能を重視しており、中核機関のイメージに近い機能を備えてきた。

5-3 尾張東部（広域）モデルの特徴



- ① 複数市町の共同により一定の対象者規模の確保による効果的な事業実施
(専任体制、研修、市民後見養成等事業)
- ② 委託であっても、法人任せにしない
(適正運営委員会等を通じた行政運営参加)
- ③ 本人の暮らしのコーディネートを重視
(法人後見受任を目的としない)
- ④ 地域福祉力アップを目指す
(市民後見人養成ほか研修事業)

福島県いわき市の状況について

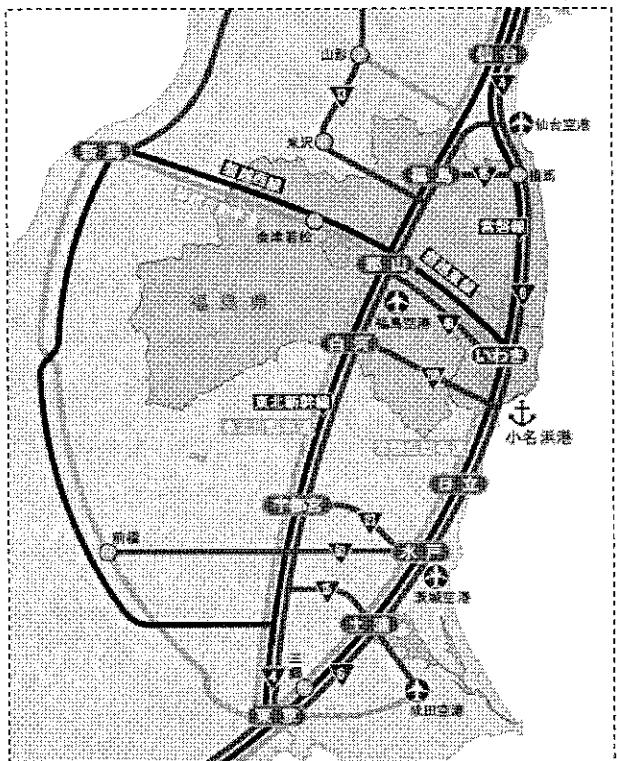
いわき市 保健福祉部 保健福祉課

いわき市の概況

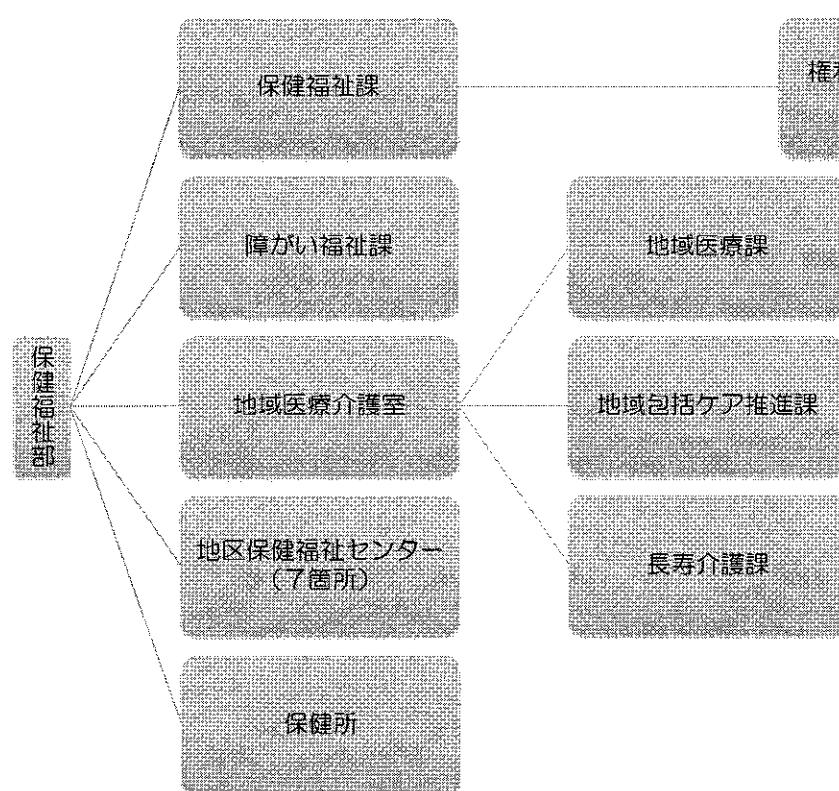
いわき市は、福島県の東南端に位置し、南端は茨城県、東は太平洋に面しており、夏は涼しく冬は温暖で、とても過ごしやすい気候が特徴です。

- 人口 326,785人
- 高齢化率 29.37%
- 世帯 145,134世帯
- 面積 1,231.35平方
キロメートル

(平成30年2月1日現在)

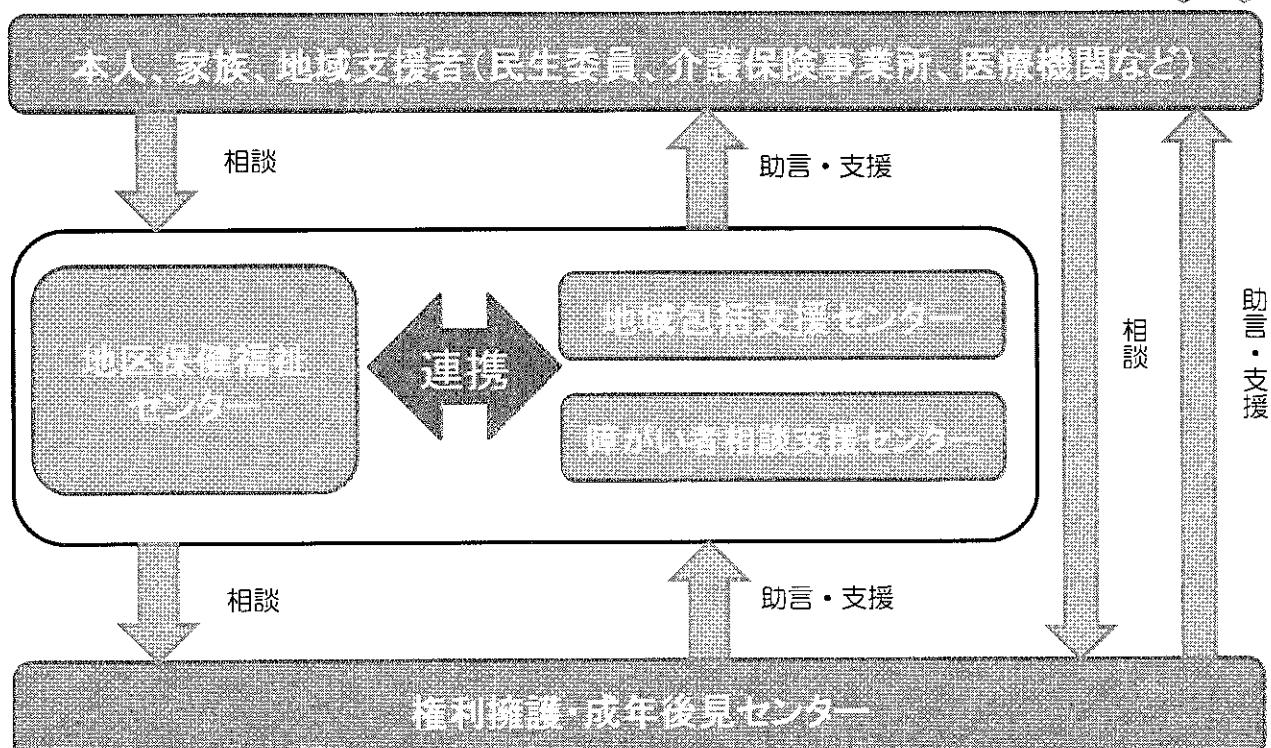
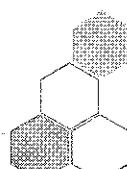


組織体系(保健福祉部)



3

権利擁護支援体制



4

権利擁護・成年後見センターについて



ここからは、権利擁護・成年後見センターの概要等、具体的に説明します。



5



設置目的及び支援対象

● 設置目的

認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が、十分でない市民や、虐待等権利侵害を受けている市民の権利擁護を推進することにより、市民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる地域社会の実現に資するため、権利擁護に関する専門的な支援機関を設置する。

● 支援対象(高齢者及び障がい者)

- ①権利擁護・成年後見制度利用に関する支援を要する市民
- ②権利擁護・成年後見制度利用に関する支援困難事例を抱える事業所等

6

運営方法



● 運営方式 市の直営方式

● 職員体制

センター長 1名 (保健福祉課長兼任)

係長 1名 (専任、社会福祉士)

嘱託職員 3名 (社会福祉士3名)

※嘱託職員2名は、権利擁護実践団体より派遣

※設置当初の方針としては、公益性や信頼性の確保、職員の専門性の確保、運営の安定性などの観点から、市直営により設置・運営を行い、センターの体制整備後、適切な民間団体に業務委託する方向としていた。

7



附属機関の設置

権利擁護・成年後見センターの設置に併せて、
権利擁護に関する附属機関を統合し、新たに設置した。

高齢者虐待

障がい者虐待

成年後見制度

権利擁護支援ネットワーク

推進運営委員会

※構成員…学識経験者、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、社協、民生児童委員、高齢者関係団体、障がい者関係団体、警察、行政など19団体で構成

● 設置目的

権利擁護の業務に携わる関係機関等が、権利擁護支援体制を構築、関係機関が連携、支援体制を強化し、権利擁護及び地域福祉の推進を図ることを目的に設置している。

8



部会の設置

平成29年度市民後見人の受任に併せて、運営委員会の下部組織として部会を設置した。

権利擁護支援ネットワーク推進運営委員会

受任調整・個別検討部会

※構成員…運営委員会の構成員のうち、関係機関の実務者で構成

学識経験者、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、法人後見実施団体（社協、NPO法人）、行政

●目的

- ①市民後見人受任案件の適否、市民後見人候補者の選定及び関係機関等によるサポート体制の構築を図ること
- ②支援困難事例等への適切な助言により支援状況の改善を図ること

9



役割・機能

- ① 高齢者・障がい者虐待の予防、成年後見制度の利用に関する普及・啓発
- ② 高齢者・障がい者虐待や成年後見制度利用等に関する総合相談
- ③ 困難事例等に関する専門的支援・助言
- ④ 関係機関のネットワーク構築
- ⑤ 研修等の人材育成

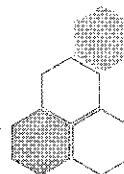
10



市民の方を対象とした事業

- ① 権利擁護に関する普及・啓発
権利擁護講演会の実施、パンフレット作成等
- ② 権利擁護に関する総合相談
- ③ 権利擁護無料法律相談
- ④ 成年後見制度申立支援
- ⑤ 市民後見人養成講座等の実施

11



事業所等を対象とした事業 ~専門的支援~

- ① 相談
- ② 専門相談(権利擁護無料法律相談)
毎月第2, 3, 4木曜日 14時～16時30分
(予約制) ※弁護士等が対応
- ③ 成年後見制度利用支援
市長申立て等
- ④ 虐待対応支援
- ⑤ 困難事例・複合ニーズケース支援

12

市長申立て



権利擁護センター、地区保健福祉センター、地域包括支援センターが協力し、申立てを行う。

●申立方針の決定

関係機関による合意形成を図る

※最終意思決定者は保健福祉課長

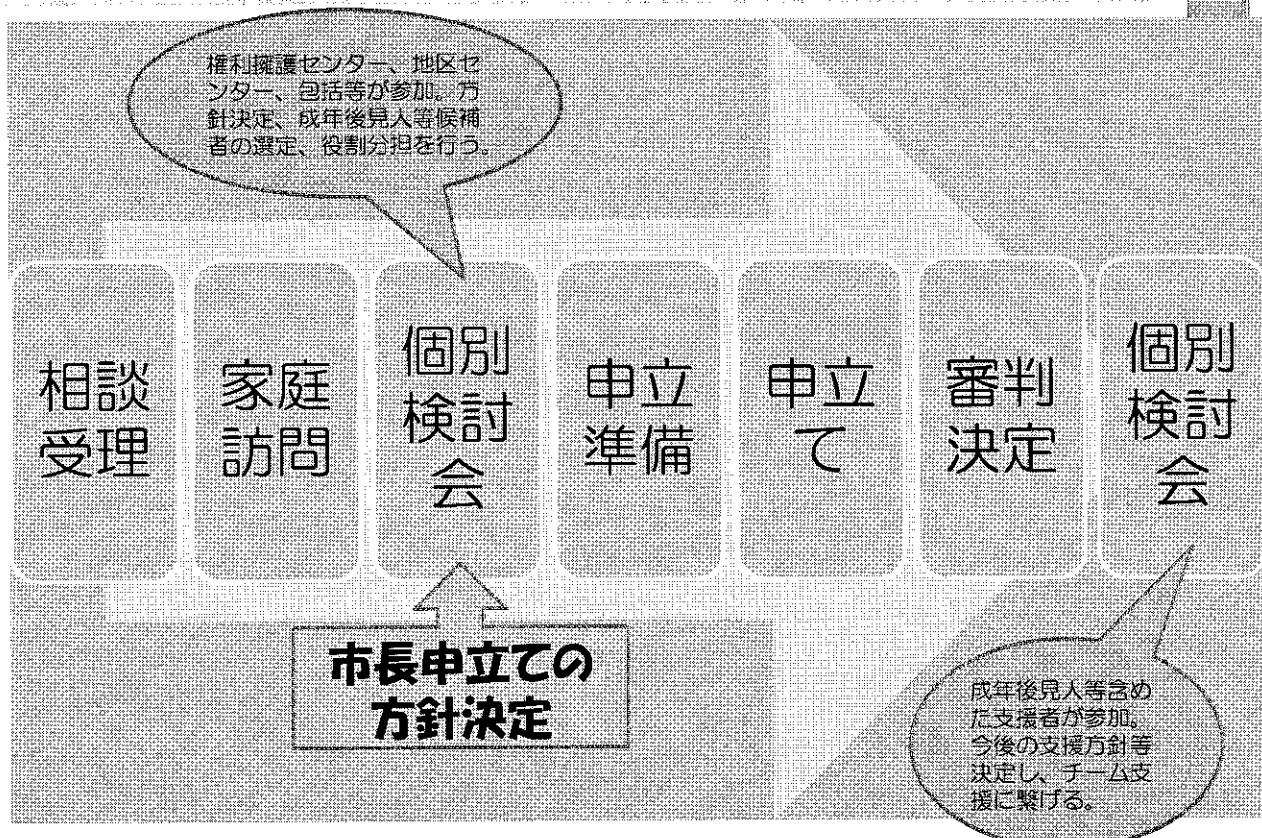
●申立準備

申立書作成等…権利擁護センター

必要書類準備等…地区保健福祉センター、
地域包括支援センター

13

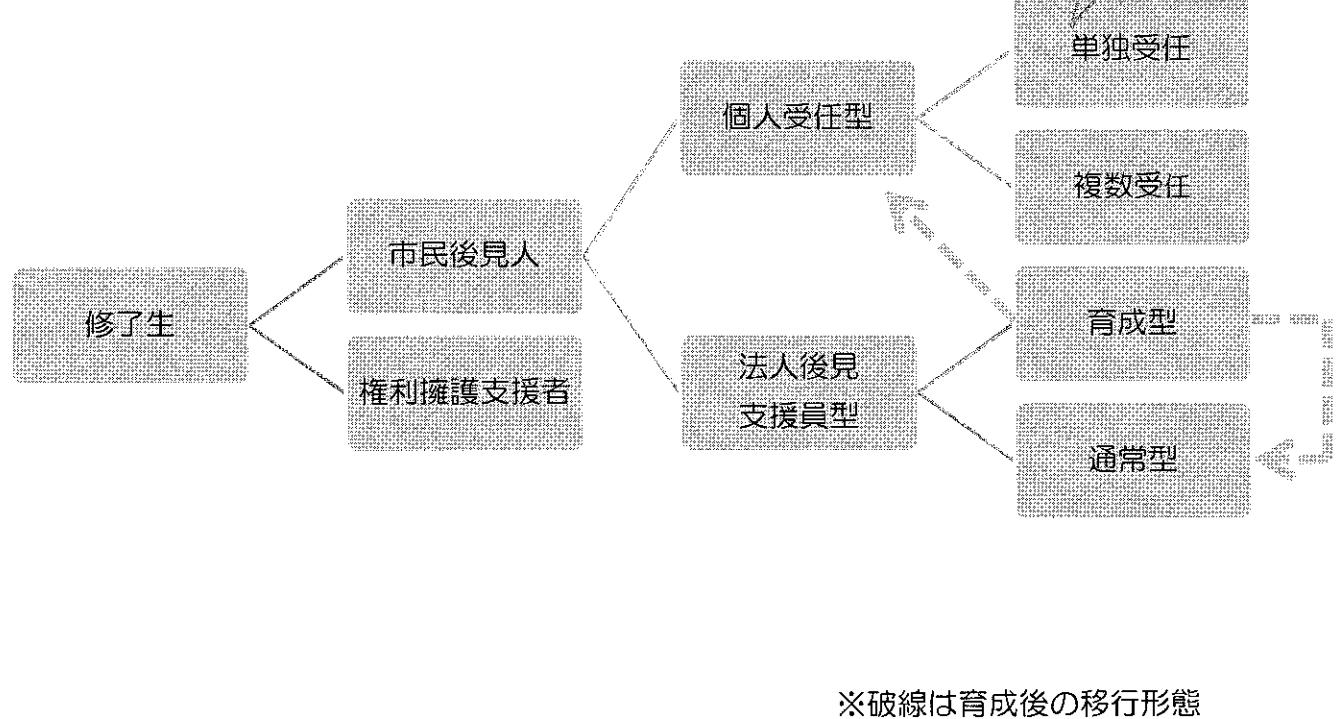
市長申立ての流れ



14

市民後見人類型(体系図)

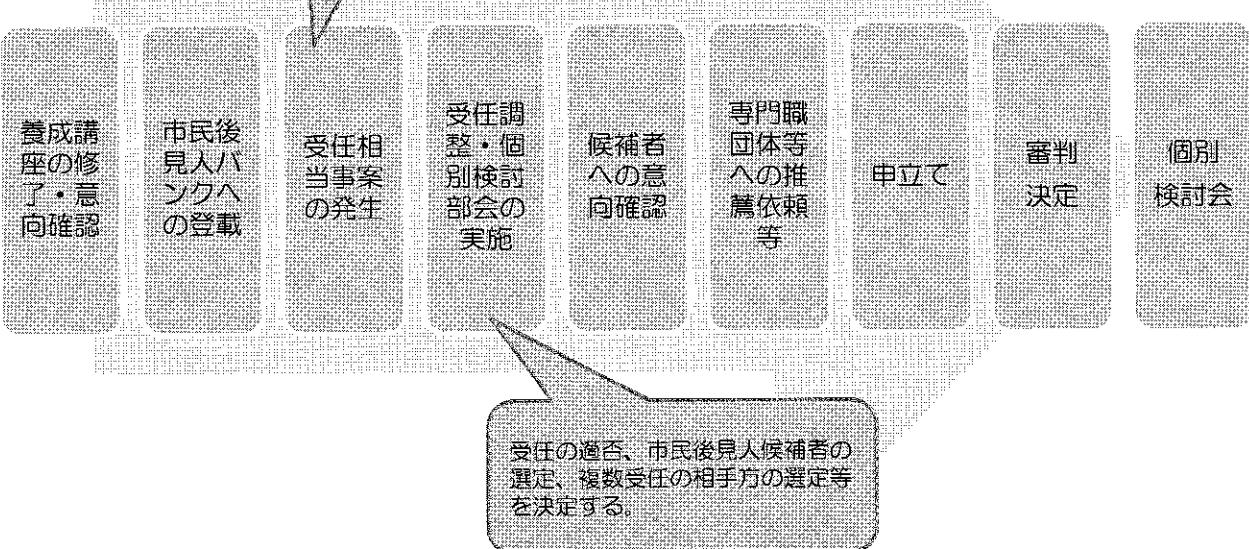
市民後見人養成講座を修了した方を「修了生」と定義している。



15

市民後見人(個人受任型)の流れ

市長申立事業に限定!
安定した事業とする。



16

市民後見人への相談支援体制



権利擁護センターが行う相談支援等は次のとおり。
なお、複数受任の場合は、センターと専門職後見人等が支援する。

支援内容	具体的な支援
相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ・センター職員による相談 ・弁護士又は司法書士による専門相談
活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ・就任直後（同行訪問、後見計画作成支援） ・平時、緊急時（同行訪問、支援への助言等）
家庭裁判所への報告時	<ul style="list-style-type: none"> ・定期報告時提出用書類の作成支援 ・報酬付与申立書作成支援
終了事務支援	

※上記以外に人材育成に関する支援を行っている。

17

直営でのメリット・デメリット

保健福祉課内に設置されているため、「企画立案」と「個別支援」を一体的に行ってい
る！！



		具体的な内容
メリット		<ul style="list-style-type: none"> ・（支援ニーズに基づく）スピーディーな施 策展開ができる。制度の変更も容易にできる。 ・制度横断的な施策展開ができる。
支援に関すること		<ul style="list-style-type: none"> ・市長申立て等、必要な支援（適切な行政権 限行使含む）が提供できる。 ・地区センター、包括などへの介入がしやす い。また、発言力もあるため、影響力も強い。 ・必要な情報が得やすい。
デメリット		<ul style="list-style-type: none"> ・人材の確保が容易にできない。 ・人件費が高い。
運営に関すること		<ul style="list-style-type: none"> ・職員の人事サイクル（最大5年）が短く、 専門家の育成が容易にできず、支援の質が担 保できない可能性もある。
支援に関すること		

18

地域連携ネットワークと支援機能

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部

障害福祉課 地域生活支援推進室

虐待防止専門官 片桐公彦
障害福祉専門官

成年後見制度関連事業について (障害保健福祉部)

① 成年後見制度利用支援事業（障害者関係）

1. 目的

障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障害者又は精神障害者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障害者の権利擁護を図ることを目的とする。

2. 事業内容

成年後見制度の利用に要する費用のうち、成年後見制度の申し立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬等の全部又は一部を補助する。

※平成24年度から市町村地域生活支援事業の必須事業化

3. 事業創設年度

平成18年度

4. 平成30年度予算（障害者関係）

地域生活支援事業費等補助金493億円の内数（平成29年度：488億円、平成28年度：464億円）

※【市町村事業 補助率】国1／2以内、都道府県1／4以内で補助

5. 事業実施状況（障害者関係）

平成29年4月1日現在 1,485市町村（平成28年：1,470市町村、平成27年：1,414市町村）

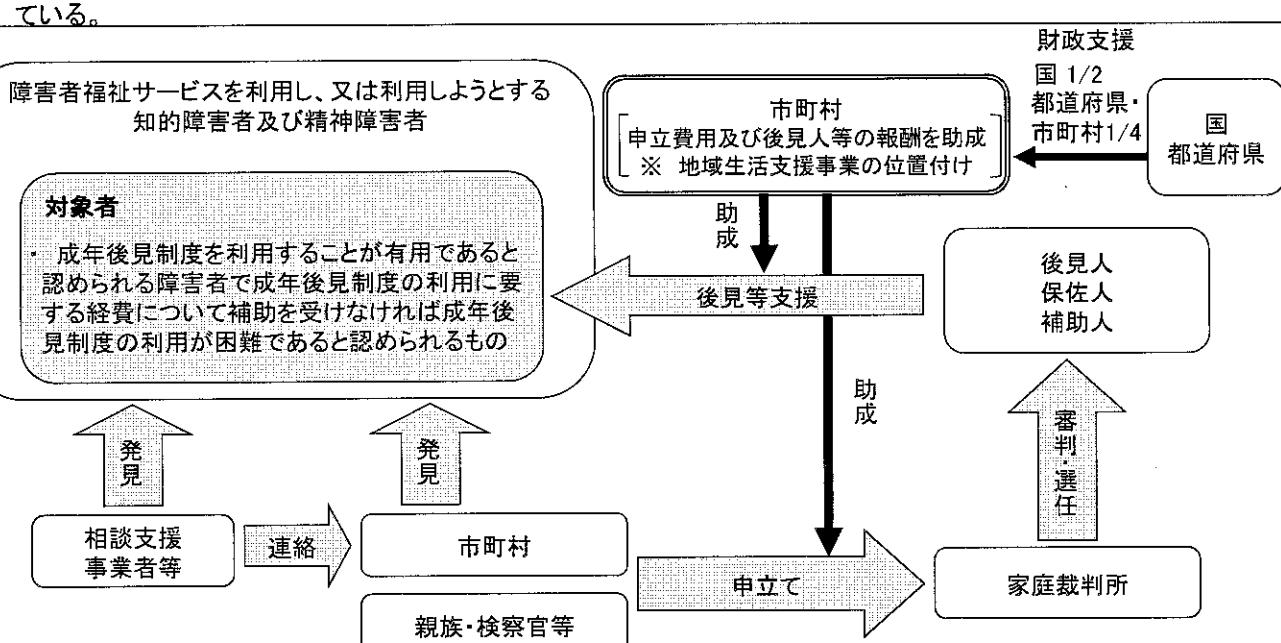
3

成年後見制度利用支援事業の必須事業化

対象者は、障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用するすることが有用であると認められる障害者で成年後見制度の利用に要する費用について補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められるもの。

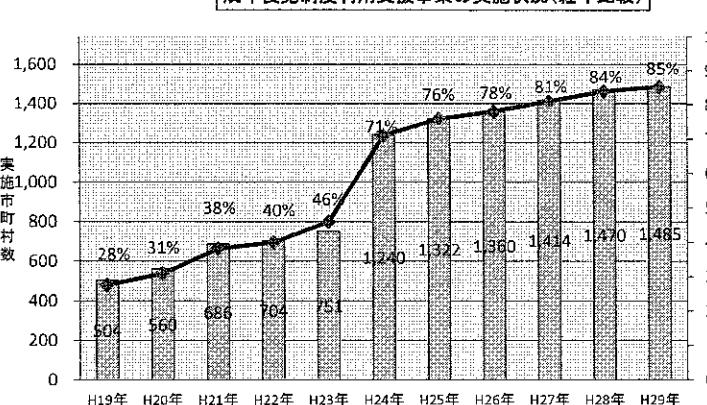
→ 助成費用（厚生労働省令で定める費用）は、成年後見制度の申立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部又は一部とする。

※ 平成24年度より、地域生活支援事業費補助金において、成年後見制度利用支援事業を国庫補助の対象としている。



成年後見制度利用支援事業について

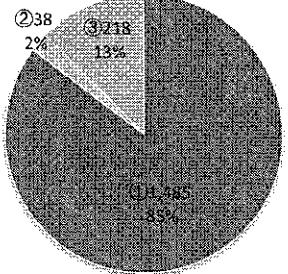
成年後見制度利用支援事業の実施状況(経年比較)



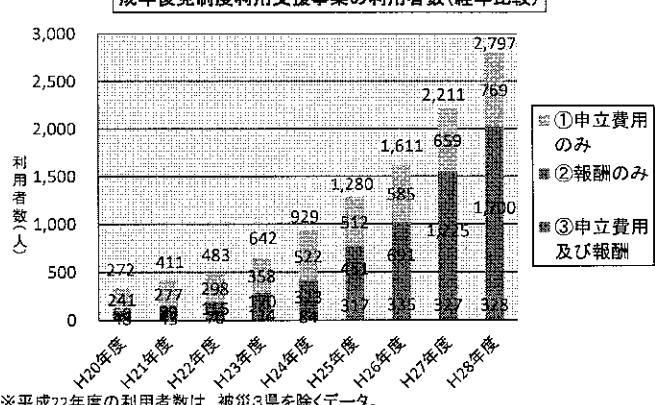
*平成23年4月1日の実施状況は、被災3県を除くデータ。

成年後見制度利用支援事業の実施状況

市町村数: 1,741



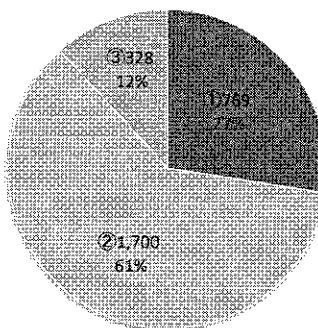
成年後見制度利用支援事業の利用者数(経年比較)



*平成22年度の利用者数は、被災3県を除くデータ。

成年後見制度利用支援事業の利用者数(助成対象別)

利用者数: 2,797

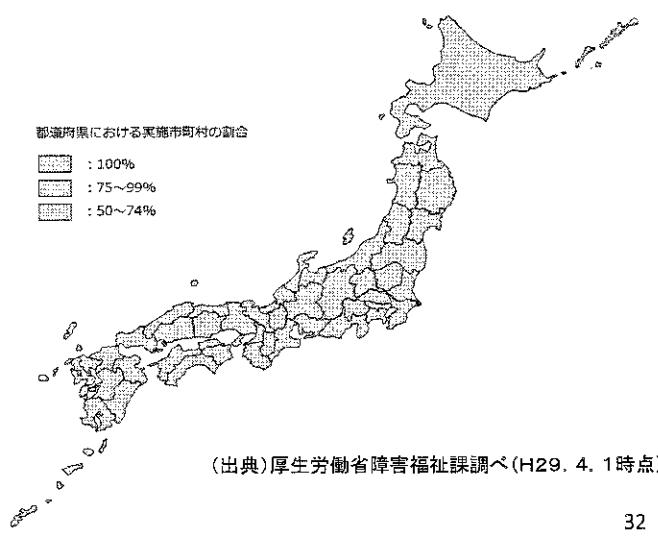
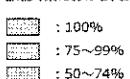


成年後見制度利用支援事業の実施状況について (障害者関係)

都道府県名	実施市区町村数	申立費用のみ助成(人)	成年後見人の報酬のみ助成(人)	申立費用及び成年後見人の報酬を助成(人)
北海道	152	84.9%	39	61
青森県	33	82.5%	7	45
岩手県	29	87.9%	6	0
宮城県	31	88.6%	16	10
秋田県	20	80.0%	4	7
山形県	28	80.0%	2	6
福島県	40	67.8%	10	16
茨城県	42	95.5%	15	23
栃木県	22	88.0%	8	12
群馬県	33	94.3%	5	16
埼玉県	61	96.8%	55	95
千葉県	53	98.1%	46	127
東京都	42	67.7%	31	70
神奈川県	33	100.0%	56	206
新潟県	30	100.0%	20	71
富山県	12	80.0%	8	5
石川県	19	100.0%	8	7
福井県	16	94.1%	9	7
山梨県	19	70.4%	3	11
長野県	61	79.2%	16	3
岐阜県	38	90.5%	6	5
静岡県	31	88.6%	12	38
愛知県	49	90.7%	43	103
三重県	23	79.3%	26	27
滋賀県	17	89.5%	12	38
京都府	22	84.6%	16	135
大阪府	43	100.0%	37	83
兵庫県	41	100.0%	21	61
奈良県	30	76.0%	4	16
和歌山县	20	66.7%	6	11
鳥取県	18	94.7%	9	26
島根県	14	73.7%	16	30
岡山県	22	81.5%	26	101
広島県	23	100.0%	13	30
山口県	19	100.0%	10	14

都道府県名	実施市区町村数	申立費用のみ助成(人)	成年後見人の報酬のみ助成(人)	申立費用及び成年後見人の報酬を助成(人)
徳島県	22	91.7%	9	16
香川県	16	94.1%	5	13
愛媛県	20	100.0%	15	11
高知県	26	76.5%	3	5
福岡県	55	91.7%	32	32
佐賀県	20	100.0%	11	18
長崎県	19	90.5%	3	1
熊本県	35	77.8%	26	28
大分県	12	66.7%	3	0
宮崎県	21	80.8%	15	14
鹿児島県	30	69.8%	8	9
沖縄県	23	56.1%	18	37
合計	1,485	85.0%	769	1,700
				328

都道府県における実施市町村の割合



(出典)厚生労働省障害福祉課調べ(H29. 4. 1時点)

② 成年後見制度普及啓発事業

(障害者関係)

1. 目的

成年後見制度の利用を促進することにより、障害者の権利擁護を図ることを目的とする。
[地域生活支援事業費等補助金]

2. 実施主体

市町村又は都道府県(共同実施も可能)(指定相談支援事業者等へ委託することができる)。

3. 事業内容

成年後見制度の利用を促進するための普及啓発を行う。

4. 事業創設年度

平成24年度

(平成29年度からは「地域生活支援促進事業」として特別枠に位置付け、必要な財源を確保し質の高い事業実施を図ることとした。)

5. 平成30年度予算

地域生活支援事業費等補助金493億円の内数(平成29年度:488億円、平成28年度:464億円)

6. 事業実施状況

平成29年4月1日現在 257市町村(平成28年:218市町村、平成27年:190市町村)

7

③ 成年後見制度法人後見支援事業

(障害者関係)

1. 目的

成年後見制度における後見等の業務を適切に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害者の権利擁護を図ることを目的とする。

2. 事業内容

(1) 法人後見実施のための研修

ア 研修対象者 法人後見実施団体、法人後見の実施を予定している団体等

イ 研修内容等 市町村は、それぞれの地域の実情に応じて、法人後見に要する運営体制、財源確保、障害者等の権利擁護、後見監督人との連携手法等、市民後見人の活動も含めた法人後見の業務を適正に行うために必要な知識・技能・倫理が修得できる内容の研修カリキュラムを作成するものとする。

(2) 法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築

ア 法人後見の活動等のための地域の実態把握

イ 法人後見推進のための検討会等の実施

(3) 法人後見の適正な活動のための支援

ア 弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職により、法人後見団体が困難事例等に円滑に対応できるための支援体制の構築

(4) その他、法人後見を行う事業所の立ち上げ支援など、法人後見の活動の推進に関する事業

3. 事業創設年度

平成25年度

*市町村地域生活支援事業の必須事業

4. 平成30年度予算(障害者関係)

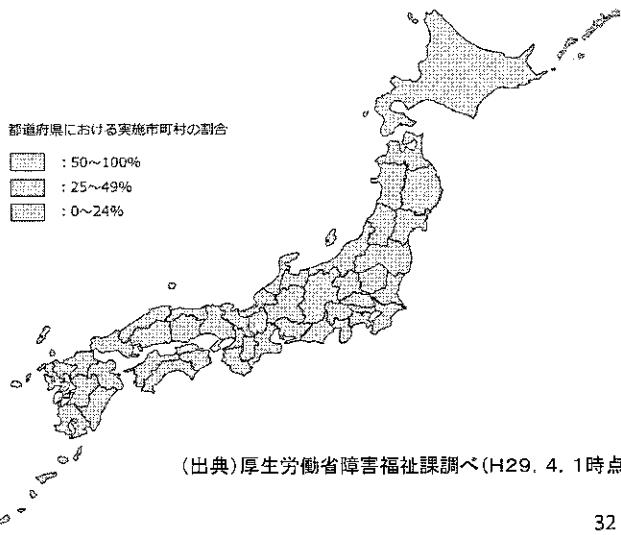
地域生活支援事業費等補助金493億円の内数(平成29年度:488億円、平成28年度:464億円)

5. 事業実施状況

平成29年4月1日現在 313市町村(平成28年:267市町村、平成27年:244市町村)

成年後見制度法人後見支援事業の実施状況について（障害者関係）

都道府県	実施市区町村	研修の実施	組織体制の支援	活動の支援	その他	都道府県	実施市区町村	研修の実施	組織体制の支援	活動の支援	その他	
北海道	48	26.8%	32	39	39	15	徳島県	1	4.2%	0	1	1
青森県	5	12.5%	3	1	2	0	香川県	3	17.6%	2	3	1
岩手県	11	33.3%	5	8	4	0	愛媛県	3	15.0%	0	0	3
宮城県	2	5.7%	1	0	0	1	高知県	0	0.0%	0	0	0
秋田県	3	12.0%	1	1	3	1	福岡県	6	10.0%	5	2	2
山形県	0	0.0%	0	0	0	佐賀県	1	5.0%	0	0	1	
福島県	8	13.6%	7	4	4	5	長崎県	1	4.8%	0	0	1
茨城県	8	18.2%	6	3	2	1	熊本県	3	6.7%	3	2	1
栃木県	1	4.0%	0	1	1	0	大分県	2	11.1%	2	1	2
群馬県	0	0.0%	0	0	1	0	宮崎県	2	7.7%	2	2	1
埼玉県	11	17.5%	6	5	4	2	鹿児島県	9	20.9%	2	1	8
千葉県	12	22.2%	7	8	7	3	沖縄県	4	9.8%	1	1	2
東京都	10	16.1%	5	6	6	2	合計	313	18.0%	174	155	136
神奈川県	7	21.2%	2	4	5	2					83	
新潟県	12	40.0%	7	6	8	5						
富山県	2	13.3%	0	1	0	0						
石川県	2	10.5%	2	2	2	1						
福井県	1	5.9%	0	1	0	0						
山梨県	2	7.4%	1	2	1	1						
長野県	43	55.8%	24	25	23	10						
岐阜県	6	14.3%	1	5	3	0						
静岡県	5	14.3%	2	2	1	1						
愛知県	24	44.4%	14	15	16	4						
三重県	2	6.9%	2	1	1	2						
滋賀県	6	31.6%	1	6	1	1						
京都府	3	11.5%	2	3	2	1						
大阪府	8	18.6%	4	2	3	3						
兵庫県	5	12.2%	3	3	0	0						
奈良県	6	15.4%	5	4	3	1						
和歌山县	1	3.3%	1	0	0	0						
鳥取県	13	68.4%	9	9	12	10						
島根県	2	10.5%	2	2	3	0						
岡山県	6	22.2%	1	2	3	3						
広島県	1	4.3%	1	1	1	0						
山口県	2	10.5%	0	0	0	1						

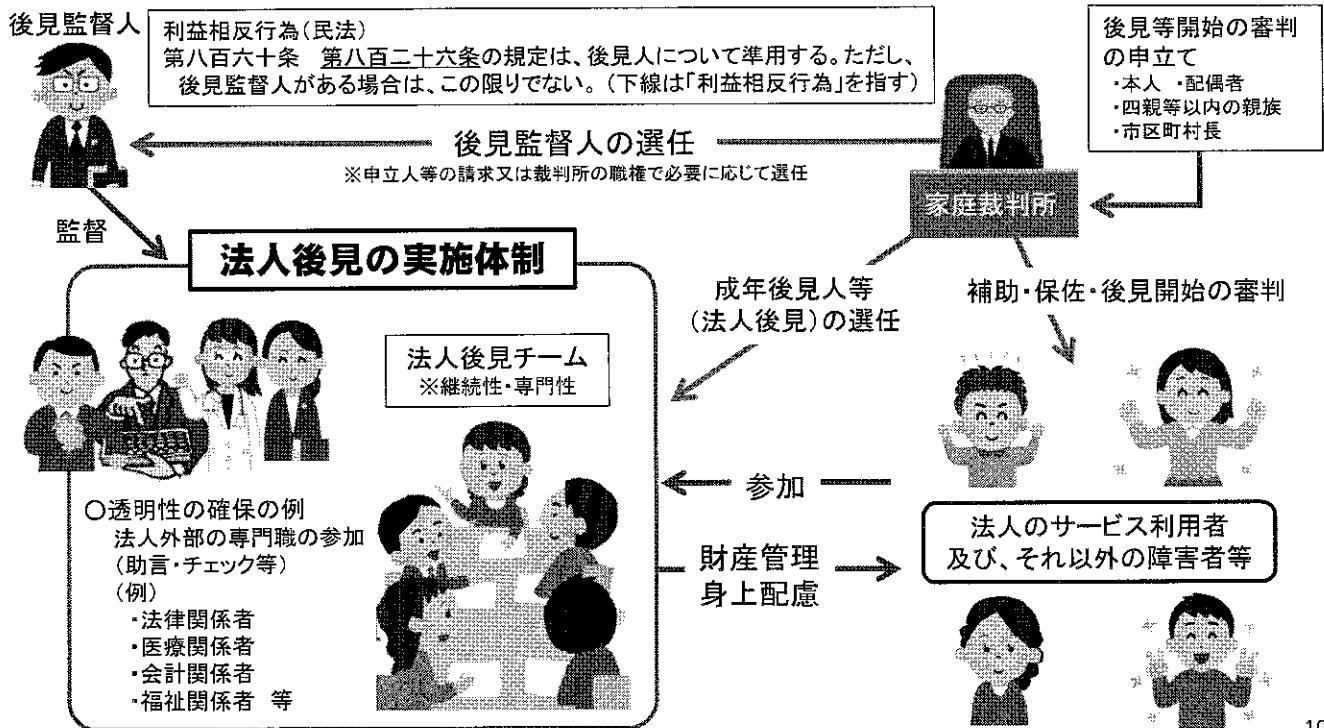


32

社会福祉法人等による法人後見の取組

成年後見制度利用促進委員会意見(平成29年1月)抜粋

- 若年期からの制度利用が想定され、その特性も多様である障害者の場合、継続性や専門性の観点から、法人後見の活用が有用である場合もあり、後見監督等による利益相反等への対応を含めた透明性の確保を前提に、その活用を図っていくことが考えられる。
- 社会福祉法人においては、地域の様々なニーズを把握し、これらのニーズに対応していく中で、地域における公益的な取組の一つとして、低所得の高齢者・障害者に対して自ら成年後見を実施することも含め、その普及に向けた取組を実施することが期待される。



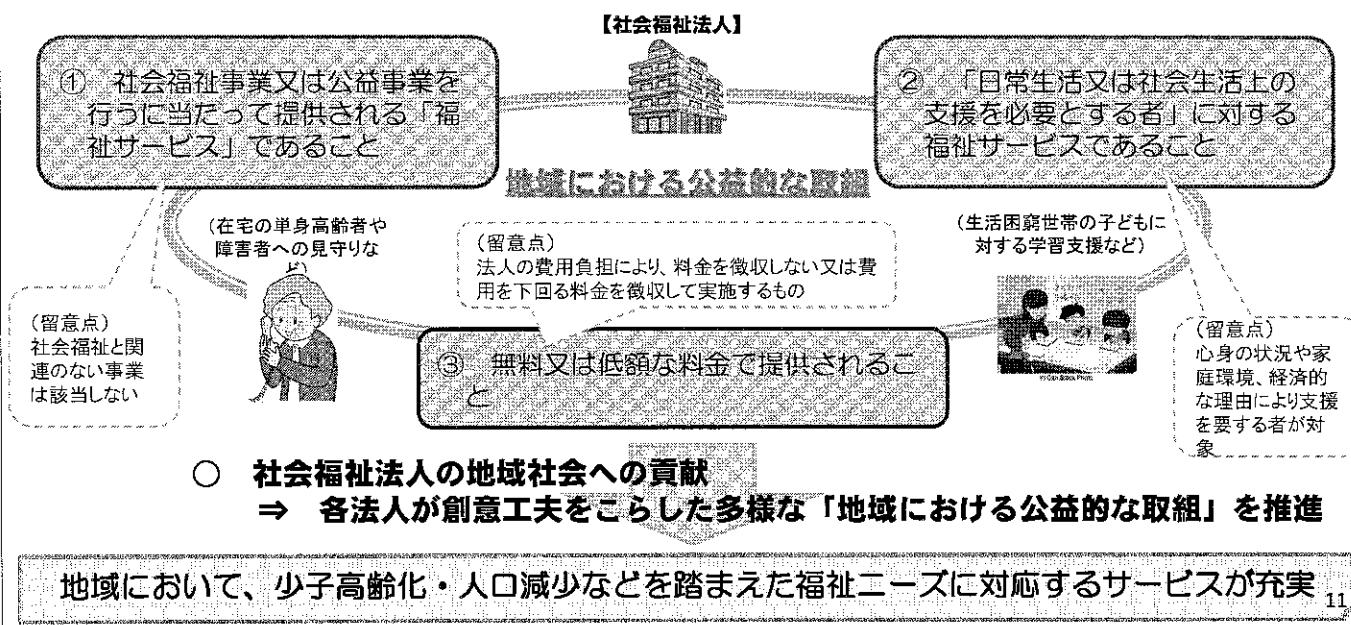
「地域における公益的な取組」について

- 平成28年改正社会福祉法において、社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえ、法人の本旨から導かれる本来の役割を明確化するため、「地域における公益的な取組」の実施に関する責務規定が創設された。

(参考)社会福祉法(昭和26年法律第45号)(抄)

第24条 (略)

2 社会福祉法人は、社会福祉事業及び第二十六条第一項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない。



意思決定支援ガイドラインについて

「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の概要

I 趣旨

- 障害者総合支援法においては、障害者が「どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保」される旨を規定し、指定事業者や指定相談支援事業者に対し、「意思決定支援」を重要な取組として位置付けている。
- 今般、意思決定支援の定義や意義、標準的なプロセスや留意点を取りまとめたガイドラインを作成し、事業者や成年後見の担い手を含めた関係者間で共有することを通じて、障害者の意思を尊重した質の高いサービスの提供に資することを目的とするもの。

II 総論

1. 意思決定支援の定義

意思決定支援とは、自ら意思を決定することに困難を抱える障害者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるよう、可能な限り本人が自ら意志決定できるよう支援し、本人の意思の確認や意思及び選好を推定し、支援を尽くしても本人の意思及び選好の推定が困難な場合には、最後の手段として本人の最善の利益を検討のために事業者の職員が行う支援の行為及び仕組みをいう。

2. 意思決定を構成する要素

(1) 本人の判断能力

障害による判断能力の程度は、意思決定に大きな影響を与える。意思決定を進める上で、本人の判断能力の程度について慎重なアセスメントが重要。

(2) 意思決定支援が必要な場面

① 日常生活における場面

例えば食事・衣服の選択・外出・排せつ・整容・入浴等基本的生活習慣に関する場面の他、複数用意された余暇活動プログラムへの参加を選ぶ等の場面が考えられる。日頃から本人の生活に関わる事業者の職員が、場面に応じて即応的に行う直接支援の全てに意思決定支援の要素が含まれている。

② 社会生活における場面

自宅からグループホームや入所施設等に住まいの場を移す場面や、入所施設から地域移行してグループホームや一人暮らしを選ぶ場面等が、意思決定支援の重要な場面として考えられる。体験の機会の活用を含め、本人の意思確認を最大限の努力で行うことを前提に、事業者、家族や成年後見人等が集まり、判断の根拠を明確にしながら、より制限の少ない生活への移行を原則として、意思決定支援を進める必要がある。

(3) 人的・物理的環境による影響

意思決定支援は、本人に関わる職員や関係者による人的な影響や環境による影響、本人の経験の影響を受ける。

3. 意思決定支援の基本的原則

(1) 本人への支援は、自己決定の尊重に基づき行うことが原則である。本人の自己決定にとって必要な情報の説明は、本人が理解できるよう工夫して行うことが重要である。

(2) 職員等の価値観においては不合理と思われる決定でも、他者への権利を侵害しないのであれば、その選択を尊重するよう努める姿勢が求められる。

(3) 本人の自己決定や意思確認がどうしても困難な場合は、本人をよく知る関係者が集まって、本人の日常生活の場面や事業者のサービス提供場面における表情や感情、行動に関する記録などの情報に加え、これまでの生活史、人間関係等様々な情報を把握し、根拠を明確にしながら障害者の意思及び選好を推定する。

4. 最善の利益の判断

本人の意思を推定することがどうしても困難な場合は、関係者が協議し、本人にとっての最善の利益を判断せざるを得ない場合がある。最善の利益の判断は最後の手段であり、次のような点に留意することが必要である。

(1) メリット・デメリットの検討

複数の選択肢からメリットとデメリットを可能な限り挙げ、比較検討して本人の最善の利益を導く。

(2) 相反する選択肢の両立

二者択一の場合においても、相反する選択肢を両立させることを考え、本人の最善の利益を追求する。(例えば、食事制限が必要な人も、運動や食材等の工夫により、本人の好みの食事をしつつ、健康上リスクの少ない生活を送ることができないか考える場合等。)

(3) 自由の制限の最小化

住まいの場を選択する場合、選択可能な中から、障害者にとって自由の制限がより少ない方を選択する。また、本人の生命・身体の安全を守るために、行動の自由を制限せざるを得ない場合でも、他にいかに慎重に検討し、自由の制限を最小化する。

5. 事業者以外の視点からの検討

事業者以外の関係者も交えて意思決定支援を進めることができ。本人の家族や知人、成年後見人、ピアソーター等が、本人に直接サービス提供する立場とは別の第三者として意見を述べることにより、多様な視点から本人の意思決定支援を進めることができる。

6. 成年後見人等の権限との関係

意思決定支援の結果と成年後見人等の身上配慮義務に基づく方針が齟齬をきたさないよう、意思決定支援のプロセスに成年後見人の参画を促し、検討を進めることができます。

III 各論

1. 意思決定支援の枠組み

意思決定支援の枠組みは、意思決定支援責任者の配置、意思決定支援会議の開催、意思決定の結果を反映したサービス等利用計画・個別支援計画(意思決定支援計画)の作成とサービスの提供、モニタリングと評価・見直しの5つの要素から構成される。

(1) 意思決定支援責任者の配置

意思決定支援責任者は、意思決定支援計画作成に中心的にかかわり、意思決定支援会議を企画・運営するなど、意思決定支援の仕組みを作る等の役割を担う。サービス管理責任者や相談支援専門員が兼務することが考えられる。

(2) 意思決定支援会議の開催

意思決定支援会議は、本人参加の下で、意思決定が必要な事項に関する参加者の情報を持ち寄り、意思を確認したり、意思及び選好を推定したり、最善の利益を検討する仕組み。「サービス担当者会議」や「個別支援会議」と一体的に実施することが考えられる。

(3) 意思決定が反映されたサービス等利用計画や個別支援計画(意志決定支援計画)の作成とサービスの提供

意思決定支援によって確認又は推定された本人の意思や、本人の最善の利益と判断された内容を反映したサービス等利用計画や個別支援計画(意思決定支援計画)を作成し、本人の意思決定に基づくサービスの提供を行うことが重要である。

(4) モニタリングと評価及び見直し

意思決定支援を反映したサービス提供の結果をモニタリングし、評価を適切に行い、次の支援でさらに意思決定が促進されるよう見直すことが重要である。

2. 意思決定支援における意思疎通と合理的配慮

意思決定に必要だと考えられる情報を本人が十分理解し、保持し、比較し、実際の決定に活用できるよう配慮をもって説明し、決定したことの結果起こり得ること等を含めた情報を可能な限り本人が理解できるよう、意思疎通における合理的配慮を行うことが重要である。

3. 意思決定支援の根拠となる記録の作成

意思決定支援を進めるためには、本人のこれまでの生活環境や生活史、家族関係、人間関係、嗜好等の情報を把握しておくことが必要である。家族も含めた本人のこれまでの生活の全体像を理解することは、本人の意思を推定するための手がかりとなる。

4. 職員の知識・技術の向上

職員の知識・技術等の向上は、意思決定支援の質の向上に直結するものであるため、意思決定支援の意義や知識の理解及び技術等の向上への取組みを促進させることが重要である。

5. 関係者、関係機関との連携

意思決定支援責任者は、事業者、家族や成年後見人等の他、関係者等と連携して意思決定支援を進めることが重要である。協議会を活用する等、意思決定支援会議に関係者等が参加するための体制整備を進めることが必要である。

6. 本人と家族等に対する説明責任等

障害者と家族等に対して、意思決定支援計画、意思決定支援会議の内容についての丁寧な説明を行う。また、苦情解決の手順等の重要な事項についても説明する。意思決定支援に関わった関係者等は、業務上知り得た秘密を保持しなければならない。

IV 意思決定支援の具体例

1. 日中活動プログラムの選択に関する意思決定支援
2. 施設での生活を継続するかどうかの意思決定支援
3. 精神科病院からの退院に関する意思決定支援

○ 意思決定支援の流れ

意思決定が必要な場面　・サービスの選択　・居住の場の選択　等

↓
本人が自分で決定できるよう支援

↓
自己決定が困難な場合

意思決定支援責任者の選任

とアセスメント
相談支援専門員・サービス管理責任者
兼務可

○本人の意思決定に関する情報の把握方法、意思決定支援会議の開催準備等

○アセスメント　・本人の意思確認　・日常生活の様子の観察　・関係者からの情報収集　・本人の判断能力、自己理解、心理的状況等の把握　・本人の生活歴等、
人的・物理的環境等のアセスメント　・体験を通じた選択の検討　等

↑
意思決定
ハイド
パック
する
記録の

↓
意思決定支援会議の開催

サービス担当者会議・個別支援会議
と兼ねて開催可

本人・家族・成年後見人等・意思決定支援責任者・事業者・関係者等による

情報交換や本人の意思の推定、最善の利益の判断

↓
意思決定の結果を反映したサービス等利用計画・個別支援計画
(意思決定支援計画)の作成とサービスの提供、支援結果等の記録

支援から把握される表情や感情、行動等から読み取れる意思と選好等の記録

1. 日中活動プログラムの選択に関する意思決定支援

重度の知的障害があり、言葉で意思を伝えることが難しいAさんが、生活介護事業所を利用することになった。生活介護事業所のサービス管理責任者は、Aさんの日中活動プログラムをどのように考えたら良いか悩んでいた。そこで、Aさんの日中活動を決めるために、意思決定支援会議を開くことにした。意思決定支援会議には、Aさんと家族、Aさんをよく知る学校の先生、移動支援事業所の支援員、生活介護事業所の担当職員、Aさんを担当する相談支援専門員が参加し、サービス管理責任者が意思決定支援責任者となって会議を進めることになった。

意思決定支援責任者は、会議の参加者にAさんの日頃の様子から読み取ることができる意思や好み、それらを判断するための手がかり等の情報を報告してもらった。Aさんは、家族や顔見知りの人がいるため、安心しているように感じられた。家族からは、Aさんが祖母にかわいがられて育ち、祖母が得意だった饅頭作りをうれしそうに一緒にしていたことや、沢山作った饅頭を近所に配ることにも付いていき、人から喜ばれるとうれしそうだったこと等が話された。学校の先生からは、Aさんは友だちと関わることが好きだったことや、静かな音楽を好んで聴いていたこと、紙に絵の具で色を塗ることが好きで、机に向かって集中して取り組んでいたが、ペットボトルキャップの分類のような作業的なことはすぐに飽きてイスから立ち上がってしまったことが話された。移動支援事業所の支援員からは、Aさんは森の中を散歩して、鳥のさえずりを聞くと耳を澄ましてうれしそうにしているが、人混み等雑音が多い場所は苦手なようで表情が険しくなったり、イライラした感じになったりしてしまうことが話された。

意思決定支援責任者は、これらの情報を整理し、日中活動のプログラムを検討した。その結果、まずはAさんにとって生活介護事業所が居心地の良い場所であることを知つてもらうため、Aさんの日中活動を、静かな音楽が流れる部屋でパンやクッキー、饅頭を作る活動や、紙と絵の具でペインティングする活動、森の中の散歩道を鳥のさえずりを聞きながら数人で歩く活動等から始めることとし、また、こうした日中活動の中でのAさんの表情に注目し、Aさんの意思表示の手がかりを記録に残し、今後の意思決定支援のための情報を蓄積することとなり、意思決定支援計画と個別支援計画を一体的に作成した。また、これらの取組を行ってから3ヶ月後に、見直しのための会議を開くこととした。

2. 施設での生活を継続するかどうかの意思決定支援

施設入所支援を利用して15年になるBさんは、知的障害と自閉症があり、言葉によるコミュニケーションが難しい状態であった。また、家族が亡くなり、成年後見人が選任されていた。担当の相談支援専門員は、継続サービス利用支援によるモニタリングで、今後も引き続き施設入所支援を利用するのか、グループホーム等に生活の場を移行するのか、Bさんの意思決定支援が必要であると考えていた。

そこで、担当の相談支援専門員が意思決定支援責任者となり、Bさんと成年後見人、施設入所支援のサービス管理責任者とBさんの担当職員、グループホームのサービス管理責任者の参加により、Bさんの意思決定支援会議を開くことになった。Bさんは、いつものスケジュールとは違う会議への参加となり、落ち着きがなく不安そうにしていた。その様子を見ていた成年後見人は、Bさんが施設に慣れて落ち着いた生活を送っているのに、生活の場を変えることでBさんが不安定な状態にならないか不安であると話した。意思決定支援責任者が、自宅でのBさんの様子について成年後見人に尋ねると、帰省した時は、自分でお湯を沸かしてカップラーメンを作り食べていること等が話された。施設入所支援のサービス管理責任者と担当職員はその話を聞いて、施設では自分でお湯を沸かしたり、カップラーメンを作り食べたりする場面がなかったため、施設の環境がBさんの本来できることを狭めてしまっているのではないか、Bさんにとってよりよい生活の場について考えることが必要ではないかと思った、と話した。

Bさんは、目の前にある洋服や食べ物の中から自分が気に入った物を選んだり、絵カードや写真カードを見て、その日に行う活動を選んだりはできるが、経験したことがないグループホームの生活と今の施設の生活を比べて選ぶことは難しかった。そこで、グループホームのサービス管理責任者は、空き部屋のあるグループホームがあるので、体験利用をしてみて、その様子からBさんの意思を確認してはどうかと提案した。成年後見人も、「体験してみた結果がBさんのためになるなら」という意見であった。

意思決定支援責任者である相談支援専門員は、意思決定支援会議の結果を踏まえてサービス等利用計画を変更し、地域移行支援に基づくグループホームの体験利用を行う内容に見直した。また、1ヶ月後に再度意思決定支援会議を開き、Bさんの体験利用の様子を共有し、Bさんが今後の生活の場について施設の利用を継続したいのか、グループホームで生活したいのかについて確認することになった。Bさんがグループホームで混乱しないように、施設で使っていた絵カードやスケジュールをグループホームでも使うことにした。人数の少ないグループホームの環境は、Bさんにとって落ち着けるようだった。近くのコンビニエンス・ストアに買い物に行ったり、カップラーメンを作ったり、冷凍食品を電子レンジで温めて食べたりと、Bさんは生活を主体的に広げていった。

1ヶ月後に、意思決定支援会議が開かれ、グループホームでの体験利用の様子が報告された。その内容から、Bさんの意思がどこにあるのか、成年後見人も含めた誰にとっても明らかであった。

3. 精神科病院からの退院に関する意思決定支援

65才の女性Cさんは統合失調症で、引きこもりがちで軽度の知的障害がある32才の息子Dさんと二人暮らしをしていた。自宅は持ち家で、Cさんの老齢年金と遺族年金で生計を立てていたが、生活は苦しかった。Cさんは、数年前に交通事故に遭ってから家事が難しくなり、Dさんが買い物や掃除、洗濯、調理を行っていた。ところが、1年前にDさんが家出をしてから不穏になり、近隣宅に上がり込む等の行為が度々起るようになり、医療保護入院となった。家出していたDさんは、Cさんが入院した後、自宅に戻ってきた。Dさんの家出の原因是、病状が不安定なCさんの面倒をみるために疲れてしまったためであったが、Cさんが退院した後は、一緒に生活することを希望していた。

Cさんは、入院して3か月で病状が安定した。しかし、自発的な意思の表明が乏しく、意欲の低下もあり「もう自宅へは帰れない」と退院をあきらめてしまっているようだった。

病院のソーシャルワーカーが「退院後生活環境相談員」となり、熱心に退院に向けた働きかけを行ったが、Cさんは黙り込んでしまうだけだった。退院支援委員会は、入院中の障害者や家族からの相談に応じ、必要な情報提供等を行う地域援助事業者として、委託相談支援事業所に参加してもらうことにした。

委託相談支援事業所の相談員は、地域移行支援の利用を念頭に、意思決定支援責任者として意思決定支援会議を開いた。参加者は、病院の主治医と退院後生活環境相談員、病棟受け持ち看護師、役所の障害福祉担当職員、保健所の保健師、息子のDさんであった。Cさんは、参加したくないとのことだった。

役所の障害福祉担当職員とDさんによれば、Cさんは、一家を支えるしっかり者だったが、発病後、金銭をだまし取られる等の苦労をしてから不安が強くなり、同じことの確認を何回もすることもあったが、丁寧な説明があれば理解できる力をもっていること、入院前には、服薬の中止や減薬により怒りやすく命令口調となり、近隣住民への被害妄想もあったことが話された。病院の主治医と退院後生活環境相談員からは、入院中のCさんは、陰性症状のため自発的な意思の表明が乏しく、人に対する警戒心もあってほとんど話しをすることがないという状況が報告された。意思決定支援会議では、Cさんが「もう自宅へは帰れない」と言った背景を理解し、Cさんの意思を確認する手がかりを得るために、意思決定支援責任者である相談員がCさんを伴って自宅に行ってみることになった。

自宅は老朽化が進んでおり、Dさんが家出をしていた1年間でゴミ屋敷のような状態になっていた。自宅に戻ったDさんも交えて、Cさんの話を聴いた。Cさんは、家事全般をしてくれていたDさんが家出をしたこととはショックだったこと等を話し始めた。Cさんは、趣味だった手芸品や書道作品、賞状等を見てくれた。昔の写真には、流行の服を着て笑顔でポーズをとる姿が写っていた。実家は立派な透かし彫りの小壁がある自慢の家だったという。Cさんは、自宅に帰りたい気持ちはあるが建物が老朽化してゴミ屋敷の状態であり、入院生活での足腰の筋力の低下により自宅の和式トイレを使うことができないため生活できないと考えていたこと、引っ越しすとしても、お金をだまし取られたため資金がないこと、生活費が苦しいこと等問題が山積みで、「もう自宅へは帰れない」とあきらめていたと話した。

相談員は、Cさんの所得状況だと生活保護の申請ができること、そのための手続やアパート探しの仕方等をわかりやすく説明し、自宅以外の暮らしもできることを丁寧に伝えた。息子のDさんは、それにできる限り協力することをCさんに伝えた。

相談員は、再度意思決定支援会議を開いた。今回はCさんも参加し、生活保護を受けてアパートを借り、息子と生活したいという意思を伝えることができた。Cさんは、退院後も、日常生活の様々な場面で意思決定支援を受けながら、本人らしい生活を送っている。

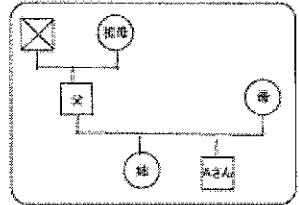
Aさんのための意思決定支援のためのアセスメント表

<意思決定支援が必要な項目>

Aさんが取り組みたい日中活動プログラムは？

<これまでの生活史>

- Aさんは1歳6ヶ月の検診で知的な発達の遅れが指摘され、知的障害があることが分かりました。両親と3歳年上の姉、そして父方の祖母との5人暮らしでした。穏やかで人なつこい性格であったAさんは特に祖母にかわいがられて育ちました。祖母が得意であつた饅頭作りをうれしそうに手伝ったり、祖母と一緒に近所に配って歩いていました。そのときに人から喜んでもらえるとAさんもとてもうれしそうな表情を見せていたそうです。
- 学校は小学校から特別支援学校に通いました。学校では友人と関わることが好きで、いつも仲間と一緒に過ごしていました。でもたくさんの人に行動に従事したり、運動会などで大きな音がする場面などでは少しらいらとする様子が見られました。
- 音楽では意思を伝えることが難しいAさんでしたが好きな物には自ら積極的に取り組む姿や、豊かな表情で周囲に気持ちを伝えることができました。
- 休日は家族と一緒に出かけることもありましたが、お父さんとお母さんが自営業をされていたこともあり、Aさんのお出かけをしたいという気持ちに応えられない日も多くなってきたことから移動支援を利用して、ヘルパーに出かけるようになりました。
- 特別支援学校卒業後の進路は、就労継続支援B型事業所や生活介護事業所など3回の実習を重ねた結果、生活介護事業所を利用することになりました。



意思決定支援会議のまとめ

<関係者から提供されたAさんの意思を判断するための手がかりとなる情報>	<手がかりとなる情報から推定される本人意思>
(家族)	<ul style="list-style-type: none"> ・かわいがってくれる祖母のような人が好きなようだ。 ・祖母のような人と一緒に饅頭などをつくることが好きなようだ。 ・作った饅頭などを配り、人から喜ばれることができしいようだ。
(学校の教員)	<ul style="list-style-type: none"> ・友だちと関わることは好きなようだ。 ・静かな音楽を好んで聴いていた。 ・紙に絵の具で色を塗ることは好きで、集中して取り組んでいた。 ・ペットボトルのキャップの分類のような作業的なことはすぐ飽きてイスから立ち上がりてしまった。 ・森の中を散歩して、鳥のさえずりを聞くと耳を澄ましてうれしそうにしていた。 ・人混みなど雑音の多い場所は苦手なようで表情が険くなったり離れた感じになってしまふ。
(移動支援ヘルパー)	<ul style="list-style-type: none"> ・森の中を散歩して、鳥のさえずりを聞くと耳を澄ましてうれしいようだ。 ・人混みなど雑音が多い場所は、イライラして苦手なようだ。

Aさんの意思決定支援を反映した個別支援計画(意思決定支援計画)の作成例

利用者名 A 作成年月日 年 月

本人(家族)の希望	お菓子などを作ったりそれをあげたりすることで、いろんな人に喜んでもらえるうれしい絵を描いたり、静かな音楽を聴いたり、静かな場所で過ごすことが好き、穏がいい場所は嫌い
長期目標(内容、期間等)	Aさんが日中活動をもっと楽しめたり、新たな楽しみを見つける。(6ヶ月)
短期目標(内容、期間等)	Aさんにとって生活介護事業所が居心地の良い場所になる(3ヶ月)

□支援目標及び支援計画等

推定される本人の意思	支援内容	具体的な取組 (内容・留意点等)	支援期間 (頻度・時間・期間等)	サービス提供機関 (提供者・担当者等)	優先 順位
かわいがってくれる祖母のような人と一緒に饅頭などをつくることが好き。 作った饅頭などを配り、入から喜ばれることができしい。	Aさんが安心できるスタッフとお菓子作りの活動に参加する ・本人が作業に取り組みやすいように行程や補助具などに工夫する ・必要に応じて指示や介助を行う ・騒がしくならないように配慮する	月・水・金 AM活動時・3ヶ月	生活介護事業所 Cグループ 編成活動担当D	—	
静かな音楽を聴いたり、紙に絵を塗るなど、創作的な活動が好き。	紙に絵の具を塗りやすいように、素材や道具を工夫する ・部屋に静かな音楽を流す ・絵の具以外の創作活動も試してみる	火・木 AM活動時・3ヶ月	生活介護事業所 Cグループ 創作活動担当E	—	
友だちと関わることが好き。 森の中を散歩して、鳥のさえずりを聞きながら森の中を散歩する。	友だちと一緒に、鳥のさえずりを聞きながら森の中を散歩する ・一緒に散歩が楽しめる友だちをみつける	月・水・金 PM活動時・3ヶ月	生活介護事業所 Cグループ 散歩活動担当F	—	

□支援開始後の見直しのための観点

意思決定支援が必要な項目	目的	内容	意思決定支援会議参加者	サービス提供機関(提供者・担当者等)	
活動がAさんの意思を反映しているか、検討するとともに、意思決定支援会議の様子から、Aさんの意思について新たに気づいたことがないか情報を共有する。	意思決定支援会議を開き、生活介護事業所や自宅、移動支援事業利用中等におけるAさんの様子を記録に基づき共有する。 ・共有した情報を基づき、意思決定支援計画・個別支援計画を見直す。	Aさんと家族 ・生活介護事業所Cグループ担当者 ・相談支援専門員 ・移動支援事業所 ・意思決定支援責任者(サービス管理責任者)	生活介護事業所 Cグループ 各活動担当者 サービス管理責任者	—	

平成 年 月 日 利用者名 A 印 ナース管理責任者(意思決定支援責任者) B 印

Bさんの意思決定支援のためのアセスメント表

<意思決定支援が必要な項目>	
Bさんがこれからどのような場所でどのような生活をしていきたいのか？	
<これまでの生活史>	
<p>○Bさんは会社員のお父さん（当時35歳）と専業主婦のお母さん（当時30歳）との間に昭和〇年に生まれました。また、Bさんには5歳年下の弟がいます。特に重い病気にはかることなく育ちましたが、2歳になってしまっても言葉を話しませんでした。そして3歳児健診で知的な発達に障害があること、自閉症であることがわかりました。その後、Bさんはお母さんと一緒に地域の障害児通園施設に通って、言葉を出やすくなるような療育活動に参加したりましたが、自分のやりたいことができなかつたりするときに「パニックになって大きな声をだしたり、周囲の人に囁みついてしまったりすることが増えていました。その後、小学生になりましたが、地域の学校ではなく特別支援学校にバスに乗って通うようになりました。特別支援学校でも次にすることがよくわからなかったり、自分のしたいことができないときにはよくパニックになっていました。その時は先生と一緒に校庭を散歩すると気持ちが落ち着きました。学校では先生が工夫して次の行動がわかりやすいように絵などで説明してくれるようになりました。それで、次に何をすればいいのかが少しづつ分かるようになりました。パニックになることも少しづつ減ってきました。中学校と高校も特別支援学校に通いました。小さい頃から身の回りのことはお母さんが手伝ってくれました。服などはお母さんが表裏がわかりやすいようにおいてくれるので、間違えないように着ることができました。食事などはすべてお母さんが準備してくれましたが、中学生ぐらいになると好きなカップラーメンは自分で湯を沸かして作ることもありました。休みの日はお父さんがドライブに連れて行ってくれたり、デパートに買い物に行ったりしました。でも大きな音がしたり、人が多すぎるとパニックになることがあったので、ドライブに行くことがだんだん多くなりました。ドライブもいつも同じコースでないと不安になりました。ドライブの途中でコンビニエンスストアによって好きなお菓子を買うのが楽しみでした。Bさんは18歳になった時お父さんが病気で亡くなりました。そのため、お母さんが働きなくてはならなくなりました。Bさんは特別支援学校の高等部を卒業する時、お母さんの介護負担を心配した進路指導の先生から入所施設利用を勧められました。お母さんはなんとかお母さんと一緒に暮らせるように色々と考えましたが、年少の弟の世話を仕事しながら私の身の回りの世話をまでできないので、Bさんは入所施設を利用することになりました。</p>	
意思決定支援会議のまとめ	
<関係者からの情報>	<推定される本人意思>
<p>○日常的なスケジュールが変わると落ち着きがなく不安そうにしていた。（家族）</p> <p>○自宅では自分で湯を沸かしてカップラーメンを作つて食べる事がある。（家族）</p> <p>○施設では自分で湯を沸かしたりカップラーメンを作る場面がなかった。（入所施設職員）</p> <p>○目の前にある洋服や食べ物の中から自分が気に入った物を選んだり、絵カードや写真カードを見て、その日に行う活動を選べる。（入所施設職員）</p>	<p>○生活場面が変わると不安定な状態になる恐れがあるので、このままの生活を続けたいのではないか。</p> <p>○自分で食べたいものを調理して作れるような暮らしがしたいのではないか。</p> <p>○今は入所施設での生活しか経験がないので、他にどのような暮らしがあるか知らないので決められないのではないか。</p>

閉会挨拶

西島 善久 氏（日本社会福祉士会 会長）

参 考 資 料

- 1 成年後見制度利用促進基本計画（本文）
- 2 成年後見制度利用促進基本計画のポイント（ポンチ絵）
- 3 成年後見制度利用促進基本計画の策定について（各都道府県知事宛通知）
- 4 成年後見制度の利用の促進に関する法律
- 5 成年後見制度の利用の促進に関する法律イメージ図
- 6 成年後見制度利用促進基本計画の推進について（平成30年度概算要求等）

（出典：内閣府 HP : <http://www.cao.go.jp/seinenkouken/index.html> より）

成年後見制度利用促進基本計画について

（平成 29 年 3 月 24 日）
閣 議 決 定

政府は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）第 12 条第 1 項の規定に基づき、成年後見制度利用促進基本計画を別添のとおり定める。

成年後見制度利用促進基本計画

<目次>

1 成年後見制度利用促進基本計画について	
(1) 成年後見制度利用促進基本計画の位置付け	1
(2) 基本計画の対象期間	1
(3) 基本計画の工程表	1
2 成年後見制度利用促進に当たっての基本的な考え方及び目標等	
(1) 基本的な考え方	1
(2) 今後の施策の目標等	
①今後の施策の目標	3
ア) 利用者がメリットを実感できる制度・運用へ改善を進める。	
(a) 利用者に寄り添った運用	
(b) 保佐・補助及び任意後見の利用促進	
イ) 全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各 地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図る。	
(a) 権利擁護支援の地域連携ネットワーク及び中核機関の整備	
(b) 担い手の育成	
ウ) 不正防止を徹底するとともに、利用しやすさとの調和を図り、安心して 成年後見制度を利用できる環境を整備する。	
(a) 不正事案の発生を未然に抑止する仕組みの充実	
(b) 地域連携ネットワークの整備による不正防止効果	
エ) 成年被後見人等の権利制限に係る措置を見直す。	
②今後取り組むべきその他の重要施策	6
ア) 成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な人への支援等	
イ) 死後事務の範囲等	
③施策の進捗状況の把握・評価等	7
3 成年後見制度の利用の促進に向けて総合的かつ計画的に講すべき施策	
(1) 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善	7
—制度開始時・開始後における身上保護の充実—	
①高齢者と障害者の特性に応じた意思決定支援の在り方	
②後見人の選任における配慮	
③利用開始後における柔軟な対応	
④成年後見制度の利用開始の有無を判断する際に提出される診断書等の在り方	
(2) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり	
①地域連携ネットワークの三つの役割	9

ア) 権利擁護支援の必要な人の発見・支援	
イ) 早期の段階からの相談・対応体制の整備	
ウ) 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築	
②地域連携ネットワークの基本的仕組み	10
ア) 本人を後見人とともに支える「チーム」による対応	
イ) 地域における「協議会」等の体制づくり	
③地域連携ネットワークの中核となる機関の必要性	11
④地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき具体的機能等	11
ア) 広報機能	
イ) 相談機能	
ウ) 成年後見制度利用促進機能	
(a)受任者調整（マッチング）等の支援	
(b)担い手の育成・活動の促進	
(c)日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行	
エ) 後見人支援機能	
オ) 不正防止効果	
⑤中核機関の設置・運営形態	16
ア) 設置の区域	
イ) 設置の主体	
ウ) 運営の主体	
エ) 設置・運営に向けた関係機関の協力	
⑥優先して整備すべき機能等	18
(3) 不正防止の徹底と利用しやすさとの調和－安心して利用できる環境整備－	18
①金融機関による新たな取組	
②親族後見人の成年後見制度への理解促進による不正行為の防止	
③家庭裁判所と専門職団体等との連携	
④移行型任意後見契約における不正防止	
(4) 制度の利用促進に向けて取り組むべきその他の事項	20
①任意後見等の利用促進	
②制度の利用に係る費用等に係る助成	
③市町村による成年後見制度利用促進基本計画（市町村計画）の策定	
(5) 国、地方公共団体、関係団体等の役割	21
①市町村	
②都道府県	
③国	
④関係団体	

ア) 福祉関係者団体	
イ) 法律関係者団体	
(6) 成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な人への支援等の検討	25
①経緯等	
②中間報告の内容	
③今後の方向性	
(7) 成年被後見人等の権利制限に係る措置の見直し	26
(8) 死後事務の範囲等	27
4　その他	27

成年後見制度利用促進基本計画

1 成年後見制度利用促進基本計画について

（1）成年後見制度利用促進基本計画の位置付け

「成年後見制度利用促進基本計画」（以下「基本計画」という。）は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号。以下「促進法」という。）第12条第1項に基づき、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定されるものであり、政府が講ずる成年後見制度利用促進策の最も基本的な計画として位置付けられる。

なお、促進法第23条第1項において、市町村は、国の中長期計画を勘案し、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとされている。

（2）基本計画の対象期間

今回策定する基本計画は、平成29年度から平成33年度までの概ね5年間を念頭に定めるものとする。

（3）基本計画の工程表

後述の2（2）「①今後の施策の目標」を達成し、成年後見制度の利用を着実に促進するためには、基本計画に盛り込まれた施策が総合的かつ計画的に推進されることが重要である。

このため、国・地方公共団体・関係団体等は、別紙の工程表を踏まえ、相互に連携しつつ、各施策の段階的・計画的な推進に取り組むべきである。

2 成年後見制度利用促進に当たっての基本的な考え方及び目標等

（1）基本的な考え方

成年後見制度は、ノーマライゼーションや自己決定権の尊重等の理念と、本人保護の理念との調和の観点から、精神上の障害により判断能力が不十

分であるために契約等の法律行為における意思決定が困難な人について、成年後見人・保佐人・補助人（以下「成年後見人等」又は「後見人」という。）がその判断能力を補うことによって、その人の生命、身体、自由、財産等の権利を擁護するという点に制度趣旨があり、これらの点を踏まえ、国民にとって利用しやすい制度とすることを目指して導入されたものである。また、今後、認知症高齢者の増加や単独世帯の高齢者の増加が見込まれる中、成年後見制度の利用の必要性が高まっていくと考えられる。

しかしながら、現在の成年後見制度の利用状況をみると、成年後見制度の利用者数は近年、増加傾向にあるものの、その利用者数は認知症高齢者等の数と比較して著しく少ない。

また、成年後見等の申立ての動機をみても、預貯金の解約等が最も多く、次いで介護保険契約（施設入所）のためとなっており、さらに、後見・保佐・補助と3つの類型がある中で、後見類型の利用者の割合が全体の約80%を占めている。

これらの状況からは、社会生活上の大きな支障が生じない限り、成年後見制度があまり利用されていないことがうかがわれる。また、後見人による本人の財産の不正使用を防ぐという観点から、親族よりも法律専門職等の第三者が後見人に選任されることが多くなっているが、第三者が後見人になるケースの中には、意思決定支援や身上保護等の福祉的な視点に乏しい運用がなされているものもあると指摘されている。

さらに、後見等の開始後に、本人やその親族、さらには後見人を支援する体制が十分に整備されていないため、これらの人からの相談については、後見人を監督する家庭裁判所が事実上対応しているが、家庭裁判所では、福祉的な観点から本人の最善の利益を図るために必要な助言を行うことは困難である。

このようなことから、成年後見制度の利用者が利用のメリットを実感できていないケースも多いとの指摘がなされている。

今後の成年後見制度の利用促進に当たっては、成年後見制度の趣旨でもある①ノーマライゼーション^{※1}、②自己決定権の尊重^{※2}の理念に立ち返り、改めてその運用の在り方が検討されるべきである。

さらに、これまでの成年後見制度が、財産の保全の観点のみが重視され、本人の利益や生活の質の向上のために財産を積極的に利用するという視点

※1 成年被後見人等が、成年被後見人等でない人と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきこと。

※2 障害者の権利に関する条約第12条の趣旨に鑑み、成年被後見人等の意思決定の支援が適切に行われるとともに、成年被後見人等の自発的意思が尊重されるべきこと。

※3 本人の財産の管理のみならず身の保護が適切に図られるべきこと。

に欠けるなどの硬直性が指摘されてきた点を踏まえると、本人の意思決定支援や身上保護等の福祉的な観点も重視した運用とする必要があり、今後一層、③身上の保護の重視^{*3}の観点から個々のケースに応じた適切で柔軟な運用が検討されるべきである。

今後、成年後見制度の利用促進を図っていくためには、成年後見制度利用促進委員会（以下「促進委員会」という。）のワーキング・グループでも検討を行ったように、①制度の広報・周知、②相談・発見、③情報集約、④地域体制整備、⑤後見等申立て、⑥後見等開始後の継続的な支援、⑦後見等の不正防止、といった各場面ごとに、地域における課題を整理して、体制を整備し、対応を強化していくことが求められる。

（2）今後の施策の目標等

①今後の施策の目標

ア) 利用者がメリットを実感できる制度・運用へ改善を進める。

(a) 利用者に寄り添った運用

- 成年後見制度においては、後見人による財産管理の側面のみを重視するのではなく、認知症高齢者や障害者の意思をできるだけ丁寧にくみ取ってその生活を守り権利を擁護していく意思決定支援・身上保護の側面も重視し、利用者がメリットを実感できる制度・運用とすることを基本とする。
- 特に、障害者の場合は、長期にわたる意思決定支援、身上保護、見守りが重要であり、施設や病院からの地域移行、就労や社会参加等の活動への配慮、障害の医学モデル^{*4}から社会モデル^{*5}への転換、合理的配慮の必要性といったことを重視し、障害者にとっての社会的障壁を除去していく環境や支援の在り方を継続的に考えていく必要がある。後見人は、障害者の人生の伴走者として、利用者の障害特性を理解し、継続的に支援を行っていくよう努めるべきである。
- こうしたことを踏まえ、家庭裁判所が後見等を開始する場合に

※4 障害者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、専ら心身の機能の障害に起因するとする考え方。

※5 障害者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、心身の機能の障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるとする考え方。障害者の権利に関する条約、障害者基本法等が採用している。

は、本人の生活状況等を踏まえ、本人の利益保護のために最も適切な後見人を選任することができるようにするための方策を検討する。

- また、成年後見制度の利用及び類型の決定手続において、本人の精神の状態を判断する医師が、本人の生活状況や必要な支援の状況等を含め、十分な判断資料に基づき判断することができるよう、本人の状況等を医師に的確に伝えることができるようするための方策について検討するとともに、その判断について記載する診断書等の在り方についても検討する。

(b) 保佐・補助及び任意後見の利用促進

- 成年後見制度の利用者の能力に応じたきめ細かな対応を可能とする観点から、成年後見制度のうち利用が少ない保佐及び補助の類型の利用促進を図るとともに、利用者の自発的意思を尊重する観点から、任意後見制度が適切かつ安心して利用されるための取組を進める。
- 認知症の症状が進行する高齢者等について、その時々の判断能力の状況に応じ、補助・保佐・後見の各類型間の移行を適切に行う。このため、その時々の心身の状況等に応じた見守り等、適切な権利擁護支援を強化する。
- また、任意後見や保佐・補助類型についての周知活動を強化するとともに、早期の段階からの制度利用を促進するため、利用者の個別のニーズを踏まえた周知活動・相談対応等も強化する。

イ) 全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図る。

(a) 権利擁護支援の地域連携ネットワーク及び中核機関の整備

- 全国どの地域に住んでいても、成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるような地域体制の構築を目指す。
- 各地域における相談窓口を整備するとともに、成年後見制度の利用が必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組みを整備する。
- また、本人の自己決定権を尊重し、身上保護を重視した成年後見制度の運用を行うため、本人の状況に応じて、本人に身近な親族、福祉・医療・地域の関係者と後見人がチームとなって日常的

に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し必要な対応を行う体制を構築するとともに、福祉・法律の専門職が専門的助言・相談対応等の支援に参画する仕組みを整備する。こうしたチーム対応は、連携して本人を支援する既存の枠組みも活用しながら行う。

- このため、各地域において、専門職団体や関係機関が連携体制を強化するための協議会等を設立し、各専門職団体や各関係機関が自発的に協力する体制づくりを進める。
- さらに、専門職による専門的助言等の支援の確保や、協議会等の事務局など、地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関（以下「中核機関」という。）の設置に向けて取り組む。
- こうした取組は、市町村等が設置している「成年後見支援センター」や「権利擁護センター」などの既存の取組も活用しつつ、地域の実情に応じて進めていく。

(b) 担い手の育成

- 今後の成年後見制度の利用促進の取組も踏まえた需要に対応していくため、地域住民の中から後見人候補者を育成しその支援を図るとともに、法人後見の担い手を育成することなどにより、成年後見等の担い手を十分に確保する。

ウ) 不正防止を徹底するとともに、利用しやすさとの調和を図り、安心して成年後見制度を利用できる環境を整備する。

(a) 不正事案の発生を未然に抑止する仕組みの充実

- 不正事案の発生やそれに伴う損害の発生をできる限り少なくするためには、不正事案の発生を未然に抑止する仕組みの整備が重要である。このため、成年後見制度の利用者の利便性にも配慮しつつ、後見制度支援信託に並立・代替する預貯金の管理・運用方策の検討の促進等について検討を行う。
- 各後見人の後見業務が適正に行われているかの日常的な確認、監督の仕組みの充実については、専門職団体による自主的、積極的な取組に期待するとともに、法務省等は、最高裁判所と連携し、必要な検討を行う。

(b) 地域連携ネットワークの整備による不正防止効果

- 権利擁護支援の地域連携ネットワークにおけるチームでの対応

等が、成年後見制度における不正を防ぐことにもつながることを踏まえ、各地域においては、地域連携ネットワークにおける支援を行う中で、不正の未然防止や早期発見への対応にも留意する。

エ) 成年被後見人等の権利制限に係る措置を見直す。

- 現在、成年被後見人・被保佐人・被補助人（以下「成年被後見人等」という。）の権利に係る制限が設けられている制度（いわゆる欠格条項）が数多く存在していることが、成年後見制度の利用を躊躇させる要因の一つになっているとの指摘がある。
- 促進法第11条第2号において、成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度について検討を加え、必要な見直しを行うこととされていることを踏まえ、これらの見直しを速やかに進める。

②今後取り組むべきその他の重要施策

ア) 成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な人への支援等

- 認知症高齢者、知的障害者その他医療・介護等を受けるに当たり意思を決定することが困難な人が円滑に必要な医療・介護等を受けられるようにする支援の在り方については、厚生労働省において検討が進められているが、近年、医療や救急等の現場において、本人に代わって判断をする親族等がいない場合に、必要な対応がなされないケースも生じているとの指摘がある。
- 成年被後見人等であって医療・介護等を受けるに当たり意思を決定することが困難な人が、円滑に必要な医療・介護等を受けられるようにするための支援の在り方と、その中における成年後見人等の事務の範囲について、具体的な検討を進め、必要な措置が講じられる必要がある。

イ) 死後事務の範囲等

平成28年10月、新たに成年被後見人宛ての郵便物の成年後見人への転送等や、成年後見人による成年被後見人の遺体の火葬・埋葬

に関する契約の締結等を規定した成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律（平成28年法律第27号）が施行された。同法律の施行状況を踏まえ、成年後見の事務が適切に処理されるよう、必要な検討を行う。

③施策の進捗状況の把握・評価等

基本計画に盛り込まれた施策については、隨時、国においてその進捗状況を把握・評価し、目標達成のために必要な対応について検討する。特に、基本計画の中間年度である平成31年度においては、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行う。

平成34年度以降の取組については、各施策の進捗状況を踏まえ、別途検討する。

3 成年後見制度の利用の促進に向けて総合的かつ計画的に講すべき施策

（1）利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善

－制度開始時・開始後における身上保護の充実－

①高齢者と障害者の特性に応じた意思決定支援の在り方

○ 後見人は、本人の自己決定権の尊重を図りつつ、身上に配慮した後見事務を行うことが求められており、後見人が本人に代理して法律行為をする場合にも、本人の意思決定支援の観点から、できる限り本人の意思を尊重し、法律行為の内容にそれを反映させることが求められる。

後見人が本人の特性に応じた適切な配慮を行うことができるよう、今後とも意思決定の支援の在り方についての指針の策定に向けた検討等が進められるべきである。

○ 平成25年4月に施行された地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第51号）の附則において、施行後3年を目途とする見直し事項に「障害者の意思決定支援の在り方」が盛り込まれたことを受け、厚生労働省の平成26年度の障害者総合福祉推進事業において、「意思決定支援ガイドライン（案）」が示されている。

今後とも、こうした検討を更に進めるとともに、検討の成果が後見

人の関係者に共有され、各生活場面での活用が促進されるべきである。

②後見人の選任における配慮

- 後見人は、本人の自己決定権を尊重するとともに、身上に配慮して後見事務を行うべき義務を負っているところ、後見人がこのような事務を円滑かつ適切に遂行するためには、本人はもとより、親族、福祉・医療・地域の関係者等の支援者とも円滑な関係を築き、本人の意思決定を支援していく体制の構築が重要である。
- このため、家庭裁判所において適切な後見人を選任できるよう、地域連携ネットワークや中核機関が、本人を取り巻く支援の状況等を家庭裁判所に的確に伝えることができるようにするための検討を進める。
- 特に、制度利用が長期にわたることが見込まれる障害者については、本人と後見人との間の信頼関係の構築が極めて重要であり、家庭裁判所が本人の障害の特性を十分に踏まえた後見人を選任できるよう、適切な情報提供がなされることが望ましい。

③利用開始後における柔軟な対応

- 後見等が開始されると、本人の判断能力が回復しない限り、後見等が継続することになるが、相当期間が経過した後も、本人や本人を支える家族等と後見人との間に信頼関係が形成されていない場合においても、後見人に不正な行為、著しい不行跡その他後見等の任務に適しない事由がない限り、家庭裁判所が後見人を解任することはできないこととなっている。
- こうしたケースのうち、本人の権利擁護を十分に図ることができない場合については、今後、後見人の交代を柔軟に行うことを可能にする環境を整備するなどの方策を講ずる必要がある。
- 地域連携ネットワーク及び中核機関には、後見等の開始後、チームや関係機関と連携して後見人の事務の在り方についても必要な情報を把握し、本人やその支援者と後見人とが円滑な人間関係を構築できるよう支援する機能が期待される。

また、その関係の改善ができないことにより現在の後見人では本人の適切な権利擁護を図ることができない場合等については、本人を取り巻く支援の状況等を踏まえ、適格な後任者を推薦するなど、柔

軟な運用を可能とする方策を検討する。

④成年後見制度の利用開始の有無を判断する際に提出される診断書等の在り方

- 現行法は、家庭裁判所は、成年後見制度を利用しようとする人の精神の状況につき鑑定をしなければならないと定める一方で、明らかにその必要がないと認めるときは、この限りではない（家事事件手続法（平成23年法律第52号）第119条）としており、鑑定書に代えて、より簡易な診断書の提出も許されるものとされている。
- 診断書の提出を認める運用は、家庭裁判所における迅速な審判に資するものである反面、成年被後見人とされることにより行為能力が制限されるなど、その効果が大きいこと等に鑑みれば、後見・保佐・補助の判別が適切になれるよう、医師が診断書等を作成するに当たっては、本人の身体及び精神の状態を的確に示すような本人の生活状況等に関する情報が適切に提供されることにより、十分な判断資料に基づく適切な医学的判断が行われるようにすることが望ましい。特に、障害者については、本人の障害の特性をより的確に踏まえた判断がなされることが望ましい。
- そこで、迅速な審判を図りつつ、より実態に即した適切な判断を可能とするため、医師が診断書等を作成するに当たっては、福祉関係者等が有している本人の置かれた家庭的・社会的状況等に関する情報も考慮できるよう、診断書等の在り方についても検討するとともに、本人の状況等を医師に的確に伝えることができるようにするための検討を進める。
- また、後述の地域連携ネットワークにおけるチームに医師も参加し、診断書等を作成した後の情報提供を受けることによって、継続的な本人支援に関わることができるよう配慮すべきである。

（2）権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

①地域連携ネットワークの三つの役割

上記2（2）①イ）の目標を達成するため、各地域において、以下の三つの役割を念頭に、従来の保健・医療・福祉の連携（医療・福祉につながる仕組み）だけでなく、新たに、司法も含めた連携の仕組み（権利

擁護支援の地域連携ネットワーク）を構築する必要がある。

ア) 権利擁護支援の必要な人の発見・支援

地域において、権利擁護に関する支援の必要な人（財産管理や必要なサービスの利用手続を自ら行うことが困難な状態であるにもかかわらず必要な支援を受けられていない人、虐待を受けている人など）の発見に努め、速やかに必要な支援に結び付ける。

イ) 早期の段階からの相談・対応体制の整備

早期の段階から、任意後見や保佐・補助類型といった選択肢を含め、成年後見制度の利用について住民が身近な地域で相談できるよう、窓口等の体制を整備する。

ウ) 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

成年後見制度を、本人らしい生活を守るための制度として利用できるよう、本人の意思、心身の状態及び生活の状況等を踏まえた運用を可能とする地域の支援体制を構築する。

②地域連携ネットワークの基本的仕組み

地域連携ネットワークは、以下の二つの基本的仕組みを有するものとして構築が進められるべきである。

ア) 本人を後見人とともに支える「チーム」による対応

- 地域全体の見守り体制の中で、権利擁護支援が必要な人を地域において発見し、必要な支援へ結び付ける機能を強化する。
- 権利擁護支援が必要な人について、本人の状況に応じ、後見等開始前においては本人に身近な親族や福祉・医療・地域の関係者が、後見等開始後はこれに後見人が加わる形で「チーム」としてかかわる体制づくりを進め、法的な権限を持つ後見人と地域の関係者等が協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況をできる限り継続的に把握し対応する仕組みとする。

イ) 地域における「協議会」等の体制づくり

- 後見等開始の前後を問わず、成年後見制度に関する専門相談への対応や、後見等の運用方針等についての家庭裁判所との情報交換・調整等に適切に対応するため、個々のケースに対する「チーム」での対応に加え、地域において、法律・福祉の専門職団体や関係機関がこれらのチームを支援する体制を構築する。
- このため、各地域において各種専門職団体・関係機関の協力・連携強化を協議する協議会等を設置し、個別の協力活動の実施、ケース会議の開催や、多職種間での更なる連携強化策等の地域課題の検討・調整・解決などを行う。

③地域連携ネットワークの中核となる機関の必要性

- 各地域において、上記のような地域連携ネットワークを整備し、協議会等を適切に運営していくためには、その中核となる機関が必要になると考えられる。
- 中核機関には、様々なケースに対応できる法律・福祉等の専門知識や、地域の専門職等から円滑に協力を得るノウハウ等が蓄積され、地域における連携・対応強化の推進役としての役割が期待される。

④地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき具体的機能等

各地域における連携ネットワーク及び中核機関については、以下に掲げるア) 広報機能、イ) 相談機能、ウ) 成年後見制度利用促進機能、エ) 後見人支援機能の4つの機能について、段階的・計画的に整備されることが求められるとともに、オ) 不正防止効果にも配慮すべきである。

なお、中核機関自ら担うべき業務の範囲については、地域連携ネットワークの関係団体と分担するなど、各地域の実情に応じて調整されるものである。

また、市町村・都道府県において、成年後見制度に関する普及・啓発の活動、人材育成や「成年後見支援センター」等の運営等の取組が既に進められている地域もあるが、地域連携ネットワークや中核機関の機能については、こうした既存の取組の活用等を含め、地域の状況に応じて柔軟に実施することが可能であり、既存の地域包括ケアや地域福祉のネットワーク、実績のある専門職団体等の既存資源も十分活用しながら整

備を進めていく必要がある。

ア) 広報機能

- 地域連携ネットワークに参加する司法、行政、福祉・医療・地域などの関係者は、成年後見制度が本人の生活を守り権利を擁護する重要な手段であることの認識を共有し、利用する本人への啓発活動とともに、そうした声を挙げることができない人を発見し支援につなげることの重要性や、制度の活用が有効なケースなどを具体的に周知啓発していくよう努める。
- 中核機関は、地域における効果的な広報活動推進のため、広報を行う各団体・機関（弁護士会・司法書士会・社会福祉士会、市役所・町村役場の各窓口、福祉事業者、医療機関、金融機関、民生委員、自治会等）と連携しながら、パンフレット作成・配布、研修会・セミナー企画等の広報活動が、地域において活発に行われるよう配慮する。
- その際には、任意後見、保佐・補助類型も含めた成年後見制度の早期利用も念頭においていた活動となるよう留意する。

イ) 相談機能

- 中核機関は、成年後見制度の利用に関する相談に対応する体制を構築する。その際には、地域の専門職団体や法テラス等の協力を得ることも想定される。
 - 以下のような関係者からの相談対応、後見等ニーズの精査、見守り体制の調整を行う。
 - ・ 市町村長申立てを含め権利擁護に関する支援が必要なケースについて、後見等ニーズに気付いた人、地域包括支援センター、障害者相談支援事業者等の関係者からの相談に応じ、情報を集約するとともに、必要に応じて弁護士会・司法書士会・社会福祉士会等の支援を得て、後見等ニーズの精査と、必要な見守り体制（必要な権利擁護に関する支援が図られる体制）に係る調整を行う。
 - ・ その際、本人の生活を守り、権利を擁護する観点から、地域包括支援センターや障害者相談支援事業者等とも連携し、後見類型だけではなく、保佐・補助類型の利用の可能性も考慮する。
- ※ 弁護士会・司法書士会・社会福祉士会等との連携確保は、市町村区域を超えた広域対応が必要となる場合もあり、市町村と都

道府県が連携し支援する必要がある。

※ 各地域の特性に応じ、民生委員協議会や自治会、税理士会、行政書士会等多様な主体との連携も図られるべきである。

ウ) 成年後見制度利用促進機能

(a) 受任者調整（マッチング）等の支援

○ 親族後見人候補者の支援

- ・ 後見人になるにふさわしい親族がいる場合、本人の状況に応じ、当該親族等へのアドバイス、専門職へのつなぎ、当該親族等が後見人になった後も継続的に支援できる体制の調整等を行う。

○ 市民後見人候補者等の支援

- ・ 市民後見人が後見を行うのがふさわしいケースについては、市民後見人候補者へのアドバイス、後見人になった後の継続的な支援体制の調整等を行う。

○ 受任者調整（マッチング）等

- ・ 専門職団体（弁護士会・司法書士会・社会福祉士会等）は、あらかじめ、後見人候補者名簿を整備し、各会において円滑に人選を行えるようにしておくことが望ましい。
- ・ 中核機関は、市民後見人候補者名簿に加え、法人後見を行える法人の候補者名簿等を整備することが望ましい。
- ・ 家庭裁判所が後見人を選任するに際し、中核機関が後見人候補者を推薦するに当たっては、本人の状況等に応じ、適切な後見人候補者の選定のみならず、必要なチーム体制やその支援体制を検討する。

○ 家庭裁判所との連携

- ・ 中核機関は、後見人候補者の的確な推薦や後見人への支援を行うことができるよう、日頃から各地域の家庭裁判所との連携体制を整えることが必要である。

(b) 担い手の育成・活動の促進

○ 市民後見人の研修・育成・活用

- ・ 市民後見人の育成については、これまででも都道府県や市町村において行ってきているが、各地域で市民後見人の積極的な活用が可能となるよう、市町村・都道府県と地域連携ネットワークが連携しながら取り組むことにより、より育成・活用が進むことが考えられる。

- ・ さらに、市民後見人がより活用されるための取組として、市民後見人研修の修了者について、法人後見を担う機関における法人後見業務や社会福祉協議会における見守り業務など、後見人となるための実務経験を重ねる取組も考えられる。
- 法人後見の担い手の育成・活動支援
 - ・ 後見人の受任者調整を円滑に行うためには、専門職との連携、市民後見人育成に加え、法人後見の担い手の確保が必要となる。
 - ・ 担い手の候補としては、社会福祉協議会や、市民後見人研修修了者・親の会等を母体とするNPO法人等が考えられ、市町村においては、引き続きそうした主体の活動支援（育成）を積極的に行うものとする。
 - ・ 若年期からの制度利用が想定され、その特性も多様である障害者の場合、継続性や専門性の観点から、法人後見の活用が有用である場合もあり、後見監督等による利益相反等への対応を含めた透明性の確保を前提に、その活用を図っていくことが考えられる。

(c) 日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行

- 日常生活自立支援事業は、判断能力が十分でない人が福祉サービスの利用手続や金銭管理において支援を受けるサービスであり、利用開始に当たり医学的判断が求められないこと、生活支援員等による見守り機能を生かし、本人に寄り添った支援が可能であることなどの特徴を有している。
- 今後、地域連携ネットワークが構築される中で、日常生活自立支援事業等の関連制度と成年後見制度との連携が強化されるべきであり、特に、日常生活自立支援事業の対象者のうち保佐・補助類型の利用や後見類型への転換が望ましいケースについては、成年後見制度へのスムーズな移行等が進められるべきである。
- 生活保護受給者を含む低所得者等で、成年後見制度の利用が必要である高齢者・障害者についても、成年後見制度利用支援事業の更なる活用も図りつつ、後見等開始の審判の請求が適切に行われるべきである。

エ) 後見人支援機能

- 中核機関は、親族後見人や市民後見人等の日常的な相談に応じるとともに、必要なケースについて、
 - ・ 法的な権限を持つ後見人と、本人に身近な親族、福祉・医療・地

域等の関係者がチームとなって日常的に本人を見守り、本人の状況を継続的に把握し適切に対応する体制を作ること。

- ・ 専門的知見が必要であると判断された場合において法律・福祉の専門職が本人を支援することができるよう、専門職団体の協力を得られる仕組みを作ること（ケース会議開催等）。

など、意思決定支援・身上保護を重視した後見活動が円滑に行われるよう、支援する。

※ 上記チームに加わる関係者として、例えば、ケアマネジャー、相談支援専門員、生活保護ケースワーカー、保健師、精神保健福祉士、入所先社会福祉施設、入院先医療機関、認知症初期集中支援チーム、認知症疾患医療センター、介護サービス事業所、障害福祉サービス事業所、訪問看護ステーション、民生委員、市町村窓口などが考えられるが、必要に応じて、これに専門職も加わることも考えられる。

- 中核機関は、必要に応じて家庭裁判所と情報を共有し、後見人による事務が本人の意思を尊重し、その身上に配慮して行われるよう、後見人を支援する。

特に、本人の福祉・生活の質の向上の観点から、本人と後見人の関係がうまくいかなくなっている場合や他の支援体制への切替えが望ましいと考えられる場合等において、本人の権利擁護を図るために、新たな後見人候補者を推薦するなどの方法による後見人の交代等に迅速・柔軟に対応できるよう、家庭裁判所との連絡調整を行う。

- 地域連携ネットワークでのチームによる見守りにおいては、移行型任意後見契約が締結されているケースのうち、本人の判断能力が十分でなくなり、さらにはそれを欠く等の状況に至っても任意後見監督人選任の申立てがなされず、本人の権利擁護が適切に行われない状態が継続しているようなケースがないか等にも留意し、チームにおける支援の中でこうしたケースを発見した場合には、速やかに本人の権利擁護につなげることとする。

オ) 不正防止効果

- 成年後見制度における不正事案は、親族後見人等の理解不足・知識不足から生じるケースが多くなっているところ、地域連携ネットワークやチームでの見守り体制の整備により、親族後見人等が孤立することなく、日常的に相談等を受けられる体制が整備されていく

ば、不正の発生を未然に防ぐ効果が期待される。

- このようなチームの整備等により、本人や親族後見人等を見守る体制が構築されれば、仮に親族後見人等が本人に対する経済的虐待や横領等の不正行為に及んだとしても、その兆候を早期に把握することが可能となり、その時点において、家庭裁判所等と連携して適切な対応をとることにより、被害を最小限に食い止めることも期待される。
- 上記のような体制が整備されることにより、これまでには、後見人において、財産の保全を最優先に硬直的な運用が行われていたケースについても、本人の生活の状況等に応じ、必要な範囲で本人の財産を積極的に活用しやすくなるなど、より適切・柔軟な運用が広がるものと期待される。
- 家庭裁判所への報告や家庭裁判所による監督を補完する形で、後見人による不正の機会を生じさせない仕組みや監督などを行う機能を家庭裁判所の外でもどのように充実させていくかについては、法務省等において、最高裁判所や専門職団体、金融機関等とも連携し、地域連携ネットワーク及び中核機関の整備による不正防止効果も視野に入れつつ、実効的な方策を検討する。

⑤中核機関の設置・運営形態

ア) 設置の区域

- 中核機関の設置の区域は、住民に身近な地域である市町村の単位を基本とすることが考えられる。
- ただし、地域の実情に応じ、都道府県の支援も受け、複数の市町村にまたがる区域で設置するなどの柔軟な実施体制が検討されるべきである。

イ) 設置の主体

- 設置の主体については、中核機関が行う権利擁護に関する支援の業務が、市町村の福祉部局が有する個人情報を基に行われることや、行政や地域の幅広い関係者を巻き込んでの連携を調整する必要性などから、市町村が設置することが望ましい。
- その際には、下記ウ)に記述するように、例えば、地域連携ネットワークの中核の役割を担うことが適当と考えられる機関に委託

すること（複数の市町村にまたがる区域で中核機関が設置される場合には、当該複数市町村による共同委託）や、既に「成年後見支援センター」等を設置している地域においてはそうした枠組みを活用すること等を含め、地域の実情に応じた形で柔軟に設置できるよう検討されるべきである。

- さらに、地域において重層的な支援体制を構築していく観点から、上記の市町村単位の機関に対し更に広域的・専門的支援等を行う、都道府県単位や家庭裁判所（本庁・支部・出張所）単位での専門支援機関の設置についても、積極的に検討されるべきである。
- 地域連携ネットワークや中核機関の業務については、専門的・広域的な対応が必要な内容も多く含まれていることから、都道府県は、各都道府県の実情に応じ、促進法第5条の規定にのっとり、自主的かつ主体的に、広域的に対応することが必要な地域における地域連携ネットワーク・中核機関の整備の支援及び人材養成や専門職団体との連携確保等広域的な対応が必要となる業務等につき、市町村と協議を行い、必要な支援を行うものとする。

ウ) 運営の主体

- 地域の実情に応じた適切な運営が可能となるよう、市町村による直営又は市町村からの委託などにより行う。
- 市町村が委託する場合等の中核機関の運営主体については、業務の中立性・公正性の確保に留意しつつ、専門的業務に継続的に対応する能力を有する法人（例：社会福祉協議会、NPO法人、公益法人等）を市町村が適切に選定するものとする。
- また、市町村の判断により、地域における取組実績等を踏まえ、一つの機関ではなく、複数の機関に役割を分担して委託等を行うことも考えられる。

エ) 設置・運営に向けた関係機関の協力

- 協議会等の構成メンバーとなる関係者のうち、特に、専門職団体（弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等）は、市町村と協力し、協議会等の設立準備会に参画するとともに、地域連携ネットワークの活動の中心的な担い手として、中核機関の設立及びその円滑な業務運営等に積極的に協力することが期待される。

⑥優先して整備すべき機能等

- 全国どの地域に住んでいても成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるようにするという観点から、まずは、上記④ア) 広報機能やイ) 相談機能の充実により、成年後見制度の利用の必要性の高い人を地域で発見し、適切にその利用につなげる機能の整備が優先されるべきである。
- また、促進法成立時の参議院内閣委員会附帯決議において、障害者の権利に関する条約第12条の趣旨に鑑み、成年被後見人等の自己決定権が最大限尊重されるような社会環境の整備を行う旨の決議がなされたことを踏まえ、保佐・補助の活用を含め、早期の段階から、本人に身近な地域において成年後見制度の利用の相談ができるよう、市町村においては、特に、各地域の相談機能（④イ）の機能）の整備に優先して取り組むよう努めるべきである。
- ④ウ) 成年後見制度利用促進機能とエ) 後見人支援機能についても、今後の認知症高齢者の増加にも対応し、市町村長申立ての適切な実施や、「親亡き後」の障害者の長期にわたる後見等を意思決定支援・身上保護を重視した運用に変えていく支援体制を早期に整備していく観点等からは、早期の整備が期待されるところであるが、まずは、各種専門職の参加を得るために必要な協議会等について、必要に応じ都道府県の支援を得つつ、早期に設置し、各地域における関係者の具体的な役割分担と連携体制の整備に努めるべきである。
- 地域連携ネットワークにおけるチーム及び専門職団体による支援体制などの整備に当たっては、各地域における地域ケア会議、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく協議会、あるいは地域福祉計画に基づき地域活動を行う各種機関・協議会等、地域福祉や地域包括ケア等の既存の資源・仕組みを活用しつつ、これらと有機的な連携を図りつつ進める。
- なお、成年後見制度を利用している高齢者・障害者やその後見人の相談対応等の支援も、意思決定支援や身上保護を重視した運用の充実を図る観点から重要であり、既存の資源や仕組み、特に専門職団体を活用するなどにより対応し、見守り体制の強化など支援の必要なケースへの対応等に努めるべきである。

（3）不正防止の徹底と利用しやすさとの調和　－安心して利用できる環境整備－

- 成年後見制度が利用者にとって、安心かつ安全な制度となるためには、監督機能の更なる充実・強化が必要であるところ、家庭裁判所のみならず関係機関においては、不正事案の発生を未然に抑止するための仕組みについて、今後の積極的な取組が期待される。
- 特に、地域における金融機関の役割については、本人が成年後見制度を利用するに当たって、自己名義の預貯金口座を維持することを希望した場合には、後見人において、これを適切に管理・行使することができるような、後見制度支援信託に並立・代替する新たな方策を金融関係団体や各金融機関において積極的に検討することが期待される。

①金融機関による新たな取組

- 金融機関は、本人名義の預貯金口座について、後見人による不正な引出しを防止するため、元本領収についての後見監督人等の関与を可能とする仕組みを導入するなど、不正事案の発生を未然に抑止するための適切な管理・払戻方法について、最高裁判所や法務省等とも連携しつつ、積極的な検討を進めることが期待される。
- こうした取組により、後見人の財産管理の事務の負担が軽減されることになれば、後見人が身上保護に関する事務により取り組むことが可能となる。

②親族後見人の成年後見制度への理解促進による不正行為の防止

- 本人の意思を尊重しつつ、後見人による不正防止等を含めた本人の権利擁護をより確実なものとするため、支援機能を担う法律専門職団体は、支援機能の一環として、後見人に対し、積極的に指導・助言を行うものとする。
- 上記の法律専門職団体は、後見人の後見等の事務について、不適切な点を発見した場合には、家庭裁判所と連携し適切に対応する。

③家庭裁判所と専門職団体との連携

- 法務省等は、最高裁判所と連携し、地域の金融機関における自主的取組等や専門職団体等における対応強化策の検討の状況を踏まえ、より効率的な不正防止の方策を検討する。

④移行型任意後見契約における不正防止

- 移行型任意後見契約については、上記2（2）④工）において述べた地域連携ネットワークのチームによる見守りにおける不適切なケースの発見・支援とともに、不正防止に向けた実務的な対応策について幅広い検討が行われるべきである。

（4）制度の利用促進に向けて取り組むべきその他の事項

①任意後見等の利用促進

- 行政、専門職団体、関係機関、各地域の相談窓口等において、任意後見契約のメリット等を広く周知するほか、各地域において、任意後見等を含め、本人の権利擁護の観点から相談などの対応が必要な場合の取組を進める。

②制度の利用に係る費用等に係る助成

- 全国どの地域に住んでいても成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるようにする観点から、地域支援事業及び地域生活支援事業として各市町村で行われている成年後見制度利用支援事業の活用について、以下の視点から、各市町村において検討が行われることが望ましい。
 - ・ 成年後見制度利用支援事業を実施していない市町村においては、その実施を検討すること。
 - ・ 地域支援事業実施要綱において、成年後見制度利用支援事業が市町村長申立てに限らず、本人申立て、親族申立て等を契機とする場合をも対象とできること、及び後見類型のみならず保佐・補助類型についても助成対象とされることが明らかにされていることを踏まえた取扱いを検討すること。
- 専門職団体が独自に行っている公益信託を活用した助成制度の例に鑑み、成年後見制度の利用促進の観点からの寄付を活用した助成制度の創設・拡充などの取組が促進されることが望まれる。

③市町村による成年後見制度利用促進基本計画（市町村計画）の策定

- 促進法第23条第1項において、市町村は、国的基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとされている。
- 市町村計画を定めるに当たっては、以下の点につき、具体的に盛り込むことが望ましい。
 - ・ 上記（2）①の地域連携ネットワークの三つの役割を各地域において効果的に実現させる観点から、具体的な施策等を定めるものであること。
 - ・ 上記（2）②のチームや協議会等といった地域連携ネットワークの基本的仕組みを具体化させるものであること。
 - ・ 上記（2）④、⑤及び⑥を踏まえ、地域連携ネットワーク及び中核機関の設置・運営、並びにそれらの機能の段階的・計画的整備について定めるものであること。
 - ・ 既存の地域福祉・地域包括ケア・司法のネットワークといった地域資源の活用や、地域福祉計画など既存の施策との横断的・有機的連携に配慮した内容とすること。
 - ・ 成年後見制度の利用に関する助成制度の在り方についても盛り込むこと。

（5）国、地方公共団体、関係団体等の役割

①市町村

- 市町村は、上記のとおり、地域連携ネットワークの中核機関の設置等において積極的な役割を果たすとともに、地域の専門職団体等の関係者の協力を得て、地域連携ネットワーク（協議会等）の設立と円滑な運営においても積極的な役割を果たす。
- 市町村は、上記（2）④に掲げた地域連携ネットワーク・中核機関に期待される機能の段階的・計画的整備に向け、市町村計画を定めるよう努める。
- また、市町村は、促進法第23条第2項において、条例で定めるところにより、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する基本的な事項を調査審議させる審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとされている。

市町村は、当該合議制の機関を活用し、市町村計画の検討・策定を進めるほか、当該地域におけるネットワークの取組状況について調査

審議し、例えば、当該地域において成年後見制度の利用が必要な人を発見し制度利用につなげる支援ができているか等、地域における取組状況の点検、評価等を継続的に行うことが望ましい。

- なお、先述のとおり、地域における体制整備は、地域福祉や地域包括ケア等の既存の資源・仕組みを活用しつつ、地域福祉計画など既存の施策と有機的な連携を図りつつ進める。

②都道府県

- 促進法第24条において、都道府県は、市町村が講ずる措置を推進するため、各市町村の区域を超えた広域的な見地から、後見人となる人材の育成、必要な助言その他の援助を行うよう努めるものとされている。
- また、促進法第5条では、地方公共団体は、成年後見制度の利用の促進に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有するとされており、家庭裁判所が都道府県を基本単位とする機関であることや、専門性の高い司法に関する施策や司法関係機関との連携はハードルが高いと感じる市町村も多いこと等を踏まえると、都道府県は、都道府県全体の施策の推進や、国との連携確保等において、主導的役割を果たすことが期待される。
- 具体的には、都道府県においては、都道府県下の各地域の連携ネットワーク・中核機関の整備やその取組状況を継続的に把握するとともに、以下のような支援等を行うことが期待される。
 - ・ 各市町村の検討状況を確認しつつ、広域での協議会等・中核機関の設置・運営につき市町村と調整する。
　　その際、家庭裁判所（本庁・支部・出張所）との連携や、法律専門職団体との連携等を効果的・効率的に行う観点に留意する。
 - ・ 特に後見等の担い手の確保（市民後見人の研修・育成、法人後見の担い手の確保等）や市町村職員を含めた関係者の資質の向上に関する施策等については、都道府県レベルで取り組むべき課題は多いと考えられる。
- 都道府県は、国の事業を活用しつつ、市町村と連携をとって施策の推進に努め、どの地域に住んでいても制度の利用が必要な人に対し、身近なところで適切な後見人が確保できるよう積極的な支援を行うことが期待される。
 - ・ 各市町村単独で地域連携ネットワーク・中核機関を設置・運営する

地域についても、広域的な観点から、家庭裁判所や弁護士会・司法書士会・社会福祉士会等との連携面など、必要な支援を行う。

- さらに、地域において重層的な支援体制を構築していく観点から、上記の市町村単位の機関に対し更に広域的・専門的支援を行う、都道府県単位や家庭裁判所（本庁・支部・出張所）単位での専門支援機関の設置についても、積極的に検討されるべきである。

③国

- 国においては、都道府県・市町村からの相談に積極的に応じ、財源を確保しつつ、国の予算事業の積極的活用などを促すとともに、各地域における効果的・効率的な連携の仕組みの具体的検討に資するため、各地域の取組例を収集し、先進的な取組例の紹介や、連携強化に向けての試行的な取組への支援等に取り組む。
 - また、国は、都道府県等を通じ、国の基本計画を踏まえた全国における取組状況を把握し、地域における取組状況に格差が生じていないか等を継続的に確認し、必要な助言等を行うとともに、取組の進捗状況等を勘案し、必要な支援策について検討していくこととする。
 - 保佐・補助を含めた成年後見制度の利用の促進による事件数の増加に対応できるよう、裁判所の必要な体制整備が望まれる。
- ※ なお、地域において、既存の資源を活用しつつ、横断的で効率的な連携の仕組み構築が可能となるよう、国・都道府県・市町村においては、既存の制度の弾力的な活用等に配慮する。

④関係団体

弁護士会・司法書士会・社会福祉士会等といった法律専門職団体や福祉関係者団体等は、地域における協議会等に積極的に参加し、地域連携ネットワークにおける相談対応、チームの支援等の活動などにおいて積極的な役割が期待される。

ア) 福祉関係者団体

- 今後、成年後見制度において本人の意思決定支援・身上保護を重視した運用を進める上で、社会福祉士会など福祉関係団体は、以下のような役割が一層期待されることとなる。

- ・ ソーシャルワーク^{*6}の理念や技術などに基づく本人の意思決定の支援
 - ・ 福祉に関する相談の一環として行われる成年後見制度の利用相談、制度や適切な関係機関の紹介
 - ・ 社会福祉士等の後見人候補者名簿を整備し、福祉的対応を重視すべき案件等について、適切な後見人及び成年後見監督人等の候補者を推薦
 - ・ 地域の協議会等における、日常的な見守りにおけるチームの支援や、後見の運用方針における専門的な助言等の活動
 - ・ 必要に応じ、地域包括支援センター、障害者相談支援事業者、市役所・町村役場等との情報共有、連絡調整（権利擁護支援が必要な人の発見等）
- 社会福祉法人においては、地域の様々なニーズを把握し、これらのニーズに対応していく中で、地域における公益的な取組の一つとして、低所得の高齢者・障害者に対して自ら成年後見等を実施することも含め、その普及に向けた取組を実施することが期待される。

イ) 法律関係者団体

- 今後も、複雑困難な後見等の事案や、財産管理が重視される事案、本人と後見人との間に利害の対立が生じている事案等においては、法律関係団体の関与が必要不可欠であり、以下のような役割が期待される。
- ・ 法的観点からの後見等ニーズの精査や成年後見制度の利用の必要性、類型該当性等を見極める場面での助言や指導、ケース会議等への参加
 - ・ 弁護士及び司法書士等の後見人候補者名簿を整備し、多額の金銭等財産の授受や遺産分割協議等の高度な法律的対応が必要となる案件等について、適切な後見人及び成年後見監督人等の候補者を推薦
 - ・ 親族後見人、市民後見人等の選任後において、知識不足や理解不足から生じる不正事案発生等を未然に防止するため、支援機能の一環として、後見人に対する指導や助言、必要に応じて成年後見監督人等として関与

※6 専門的な知識を用いて行われる社会福祉援助活動や、社会福祉援助活動で用いられる専門的な技術などの総称。

- ・ 本人と後見人との利害が対立した場合の調整に加え、地域の協議会等における専門的な指導、助言等の活動

(6) 成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な人への支援等の検討

① 経緯等

- 医療や介護等の現場において、成年被後見人等に代わって判断をする親族等がいない場合であっても、円滑に必要な医療・介護等を受けられるようにするための支援の在り方と、その中における成年後見人等の事務の範囲について具体的な検討を進め、必要な措置が講じられる必要がある。
- 厚生労働省の平成27年度「認知症の人の意思決定能力を踏まえた支援のあり方に関する研究事業」においては、認知症の人の意思決定支援に関する倫理的・法的な観点からの論点の整理及び医療・介護等の観点からの注意点が取りまとめられた。
- 平成28年度の同研究事業においては、成年後見人等の医療同意権も含め、成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な人への支援の在り方等の検討が進められ、平成28年12月2日、その検討状況が促進委員会に中間報告された。

② 中間報告の内容

- 同中間報告では、成年後見人等に医療同意権を与えるかどうか（合法性）の観点のみならず、意思決定支援の視点から、適格性（支援に必要な資質と力量）及び適切性（権限行使が適切に行使される条件等）の確保の観点も踏まえ、以下のような考えが示された。
 - ・ 成年後見人等には、本人の意思決定支援者の一員としての役割（情報提供や、意思疎通・判断・意思形成の支援等）があり、本人の意思を推定する場合にも、より詳細に本人の意思を反映できるよう多職種の協議に参加したり、家族間の意見を調整するなどして、貢献できる場合がある。
 - ・ 今後、臨床現場の意思決定支援の質の向上の観点から成年後見人等の役割の拡充を考える場合には、意思決定支援等の認識向上や意思決定支援の質の確保のための手順・運用プロセスの明示といった一般的な施策と併せて、後見人の意思決定支援者としての役割を明示するとと

もに、教育及び運用の質を確保することが重要である。

- ・特に、本人の意思決定が困難な場合においては、成年後見人等が身上監護面で十分な役割を果たし本人の置かれた状況やそれに伴う意思の経過等を熟知する必要があり、まずそうした環境整備が重要である。
- ・そのためには、上記のような事例をまず共有しつつ、今後も、医療・介護等の現場における合意形成等、必要な対応を検討していく必要がある。

③ 今後の方向性

- まずは、医療の処置が講じられる機会に立ち会う成年後見人等が医師など医療関係者から意見を求められた場合等においては、成年後見人等が、他の職種や本人の家族などと相談し、十分な専門的助言に恵まれる環境が整えられることが重要であり、その上で、所見を述べ、又は反対に所見を控えるという態度をとるといったことが社会的に受け入れられるような合意形成が必要と考えられる。
- 今後、政府においては、このような考え方を基本として、
 - ・人生の最終段階における医療に係る意思確認の方法や医療内容の決定手続きを示した「人生の最終段階における医療の決定プロセスに関するガイドライン」等の内容や、
 - ・人生の最終段階における医療や療養について患者・家族と医療従事者があらかじめ話し合う自発的なプロセス（アドバンス・ケア・プランニング）の考え方も参考に、医療や福祉関係者等の合意を得ながら、医療・介護等の現場において関係者が対応を行う際に参考となるような考え方を指針の作成等を通じて社会に提示し、成年後見人等の具体的な役割等が明らかになっていくよう、できる限り速やかに検討を進めるべきである。

（7）成年被後見人等の権利制限に係る措置の見直し

- 成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度（いわゆる欠格条項）については、成年後見制度の利用を躊躇させる要因の一つであると指摘されている。
- また、促進法第11条第2号においては、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度について検討を加え、必要な見直しを行うこととされている。
- 成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由

に不当に差別されないよう、今後、政府においては、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度について検討を加え、速やかに必要な見直しを行う。

（8）死後事務の範囲等

- 促進法第11条第4号においては、成年被後見人等の死亡後における事務が適切に処理されるよう、成年後見人等の事務の範囲について検討を加え、必要な見直しを行うこととされている。
- 成年被後見人等宛ての郵便物の成年後見人への転送や、成年後見人による死後事務(遺体の火葬・埋葬に関する契約の締結等)等については、成年後見の事務の円滑化を図るために民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律が平成28年10月13日から施行されており、政府においては、その施行状況を踏まえつつ、これら成年後見人による事務が適切に行われるよう、必要に応じて検討を行う。

4 その他

促進法附則第3条において、促進法施行の日から2年を超えない範囲内において政令で定める日に内閣府に置かれた成年後見制度利用促進会議及び促進委員会を廃止するとともに、新たに厚生労働省においてその庶務を処理する成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進専門家会議を設けることが規定されている。

円滑な事務の引継ぎを行い、基本計画の推進に支障を来すことがないよう、内閣府及び厚生労働省において緊密に連携を図り、関係省庁の協力を得て所要の準備を進める。

<別紙>

成年後見制度利用促進基本計画の工程表

		29年度	30年度	31年度※	32年度	33年度
I	制度の周知					
II	市町村計画の策定					
III	利用者がメリットを実感できる制度の運用 ・適切な後見人等の選任のための検討 ・診断書の在り方等の検討 ・高齢者と障害者の特性に応じた意思決定支援の在り方についての指針の策定等の検討、成果の共有等	国 の 計 画 の 周 知 、 市 長 村 計 画 の 策 定 動 き か け 、 策 定 状 況 の フ オ ロ ア ッ プ 適 切 な 後 見 人 等 の 選 任 の た め の 検 討 診 断 書 の 在 り 方 等 の 検 討 意 思 决 定 支 援 の 在 り 方 に つ い て の 指 针 の 策 定 等 の 検 討 、 成 果 の 共 有 等		新 た な 運 用 等 の 開 始 、 運 用 状 況 の フ オ ロ ア ッ プ		
IV	地域連携ネットワークづくり ・市町村による中核機関の設置 ・地域連携ネットワークの整備に向けた取組の推進		中 核 機 関 の 設 置 ・ 運 営 、 地 域 連 携 ネ ッ ツ ワ イ ク の 整 備	相 談 体 制 の 強 化 地 域 連 携 ネ ッ ツ ワ イ ク の 更 なる 構 築 各 地 域 の 取 組 例 の 収 集 ・ 詳 介 、 試 行 的 な 取 組 (支 援 等)		
V	不正防止の徹底と利用しやすさの調和 ・金融機関における預貯金等管理に係る自主的な取組のための検討の促進等 ・取組の検討状況等を踏まえたより効率的な不正防止の在り方の検討		金 融 機 関 に お け る 自 主 的 な 取 組 の た め の 検 討 の 促 進 専 門 職 団 体 等 に お よ る 自 主 的 な 取 組 の 促 進	取 組 の 検 討 状 況 地 域 連 携 ネ ッ ツ ワ イ ク に お け る 不 正 防 止 効 果 を 踏 ま え た よ り 効 率 的 な 不 正 防 止 の 在 り 方 の 検 討		
VI	成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な人への支援等の検討			医 療 ・ 介 護 等 の 現 場 に お い て 関 係 者 が 対 応 を 行 う 際 に 参 考 ど な る 考 え 方 の 整 理	参 考 ど な る 考 え 方 の 周 知 活 用 状 況 を 踏 ま え た 改 善	
VII	成年被後見人等の権利制限の措置の見直し			成 年 被 後 見 人 等 の 権 利 制 限 の 指 置 に つ い て 法 制 上 の 措 置 等 目 途 平 成 31 年 5 月 ま で		

施業の進捗状況については、隨時、国において把握・評価し、必要な対応を検討する。
※基本計画の中間年度である平成31年度においては、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行う。

成年後見制度利用促進基本計画のポイント

- ・成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)に基づき策定
- ・計画の対象期間は概ね5年間を念頭(平成29年度～33年度)
- ・工程表を踏まえた各施策の段階的・計画的な推進 <別紙1参照> ※市町村は国の計画を勘案して市町村計画を策定
- ・計画に盛り込まれた施策の進捗状況の把握・評価等

①利用者がメリットを実感できる制度・運用の改

- ・財産管理のみならず、意思決定支援・身上保護も重視
- ・適切な後見人等の選任、後見開始後の柔軟な後見人等の交代等
- ・診断書の在り方の検討

②権利擁護支援の地域連携ネットワーク

<別紙1参照>

- ・権利擁護支援が必要な人の発見と早期からの相談
- ・後見人等を含めた「チーム」(注1)による本人の見守り
- ・「協議会」等(注2)によるチームの支援
- ・地域連携ネットワークの整備・運営の中核となる機関の必要性
 - ・広報機能(権利擁護の必要な人の発見、周知・啓発等)
 - ・相談機能(相談対応、後見ニーズの精査、見守り体制の調整等)
 - ・利用促進(マッチング)機能
 - ・後見人支援機能(チームによる支援、本人の意思を尊重した柔軟な対応等)
 - ・不正防止効果

(3)不正防止の徹底と安心して利用できる環境の創出

- ・後見制度支援信託に並立・代替する新たな方策の検討
(預貯金の払戻しについての後見監督人等の関与を可能とする仕組み)

注1:福祉等の関係者と後見人等がチームとなって本人を見守る体制

注2:福祉・法律の専門職団体が協力して個別のチームを支援する仕組み

1

成年後見制度利用促進基本計画の概要

基本計画について

- (1)成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)に基づき、成年後見制度の利用促進に関する施策の総合的・計画的な推進を図るために策定。
- (2)計画の対象期間は概ね5年間を念頭(平成29年度～33年度)。
- (3)国・地方公共団体・関係団体等は、工程表を踏まえた各施策の段階的・計画的な推進に取り組む。
※市町村は国の計画を勘案して市町村計画を策定。 <別紙1参照>

基本的な考え方及び目標等

- (1)今後の施策の基本的な考え方
 - ①ノーマライゼーション(個人としての尊厳を重んじ、その尊厳にふさわしい生活を保障する)
 - ②自己決定権の尊重(意思決定支援の重視と自発的意思の尊重)
 - ③財産管理のみならず、身上保護も重視。
- (2)今後の施策の目標
 - ①利用者がメリットを実感できる制度・運用へ改善を進める。
 - ②全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図る。
 - ③後見人等による横領等の不正防止を徹底するとともに、利用しやすさとの調和を図り、安心して成年後見制度を利用する環境を整備する。
 - ④成年被後見人等の権利制限に係る措置(欠格条項)を見直す。
- (3)施策の進捗状況の把握・評価等
基本計画に盛り込まれた施策について、国においてその進捗状況を把握・評価し、目標達成のために必要な対応について検討する。

2

総合的かつ計画的に講すべき施策

(1) 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善
—制度開始時・開始後に
おける身上保護の充実—

＜別紙2参照＞

- 高齢者と障害者(本人)の特性に応じた意思決定支援を行うための指針の策定等に向けた検討や、検討の成果を共有・活用する。
- 本人の意思・身上に配慮した後見事務を適切に行うことのできる後見人等を家庭裁判所が選任できるようにするための仕組みを検討する。
- 本人の権利擁護を十分に図る観点から、後見人等の交代を柔軟に行うことを可能とする環境を整備する。
- 後見・保佐・補助の判別が適切になされるよう、医師が本人の置かれた家庭的・社会的情況も考慮しつつ適切な医学的判断を行える、診断書等の在り方を検討する。

(2) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

＜別紙3参照＞

- 以下の3つの役割を果たす地域連携ネットワークの整備を進める。
 - ・権利擁護支援の必要な人の発見・支援
 - ・早期の段階からの相談・対応体制の整備
 - ・意思決定支援・身上保護を重視した後見活動を支援する体制の構築
- 地域連携ネットワークの基本的仕組み
 - ・「チーム」対応(福祉等の関係者と後見人等がチームとなって本人を見守る体制の整備)
 - ・「協議会」等(福祉・法律の専門職団体が協力して個別のチームを支援する仕組みの整備)
 - ➡ 地域連携ネットワークの整備・運営の中核となる機関が必要。
 - 地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき具体的機能等
 - ・広報機能(権利擁護の必要な人の発見、周知・啓発等)
 - ・相談機能(相談対応、後見ニーズの精査、見守り体制の調整等)
 - ・利用促進(マッチング)機能
 - ・後見人支援機能(チームによる支援、本人の意思を尊重した柔軟な対応等)
 - ・不正防止効果
 - 中核機関の設置・運営形態
 - ・設置の区域:市町村の単位を基本とする。(複数の市町村での設置も検討)
 - ・設置の主体:市町村の設置が望ましい。(委託等を含め地域の実情に応じた柔軟な設置)
 - ・運営の主体:市町村による直営又は委託など(業務の中立性・公正性の確保に留意)

3

総合的かつ計画的に講すべき施策

(3) 不正防止の徹底と利用しやすさとの調和
—安心して利用できる環境整備—

＜別紙4参照＞

- 現行の後見制度支援信託に並立・代替する新たな方策(預貯金の適切な管理、払戻方法等)を検討する。
- 今後の専門職団体の対応強化等の検討状況を踏まえ、より効率的な不正防止のための方策を検討する。
- 移行型任意後見契約における不適切事例については、地域連携ネットワークでの発見・支援とともに、実務的な対応を検討する。

(4) 制度の利用促進に向けて取り組むべきその他の事項

- 任意後見契約のメリット等の周知、相談対応を進める。
- 成年後見制度利用に係る費用助成について、各市町村において、国の補助制度の活用や、国が明らかにしている助成対象の取扱いを踏まえた対応を検討する。(例えば保佐・補助や本人申立て等の取扱い)
- 市町村は国の計画を勘案して市町村計画の策定に努める。

(5) 国、地方公共団体、関係団体等の役割

- 市町村の役割: 中核機関の設置、地域連携ネットワークの段階的整備等
- 都道府県の役割: 広域的見地からの市町村の支援等
- 国の役割: 財源を確保しつつ国の予算事業の積極的な活用を促す、先進的な取組例の紹介など

※関係団体(福祉関係者団体・法律関係者団体)の積極的な協力が重要

(6) 成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な者への支援等の検討

- 医療や福祉関係者等の合意を得ながら、医療・介護等の現場において関係者が対応を行う際に参考となるような考え方を、指針の作成等を通じて社会に提示し、成年後見人等の具体的な役割等が明らかになっていくよう、できる限り速やかに検討する。

(7) 成年被後見人等の権利制限に係る措置の見直し

- 成年後見人等の権利に制限が設けられている制度(いわゆる欠格条項)について検討を加え、速やかに必要な見直しを行う。

(8) 死後事務の範囲等

- 平成28年10月に施行された改正法の施行状況を踏まえつつ、事務が適切に行われるよう必要に応じて検討を行う。

4

成年後見制度利用促進基本計画の工程表

<別紙1>

		29年度	30年度	31年度※	32年度	33年度
I	制度の周知			パンフレット、ポスターなどによる制度周知		
II	市町村計画の策定			国との計画の周知、市町村計画の策定働きかけ、策定状況のフォローアップ		
III	利用者がメリットを実感できる制度の運用 ・適切な後見人等の選任のための検討の促進 ・診断書の在り方等の検討 ・高齢者と障害者の特性に応じた意思決定支援の在り方についての指針の策定等の検討、成果の共有等		適切な後見人等の選任のための検討の促進 診断書の在り方等の検討	新たな運用等の開始、運用状況のフォローアップ	意思決定支援の在り方についての指針の策定等の検討、成果の共有等	
IV	地域連携ネットワークづくり ・市町村による中核機関の設置 ・地域連携ネットワークの整備に向けた取組の推進			中核機関の設置・運営、地域連携ネットワークの整備		
V	不正防止の徹底と利用しやすさの調和 ・金融機関における預貯金等管理に係る自主的な取組のための検討の促進等 ・取組の検討状況等を踏まえたより効率的な不正防止の在り方の検討		金融機関における自主的取組のための検討の促進 専門団体等による自主的な取組の促進	取組の検討状況・地域連携ネットワークにおける不正防止効果を踏まえたより効率的な不正防止の在り方の検討		
VI	成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な人への支援等の検討		医療・介護等の現場において関係者が対応を行う際に参考となる考え方の整理	参考となる考え方の周知、活用状況を踏まえた改善		
VII	成年被後見人等の権利制限の措置の見直し		成年被後見人等の権利制限の措置について法制上の措置等 目録：平成31年5月まで			

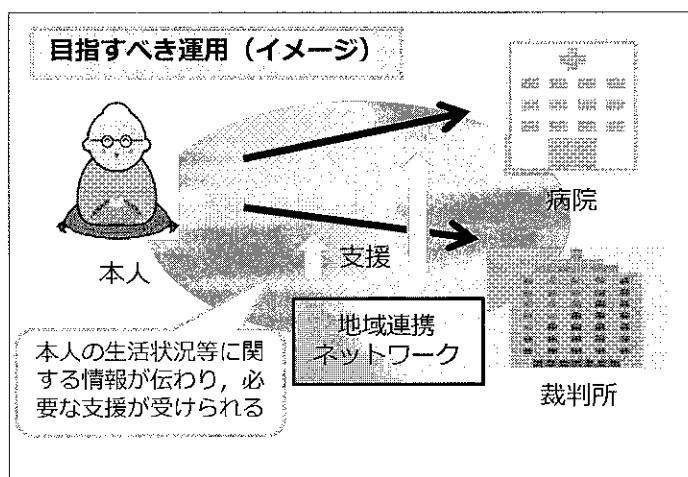
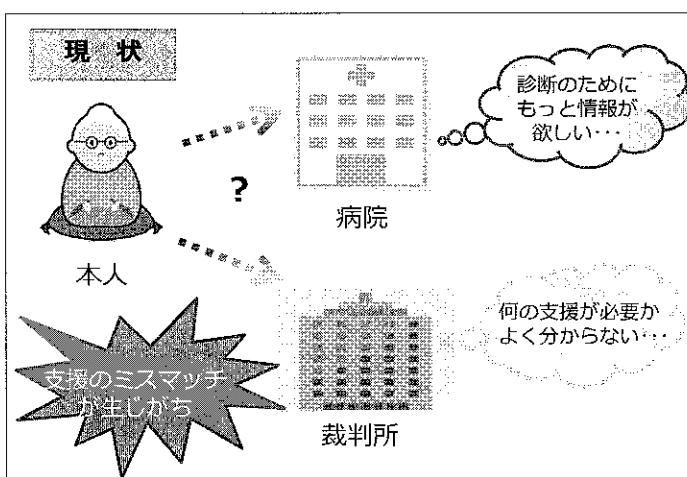
施策の進捗状況については、随時、国において把握・評価し、必要な対応を検討する。
※基本計画の中間年度である平成31年度においては、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行う。

5

利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善 <別紙2>

利用促進委員会での御指摘

- 医師や裁判所には、本人の生活状況をきちんと理解した上で本人の能力について判断してほしい。
- 認知症や知的障害の特性を理解し、本人の意思を十分に汲み取ることのできる支援者が必要である。



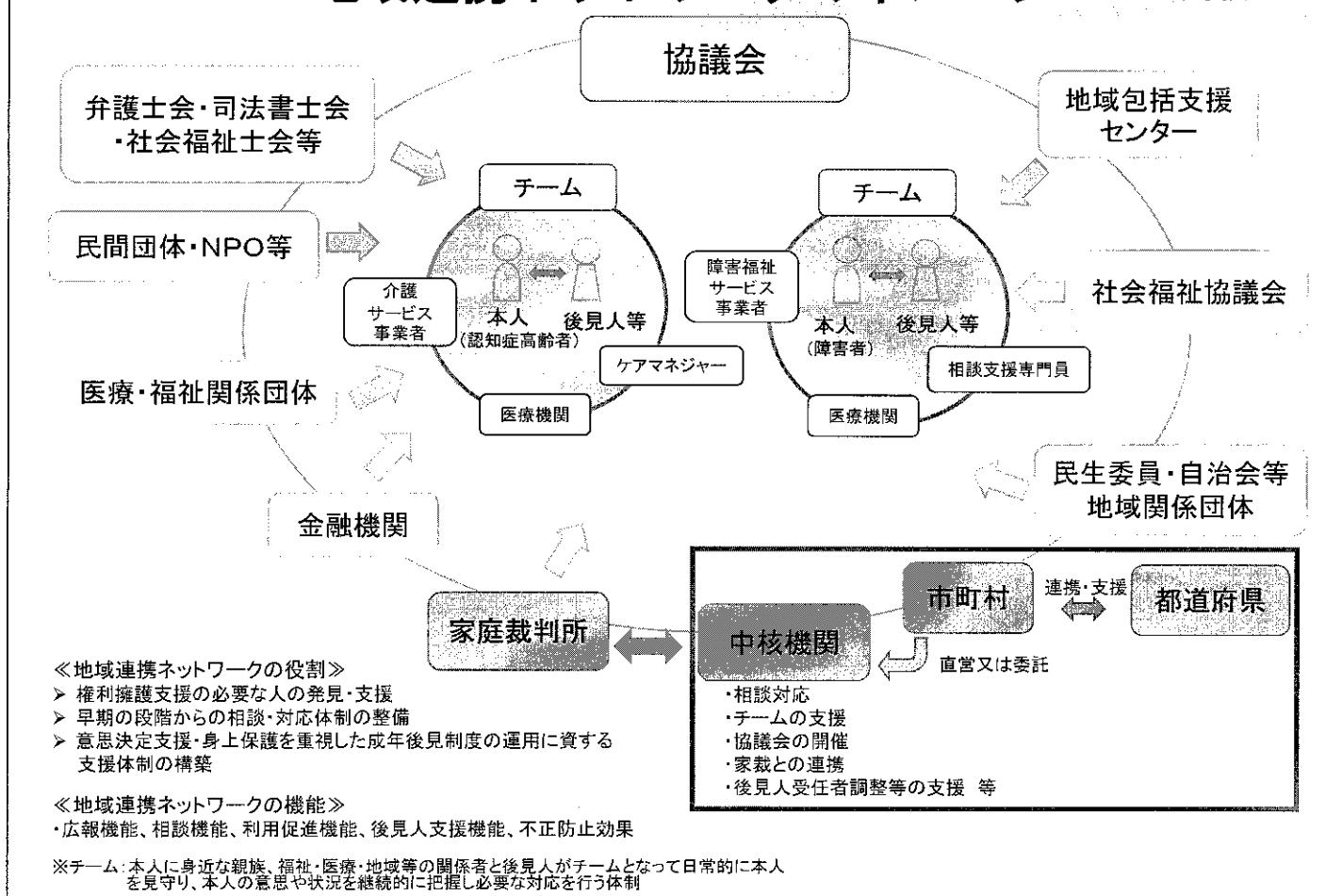
今後の取り組み

- 本人の生活状況等に関する情報が、医師・裁判所に伝わるよう関係機関による支援の在り方の検討
- 本人の生活状況等を踏まえた診断内容について分かりやすく記載できる診断書の在り方の検討

6

地域連携ネットワークのイメージ

<別紙3>



不正防止の徹底と利用しやすさとの調和 <別紙4>

委員会の意見の概要等

- 後見制度支援信託に並立・代替する預貯金等の管理の在り方については、金融機関における自主的な取組に期待。(全国銀行協会、全国地方銀行協会、第二地方銀行協会、全国信用金庫協会、全国信用組合中央協会、ゆうちょ銀行、農林中央金庫に要請。)
- 今後、最高裁判所・法務省等とも連携しつつ、積極的な検討を進めることが期待される。

預貯金等の管理の在り方のイメージ(案)

- 成年被後見人名義の預貯金について
 - 1 口座の分別管理
 - ①小口預金口座（日常的に使用する生活費等の管理）
 - ②大口預金口座（通常使用しない多額の預貯金等の管理）
 - 2 払戻し
 - ①小口預金口座
 - ・後見人のみの判断で払戻しが可能
 - ②大口預金口座
 - ・後見人に加え、後見監督人等の同意（関与）が必要
 - 3 自動送金等
 - 生活費等の継続的な確保のための定期的な自動送金
 - ②大口預金口座 → ①小口預金口座

府成担第5号
平成29年3月24日

各都道府県知事 殿

内閣府大臣官房成年後見制度利用促進担当室長
(公印省略)

成年後見制度利用促進基本計画の策定について

成年後見制度の利用促進につきましては、平素より御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、政府においては、平成29年3月24日、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号、以下「促進法」という。）に基づく成年後見制度利用促進基本計画（以下「基本計画」という。）を閣議決定いたしました（別添）。今後、政府においては、本計画に基づき、関係省庁が連携して総合的かつ計画的に成年後見制度利用促進策に取り組むこととなります。

促進法第23条第1項において、市町村は、基本計画を勘案して、市町村における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとされております。また、促進法第24条において、都道府県は、市町村が講じる第23条の措置を推進するため、各市町村の区域を超えた広域的な見地から、成年後見人等となる人材の育成、必要な助言その他の援助を行うよう努めるものとされています。

基本計画のポイントや都道府県・市町村の役割等につき、以下の通り通知しますので、御参考の上、各地域における施策推進に御尽力いただきますようお願いします。

I. 基本計画のポイント（参考1「成年後見制度利用促進計画について」参照）

基本計画のポイントは以下の3点です。（※それぞれの施策の今後の進め方等については下記IV. を参照のこと）

1. 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善

- ・財産管理のみならず、意思決定支援・身上保護も重視した適切な後見人の選任・交代
 - ・本人の置かれた生活状況等を踏まえた診断内容について記載できる診断書の在り方の検討
2. 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり
- ・①制度の広報②制度利用の相談③制度利用促進（マッチング）④後見人支援等の機能を整備
 - ・本人を見守る「チーム」、地域の専門職団体の協力体制（「協議会」）、コーディネートを行う「中核機関（センター）」の整備
3. 不正防止の徹底と利用しやすさとの調和
- ・後見制度支援信託に並立・代替する新たな方策（※預貯金の払戻しに後見監督人等が関与するイメージ）の検討

※計画対象期間は概ね5年間を念頭（基本計画の最終ページに「工程表」あり）。

II. 都道府県の役割

1. 促進法の規定ぶり

都道府県の役割に係る促進法の規定（第24条）は以下の通りです。

第24条 都道府県は、市町村が講ずる前条の措置を推進するため、各市町村の区域を超えた広域的な見地から、成年後見人等となる人材の育成、必要な助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

2. 基本計画における記載

基本計画（p.22）では、都道府県の役割について以下の通り記載しているところです。

②都道府県

- 促進法第24条において、都道府県は、市町村が講ずる措置を推進するため、各市町村の区域を超えた広域的な見地から、後見人となる人材の育成、必要な助言その他の援助を行うよう努めるものとされている。
- また、促進法第5条では、地方公共団体は、成年後見制度の利用の促進に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有するとされており、家庭裁判所が都道府県を基本単位とする機関であることや、専門性の高い司法に関する施策や司法関係機関との連携はハードルが高いと感じる市町村も多いこと等を踏まえると、都道府県は、都道府県全体の施策の推進や、国との連携確保等において、主導的役割を果たすことが期待される。
- 具体的には、都道府県においては、都道府県下の各地域の連携ネットワーク・中核機関の整備やその取組状況を継続的に把握するとともに、以下のような支援等を行うことが期待される。
 - ・ 各市町村の検討状況を確認しつつ、広域での協議会等・中核機関の設置・運営につき市町村と調整する。
その際、家庭裁判所（本庁・支部・出張所）との連携や、法律専門職団体との連携等を効果的・効率的に行う観点に留意する。
 - ・ 特に後見等の担い手の確保（市民後見人の研修・育成、法人後見の担い手の確保等）や市町村職員を含めた関係者の資質の向上に関する施策等については、都道府県レベルで取り組むべき課題は多いと考えられる。
- 都道府県は、国の事業を活用しつつ、市町村と連携をとって施策の推進に努め、どの地域に住んでいても制度の利用が必要な人に対し、身近なところで適切な後見人が確保できるよう積極的な支援を行うことが期待される。
 - ・ 各市町村単独で地域連携ネットワーク・中核機関を設置・運営する地域についても、広域的な観点から、家庭裁判所や弁護士会・司法書士会・社会福祉士会等との連携面など、必要な支援を行う。
- さらに、地域において重層的な支援体制を構築していく観点から、上記の市町村単位の機関に対し更に広域的・専門的支援を行う、都道府県単位や家庭裁判所（本庁・支部・出張所）単位での専門支援機関の設置についても、積極的に検討されるべきである。

III. 市区町村の役割

1. 促進法の規定ぶり

市町村の役割に係る促進法の規定（第23条）は以下の通りです。

- 第23条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

2. 基本計画における記載

基本計画（p.21）では、市町村の役割について以下の通り記載しているところです。

- 市町村は、上記のとおり、地域連携ネットワークの中核機関の設置等において積極的な役割を果たすとともに、地域の専門職団体等の関係者の協力を得て、地域連携ネットワーク（協議会等）の設立と円滑な運営においても積極的な役割を果たす。
- 市町村は、上記(2)④に掲げた地域連携ネットワーク・中核機関に期待される機能の段階的・計画的整備に向け、市町村計画を定めるよう努める。
- また、市町村は、促進法第23条第2項において、条例で定めるところにより、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する基本的な事項を調査審議させる審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとされている。
市町村は、当該合議制の機関を活用し、市町村計画の検討・策定を進めるほか、当該地域におけるネットワークの取組状況について調査審議し、例えば、当該地域において成年後見制度の利用が必要な人を発見し制度利用につなげる支援ができているか等、地域における取組状況の点検、評価等を継続的に行うことが望ましい。
- なお、先述のとおり、地域における体制整備は、地域福祉や地域包括ケア等の既存の資源・仕組みを活用しつつ、地域福祉計画など既存の施策と有機的な連携を図りつつ進める。

基本計画において詳述されているように、「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」は、各地域において保健・医療・福祉と司法を含めた連携の仕組みを構築することにより、①制度の広報、②制度利用の相談、③制度利用促進（マッチング）、④後見人支援等の機能を整備するものです。具体的には、①本人を見守る「チーム」、②地域の専門職団体の協力体制（「協議会」）、③全体のコーディネーターを行う「中核機関」といった仕組みが必要と考えられます。

中核機関について、基本計画では、市町村単位、又は複数の市町村にまたがる区域での設置を検討し、地域の実情に応じ、市町村による直営又は市町村からの委託などにより、市町村が設置することが望ましい、としております。具体的検討に当たっては、基本計画の以下の記載にも御留意下さい。

⑤中核機関の設置・運営形態

（中略）

- ・・例えれば、地域連携ネットワークの中核の役割を担うことが適當と考えられる機関に委託すること（複数の市町村にまたがる区域で中核機関が設置される場合には、当該複数市町村による共同委託）や、既に「成年後見支援センター」等を設置している地域においてはそうした枠組みを活用すること等を含め、地域の実情に応じた形で柔軟に設置できるよう検討されるべきである。（基本計画 p.16～p.17）

- 地域連携ネットワークにおけるチーム及び専門職団体による支援体制などの整備に当たっては、各地域における地域ケア会議、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に基づく協議会、あるいは地域福祉計画に基づき地域活動を行う各種機関・協議会等、地域福祉や地域包括ケア等の既存の資源・仕組みを活用しつつ、これらと有機的な連携を図りつつ進める。 （基本計画 p. 18）

IV. 今後の進め方等

1. 基本計画上の工程表に記載されたスケジュール

基本計画上の工程表においては、上記 I. で記した 3 つのポイントにつき、以下のようなスケジュールが記されているところです。

- (1) 「利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善」関係（基本計画における工程表Ⅲを参照）

○ 平成 31 年度半ばまでに、国において、以下の取組を進める。

- ・ 適切な後見人等の選任のための検討の促進
- ・ 成年後見制度の利用及び類型の決定手続において、本人の精神の状態を判断する医師が、本人の生活状況や必要な支援の状況等を含め、十分な判断資料に基づき判断することができるよう、本人の状況等を医師に的確に伝えることができるようにするための方策と、当該判断について記載する診断書等の在り方の検討

○ その後、上記の取組を踏まえた新たな運用を開始するとともに、運用状況のフォローアップを行う。

- (2) 「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」関係（同工程表Ⅳを参照）

○ 基本計画では、成年後見制度の利用促進に向け、各地域において「中核機関の設置・運営」「地域連携ネットワークの整備」を進めることとされています。これらについては、平成 29 年度から平成 33 年度までの 5 年間に、各地域において段階的・計画的に進めることを念頭に置いています。

○ 基本計画の工程表では、まずは、平成 29 年度から平成 31 年度当初まで、国において、相談体制・地域連携ネットワークの構築支援（各地域の取組例の収集・紹介、試行的な取組への支援等）を行うことが示されています。具体的には、平成 29 年度予算案に盛り込まれている相談機関やネットワークの構築などの体制整備のための事業（認知症総合戦略推進事業（担当：厚生労働省老健局））等を活用いただくことを想定しています。そうした取組を踏まえ、その後、全国の各地域における相談体制の強化、地域連携ネットワークの更なる構築を進めることとしています。

- (3) 「不正防止の徹底と利用しやすさとの調和」関係（同工程表Ⅴを参照）

○ まず、平成 29 年度から平成 31 年度半ばにおいては、以下の取組を想定しています。

- ・ 金融機関において、不正事案の発生を未然に抑止するための適切な管理・払戻方法について、最高裁判所や法務省等とも連携しつつ、積極的な検討を進めること
- ・ 法律専門職は、後見人の後見等の事務について、不適切な点を発見した場合には、家庭裁判所と連携し適切に対応する等の自主的な取組を進めること

○ これらの取組や、地域連携ネットワークにおける不正防止効果を踏まえ、31 年度半ば以降、法務省等は、最高裁判所と連携し、より効率的な不正防止のための方策を検討していく予定です。

2. 上記を踏まえた市区町村・都道府県における当面の取組

各市区町村におかれましては、平成 29 年度から開始される厚生労働省の上記事業によって収集される各地域の先進的な取組例等も参考にしつつ、各地域の実情を踏まえた計画の策定に取り組んでいただくことが求められます。

まず、当面の取組としては、①市区町村における成年後見制度利用のニーズ把握の方法の検討及び②地域の専門職との連携の在り方（地域にどのような専門職がどのくらい存在するのか、その専門職とどのように連携をとって「協議会」を作っていくか、家庭裁判所との連携はどのように図るのか等）などの検討から始めていただくことが考えられます。

市区町村がこれらの取組を進める上で、都道府県におかれでは、管下の市区町村の取組状況の把握及び専門職との連携（協議会）の在り方等についての広域的な観点からの検討・支援をお願いいたします。例えば、専門職団体の地方支部と協力して、どのような単位で（市区町村単位か、ある程度広域的な単位か）ネットワーク（協議会・中核機関）を設置するか、家庭裁判所とはどのような連携をとるか、及び市民後見人・法人後見などの担い手の確保策をどうするか等の検討を通じて、各都道府県下の成年後見制度利用促進体制構築に向けた取組をお願いいたします。

また、管下の市区町村に対しては、貴職から御周知いただきますよう併せてお願ひ申し上げます。

別添 成年後見制度利用促進基本計画（平成 29 年 3 月 24 日閣議決定）

参考 1 成年後見制度利用促進基本計画について

参考 2 成年後見制度利用促進基本計画のポイント

成年後見制度の利用の促進に関する法律

目次

- 第一章 総則（第一条 第十条）
- 第二章 基本方針（第十二条）
- 第三章 成年後見制度利用促進基本計画（第十三条）
- 第四章 成年後見制度利用促進会議（第十三条・第十四条）
- 第五章 成年後見制度利用促進委員会（第十五条 第二十二条）
- 第六章 地方公共団体の講ずる措置（第二十三条・第二十四条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者を社会全体で支え合うことと、高齢社会における課題であり、かつ、共生社会の実現に資するとして成年後見制度がこれらの者を支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていないことに鑑み、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進委員会を設置するとして等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

一

一

現に資するとして成年後見制度がこれらの者を支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていないことに鑑み、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進委員会を設置するとして等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「成年後見人等」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 成年後見人及び成年後見監督人
- 二 保佐人及び保佐監督人
- 三 機関人及び機関監督人
- 四 任意後見人及び任意後見監督人

2 この法律において「成年被後見人等」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 成年被後見人

二 梶佐人

三 被輔助人

四 任意後見契約に関する法律（平成十一年法律第二百五十九号）第四条第一項の規定により任意後見監督人が選任された後における任意後見契約の委任者

3 この法律において「成年後見等実施機関」とは、自ら成年後見人等となり、又は成年後見人等若しくはその候補者の育成及び支援等に関する活動を行う団体をいう。

4 この法律において「成年後見関連事業者」とは、介護、医療又は金融に係る事業その他の成年後見制度の利用に関する事業を行つ者をいう。

（基本理念）

第三条 成年後見制度の利用の促進は、成年被後見人等が、成年被後見人等でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきこと、成年被後見人等の意思決定の支援が適切に行われるとともに、成年被後見人等の自発的意志が尊重されるべきこと及び成年被後見人等の財産の管理のみならず身の保護が適切に行われるべきこと等の成年後見制度の

二

四

理念を踏まえて行われるものとする。

2 成年後見制度の利用の促進は、成年後見制度の利用に係る需要を適切に把握すること、市民の中から成年後見人等の候補者を育成しその活用を図ることを通じて成年後見人等となる人材を十分に確保すること等により、地域における需要に的確に対応する所を旨として行われるものとする。

3 成年後見制度の利用の促進は、家庭裁判所、関係行政機関（法務省、厚生労働省、総務省その他の関係行政機関をいう。以下同じ。）、地方公共団体、民間の団体等の相互の協力及び適切な役割分担の下に、成年後見制度を利用し又は利用しようとする者の権利利益を適切かつ確實に保護するために必要な体制を整備することを目指として行われるものとする。

（国の責務）

第四条 国は、前条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、成年後見制度の利用の促進に関する施策に關し、国との連

携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係者の努力)

第六条 成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者は、基本理念にのつとり、その業務を行いつつともに、国又は地方公共団体が実施する成年後見制度の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(国民の努力)

第七条 国民は、成年後見制度の重要性に関する認知と理解を深めることとともに、基本理念にのつとり、国又は地方公共団体が実施する成年後見制度の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(関係機関等の相互の連携)

第八条 国及び地方公共団体並びに成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施に当たっては、相互の緊密な連携の確保に努めるものとする。

2 地方公共団体は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施に当たっては、特に、その地方公共団体の区域を管轄する家庭裁判所及び関係行政機関の地方支分部局並びにその地方公共団体の区域に所在す

五

六

る成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者その他の関係者との適切な連携を図るよう、留意するものとする。

(法制上の措置等)

第九条 政府は、第十一条に定める基本方針に基づく施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を速やかに講じなければならない。この場合において、成年被後見人等の権利の制限に係る關係法律の改正その他の同条に定める基本方針に基づく施策を実施するため必要な法制上の措置については、この法律の施行後三年以内を目途として講ずるものとする。

(施策の実施の状況の公表)

第十条 政府は、毎年一回、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施の状況をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

第二章 基本方針

第十二条 成年後見制度の利用の促進に関する施策は、成年後見制度の利用者の権利利益の保護に関する国際的動向を踏まえるとともに、高齢者、障害者等の福祉に関する施策との有機的な連携を図りつつ、次に

掲げる基本方針に基づき、推進されるものとする。

- 一 成年後見制度を利用し又は利用しようとする者の能力に応じたきめ細かな対応を可能とする観点から、成年後見制度のうち利用が少ない保佐及び補助の制度の利用を促進するための方策について検討を加え、必要な措置を講ずること。
- 二 成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度について検討を加え、必要な見直しを行うこと。
- 三 成年被後見人等であつて医療、介護等を受けるに当たり意思を決定することが困難なものが当面に必要な医療、介護等を受けられるようにするための支援の在り方について、成年後見人等の事務の範囲を含め検討を加え、必要な措置を講ずること。
- 四 成年被後見人等の死亡後における事務が適切に処理されるよう、成年後見人等の事務の範囲について検討を加え、必要な見直しを行うこと。
- 五 成年後見制度を利用し又は利用しようとする者の自発的意志を尊重する観点から、任意後見制度が積極的に活用されるよう、その利用状況を検証し、任意後見制度が適切にかつ安心して利用されるために

七

八

必要な制度の整備その他の必要な措置を講ずること。

- 六 成年後見制度に関する国民の関心と理解を深めるとともに、成年後見制度がその利用を必要とする者に十分に利用されるようするため、国民に対する周知及び啓発のために必要な措置を講ずること。
- 七 成年後見制度の利用に係る地域住民の需要に的確に対応するため、地域における成年後見制度の利用に係る需要の把握、地域住民に対する必要な情報の提供、相談の実施及び助言、市町村長による後見開始、保佐開始又は補助開始の審査の請求の積極的な活用その他の必要な措置を講ずること。
- 八 地域において成年後見人等となる人材を確保するため、成年後見人等又はその候補者に対する研修の機会の確保並びに必要な情報の提供、相談の実施及び助言、成年後見人等に対する報酬の支払の助成その他の成年後見人等又はその候補者に対する支援の充実を図るために必要な措置を講ずること。
- 九 前二号の措置を有効かつ適切に実施するため、成年後見人等又はその候補者の育成及び支援等を行う成年後見等実施機関の育成、成年後見制度の利用において成年後見等実施機関が積極的に活用されるための仕組みの整備その他の成年後見等実施機関の活動に対する支援のために必要な措置を講ずること。
- 十 成年後見人等の事務の監督並びに成年後見人等に対する相談の実施及び助言その他の支援に係る機能

を強化するため、家庭裁判所、関係行政機関及び地方公共団体における必要な人的体制の整備その他の必要な措置を講ずること。

十一　家庭裁判所、関係行政機関及び地方公共団体並びに成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者の相互の緊密な連携を確保するため、成年後見制度の利用に関する指針の策定その他の必要な措置を講ずること。

第二章 成年後見制度利用促進基本計画

第十二条 政府は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、成年後見制度の利用の促進に関する基本的な計画（以下「成年後見制度利用促進基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2　成年後見制度利用促進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一　成年後見制度の利用の促進に関する目標
 - 二　成年後見制度の利用の促進に關し、政府が総合的かつ計画的に講すべき施策
 - 三　前二号に掲げるもののほか、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進する

九

一〇

ために必要な事項

- 3　内閣総理大臣は、成年後見制度利用促進基本計画の案につき閣議の決定を求めるにあらざり。
- 4　内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、成年後見制度利用促進基本計画をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。
- 5　前二項の規定は、成年後見制度利用促進基本計画の変更について準用する。

第四章 成年後見制度利用促進会議

（設置及び所掌事務）

第十三条 内閣府に、特別の機関として、成年後見制度利用促進会議（以下この章において「会議」という。）を置く。

- 2　会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一　成年後見制度利用促進基本計画の案を作成すること。
 - 二　成年後見制度の利用の促進に関する施策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
 - 三　前二号に掲げるもののほか、成年後見制度の利用の促進に関する基本的事項の企画に関して審議する

とともに、成年後見制度の利用を促進するための施策の実施を推進し、並びにその実施の状況を検証し、評価し、及び監視するもの。

- 3 会議は、次に掲げる場合には、成年後見制度利用促進委員会の意見を聽かなければならぬ。
- 一 成年後見制度利用促進基本計画の案を作成しようとするとき。
 - 二 前項第三号の検証、評価及び監視について、それらの結果の取りまとめを行おうとするとき。
(組織等)
- 第十四条 会議は、会長及び委員をもつて組織する。
- 2 会長は、内閣総理大臣をもつて充てる。
 - 3 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。
 - 一 内閣官房長官
 - 二 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第九条第一項に規定する特命担当大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 三 法務大臣

—

- 四 厚生労働大臣
- 五 総務大臣
- 六 前各号に掲げる者のほか、関係行政機関の長のうちから内閣総理大臣が指定する者
- 4 前二項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関する必要な事項は、政令で定める。

第五章 成年後見制度利用促進委員会

(設置)

- 第十五条 内閣府に、成年後見制度利用促進委員会(以下「この章において「委員会」という。)を置く。
- 2 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 次に掲げる重要な事項に関して、自ら調査審議し、必要と認められる事項を内閣総理大臣又は関係各大臣に建議すること。
 - イ 成年後見制度の利用の促進に関する基本的な政策に関する重要な事項
 - ロ 成年後見制度の利用の促進を図る上で必要な環境の整備に関する基本的な政策に関する重要な事項
 - 二 内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、前号に規定する重要な事項に関して、調査審議するもの。

(資料の提出要求等)

第十六条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、報告を求めることができるほか、資料の提出、意見の陳述、説明その他必要な協力を求めることができる。

(組織)

第十七条 委員会は、委員十人以内で組織する。

2 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 委員会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

(委員等の任命)

第十八条 委員及び臨時委員は、成年後見制度に関して優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

2 専門委員は、当該専門の事項に関して優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

(委員の任期等)

第十九条 委員の任期は、附則第一条ただし書の政令で定める日の前日までとする。

一一

一四

2 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

3 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

(委員長)

第二十条 委員会に、委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(事務局)

第二十一条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。

3 事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。

(政令への委任)

第二十一条 第十五条から前条までに定めるものほか、委員会に關し必要な事項は、政令で定める。

第六章 地方公共団体の講ずる措置

(市町村の講ずる措置)

第二十二条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を創案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に關する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に關して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めらるゝにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

(都道府県の講ずる措置)

第二十三条 都道府県は、市町村が講ずる前条の措置を推進するため、各市町村の区域を超えた広域的な見地から、成年後見人等となる人材の育成、必要な助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

一五

一六

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条及び第五条の規定は、同日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 認知症である高齢者、知的障害者その他医療、介護等を受けるに当たり意思を決定することが困難な者が円滑に必要な医療、介護等を受けられるようにするための支援の仕方については、第十一條第二号の規定による検討との整合性に十分に留意しつつ、今後検討が加えられ、その結果に基づき所要の措置が講ぜられるものとする。

(成年後見制度の利用の促進に関する法律の一部改正)

第三条 成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成二十八年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。

「第五章 成年後見制度利用促進委員会（第十五条第一十二条）」
目次中「・第十四条」を削り、
第六章 地方公共団体の講ずる措置（第二十三条・第二十四条）」
を

「第五章 地方公共団体の講ずる措置（第十四条・第十五条）」に改める。

第一条中「とともに、成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進委員会を設置する」を削る。

第十一条第三項中「内閣総理大臣」を「法務大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、成年後見制度利用促進基本計画を変更しようとするとき」に改め、「成年後見制度利用促進基本計画」の下に「の変更」を加え、同条第四項中「内閣総理大臣」を「法務大臣、厚生労働大臣及び総務大臣」に改め、「運営なく、」の下に「変更後の」を加え、同条第五項を削る。

第十二条を次のように改める。

第十二条 政府は、関係行政機関相互の調整を行うことにより、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、成年後見制度利用促進会議を設けるものとする。

2 関係行政機関は、成年後見制度の利用の促進に関する専門的知識を有する者によって構成する成年後見制度利用促進専門家会議を設け、前項の調整を行った際には、その意見を聽くものとする。

一七

一八

3 成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進専門家会議の庶務は、厚生労働省において処理する。

第十四条及び第五章を削る。

第六章中第二十三条を第十四条とし、第二十四条を第十五条とし、同章を第五章とする。

(内閣府設置法の一部改正)

第四条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。

第四条第三項第四十六号の一の次に次の二号を加える。

四十六の三 成年後見制度利用促進基本計画（成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成二十八年法律第二十九号）第十二条第一項に規定するもの）の策定及び推進に関する事。

第三十七条第三項の表中

アルコール健康障害対策関係者会議 アルコール健康障害対策基本法

アルコール健康障害対策関係者会議	アルコール健康障害対策基本法
成年後見制度利用促進委員会	成年後見制度の利用の促進に関する法律

に改める。

第四十条第二項の表中

子どもの貧困対策会議	子どもの貧困対策の推進に関する法律
------------	-------------------

子どもの貧困対策会議	子どもの貧困対策の推進に関する法律
成年後見制度利用促進会議	成年後見制度の利用の促進に関する法律

に改める。

第五条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。

第四条第三項第四十六号の二を削る。

第三十七条第三項の表成年後見制度利用促進委員会の項を削る。

第四十条第二項の表成年後見制度利用促進会議の項を削る。

(内閣府設置法の一部改正に伴う調整規定)

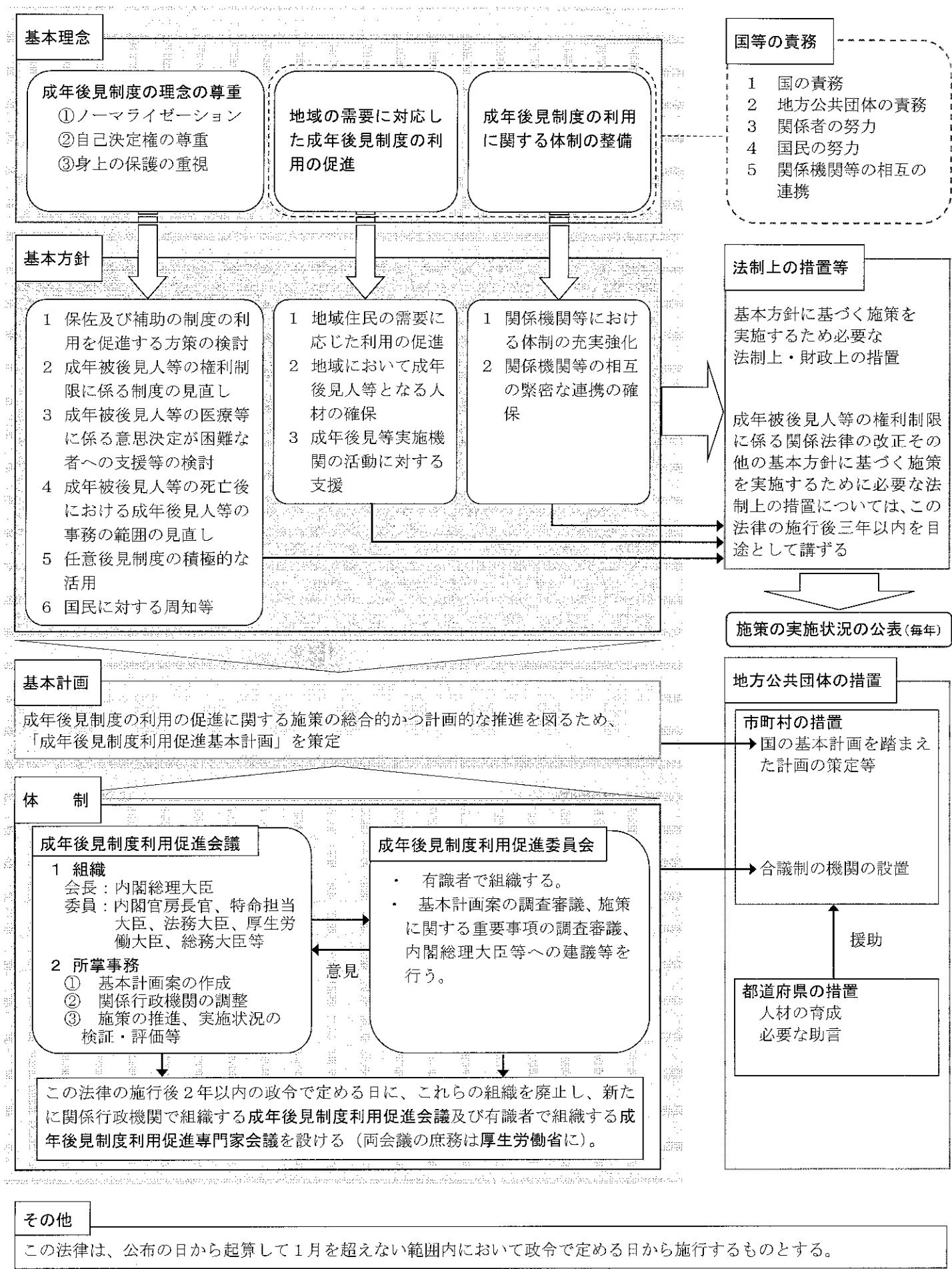
第六条 附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日がアルコール健康障害対策基本法(平成二十五年法律第二百九号)附則第一条第一項ただし書に規定する規定の施行の日後である場合には、前条のうち内閣府設置法第四条第二項第四十六号の二を削る改正規定中「第四条第三項第四十六号の二」とあるのは「第四条第三項第四十六号の一」と、アルコール健康障害対策基本法附則第六条のうち内閣府設置法第四条第二項第四十六号の一を削る改正規定中「削る」とあるのは「削り、同項第四十六号の二を同項第四十六号の一とする」とする。

一九

一〇

項第四十六号の一を削る改正規定中「削る」とあるのは「削り、同項第四十六号の二を同項第四十六号の一とする」とする。

成年後見制度の利用の促進に関する法律イメージ図



成年後見制度利用促進基本計画の推進について(平成30年度概算要求等)

<平成29年9月現在>

分類	担当府省	事業の概要	新規・継続	
			平成30年度概算要求額	
I 制度の周知 成年後見登記広報用パンフレット等の作成	法務省	成年後見制度及び成年後見登記制度を国民に周知するためのパンフレット及びポスターの作成、インターネット広告の実施	パンフレット ポスター(継続) インターネット広告(新規)	4,097千円 2,988千円 2,783千円
II 市町村計画の策定 成年後見登記システムの機能改修	内閣府 法務省	国の計画において都道府県及び市町村担当者向け説明会の開催(H29.4~7) 成年後見登記の事務処理の適正・迅速化に資するシステムの改修	— —	— —
III 利用者がメリットを実感できる制度の運用 後見を担う人材の育成	厚生労働省	市民後見人等の権利擁護人材の養成研修等 法人後見実施のための研修 法人後見を安定的に実施するための組織体制の構築 法人後見の適正な活動のための支援	継続	地域医療介護総合確保基金(介護分)483億円の内数 「権利擁護人材育成事業」 地域生活支援事業費等補助金507億円の内数 「成年後見制度法人後見支援制度」
IV 地域連携ネットワークづくり 地域における広報・普及啓発の実施、経費の助成	厚生労働省	成年後見制度利用促進のため、社会福祉協議会や地域包括支援センター等の相談機関や ネットワーク構築などの体制整備を実施	継続	42百万円 「介護保険事業費補助金 成年後見利用促進運営・相談体制整備事業」
V 不正防止の徹底と利用しやすさの追求 成年後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な人への支援等の検討	厚生労働省 法務省	ネットワーク構築などに係る手引き・指針に関する研究事業(H29年度) 成年後見制度利用促進のための広報、普及活動の実施 成年後見制度の利用に係る経費に対する助成	— —	地域支援事業交付金1,569億円の内数 「成年後見制度利用支援事業(高齢者関係)」 地域生活支援事業費等補助金507億円の内数 「成年後見制度普及啓発事業(障害者関係)」 成年後見制度利用支援事業(障害者関係)
VI 成年後見人等の医療・介護等の現場の関係者の参考となる考え方の整理 成年後見人等の権利制限の措置の見直し	厚生労働省	市民後見人等の権利擁護人材の養成研修等 法人後見実施のための研修 法人後見を安定的に実施するための組織体制の構築 法人後見の適正な活動のための支援 金融機関等及び関係省庁による成年後見における預貯金管理に関する勉強会の実施(H29.6～)	継続	地域医療介護総合確保基金(介護分)483億円の内数 「権利擁護人材育成事業」 地域生活支援事業費等補助金507億円の内数 「成年後見制度法人後見支援制度」
VII 成年後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な人への支援等の検討	内閣府	医療機関における医療従事者の成年後見制度への理解状況等実態把握に関する研究事業実施(H29年度) 成年後見人等の権利に係る制限が設けられている制度(いわゆる欠格条項)の見直しの検討	— —	— —
VIII 成年後見人等の権利制限の措置の見直し	厚生労働省 ※ 内閣府から事務引継ぎ	成年後見制度利用促進専門家会議の運営等 成年後見制度利用促進専門家会議の運営等	新規	11,786千円 32,095千円
その他				

※更なる財政支援について、厚生労働省において要請に向け調整中。
 ※分類III(利用者がメリットを実感できる制度の運用)において、最高裁判所において、医師、当事者等の関係者団体からヒアリングを実施(H29.8)



公益社団法人 日本社会福祉士会

〒160-0004 東京都新宿区四谷1-13 カタオカビル2F
TEL 03-3355-6541 FAX 03-3355-6543

※無断で複写・転載することを禁じます。